

フシダ

君に忠節を盡さんことを期す、是れ即ち武士道の起原なり。源頼朝兵を擧げて、平氏を滅し、木曾義仲を殺し、藤原泰衡を斃し、覇府を鎌倉に開くや、深く平氏に鑑み、公卿の華美柔弱なるを斥けて、質朴勤勉の風を養ひ、専ら武藝を習練し、疎褻無禮を戒め、専ら未練を耻ぢしめ、大に武士道を奨励し、武魂を養生したり、頼朝嘗て筑後守俊兼の美服を著せるを見て大に怒り、俊兼の佩刀を取り、其美服を斷ちて之を戒め、又故老の和漢の故事に通ずるものを召して、常に武術を研究し、學問所を置き、併せて學藝を研め、毎年の始めには弓場始を行ひ、鶴岡八幡宮の祭には必ず流鏑馬を行ひ、其他笠懸、犬追物、牛追物、放鷹等の武技を行へり、また三浦義明は八十餘歳を以て、頼朝の爲に衣笠城を守り、其子義胤義連等は、義の爲めに父を捨て、頼朝を佐けて大功を建てたりき、頼朝の歿後其子孫及び北條氏、皆頼朝の意を奉じて武士道を奨励したりき、これら武士の道義を明文に顯はしたるは、貞永式目五十一條條とす、其大要は、敬神崇佛を始めとし、武士の守るべき法令を規定したり、故を以て貞永式目は、獨り鎌倉武士のみならず、戦國時代の諸侯の家訓は、皆則を貞永式目に取れり、「山は裂け海はあせなん世なり」とも君に二心われあらめや」とは、鎌倉武士の覺悟を表はしたるものにして、「武士の矢なみつくらふ小手の上に殺たばしる那須の篠原」とは、鎌倉武士の武風凛烈なる有様を表はしたるものなり、則ち鎌倉武士は、永く武俠の標本たりしのみならず、我日本の國粹なる大和魂(言換ふれば即ち武士道)は、尤も多くを鎌倉武士が養成したるものと云ふべし、尋で元寇の時には敵を擊殺し、以て我國を全無無缺の國たらしめたり、北條高時の時に至り、實業發達の家

フシダ

法を破り、奢侈遊宴を事として、滅亡を取りしと雖も、猶は高時の自盡するや、相殉へるもの大名四十六人、門葉二百八十三人、恩顧の士の切腹するもの三千餘人に及び、六波羅探題北條仲時、近江番場に自殺するや、武士の切腹するもの四百三十餘人の多きに及ぶと云ふ、何ぞ最後の壯烈なるや、更に南北朝時代に入りては、結城親光の忠勇凛烈なる、また新田義貞の東征より敗れて還れる時、部下の士が、天龍川の橋を切落さんとするや、之を停めて、義貞が身として、敵に敗けても、かけ渡るべき橋を切落して、敵に急におそはれじと、あはてふためきけるなどいはん事、末代に至るまで口おしかるべしと云へるが如き、武士道の精神を發揮せるものといふべし、足利義満、南北朝を合一して、大に士風を矯正し、細川頼之を補けて武士道を振振せり、室町時代の末に至り群雄四方に割據して相争ひ、互に雌雄を競ひしを以て、各々其家人を奨励して武事を修練せしめ、士風を興起したり、武田信玄、上杉謙信、北條早雲、長曾我部元親、大内義隆等皆家訓を立てて、家人郎黨を訓練したり、就中最も峻嚴なるを信玄の家法とす、其二を掲げんか「奉、對、屋形様、盡末不、可、有、三、違、意、事、大、細、事、共、不、可、違、背、御、下、知、事、對、父、母、聊、不、可、不、孝、事、對、兄、弟、聊、不、可、不、睦、事、於、三、朋、友、被、離、心、之、族、仁、道、可、嗜、事、對、家、中、之、郎、從、慈、悲、肝、要、事、於、戰、場、聊、不、可、爲、未、練、事、武、勇、專、可、嗜、事、弓、馬、嗜、肝、要、事、學、文、不、可、油、斷、事、歌、道、可、嗜、事、參、禪、可、嗜、事」とあり、以て一斑を推知すべし、江戸時代に至りては、徳川家康忠勇剛直なる三河武士より出て、天下を一統し、府を江戸に開くや、武士奨励と共に文學を奨励し、文武井に行はしむると共に、勲績をすしめ、鎌倉武

フシナ

士の範を取れり、元和元年武家法度に「文武弓馬之道、專可相嗜、事、國々大名小名并諸給人、各相抱之士卒、有、爲、叛、道、殺、害、人、告、者、速、可、追、出、事、諸國諸侍可、被、用、檢、約、事、など見え、徳川家光は寛永十一年十二月「忠孝を勵まし、禮法を正し、常に文武に心掛、義理を專とし、風俗を亂るべからざる事」と令し、尙武勤儉を主とし、併せて文藝を奨励し、士道を振興したり、隨うて武士道を説くもの多く、山鹿素行の士道、武教小學、配所殘筆、中江藤樹の文武問答、貝原益軒の武訓、大道寺友山の武道初心集等の著書續々出たり、而して其尤も武士道を發揮したるものを赤穂義士とす、蓋し江戸時代にて武士道の尤も發達したるは寛永前後にして、これより後は、華美淫風に流れて漸次衰頹し、白川樂翁等ありて、これが恢復を謀りしと雖も、士道は益々衰へて、終に江戸幕府滅亡となれり、維新以後士道大に衰へしが、數千年來養ひ來たる精神は、日清戦争、日露戦争等によりて、遺憾なく其聲價を世界に發揮するに至れり(史論「武士道」、讀史餘錄、武士道叢論)

フシナハメノカハ 伏見宮(招縄目、附子繩目)

白と薄藍(青)と紺との三色を、三重に並べて、九折の紋を一面に染めたる草を云ふ、又繩目草ともいふ、幕の手繩の、白青黒の布をなびませたるが如くにして、其形は折れて節々ある故に名づく、この草を細くたてておどしたるを伏縄目繩と云ふ(貞丈雜記)參考保元物語に「新大納言法皇の御前にて戯れて、やあかに親信、坂東には何事か有と申されたりけるに、兵衛佐とありあへず、繩目の色草、そ多く候へと答たり云々」と見えたり、後世承成の事に云ふは安政なり、ナドシ、及び「カハ」の挿繪參看。

フシナ

フシナハメノヨロヒ 伏縄目繩 伏縄目の草にて威したる繩を云ふ、フシナハメノカハを以て、

フジノコホリ 富士郡 所在駿河國起原皇極天皇紀、三年七月の條に始めて見ゆ、油草書紀不盡に作り、萬葉集不盡または布白に作る、和名抄に島田、小坂、古家、蒲原、騨家、大井、久武、姫名、神戸等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

フシミシヤウ 伏見城 所在山城國紀伊郡伏見町の東、今堀内村に舊址あり、故址は一面の山林畑地となり、遺蹟歴々尙存す、近年其本九二丸等の地御料地となり、起原油草文祿三年正月豊臣秀吉、此山の地勢を相し、新に大城を築き、諸侯の第宅四邊に櫛比す、尋でこれに移る、朝鮮の役明使を延見せしもまた本城なり、慶長元年七月震災に罹る、同年修築、同三年秀吉此に薨じ、子秀頼嗣ぐ、同四年正月大阪城に徙り、徳川家康當城に留まる、同年九月家康東下に際し、松平家忠、鳥居元忠、内藤家長、松平近正をして守らしむ、同年七月石田三成之を圍み、八月城陷る、同八月二月十二日家康當城にて將軍に拜せられ、後例となる、同年九月松平秀康之を守り、同十二年四月松平定勝之に代る、元和元年松平信吉入城、九年幕府令して之を毀たしむ、其宮殿門樓は、多く諸所の寺院に移したるを以て、今猶存せるものあり(山州名跡志、廢城考、平安通志)

フシミテンワウ 伏見天皇 名號 御名は照仁、法名素融、系圖後深草天皇の第二皇子、御母は芝羅門院藤原璋子、左大臣實雄女、第九十二代の天皇、[皇] 文永二年四月降誕、建治元年十一月後宇多天皇の皇太子となり、弘安十年十月廿一日受禪、正應

フシミ

元年三月十五日即位す、在位十一年、改元すること二、永仁六年七月廿二日位を後伏見天皇に譲る、仍て尊號を上りて太上天皇といふ、即ち政を院中に繼ぐ、後二條天皇登極するに及び中院と稱す、延慶元年花園天皇の立つや、再び政を繼ぐ、應長元年正月常磐井殿に移り、正和二年十月機務を後伏見上皇に屬し、薨して伏見殿に徙る、乾元二年三月また持明院に移り、文保元年九月三日崩す、壽五十三、深草に火葬し、御骨を山城國紀伊郡深草村の深草法華堂に納す、天皇和歌を善くし書に巧なり、嘗て藤原爲兼に命じ、萬葉集以下の和歌を選ばしめ、玉葉和歌集と名づく、はじめ天皇、北條時宗の援立する處となる、因りて時宗の子貞時と諱り、後伏見天皇を立つ、後宇多上皇、其先帝の說に違へることを責む、貞時即ち議定し、後深草、龜山二帝の皇胤を立立することなし、限るに十年を以てす、兩統迭立(リヤウトウテツリツ)參看(大日本史、隆盛一覽)

フシミツノ 伏見殿 所在山城國紀伊郡伏見郡原田村初めは藤氏長者領にして、藤原賴通の子橋俊綱傳領して山庄となし、伏見寺を建立して此に居せしが、後平範家伏見庄を傳領し、護法寺を建立し、此に住せり、平治の亂後、此寺を北石藏に移し、寺領伏見庄及び寺の敷地山野田畠は、範家の子入道圓智傳領し、五辻齋院本家たりしが、後ち後白河院御領となり、長講堂に寄せ、建久三年宜陽門院に傳はれり、尋で鷹司院に傳はり、建長年中後嵯峨上皇に傳はりたり、建長七年後嵯峨上皇は、傳領の後初めて之に幸したりき、後ち後嵯峨、後深草、龜山の諸院屢々御幸遊ありき、後ち永く持明院統に相傳し、仙洞御所となり、伏見、後伏見二院も、に居住し、廣義門院、崇光、光嚴、光明の諸院も亦、

フシミ

に任し給へり、後ち伏見宮に傳はりしが、後花園天皇即位するに及びて、再び皇室の御領となりたり(長講堂御領考)

フシミノミヤ 伏見宮 榮仁親王を祖とし、初め宮號を有栖川と稱し、後ち伏見と改む、崇光天皇の第一皇子なり、貞治七年正月親王宣下、永和元年十一月元服を加ふ、應永五年五月大光明寺に入り、剃髮して法諱を通智といふ、同廿三年十一月薨す、年六十六、大通院と號す、子孫相襲ぎ明治に至る(野史、纂輯御系圖)

○榮仁親王 治仁王 貞成親王 貞常親王
邦高親王 貞敦親王 邦輔親王 貞康親王
邦房親王 貞清親王 邦尙親王 邦道親王
貞致親王 邦永親王 貞建親王 邦忠親王
貞行親王 邦賴親王 貞敬親王

フシミハウサウバン 富士見寶藏番 江戶幕府の職名、江戸城内なる富士見寶藏を守衛することを掌る、職は幕府累代の文書珍寶を納むる處なり、富士見寶藏番之頭、番衆を四組(はじめ八組)に分ち、各組にこれをおく、留守居の支配、四百俵高、焼火問詰とす、富士見寶藏番、人員不定、更徴には六十人とあり、これによれば一組十五人なり、百俵高、上下役、躰問詰とす、此外なほ富士見寶藏下番組頭二員、同下番二十員あり、起原[皇] 寶藏番組頭を置く、後ち富士見寶藏番と改む、其年代詳かならず(史微別錄の註には、寛永十七年十月

フシム

紅葉山山下に寶藏出来、寶藏番を仰付らるゝあり、慶政私記を引用せる頭註の説またこれと同じ。下番もまた寛永中おく所なりといふ、慶應三年番之頭を廢す(柳營秘鑑、吏徴、吏徴別録、柳營沙汰書、徳川實紀)

フシムアギヤウ

伏見奉行

幕府の職名、山城國伏見市街の政務を行ひ、及び宇治、伏見、木津等の川筋の船舶を管轄し、また京都町奉行と共に、近江丹波兩國の政令を發し、其訴訟をも裁斷す、多くは大名を以て之に補し、萬石以下の人と雖も、其待遇他の奉行と大に異なる處あり、老中の支配、持高、役料三千俵、美容問詰にして、從五位下に叙せらる、人員一員とす、與力十騎、同心五十人、伏見牢番一人これに屬す(肥後國志、慶長五年の頃よりこれを置き、元禄九年一旦廢廢し、京都町奉行をして兼職せしめしが、十一年再びこれを置きたり(吏徴別録、吏徴附録、武鑑、古事類苑官位部)

フシムヤキ

伏見燒

に於て製出する陶器(肥後國志)其始詳ならず、雄略天皇の時、山城の工人某伏見に於て陶の清器(清淨の器を云ふ)を造りて朝廷に獻せしことあり、而して其後陶窯廢す、元和元年伏見の人、錦幸右衛門といふものあり、始めて小兒玩具の土偶人を造る、時人呼んで人形屋幸右衛門といふ、其他の工人巧を傳へて今に至る、其造る所の物は、土偶人及び禽獸又祭器に用ふる蓋壺等なり、其土偶を作る法は、背面を分て兩片と爲し、模型にて作り蒸に入れて、燒きて後膠を以て兩片を結合し、着色を施して形狀を具す、同國深草里の工人も亦之を製出す、幸右衛門の作りし所の土偶は、世に稀に傳ふるものあり(工藝志料)夫人、肥後國志の末位にありて、天皇

フシム

の御殿に侍するものないふ(肥後國志)夫人の稱は、日本書紀反正天皇の條に、初めて見えたれども、後世支那風を學びて、追書せるものにして、當時此稱ありしにあらざる、大寶の令制、夫人三員を置き、三位以上と定めたり、多くは大臣の女を以てこれに充つ、爾來歷朝多く散見せりと雖も、後ち女御、更衣等の稱新たに起るに及び、自然廢絶に歸し、文德天皇の時なる藤原緒夏以後は、全くその稱を見ざるに至れり、尋て明治に至りて夫人の稱を廢す(古事類苑帝王部、皇室典範)

フシムアギヤウ

普請奉行

時代以後武家の職名、室町幕府井に織田豊臣の二氏にては、城壁、堤防、堀垣等の修築を掌り、江戸幕府にては江戸城の石垣、堀、橋の普請、地形掘取、各所の土居、石垣、堀、橋の普請、地形掘取、各所の明屋敷、拜領屋敷の請取渡等の事を掌る、而して江戸幕府の制は、老中の支配、二千石高、諸大夫、芙蓉問詰とし、二員あり(肥後國志)江戸幕府の制、普請方奉行(百俵高、十人扶持、二員あり、明和五年創置)普請方改役(百俵高、七人扶持、四員あり、後二員となる、明和五年創置)普請方(二十俵高、三人扶持、寛政元年創置)同心、地割役等あり(○普請はもと僧家の語にして、普く天下に請うて、堂塔を營建する意より出でたる辭なれば、俗家にて作事といふと異なる事なき筈なれど、武家時代より、殿舎堂塔等造作の事を作事といひ、城壁、堤防、堀垣など修築するを普請といひしより、作事普請の兩職に分れたるなり、されども一致の司なれば、土木の役ある時は、兩職共に興り開くこと常のことなり、江戸幕府の制又これと同じく、土木建築の事は、作事普請、小普請の二奉行にて分掌し、普請奉行は、上に

フシヤ

いへる如く、地取石垣等の事を掌り、作事奉行は殿舎を建築する事を掌り、小普請奉行は繁雜の工事を掌りたり(肥後國志)鎌倉幕府には、作事奉行の名のみありて、普請奉行の稱所見なしと雖も、提を築き、路を作る等の事を奉はる奉行ありしをいへば、これ自ら普請奉行の職掌にかなへり、室町幕府に至り、はじめて職名となる、殿中申次記に、「杉原伊賀守は普請奉行候間云々」とあり、徳川親元記寛正六年五月二日の條に、「秋庭仙洞爲御普請奉行罷出」とあるを初見とす、而して事ある時は、五ヶ番衆の中より、各々其人を定めてこれを司らしめたり、なほ庭中掃除の役をも兼ねるがゆゑに、或は庭奉行と呼ばれし事もありき、織田豊臣兩家の世には、近習馬廻の内より、然るべき輩を擧げてこれに補したり、また其頃大名諸家にて、幕府の命により、普請の役に從ふ時、家臣等をして各々預れる所々の修築を爲さしめたる者をも、私には普請奉行といへり、江戸幕府にては、創置の年代詳かならざれども、慶長中既に其名あり、又總普請奉行とも稱す、もと使番其他より兼帶し、人員も定まらざりしが、承應元年二月永井直元、城朝茂を以て定役となし、爾來二員となる、明和五年上水及び道路の事を兼掌せしむ、文久二年七月之を廢し、屬吏を以て作事奉行の支配となしたり(「サクツアギヤウ」參看(武家名目抄、有司勤仕録、明良帶録、職掌録、東職紀聞、吏徴、吏徴別録、徳川實紀、泰平年表、武鑑、徳川禁令考)

フシヤ

歩射

すべて歩立にて射る大的、小的草鹿、圓物などの總名なり、騎射に對して云ふ、奉射とは別なり(員丈雜記)奉射、神前にて、法樂の爲め大的を射るなり、神に手向するものなり、室町時代以後

フシユ

稱あり、オホホトと參看(員丈雜記、四季章)等を詠讀することをいふ、法華經に「受持誦讀」とありて、註に、誦讀は誦讀なりとあり、梵語伽陀を、誦讀と譯すと云ふ説あれども、伽陀は頌と譯す、今誦讀文は頌にあらず、

フシユクデン

不熟田

水旱蟲霜等によりて、成然せざる田地を云ふ、令制にては、十分の五以上は租を免じ、七以上は租調を免じ、八以上は課役共に免除せしめたり(令義解)

フシユツ

武術

劍術(ケンジュツ)砲術(ハツシュツ)槍術(サウシュツ)弓術(キウシュツ)柔術(ジュツ)馬術(バシュツ)長刀(ナギナタ)の諸項を見よ、なほ武藝十八般といへるは、弓、弩、刀、劍、矛、盾、斧、鉞、鞭、管、槌、笠、又杷頭、縮繩、套字、白打の諸藝なりと、和漢三才圖會にあれど、多くは支那に行はれたるものにて、我國にて武術といへば、普通前に擧げたる諸藝を指すこと知るべし、

フシユシンバウ

富壽神寶

一種の寶、徑七分五厘強、重一匁、錢文は嵯峨天皇の宸筆并に僧空海の筆なりといふ(肥後國志)嵯峨天皇弘仁九年十一月、鑄造して之を行はしむ、而して、年々五千六百七十貫文を鑄、同十二年より天皇長五年まで、年々三千貫文を鑄、同六年より承和元年まで年々千八百三十貫文を鑄たりといふ、錢(セニ)の挿輪を見よ(大日本貨幣史)

フシユフセカウモン

不受不施講門

名、日蓮宗の一派、宗祖日蓮なるを以て名づく、別に寺院を建立せず、備前國龍華教院を其宗務所并に教會所となす(肥後國志)日興が不受不施の主義を主唱して配流せられ、此派一たび絶えんとし

フシユ

たるも、後日講出で、亦盛んに之を主唱す、即ち寛文六年四月守正護國堂を作りて幕府に上り、其主義を詳かにす、幕府は、身延山の日興等、請を容れ、日講等を召して審問し、遂に日講を佐土原に配流す、日講佐土原に謫居すること三十三年にして、元禄十一年其地に寂す、後遺弟等、幕府の禁制あるを以て、公然弘通するを得ざりしも、密に主義を抱持したるものありたり、而して元禄二年日興の派より分れて、自ら一派をなす、これより奥門派講門派の稱あり、不受不施派即ち奥門派は、財法の二施共に施主を立つるも、講門派は財法に施主を立て、法施に立てず、其外二三の異點あり、明治十五年三月、日心政府に請うて、講門派の獨立を許可せられ、備前の龍華教院を本所となし、教會組織となせり、ニチレンシュウ(フシユフセハ)參看(萬代龜鏡録、佛教各宗綱要、日本佛教史綱、史學雜誌、不受不施の過去及び現在)

フシユフセハ

不受不施派

日蓮の一派、法華の行者たる者は、他宗他門の者より供養を受けず、又他宗他門の者に施さざる義なり、日興を派祖とす、本山は備前國妙覺寺にして末寺なし、教會所十數箇所を有す(ニチアウ)參看(肥後國志)日蓮、佐渡より救されて鎌倉に遷りたる時、北條氏が供養せんとしたるも、断然として斥け、甲斐の身延山に退隱したる意に由ると云ふ、文禄四年九月豐臣秀吉妙法院に於て、千僧供養の法會を營め、時、妙覺寺日興の弟子日興、秀吉の請待に應ぜず、始めて不受不施の義を主唱し、日重等が請待に應じて供養を受けたるを以て、宗祖の本意に違背するものとなし、極力排撃したり、慶長四年徳川家康の命により、大阪城に至りて審問を受けたるも、不受不施の主義を主唱して、日重、日沼等を宗門の罪人なりと

フスベ

なせり、同五年六月家康之を對馬に配流す、寛永五年に至り、日輪關東に在りて、亦不受不施の義を主唱し、徳川秀忠夫人淺井氏の葬禮の布施を受けず、身延山の衆僧が、これを受けたるを排撃せり、日興、日弘、日進、日充等の諸學僧、また四方に呼應して此義を弘通す、寛文七年四月幕府日輪をして信濃の伊奈に謫居せしめ、日興等の諸學僧を處分したり、これより此主義を唱ふるもの絶えたりしが、後ち日進日院等恩田派と稱し、日明日禪等悲田派と稱し、共に不受不施の義を弘通したれば、幕府再び之を禁制したり、然れどもその流派絶えず、明治八年六月日正、教部省に上書して、此一派の復興獨立を請ひたるも却下せられ、後ち再三上書し、九年四月十日に至りて許可せられたり、ニチレンシュウ(參看(萬代龜鏡録、佛教各宗綱要、日本佛教史綱、史學雜誌、不受不施派の過去及び現在)

フスベ

燻

染色の色名、紅(クレナキ)を三度染めたる色をいふ、袍をば此色にて染め、五位以上の人之を着用す、また無位の諸王之を着する、こと、彈正式に見えたり(裝束色彙)

フスベカハ

燻革

燻革の一種、地を燻べて、種々の花草を白く現はしたるものをいふ(工藝志料)貞丈雜記に「松葉を火に燒きて、其烟にてふすべて色を付くるなり、今世は松葉に、たばこの葉と、二色を用ふるなり、革に白く紋を出だすには、厚紙にて紋をほりのきて、それをそくひにてはり付けて、扱ふすべて後紙の紋をばはき取るなり、其あと白くなるなり、うづらまきのふすべ革は、革をふとき丸木にても、太き竹にても巻きて、ほそき麻糸にて横にばらんと巻きて、又すぢかひに巻きて、ふすべて糸をとぎ去れば、鵝の羽の文の如く紋出づるなり、

フタサ

した、承和十四年皇孫在原業平捨て、寺院となす、故に在原寺とも稱す、貞觀の初高岳親王奏請して、上毛野石上飯奴の三内親王の地五十五餘町を還して、不退超昇の二寺に施入す、慶長廿年徳川氏寺領五十石を寄す、今本堂、多寶塔、住吉祠あり、寶物に關成天皇宸翰御養業平像、金銅舍利塔を藏す(平城坊目考、大和志、大和志料、京華要誌附録)

フタサシ

札差 名所 江戸時代旗本御家人の慶米受取方より、其實買等を請負ひたる商人をいふ、昔慶米請取手形の渡るや、其人名を書して、これを割竹に挟み、藏役所の藁苞に挿みたるより起りたりといふ、一名藏宿ともいふ、札差仲間にて略して単に宿と稱すれども、旗本御家人等は多く藏宿の名稱を用ひたり、而して札差の徒は皆江戸淺草の藏前に住みたり○甲府、及び田安一橋の二卿、加賀藩にも札差あり、蓋し藏前の札差に倣ひたるものなり(原田實起原詳かならず、按ずるに旗本御家人の慶米即ち藏米は、春夏冬の三季に分ちて、淺草の米藏なる藏役所より請取るものなれども、自身にてこれを請取るには、幾日も藏役所に出で、日數を空費する等の手數あるが故に、いつとなく其便を圖り、代りて請取る商人を生じたるものにして、なほ札差の手にかければ、慶米を抵當として金を借り入れ、融通を爲し得るの利あるを以て、喜びて、これに托するに至れり、而してこれを業とする者は、慶安の頃よりありしと雖も、株式として其人を定めたるは、大岡忠相が町奉行たりし時、享保九年百九人と定めたるを以て、當時札差より、借金の利息は一割半より高からざる制限を立てたり、而して札差本分の營業は、札差料(即ち手數料)藤高百俵に就き、金一分の割、但し百俵以下にて、月々扶持方あ

フタサ

るものは、其札差料を、見込金一分までを限り、相對にて定む、此外賣側(ツリカハ)と稱し、百俵即ち三十五石に就き、金二分の拂米口錢を取りたり、此定めはいつ頃より始まりしものか明かならざれども、札差創業以來の定法ならんか、利子の制限は、屢々變更ありしも、札差料は維新前まで變更せる事なし、天保十三年老中水野忠邦改革の政を布くに及び、十組の株式を廢し、札差の株式を廢したりき、是より先寛政元年老中松平定信の時、旗本御家人勝手御教と稱し、札差より旗本御家人に貸出しおきたる古借金濟方葉捐の令を出し、(キエン)と稱す、天保十四年忠邦もまた札差金無利息二十年賦の令を出せり、これ旗本御家人等が、窮乏之餘、慶米を抵當として、札差より金を借るもの夥しく、容易に返却する能はざりしより、利に利を重ねて、窮乏益々甚しかりしを救助し、一は札差の奢侈に流れたるを懲罰するに出でたるものなり、而して右年賦の令の出づるや、一時休業するものあり、旗本御家人等大に不便を感じたるより、新たに町方御用達、御勘定所御用達の人選にて、十五人を札差となしたりしも、其中辭するものもありて、僅に五人のみ残り、嘉永四年幕府諸問屋を再興するに際し、札差もまた舊制に復したりしが、これより株式と稱せず、名代といへり、札差の組合は、天王寺組、片町組、森田町組の三組ありて、各組を六番に分ち、大抵一番は六家より成立せり、組合中、月行事、玉場行事、場所行事、日行事を置き、また札差の株は、これを家督相續し、他人に譲與するを得るものにして、他人に譲る場合は、仲間の承諾を得るを要し、多くは札差の支配人、もしくは親族等に譲與したれども、も譲與すべきものなき時は、組合の特株とし、これ

フタシ

な釣株といへり、なほ札差株の價は、文政天保頃までは千兩なりしが、維新前には二百兩乃至二百五十兩に下落したりき、右の如く札差は單に藏米請取の代理者にして、且つ其拂方をも爲したりしのみならず、旗本御家人に對する貸金また莫大なりしを以て、其利益また頗る多く、富巨萬を重ね、榮華を極めたり、故に幕府は、屢々令してこれを戒め、また貸金利子の高きに失するを制したりき(徳川實紀、日本商業史、江戸會誌、札差考)

フタシヨ

札所 三十三觀音(サンジツフサンクワンオン)、及び八十八箇所大師(ハチジツフハツカシヨダイシ)の條を見よ、

フタセ

札錢 制札錢を云ふ、「セイサツ」の條を見よ、

フタチ

武太刀 軍陣に佩く太刀の總名、飾太刀、蒔繪太刀等に對しての名なり(貞丈雜記)

フタツイロ

二色 藤の色名、長薄色、裏黄色なるものをいふ(織文圖會)

フタツヒキリヤウ

二引兩 「ロキリヤウ」を見よ、

フタヘ

二重 襲の色目の名、表裏ともに同色なるもの、但し大方は紫、蒔黄などをいへり(布衣記)

フタラサンノジンジャ

二荒山神社 下野國河内郡宇都宮市馬場町○もと宇都宮大明神と云ふ、本國の一宮にして、現今國幣中社(豊城入彦命)宮記、神名帳頭註に事代主命、性靈集便家に大己貴命、健御名方命を祭るとし、國人は大己貴命、豊城入彦命を祭ると爲す(原田實起原詳かならず、續後紀承和三年十月丁巳の條に、奉授下野國從五位上勳四等二階神正五位下とあるを初

フチ

見とす、延喜の朝名神大社に列す、承平年中、平将門討討の時、征伐祈禱あり、天慶中將門平定の時、二季の祭禮及び料所を定置し、康平年中源義家、安倍貞任討討凱旋の日、報賽として生贄を獻じ、兵器を奉納す、元暦元年源賴朝平家追討として祈請し、後ち當國地頭御家人等、所役として五月會頭を始めて置く(下野國志、神祇志料、官國幣社一覽)

フチ

扶持 米を以て給する藤をいふ、石高は一人一日の食料を標準として與ふるが故に、何人扶持の稱あり、二人扶持は、大抵四合の割合なりき、成田分限帳に「扶持侍、三百人扶持上杉若松齋殿、百人扶持上杉竹知齋殿、同上杉大藏丞殿、同小山園書頭殿、六十人扶持里見道玄殿、三十人扶持足利道永殿云々」と見え、また福島正則家中分限帳にも、四十人扶持飯沼平右衛門、三十人扶持澤井九郎云々」と見ゆ、江戸時代また之に同じかりき、而して職掌に附屬したる扶持を役扶持といふ、假令ば作事奉行の役扶持は五十人扶持、鷹匠頭の役扶持は廿人扶持なるが如し(武家名目抄)扶持はもとタスクルの義にして、扶助といふに同じ、其人に藤を與へて扶助するの意より轉じて、藤其ものをいふこととなりたるなり、

フチ

藤 藤の色目の名、胡曹抄、雁衣抄には表薄紫、裏青なりといひ、藻鹽草、布衣記には表紫、裏薄紫なるものといへり、春着用す、

フチ

斑(駁) 馬の毛色のマダナなるものを云ふ、和名抄に「駁馬、説文云、駁(補車反、駁馬、俗云布知无萬、不純色馬也)とあり、青駁、黒駁、栗毛駁、鶴毛駁、鹿毛駁、槽毛駁、葦毛駁等あり、皆其毛色にて斑あるを云ふ、

フチ井ウチ

藤井氏 姓は卜部、平麻呂の五世神祇大副兼忠の男、神祇大副兼國二十七世猪熊

フチラ

行學 行道 行徳、藤色をいふ、即ち紫の糸にて感したるものを云ふ、藤糸威の異、ナドシと參看(軍用記)

フチラドシ

藤威 藤色の糸、即ち紫の糸にて感したるものを云ふ、藤糸威の異、ナドシと參看(軍用記)

フチガヤツウチ

藤谷氏 上冷泉の支流、權大納言爲家十一世爲滿の二男爲賢より出づ、爲賢權中納言從二位となり、承應二年七月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(諸家知譜拙記、系譜、華族譜)

フチコロモ

藤衣 裏腹(モフク)を見よ、

フチタウトウコ

藤田東湖 名號名は彪字は短彌、通稱虎之介、後ち誠之進と改む、東湖と號す(藤田一正(幽谷)の二子)藤田 水戸藩士なり、文化三年三月生る、幼より奇蹟、長じて武技を嗜み、讀書を好まざりしが、後ち幡然として悟る處あり、刻苦して書を誦じたり、文政九年幽谷歿するに及び家を襲ぎ、明年進物番に補し、彰考館編修となり、總裁の事を攝す、其時書を青山延子に致して、館中の五事を論ず、是に於て人はじめて其力を學問に専らにせる事を知れりといふ、十二年藩主徳川齊修薨じ、嗣子いまだ定まらざるに際し、執政等將軍徳川家齊の公子を迎立せんとするものあり、東湖等齊修の弟齊昭のあるを以て、大に之を不可と爲し、同志と共に

フチタ

に江戸に出で、支藩守山侯に謁して遊政願を述べたりしが、會々齊修の遺書を見せられ、齊昭と對し、藤ふことを得たり、天保元年擢ばれて、郡奉行となり、後ち諸職を経、十年側用人に轉じ、深く齊昭の譽遇を蒙り、常にその機密に參與せり、齊昭が改革の政を布き、或は弘道館を建て、或は兵器軍艦を造り、文教武備を盛んに爲したるもの、實に東湖獻替の功多しとせざるなり、然れども東湖が、齊昭を補佐して行ひたる施政の中、往々にして幕府の忌憚に觸るものありしを以て、弘化元年幕府は、齊昭に命するに、致仕謹慎の事を以てするや、東湖またこれに坐して塾居を命ぜられしが、嘉永二年に至りて赦さる、嘉永六年再び側用人となりて、學校奉行を兼ね、此時に當り、米經浦賀に來りて通商を請ふのことあり、天下の議論頓に沸騰したりしが、幕府は前將軍徳川家慶の遺命により、齊昭を起して海防の議に與らしめしが故に、東湖は齊昭を輔けて計畫する處甚多かりしと雖も、その主唱、擴充にありしを以て、議論閣老等と合はず、然れども其怒號したる擴充論は、天下に反響して、志士の渴仰する處となり、水藩は擴充論の木鐸を以て目せられたり、而して東湖は實に其藩論を代表する地位にありしかば、諸藩の俊才來りて、國事を論じ教を請ふ者、日に其門に填まるの有様なりき、安政二年十月二日江戸大震あり、東湖此日災に罹りて卒す、年五十、水戸市常磐原に葬る、明治二十三年正三位を贈らる○按ずるに東湖は、早くより開國の必要を認め居たりと雖も、志氣を鼓舞するの方便として擴充論を主唱し、且つ兵器軍艦の製造を急務と爲したるものなること、先賢既に其説めり、故に改めて辯せず(藤田東湖、新史、常陸帶、弘道館遺書、東湖詩草(藤田東湖、新

兼實

(署名)

兼實を攝政に擬し、兼實もまた之を望みしと雖も、法皇近衛基通を寵して許さず、文治元年頼朝弟義經と隙を生ずるや、義經、頼朝追討の院宣を法皇に請ふ、兼實、院宣を下すべからざるを奏す、法皇用ふる能はず、遂に宣旨を下す、既にして義經四奔す、頼朝北條時政を遣はして、義經を求むると共に、奸亂を防ぐを名とし、諸國に守護地頭を置き、兵馬の權を收むるや、頼朝朝廷の政治に關與し、講義十人を置き、兼實を内覽とす、明年三月遂に攝政長者となる、既にして頼朝奏して、攝政家所領を基通より兼實に譲らんことを奏す、法皇基通を愛して、往復辯難、遂に攝政權を兩分す、五年太政大臣となり、幾くもなくして辭す、兼實攝政となり、銳意治を圖り、徳化を施し、善政を行ひ、廢れたるを興す、天下其相と稱す、建久三年法皇崩御の後、頼朝と共に協力して政を行ひ、稍々專横なり、建久七年十一月關白を罷む、是より先兼實攝政たるの時、法皇の寵妃丹後局の嫉妬を受け、事々其意を行ふ能はざるを嘆じたりき、既にして丹後局、頼朝、兼實等、各々女を中宮となさんと欲したりしが、兼實の女任子勝を制して入内せしむ、皇女を生み、兼實大に失望したり、この時に通親の丹後局、其女宜陽門院の別當源通親と結び、通親の女重子を後鳥羽天皇の宮中に入れて皇子を生じ、是に於て兼實を

フチハラノカネミチ

藤原兼通

に、丹後局等の爲めに退けられ、中宮任子も寵を失ひて、宮を出づるに至れり、九年正月天皇位を土御門天皇に譲る、通親外戚の權に據りて威福を專にし、兼實朝政に預らず、毎に之を憤る、これより失意の地になり、快々として樂まず、建仁二年薨逝し、承元元年葬す、年六十（日本書紀）玉葉、ギョウケウ、參看（大日本史）

フチハラノカマタリ

藤原鎌足

封す（大日本史）
一名鎌子、本氏は中臣（系圖）御食子の子、藤原氏の祖なり（系圖）常陸に生る（元亨釋書）には大和高市郡の人とあり、今大鏡に從ふ、皇極天皇三年神祇伯に拜せられしと雖も、病と稱して就かず、退いて三島（攝津國島上郡）に居る、蓋し大志を抱くを以てなり、而して孝德天皇清龍の日、鎌足と相親善にして、敬待する事厚し、鎌足深く其知遇に感じ、密かに翼戴の意を通ず、是時に當り、蘇我入鹿不臣の心を挾み、社稷を親視す、鎌足慨然として匡濟の志あり、宗室諸王の中有爲の主を察し、即ち意を中大兄皇子に屬し、相共に肺腑を布き、伏誅する所なし、然れども人の嫌疑を恐れ、周孔の道を南淵先生に學ぶに託して相往來す、時に鎌足、皇子に勸めて曰く、大事を成さんとせば、叱咄の臣なるべからず、大王宜しく蘇我倉山石川麿と婚を結びて好を爲し、而る後これと謀らば、成功の路近かるべしと、皇子大に喜びて之に従ひ、遂に其女を納る、是に於て石川麿赤心を開いて皇子を奉戴するに至れり、既にして鎌足また佐伯子麿、葛城稚犬養綱田を以て與黨と爲し、四年六月三韓進調の日、入鹿の入朝するを伺ひ、皇子と共に入鹿を誅す、入鹿の父蝦夷等また自盡し事平々、尋で天皇、位を中大兄皇子に譲らんとし給ふに及び、鎌足は皇子に就きて輕皇子に譲らしむ、これを孝德天皇と爲す、天皇鎌足を以て内臣となし、大錦冠を授く、而して大化革新の政、皆鎌足が中大兄皇子と計りて畫策せる所なりき、白雉五年紫冠を授けらる、天智天皇即位の二年十月、鎌足病あり、天皇其弟に親臨して病を訪ひ、尋で皇太子大津皇子を遣はし、大鏡冠を授けり、内大臣と爲す、位左大臣

フチハラノキンスエ

藤原公季

の上有り、また法皇原を賜ふ、同月薨す、年五十五（或五十六）攝津阿蘇山に葬りしが、後ち大和多武峯に改葬せり（大日本史）

フチハラノコレカ

藤原惟方

に、丹後局等の爲めに退けられ、中宮任子も寵を失ひて、宮を出づるに至れり、九年正月天皇位を土御門天皇に譲る、通親外戚の權に據りて威福を專にし、兼實朝政に預らず、毎に之を憤る、これより失意の地になり、快々として樂まず、建仁二年薨逝し、承元元年葬す、年六十（日本書紀）玉葉、ギョウケウ、參看（大日本史）

フチハラノコレカ

藤原伊周

幼名小千代、世に帥内大臣と稱す（系圖）道隆の二子、事關才人優るの故を以て、特に道隆の愛する處となり、正暦二年參議に任じ、尋で權中納言に拜し、明年俄に遷りて權大納言となり、正三位に進み、又叔父藤原道長等を超えて、五年内大臣に陞る、時に年二十一、明年道隆病に罹り、關白の職を視る、と能はず、因りて奏請して、伊周をして文書を内覽せしむ、既にして道隆薨じ、藤原道兼關白となるに及び、内覽を停めしが、道兼在職七日にして薨す、伊周密に關白たらんことを望み、一條天皇の意また伊周にありしと雖も、大后東三條院は道長の姉なりしを以て、天皇に強請する處あり、内覽の宣旨遂に道長に下る、伊周大に不平の情を抱く、時に藤原爲光の二女鷹司第に孤居す、伊周其姉に私し、華山法皇亦其妹に挑み給へり、伊周以て姉に通ぜるものと、夜法皇が鷹司第より遷幸するを窺ひ矢を放ちて是を

フチハラノコレカ

藤原定家

薨す（大日本史）
一名鎌子、本氏は中臣（系圖）御食子の子、藤原氏の祖なり（系圖）常陸に生る（元亨釋書）には大和高市郡の人とあり、今大鏡に從ふ、皇極天皇三年神祇伯に拜せられしと雖も、病と稱して就かず、退いて三島（攝津國島上郡）に居る、蓋し大志を抱くを以てなり、而して孝德天皇清龍の日、鎌足と相親善にして、敬待する事厚し、鎌足深く其知遇に感じ、密かに翼戴の意を通ず、是時に當り、蘇我入鹿不臣の心を挾み、社稷を親視す、鎌足慨然として匡濟の志あり、宗室諸王の中有爲の主を察し、即ち意を中大兄皇子に屬し、相共に肺腑を布き、伏誅する所なし、然れども人の嫌疑を恐れ、周孔の道を南淵先生に學ぶに託して相往來す、時に鎌足、皇子に勸めて曰く、大事を成さんとせば、叱咄の臣なるべからず、大王宜しく蘇我倉山石川麿と婚を結びて好を爲し、而る後これと謀らば、成功の路近かるべしと、皇子大に喜びて之に従ひ、遂に其女を納る、是に於て石川麿赤心を開いて皇子を奉戴するに至れり、既にして鎌足また佐伯子麿、葛城稚犬養綱田を以て與黨と爲し、四年六月三韓進調の日、入鹿の入朝するを伺ひ、皇子と共に入鹿を誅す、入鹿の父蝦夷等また自盡し事平々、尋で天皇、位を中大兄皇子に譲らんとし給ふに及び、鎌足は皇子に就きて輕皇子に譲らしむ、これを孝德天皇と爲す、天皇鎌足を以て内臣となし、大錦冠を授く、而して大化革新の政、皆鎌足が中大兄皇子と計りて畫策せる所なりき、白雉五年紫冠を授けらる、天智天皇即位の二年十月、鎌足病あり、天皇其弟に親臨して病を訪ひ、尋で皇太子大津皇子を遣はし、大鏡冠を授けり、内大臣と爲す、位左大臣

フチハ

歿す、年五十九、京都相國寺中林光院に葬る。惟高幼にして學び、老に至りて怠らず、釋者に入入し、百家を涉獵し、聖道を崇び異端を排す、精義折理、破竹の如し、未だ嘗て其力を勞せざるなり、性甚だ酒を嗜みしと雖も、或は旬を経て飲まず、或は痛飲酔うて亂れず、而して人に接するや欣然として談論し、終日倦まず、道を問ふものあらば、人品に隨ひて常に教誨せり、近世文教の興る、其力與りて多きに居る

フチハラノタカスケ

藤原隆資 四條隆資(シテウタカスケ)を見よ、

フチハラノタカヨシ

藤原隆能 系統 清綱の二男、母は高階爲行の女、清綱藏人、主殿首、參河守等に歴任し、正五位下に至り、繪所預に補せらる、繪所一流の祖なり、仁平四年に鳥羽金剛心院の扉に畫き、久壽二年參河守となりたるより考ふれば、崇徳近衛兩朝頭の人なること明かなり、此人佛畫の外、一種の纖麗なる倭繪を描きたる、世に有名な源氏物語の繪を見て知るべし、歿年詳かならず、土佐派(トサハ)并に繪畫の條の挿繪參看人車記、尊卑分脈、扶桑名畫傳、横井博士(日本繪畫史)

フチハラノタタヒラ

藤原忠平 名號 世に小一條太政大臣と稱す、眞信公と勅諡す、系統 基經の四子、時平の弟、寛平中正五位下侍從に任叙し、肥後權守を兼ね、昌泰三年正月參議に任じたりども、二月奏請して、これを叔父藤原清經に譲り、右大臣となる、延喜八年更に參議に任じ、春宮大夫左大臣を兼ね、位階正四位上、藤原氏に屬す、

左近衛權中將となり、三年藏人頭に補し、寛平中讃岐權守を兼ね、參議、左右衛門督、檢非違使別當を歴、五年中納言に任じ、右近衛大將、春宮大夫を兼ね、尋で大納言に轉じ、また左大將に遷り、藏人所別當に補し、從三位に叙す、時平人となり色を好む、嘗て伯父藤原原經を給いて其妻を奪ひしことあり、既にして宇多天皇位を讓つて天皇に讓るや、天皇を戒諭して曰く、時平は功臣の後にして、年少なりと雖、政事に暗練せり、はじめ其内行謹まざるを聞きしも、朕措いて問はず、去春以來屢々激勵を加へ、公事を習はしむ、宜しく顧問に備へて輔導たらしむべしと、是に於て權大納言菅原道實と共に政を執る、昌泰三年左大臣となり、大將元のごとし、延喜元年從二位に叙す、時に道實右大臣に陞り、頗る勢望あり、而して宇多上皇密に藤氏の權を抑へんとするの意ありしかば、厚くこれを任用し、また天皇と議し、道實をして専ら機務を決せしめんとせり、時平聞いて平かなる能はず、源光、藤原國藤、藤原管根等と結託して、道實を誣構し、道實遂に貶黜せられしかば、時平は茲に有力なる政敵を失ひて、權力全く其一門に歸したり(スガハラノミチザネ)參看) 此時に際し、風俗奢侈に流れ、衣服華麗を競ひ、屢々制限を立つると雖、禁を犯す者多し、時平即ち豫め天皇と謀議し、一日自ら鮮服を着けて入朝す、天皇伴り怒り、職事を召して曰く、朕近時奢侈を禁じたるに、左大臣百僚に長たるの身を以て國禁を破る、大臣の舉動此の如くなるべけんやと、時平恐惶し、隨身を屏去ること月餘に及ぶ、天下之に鑑み、奢風頓に改るといふ、七年正二位に叙し、九年薨す、年三十九、勅して正一位太政大臣を贈る(公卿補任、大日本史)

フチハ

に叙し、權中納言に任じ、藏人所別當となり、右大將を兼ね、十一年大納言に轉じ、十三年正三位左大將に進み、明年右大臣に拜す、延長二年正二位左大臣となり、三年東宮傳を兼ね、はじめ兄時平、延喜格式を撰し、未だ成るに及ばずして薨す、忠平これを踵ぎ、格十二卷、式五十卷を上る、八年朱雀天皇即位するに當り、詔して萬機を攝政せしむ、是より先基經の薨後、攝政關白を置かざりしが、此に至り、天皇幼冲なるを以てまた置きたるなり、承平二年從一位に陞り、牛車に乗じて上東門を出入するを聽され、六年太政大臣に拜し、攝政舊の如し、天慶三年三宮に准すること、忠仁公の故事の如く、また轡車を臨さる、四年攝政を罷めて關白となり、村上天皇の御宇に入りてもなほ然りしが、天曆三年八月薨す、年七十、詔して正一位を贈り、信濃公に封じ、其墓を以て荷前例幣の數に入る、忠平寛厚慈愛、薨するに及び天下、これを惜む、而して兄時平、仲平と共に、並に哀職に登り、一門短縮す、世にこれを三平といへり(公卿補任、大日本史)

フチハラノタタミチ

藤原忠通 名號 法性寺關白といふ、系統 忠實の長子、賴長の兄、藤原基經の門に入りて、古今集の敕言を受く、これを久うして名譽益々著る、平居和歌を詠するや、古淨衣を被き、桐火桶を擁し、凝然靜座、未だ嘗て惰容なし、其成るに及び、雅淡深遠、語然し、意婉なり、後鳥羽天皇尤もこれを愛し給へり、仕へて皇太后宮大夫正三位に至る、安元年間官を辭し、尋で薨す、嘗て後白河法皇の詔を奉じ、千載集を撰み、文治二年書成りてこれを上る、はじめ源俊賴、基俊と相譜はず、其徒各々門戸を立て、互に相毀せり、而して俊成は、基俊に於ては、其學力を稱し、俊賴に於ては、其風體を取りしが、撰集の事あるに際し、多く俊賴の歌を採る、人或は、基俊の惡む處とならんと言へるに答へて、我は唯歌を取らぬのみ、何ぞ師弟流派を問はんやといへり、時人其坦夷を稱す、時に俊成の歌名一世を被ひ、屢々歌の判者たり、晚年に至り豁然として悔悟して曰く、予不才を以て歌詞を判する事多し、或は輕重權を失することあらん、前賢知るあらば、これを何とかいはん、加ふるに衰老して、朝に聞いて夕に忘る、恐らくは引証疎謬を致せるもの、亦影ながらざるべし、而して猶自ら省みず、一己の私意を以て妄に其優劣を判せんやと、爾後また判詞を置かざりき、然れども耆老に及びて、精爽衰へず、耳目聰明にして、猶能く拜趨し、また屢々和歌會に侍す、後鳥羽土御門の二天皇甚だ、これを優重し給へり、建仁三年、歳九十に到り、筋力衰耗して復た朝する能はず、土御門天皇其榮寵を極めしめんと欲し、仁和の故事に倣ひ、賀和歌所に賜ひ、屏風及び褥を設けて座と爲し、諸子扶けて殿に

フチハ

伊賀を食む、此に至り三國を併領す、久安五年再び太政大臣となり、六年これを辭し、また攝政を停めて關白となる、是より先忠實、二子賴長を愛し、忠通と相譜はざりしかば、忠通に命じて内覽を賴長に譲らしめんとす、忠通命を奉ぜず、忠實大に怒り、兵士を遣はして、忠通より朱器盤盃を奪ひ、悉く賴長に授け、以て氏長者と爲し、且つ其宅地莊園を没す、忠通敢て意を爲さず、朝參すること故の如くなりき、時に賴長漸く驕恣なりしが故に、天皇これを厭ひ、最も忠通を親任し給へり、仁平三年内覽を停め、賴長これに代る、蓋し白河法皇の意に出づるなり、既にして法皇またや、賴長を疎んじ、始めて忠通の言を信するに至りしが、久壽三年天皇崩じて嗣なし、時人望を崇徳上皇の皇子重仁親王に屬す、然るに美福門院これを忌み、雅仁親王を立てんとするや、忠通また賛同し、爲めに法皇に説く處あり、議遂に決す、これを後白河天皇となす、保元元年賴長亂を起して戦殺するの後、忠通再び氏長者となる、三年關白を辭し、應保三年薨を判り、長寛二年薨す、年六十八、忠通關白を以て四世に歴仕し、朝廷の典故を暗んず、且つ其人となり寛厚にして、喜怒色に形れず、善く詩を賦し文を屬す、また和歌に工にして、殊に書法に長ぜり、晩年に至り其書精巧の域に達し自ら一家を爲す、世に法性寺流といふ(入木道、ニフボクダウ)參看) また佛を好み最も天台に通じ、兼れて眞言を學ぶ、嘗て別業を法性寺の傍に造る、故に世に法性寺關白といへり(大日本史)

フチハラノトキヒラ

藤原時平 名號 世に本院大臣と稱す、系統 基經の長子、藤原清經の二子、冠禮を仁壽殿に行ふ、光孝天皇手、冠を加へ給へり、位階正五位上、藤原氏に屬す、

初名顯廣、權髮して釋阿といふ、世に五條、三位と稱す、藤原基經の門に入りて、古今集の敕言を受く、これを久うして名譽益々著る、平居和歌を詠するや、古淨衣を被き、桐火桶を擁し、凝然靜座、未だ嘗て惰容なし、其成るに及び、雅淡深遠、語然し、意婉なり、後鳥羽天皇尤もこれを愛し給へり、仕へて皇太后宮大夫正三位に至る、安元年間官を辭し、尋で薨す、嘗て後白河法皇の詔を奉じ、千載集を撰み、文治二年書成りてこれを上る、はじめ源俊賴、基俊と相譜はず、其徒各々門戸を立て、互に相毀せり、而して俊成は、基俊に於ては、其學力を稱し、俊賴に於ては、其風體を取りしが、撰集の事あるに際し、多く俊賴の歌を採る、人或は、基俊の惡む處とならんと言へるに答へて、我は唯歌を取らぬのみ、何ぞ師弟流派を問はんやといへり、時人其坦夷を稱す、時に俊成の歌名一世を被ひ、屢々歌の判者たり、晚年に至り豁然として悔悟して曰く、予不才を以て歌詞を判する事多し、或は輕重權を失することあらん、前賢知るあらば、これを何とかいはん、加ふるに衰老して、朝に聞いて夕に忘る、恐らくは引証疎謬を致せるもの、亦影ながらざるべし、而して猶自ら省みず、一己の私意を以て妄に其優劣を判せんやと、爾後また判詞を置かざりき、然れども耆老に及びて、精爽衰へず、耳目聰明にして、猶能く拜趨し、また屢々和歌會に侍す、後鳥羽土御門の二天皇甚だ、これを優重し給へり、建仁三年、歳九十に到り、筋力衰耗して復た朝する能はず、土御門天皇其榮寵を極めしめんと欲し、仁和の故事に倣ひ、賀和歌所に賜ひ、屏風及び褥を設けて座と爲し、諸子扶けて殿に

フチハラノトシナリ

藤原俊成 名號 初名顯廣、權髮して釋阿といふ、世に五條、三位と稱す、藤原基經の門に入りて、古今集の敕言を受く、これを久うして名譽益々著る、平居和歌を詠するや、古淨衣を被き、桐火桶を擁し、凝然靜座、未だ嘗て惰容なし、其成るに及び、雅淡深遠、語然し、意婉なり、後鳥羽天皇尤もこれを愛し給へり、仕へて皇太后宮大夫正三位に至る、安元年間官を辭し、尋で薨す、嘗て後白河法皇の詔を奉じ、千載集を撰み、文治二年書成りてこれを上る、はじめ源俊賴、基俊と相譜はず、其徒各々門戸を立て、互に相毀せり、而して俊成は、基俊に於ては、其學力を稱し、俊賴に於ては、其風體を取りしが、撰集の事あるに際し、多く俊賴の歌を採る、人或は、基俊の惡む處とならんと言へるに答へて、我は唯歌を取らぬのみ、何ぞ師弟流派を問はんやといへり、時人其坦夷を稱す、時に俊成の歌名一世を被ひ、屢々歌の判者たり、晚年に至り豁然として悔悟して曰く、予不才を以て歌詞を判する事多し、或は輕重權を失することあらん、前賢知るあらば、これを何とかいはん、加ふるに衰老して、朝に聞いて夕に忘る、恐らくは引証疎謬を致せるもの、亦影ながらざるべし、而して猶自ら省みず、一己の私意を以て妄に其優劣を判せんやと、爾後また判詞を置かざりき、然れども耆老に及びて、精爽衰へず、耳目聰明にして、猶能く拜趨し、また屢々和歌會に侍す、後鳥羽土御門の二天皇甚だ、これを優重し給へり、建仁三年、歳九十に到り、筋力衰耗して復た朝する能はず、土御門天皇其榮寵を極めしめんと欲し、仁和の故事に倣ひ、賀和歌所に賜ひ、屏風及び褥を設けて座と爲し、諸子扶けて殿に

フチハラノナカマロ

藤原仲廣 名號 淳仁天皇の御宇、姓名を賜ひて、藤原惠美押勝といふ、系統 武智麻呂の二子、藤原人となり敏賢にして、略々書史に涉り、阿部少廣に従ひて算數を學び、其術に達す、内舍人、大學少允を歴、從四位下に累進し、民部卿となり、天平十五年參議に任じ、左京大夫を兼ね、尋で近江守に遷り、十八年式部卿に轉じ、東山道鎮撫使を兼ね、從三位に進む、天平勝寶元年大納言に陞り、紫微令、中衛大將を兼ね、從二位となる、仲廣深く孝謙天皇の寵する處となり、毎に左右に侍したりしが、天平寶字元年皇太子道祖王廢せらるるに及び、皇嗣に關して廟堂頗る異論ありしと雖、天皇は仲廣の議を用ひ、其女婿たる大炊王(仲廣の子眞從の卒後、其妻粟田諸姉を子養して大炊王に再嫁せしめたるなり)を冊立し給へり、天皇の信任かくの如く厚かりしを以て、參議橋本良隆これを除かん事を圖りしも、事成らずして減ぶるや、連坐するもの多く、仲廣に反對せる公卿等皆退けらる、これより仲廣の威内外に振ひ、百官目を側つ、既にして同二年淳仁天皇即位するに及び、その外戚と擁立との功を以て、權勢甚熾なり、この年勅を奉じて官名(クワンセイ)參看)を改めしが、仲廣は大保(舊稱右大臣)となり、功封三千戸、功田一百町を賜ひ、別に鑄錢舉稻及び惠美家印を用ふるを聽されしが、明年、大師(舊稱太政大臣)に進み、從一位となる、五年正一位に陞り、近江國淺井高島二郡の畿穴各々一處を賜ふ、時に其子三人參議、他は衛府國司に任じ、姻戚亦顯要に居る、故に衆怨を慮り、猜防益々甚しき

フチハ

左近衛權中將となり、三年藏人頭に補し、寛平中讃岐權守を兼ね、參議、左右衛門督、檢非違使別當を歴、五年中納言に任じ、右近衛大將、春宮大夫を兼ね、尋で大納言に轉じ、また左大將に遷り、藏人所別當に補し、從三位に叙す、時平人となり色を好む、嘗て伯父藤原原經を給いて其妻を奪ひしことあり、既にして宇多天皇位を讓つて天皇に讓るや、天皇を戒諭して曰く、時平は功臣の後にして、年少なりと雖、政事に暗練せり、はじめ其内行謹まざるを聞きしも、朕措いて問はず、去春以來屢々激勵を加へ、公事を習はしむ、宜しく顧問に備へて輔導たらしむべしと、是に於て權大納言菅原道實と共に政を執る、昌泰三年左大臣となり、大將元のごとし、延喜元年從二位に叙す、時に道實右大臣に陞り、頗る勢望あり、而して宇多上皇密に藤氏の權を抑へんとするの意ありしかば、厚くこれを任用し、また天皇と議し、道實をして専ら機務を決せしめんとせり、時平聞いて平かなる能はず、源光、藤原國藤、藤原管根等と結託して、道實を誣構し、道實遂に貶黜せられしかば、時平は茲に有力なる政敵を失ひて、權力全く其一門に歸したり(スガハラノミチザネ)參看) 此時に際し、風俗奢侈に流れ、衣服華麗を競ひ、屢々制限を立つると雖、禁を犯す者多し、時平即ち豫め天皇と謀議し、一日自ら鮮服を着けて入朝す、天皇伴り怒り、職事を召して曰く、朕近時奢侈を禁じたるに、左大臣百僚に長たるの身を以て國禁を破る、大臣の舉動此の如くなるべけんやと、時平恐惶し、隨身を屏去ること月餘に及ぶ、天下之に鑑み、奢風頓に改るといふ、七年正二位に叙し、九年薨す、年三十九、勅して正一位太政大臣を贈る(公卿補任、大日本史)

フチハ

に叙し、權中納言に任じ、藏人所別當となり、右大將を兼ね、十一年大納言に轉じ、十三年正三位左大將に進み、明年右大臣に拜す、延長二年正二位左大臣となり、三年東宮傳を兼ね、はじめ兄時平、延喜格式を撰し、未だ成るに及ばずして薨す、忠平これを踵ぎ、格十二卷、式五十卷を上る、八年朱雀天皇即位するに當り、詔して萬機を攝政せしむ、是より先基經の薨後、攝政關白を置かざりしが、此に至り、天皇幼冲なるを以てまた置きたるなり、承平二年從一位に陞り、牛車に乗じて上東門を出入するを聽され、六年太政大臣に拜し、攝政舊の如し、天慶三年三宮に准すること、忠仁公の故事の如く、また轡車を臨さる、四年攝政を罷めて關白となり、村上天皇の御宇に入りてもなほ然りしが、天曆三年八月薨す、年七十、詔して正一位を贈り、信濃公に封じ、其墓を以て荷前例幣の數に入る、忠平寛厚慈愛、薨するに及び天下、これを惜む、而して兄時平、仲平と共に、並に哀職に登り、一門短縮す、世にこれを三平といへり(公卿補任、大日本史)

フチハ

伊賀を食む、此に至り三國を併領す、久安五年再び太政大臣となり、六年これを辭し、また攝政を停めて關白となる、是より先忠實、二子賴長を愛し、忠通と相譜はざりしかば、忠通に命じて内覽を賴長に譲らしめんとす、忠通命を奉ぜず、忠實大に怒り、兵士を遣はして、忠通より朱器盤盃を奪ひ、悉く賴長に授け、以て氏長者と爲し、且つ其宅地莊園を没す、忠通敢て意を爲さず、朝參すること故の如くなりき、時に賴長漸く驕恣なりしが故に、天皇これを厭ひ、最も忠通を親任し給へり、仁平三年内覽を停め、賴長これに代る、蓋し白河法皇の意に出づるなり、既にして法皇またや、賴長を疎んじ、始めて忠通の言を信するに至りしが、久壽三年天皇崩じて嗣なし、時人望を崇徳上皇の皇子重仁親王に屬す、然るに美福門院これを忌み、雅仁親王を立てんとするや、忠通また賛同し、爲めに法皇に説く處あり、議遂に決す、これを後白河天皇となす、保元元年賴長亂を起して戦殺するの後、忠通再び氏長者となる、三年關白を辭し、應保三年薨を判り、長寛二年薨す、年六十八、忠通關白を以て四世に歴仕し、朝廷の典故を暗んず、且つ其人となり寛厚にして、喜怒色に形れず、善く詩を賦し文を屬す、また和歌に工にして、殊に書法に長ぜり、晩年に至り其書精巧の域に達し自ら一家を爲す、世に法性寺流といふ(入木道、ニフボクダウ)參看) また佛を好み最も天台に通じ、兼れて眞言を學ぶ、嘗て別業を法性寺の傍に造る、故に世に法性寺關白といへり(大日本史)

フチハ

に際し、會々僧道鏡、稍々孝謙上皇の寵を蒙り、仲慶の寵幸衰へしかば、此時政上皇の手に出づ。私にこれを除かんとし、八年上皇に諷して四畿内、三關、近江、丹波、播磨等の兵事の都督となり、反謀頗る露る、上皇之を知りて大に怒り、少納言山村王をして中宮院の鈴印を収めしめ、詔して其官位姓名を剝奪し、功封を没収し、且三關を警固せしむ、仲慶即ち其夜近江に走りしが、藤原藏下慶征討使として下向し、加ふるに、山背守日下部子慶等まつ近江に至りて、勢多橋を焼きしを以て、仲慶色を衰ひ、將に越前に赴き、鹽焼王を立てんとし、精兵を率ゐて發知關に入りしも、物部廣成の敗る處となり、其子越前守幸加知亦任地にて殺されしかば、進退據を失ひ、船に乗じて淺井郡磯津に渡航せんとして逆風に會ひ、轉じて高島郡三尾崎に至り、官軍と戦つて大敗し遂に斬らる、年五十九、妻子眷族與黨、皆尋で誅して伏す(大日本史)。

年清盛が、熊野に赴きたる不在に乗じて兵を擧げ、三條殿を焼き、後白河上皇及び二條天皇を幽し、通憲を殺したりしも、清盛の敗る處となり、軍を棄て、通る、義朝即ち東國に走らんとし、八瀬に至るの頃、信賴追及し、共に從はんことを請ふ、義朝罵りて曰く、卿首として大事を擧げ、然も一戦に及ばず、何の面目ありて、我に見えんとするかと、鞭を擧げて其頰を撃つ、信賴俯して答ふる能はず、是に於て仁和寺に入り、上皇に哀訴す、上皇これを憫み死一等を宥さんと欲したれども、天皇聽かず、清盛に命じて六條河原に斬らしむ、年廿七、平治の亂(イナノラン)參看(公卿補任、大日本史)。

政事の得失を論じ、天地の災異を陳じ、眞備支助の二人を除かんことを請ふ、朝議許さず、是に於て九月遂に兵を太宰府に起し、禁を遠河郡に遣り、兵營を設け、烽燧をおく、朝廷即ち大野東人を大將軍に、紀飯盛を副將軍とし、東海、東山、山陰、山陽、南海五道の兵一萬七千餘人を率ゐて、廣嗣を征せしめ、また別に佐伯常人、阿部虫廣に兵四千餘人を授けて之を援けしむ、既に東人等進みて豊前に入り、廣嗣の將、京都郡(豊前國)鎮長小長谷常人を斬り、登美、板櫃、京都三營の兵千七百餘人を生虜にす、十月廣嗣自ら兵一萬餘人を率ゐ、筑後國板櫃川に到り、佐伯常人等と戦つて利あらず、廣嗣の軍之よりしてまた振はず、出で、降る者相繼ぐ、是に於て廣嗣事の成らざるを知り、肥前國島原に乘じ耽羅島に到り、櫻蕩する事一晝夜、西風忽ち起りて船進まず、再び島原に吹き還され、進士阿部黑磨の捕ふる處となる、東人命じて十一月一日松浦郡に誅す、明年正月餘黨并に生虜の罪を決し、杖徒流死没入する者殆ど三百餘人なり、天平勝寶中眞備貶せられて筑前守となり、尋で肥前守となりしが、會々廣嗣の墓に詣りて之を祭り、遂に祠を立て、請じて鏡尊廟(水鏡、鏡宮に作る)と號し、また爲めに知識無怨寺を創せりといふ、廣嗣生れて魁偉、博く典籍に亘り兼れて佛教に通じ武藝絶倫にして兵法に練習せるのみならず、天文陰陽の書、管絃歌舞の技、皆精微を究め、才能を以て稱せらる。按ずるに廣嗣の擧兵は、京都における政權爭奪の結果に過ぎず、久米邦武氏は「武智廣の兄弟皆薨せり、因て從兄弟互に長を争ひ、廣嗣は式家の嫡なれば、豐成仲慶(南家)永手(北家)等と相闘し、志を得ず、支時眞備等は帝の謀臣にして、廣嗣を太宰府に遣りしが逆謀の成らざりし」といふ。

フチハラノヒデサト

藤原秀郷

名

忠隆の三子、藤原人となり唐關にして、他の才能なし、而して後白河上皇の嬖幸する處となり、累りに右兵衛佐、左近衛權中將等を歴、藏人頭に補し、保元三年參議に任じ、右衛門督を兼ね、正三位權中納言に進み、檢非違使別當となる、信賴寵を恃みて驕恣なり、藤原通憲と權勢を争つて相軋り、互に事に因りて之を圖らんとす、時に信賴大將たらん事を望みしに、通憲上皇を諫止したるを以て、其目的を達せざりしかば、大に之を怨み、常に病と稱して朝せず、中納言源師仲と相結び、其家に就いて日夜武藝を習ひ、通憲に報せんことを謀る、而して通憲は、平清盛と婚を通じて、勢力甚熾なり、會々源義朝孤立して援なく、資望頗る平氏より輕かりしが故に、清盛と相闘はず、信賴之を察し、引いて與黨となし、平治元年

藤原乃ち動情を露せし、眞備を誹謗し、繼投時、信賴は、然るに天皇、内勅を下して恩賜する所多し、藤原謀むべからざるを知り、病と稱して朝せず、天皇更に藤原光經を以て之に代らしむ、光經將に奏して賞を行はんとするや、天皇内旨によりて徒らに行賞を施し、有功の將士恩賞に預からず、而して天下漸く無事なるや、天皇政治を顧みず、宴遊を事とせるを以て、世大に擾動し、將士また亂を思ふに至る、建武元年出雲守護高直千馬を獻す、天皇大に喜び、馬寮をして養はしめ、天馬と呼ぶ、一日馬場殿に御し、内大臣藤原公賢に問うて曰く、天馬の出づるその應如何と、公賢故事を引て時瑞を讀し、群臣また慶賀す、藤原後れて至る、天皇亦これを問ふ、藤原支那の故事を引きて不祥となし、却て賞罰當を失し、批政多きを述べて、大に諫むる所あり、天皇悦びずして罷む、後ち屢々言上して諫むる所あれども、聽かれず、是に於て藤原、臣の道我に於て盡くるとなし、宮中を逃れて北山の岩倉に入りて僧となる、天皇大に驚き、宣房に命じて之を索めしむ、宣房人を馳せて之を召さしめしに、藤原和歌を以て答へたれば、宣房乃ち親ら馳せて岩倉に至れば、藤原既に無し、而して其終る所を知らず、世に妙心寺授翁(宗弼)は、藤原の出家したるものなりと稱すれども、其誤なることは、大日本史、史學雜誌「妙心寺授翁は藤原卿に非ざる説」に辯じて餘蘊なし、なほ宗弼(ソウロツ)參看(大日本史、史學雜誌)。

共に其頭となる、尋で春宮大夫、式部大將を歴、四位上に陞り、參議に拜し、遷りて左衛門督を兼ね、また春宮大夫となり、三年正四位下に叙し、左大將を兼ねしが、五年從三位に進み、八年權中納言に轉じ、陸奥出羽按察使を兼ね、明年大納言に任ず、十二年右大臣に拜し、正二位に累進せり、天皇中意見封事三條を上りて時事を論じ、皆嘉納せらる、二年左大臣となり、三年七月薨す、年五十二、正一位を贈り、文德天皇即位するに及び、外祖父の故を以て更に太政大臣を贈る、冬、御器宇温裕、識量弘雅、才文武を兼ね、寛容物に接す、また施藥院(セヤクイン、參看)をおき、親族貧乏の者を收養し、勸學院(クワンガクイン、參看)を設け、子弟に教授せり、嘗てまた弘仁格、内裏式を撰し、更に國史を監修したりしが、いまだ成らずして薨じたり(公卿補任、大日本史)。

フチハラノヒロツク

藤原廣嗣

名

るは從ふべし、天平十二年九月太宰府の管内に下されたる詔の中に、「遊人廣嗣等本凶惡、長益、許許、其父故式部卿常欲、除棄、朕不能許、掩藏至今、比在京中、謀亂親族、故令遷遠、冀其改心」といへるは、其消息を洩らしたるものなり、而して京都にもまた内應同盟の徒黨ありしことについては、吉田東伍氏が「十月官軍西へ向け出發の後、俄に平城に留守官をおき、征西の諸將へも、此旨使を立て、報知し、帝は俄に大和を避けて關東を指し、伊賀伊勢に巡幸せられたるにて知るべし、斯くて十二月廣嗣亡びて後還御せらる、左れば内應の徒黨は、其計策を見透かされ、兵を動かさずして捕はれたるなり」といへるもの、頗る當を得たり(續紀、大日本史、史海、僧玄昉、同「田口氏の史海」)。

世に閑院大臣と稱す、系統内廢の二子、事關延暦の末左右衛士尉を經、大同中從五位下に叙し、春宮亮となり、侍從を兼ね、從四位下中務大輔に進む、弘仁元年朝廷藏人所をおくに及び、冬、巨勢野足と

フチハラノフチサ

藤原藤房

名

幼名は惟房、系圖宣房の長子、事關後醍醐天皇に仕へて、左大辨に任じ、參議を歴て中納言に進み、左兵衛督を兼ね、檢非違使別當となり、正二位に至る、元弘元年北條高時兵を遣はして京都を犯さんとす、護良親王夜人を馳せて變を上る、時に藤原は弟季房、藤原師賢等と宿直したりしが、急に天皇及び神器を奉じて逃れ、三條河原に抵りて、護良親王以下數人追ひ至る、天皇肩輿に御して奈良に赴き、遂に笠置に入り給へり、藤原等皆微服して之に從ふ、賊夜火を行宮に放つ、藤原即ち師賢、源具行等數人と天皇を扶け、三月有玉山に至りて、賊兵の爲めに捕はられ、二年五月當陸に流さる、三年五月高時誅に伏するに及び、京に歸るを得たり、時に四方の義兵興起して賊を平定せるを以て、天皇は藤原實世に勅し恢復の賞を論ぜしむ、將士功を争ひ、實世之を決すること能はず、因て藤原に勅し、代りて其事を掌らしむ、

世に閑院大臣と稱す、系統内廢の二子、事關延暦の末左右衛士尉を經、大同中從五位下に叙し、春宮亮となり、侍從を兼ね、從四位下中務大輔に進む、弘仁元年朝廷藏人所をおくに及び、冬、巨勢野足と

世に光明寺殿といひ、單に峯殿とも云ふ、法名行惠、又東山入道とも稱す、藤原長經の長子、母は藤原能保の女、事關建久四年生る、土御門順徳兩朝に仕へ、侍從、左近衛中將、權中納言を歴て、從二位に叙す、左近衛大將を兼ね、建保六年進で左大臣となる、承久元年征夷大將軍源實朝弑せられて源家嗣なし、執權北條義時、道家が源賴朝の妹の孫に當れるが故、其子賴經を迎へて將軍となす、三年九月九條天皇立つ、道家天皇の舅たるを以て攝政となる、尋で後高羽上皇兵を擧げて關東を討す、七月義時の軍京都を陥れ、天皇を廢し、道家の攝政長者を停む、安貞二年十二月關白となる、三年長子左大臣敦實、道家に代りて關白となる、然れども道家尙ほ舊のごとく機務に預れり、文曆元年後堀河上皇崩じ、

フチハ

フチハ

フチハ

フチハ

忠通の上に出づ、既にして天皇の崩するや、美福門院及び忠通等、以て忠實、頼長等の兇阻する所となし、法皇に説きたるが故に、法皇や、これを信し、皇嗣を定むるに及び、獨り忠通に議し、頼長は與ることを得ず、尋で後白河天皇の立つや、詔して内覽を停む、頼長、忠通の用ひられて、己の疏外せらるゝを見て、不平の情を抱き、會々崇徳上皇が、法皇の追る所となりて皇位を近衛天皇に傳へ、天皇の崩後、上皇の皇子重仁親王の立つを得ざりしを憾み、大に不平なるに乗じ、遂に上皇と結ぶ所あり、保元元年法皇崩するに際し、上皇は重仁親王を皇位に据ふんとし、頼長は其登極の後攝政たらんとし、相共に謀して、上皇の旨を以て兵を集む、頼長實に其謀主たり、然れども事成らず、兵敗るゝに及び、頼長宮を出で、走るの途、流矢あり頸に中り、口言ふ能はず、藤原盛憲等扶けて車に上る、而して忠實の奈良に在るを聞き、往いて之に見えんとし、木津川に至り忠實に報ず、忠實拒んで納れず、頼長憤懣、自ら其舌を噛みて、奈良阪に死す、年卅七、朝廷人を遣はして其墓を發掘せしむ(保元の乱、ハカゲンノランと參看)後ち高倉天皇の治承元年詔して正一位太政大臣を贈る、頼長容貌美麗なりと雖も、人となり嚴厲深刻にして、朝會毎に諸卿或は晚く至り、或は議異點なる者あらば、特に之を推辱し、甚しきは其窮を壞焚するに至る、故に時人呼びて悪左府といへり、平業好みて經傳を講究し、強記人に過ぎ、未だ嘗て書を廢せず、また裁籍を購求せること多く、書庫東西に棚を設け、陽柳陰柳と名づけ、經、史、雜記、本朝の四部に分ちて之を納め、其手書に係る物また多かりき(圖書治相記、古記(公卿補任、大日本史)

治郡府中、現今石岡町(原源常陸大兼詮幹の築所といふ、子孫世々に居住し、府中大兼と稱す、天正十八年豊臣秀吉關東を定め、佐竹義宣を常陸の守護と爲すや、府中の族人を滅ぼし、南義尚をして城を守らしむ、慶長七年佐竹氏出羽に遷るや、徳川家康、松平信吉に命じて、此城を守らしむ、同年七月六郷政策を城主となし一萬石を賜ふ、元和九年曾川廣照を封す、正保二年成和の時封除かれ、松平信綱府中に居る、子輝綱之を襲ぐ、元祿十三年水戸頼房の五子頼隆を封じ、二萬石を與ふ、子孫相繼ぎて明治に至り、石岡と改稱す(新編常陸國誌)

フチユ

フツキ

山梨郡甲府の甲府城といふ(原源常陸此地もと一條忠頼の舊墟にして、その後服時信、追福の爲めに田園を棄て、寺院を建て、一條道場、蓮寺と稱す、天正十九年加藤光泰此地に封ぜられ、文祿三年淺野長政を封す、仍て今の地に城を築き寺を他に移す、慶長五年長政紀伊に移り、平岩親吉を城代となす、同八年徳川義直を全國に封じ、親吉をその傳と爲す、尋で尾張に移し、大久保長安奉行として國事を管せしが、元和二年徳川忠長を封じ、寛永九年に除封、大久保忠成を城代と爲す、慶安中城代を罷め、全國を徳川綱重に賜ひ府中に鎮す、寶永二年柳澤吉保を十五萬石に封じ、此に治せしむ、吉保大に修築を加ふ、享保中、吉保の子吉里を郡山へ轉封し、勤番支配を置きて之を守らしめ、代官をして民政を掌らしむ、慶應に至り城代を置き、明治維新に至る(甲斐國志、日本地誌要)

フツキ

フツキ

佛(ホトケ)を見よ、
服紀(服忌)
親屬の表に際し、謹慎して、憂哀の意を表する、一定の時期をいふ

フツキ

ふ制ありて、服の間に、動ありて、哀情を帯りて本官に就かしむるなり、亦之を起服といふ、今の除服出仕に當る、事情従公の制は、既に大寶令の制に見えれば、多くは起服したりしなり、其起服する者は、朝にありては美服を著くれば、家にありては裏服を著く、また輕服に遇へる官人の爲めに、假を賜ふの制あり、假令によるに、夫及び祖父、養父母、外祖父母は卅日、三月の服には廿日、一月の服には十日、七日の服には三日の休假を賜ひ、假過ぎて出仕せしむ、但し衛士防人に於ては、上番の年即ち在京の間に、二親の表に遇ふと雖も、官人の例と異なりて解官せしめざりき、後世に至りては、解官と賜假とを混じて、重妻に遇へる官人も五旬の假を賜へり(前表對照)蓋し假に遇ひて、悲哀の情に堪へざるべしと、其情を察して休假を賜へるものにして、後世の思といへるものとや、相似たり、かくて服紀の制は、大寶令以來永く其制を傳へて、江戸時代のはじめに至るまで、皆これに據り、變更する處なし、而して幕府にては、五代將軍徳川綱吉の治世、即ち貞享元年二月卅日(はじめて服忌令を頒ち、公家を除くの外、天下一般にこれに従はしむ、服忌とは、前にいへるが如く、服紀と忌との合稱にして、忌は蓋し汚穢を避して、謹慎するの意に出でたるものに係り、もと神社より起りたるものなれど、また古への假の制を參酌せる處あり、なほ貞享以後に於ても、屢々改正を加へたり、また公家にては、古制を用ひたれども、其時に臨み白河家、もしくは吉田家等に問ひて之を行ひたり、而して忌の間は、門戸を閉ぢ、魚肉を食はず、髭髪を剃らざる等のことありて、吏員は忌御免といへる命を受けて始めて出仕せり、また服の間は、神社に詣でざるを除くの外、殆

Table with 4 columns: 族類年代, 貞享元年, 貞享三年, 元祿六年. Rows list family members like 父, 母, 妻, 夫, etc. with corresponding mourning periods in days.

Table with 4 columns: 夫の父母, 母の父母, 伯叔父, 母方伯叔, etc. Rows list various relatives with corresponding mourning periods in days.

フツキ

フツク

フツクワウコクシ 佛光國師 祖元(ツクシ)を見よ、
フツクワウジ 佛光寺、
區高倉通新開町○山號汁谷山、また花園院と云ふ
覺大師作(聖德太子傳)によれば、建曆二年九月僧

フツケ

親鸞山城山科に一字を建立し、順徳天皇より興隆正法寺の號を賜ひ、勅願所とし給ふ、乃ち略して興正寺と稱す、親鸞之を弟子眞佛に附し、貞永元年七月親鸞の命により、眞佛之を近江荒木の僧源海に附し、源海は了海に附し、文應二年六月當寺第七世了海の時、東山邊谷に移轉したりと云ふ、然れども實は元應二年了源(空性)始めて山科に一字を建立し、正中元年に至りて落成し、興正寺と號したるものなりと云ふ、嘉暦二年五月後醍醐天皇勅して阿彌陀佛光寺の號を賜はり、今の號に改む、寛正六年三月後土御門天皇勅して、第十三世光教を門跡になし給ふ、是れ眞宗門跡の始めなりと云へど確かならず、文明四年第十二世性善の長子經豪、故ありて別に一寺を建立し、當寺の舊號を用ひ興正寺と號す、是れ今の興正寺派の本山なり、天正十四年第十六世經範の時、豐臣秀吉邊谷に大佛殿を建立するに方り、秀吉の請により、五條坊門高倉に移轉す、即ち今の地なり、當時秀吉黄金若干、米五百石を寄附して移轉の用途に充つ、天明八年正月晦日火災に罹りて焼失す、寛政二年三月第二十三世隨應、兩堂の再建を経營し、同三年三月梵鐘を改鑄す、文化八年二月に至りて落成す、元治元年七月再び兵燹に罹りて焼失し、慶應二年十一月第二十五世眞達再建を経營し、明治十三年七月第二十六世家教の時、再建に付朝廷より金百圓を下賜せらる、境内に、六院即ち光園院、大善院、長性院、久遠院、昌藏院、教音院あり、別院四ヶ所、説教所五ヶ所、末寺三百三十九ヶ所あり(佛光寺名所圖繪、平安通志、京華要誌)

フツケワウジハ

佛光寺派 眞宗の一派、佛光寺を本山とす、シンシユウ、フツケワウジハと見よ、

フツケウ

佛教

【上代】佛教の我國に渡來せる年代詳かならず、思ふに三韓との交通は早くより開けたれば、僅少なる一部の國民中には、其頃よりしてこれを意得せるものなきにあらざりしなるべし、繼體天皇十六年に至り、梁の人、司馬達等といへる者大和に來り、草堂を結びて、佛像を安置し、之を禮拜したりしが、時人唯目するに異域の神を以てし、之を信するものなかりしといへり、尋で欽明天皇十三年十月百濟の明王、金銅釋迦佛像一軀、并に經論幡蓋等を獻じ、表を上りて大法流通の德を讃す、これを佛教が公然我國に傳來したる始めと爲す、天皇大に喜び、禮佛の可否を群臣に議し給ひしに、大連物部尾與、及び中臣鎌子は、我國家既に天地社稷の神あり、今改めて善神を拜せば、恐らくは國神の怒を致さんと稱して反對し、大臣蘇我稻目は、西蕃諸國既に皆之を禮す、本朝何ぞ受けざらんやといひて贊成したりしが、天皇は遂に禮佛を憚り、佛像を稻目に附與し給へるを以て、稻目は向原の家を捨て、寺となし之を禮拜せり、爾來崇佛派たる稻目及び其子馬子は、非崇佛派たる尾與及び其子守屋等の爲めに、屢々壓迫を蒙りたれども、佛教の傳來は、同時にまた新文明の輸入を伴へるが故に、當時の社會は之を喜び迎へしを以て、佛教興隆の氣運は、人力を以て防止する事能はず、用明天皇の時に至り、僧を宮中に召して、天皇の御病平癒を祈らしめ、尋で聖德太子も大に之を信仰し、遂に馬子と共に、守屋等を殺すに及び、天下また有力なる反對黨なかりしかば、太子と馬子とは専ら佛教興隆に力を注ぎたりしが、既に崇峻天皇の時百濟より學問僧并に寺工等を貢獻せる等のことありて、佛教の發展は頗り著しかりき、推古天皇二年、三寶興隆の詔を下し、尋で太子は法隆

フツケ

寺、四天王寺を、馬子は法興寺を建立し、諸臣また相競ひて寺塔を興し圖像を作りたり、なほ二十二年には、馬子の疾病の爲めに、千人を度して僧尼となし、三十一年には、寺四十六所、僧八百六十六人、尼五百六十九人の多きに至り、僧正僧都等の僧官をおきて、之を檢校せしめられき、而して佛教の我國に入りたるは、獨り百濟よりせる而已ならず、之より先三年には、高麗の僧惠善歸化して、聖德太子の師となり、二十四年には、新羅より竹世士をして佛像を貢せしめ、三十年には、僧惠齊、惠光、鏡に唐に留學したりしが、此に至り業成りて歸朝せり、また三十三年には、高麗の僧慧灌三論宗を傳來し、我國の佛教はじめて宗名あり、なほ齊明天皇の御宇に道昭はじめて俱舍法相の二宗を傳來し、天武天皇の御宇、百濟の僧道藏また成實論を講敷したるも、竟に成んなるに至らざりき、これより朝廷にては、常に力を弘教に用ひ、天武天皇の御宇には、諸國に詔して、家ごとに佛龕を置かしめ、持統天皇の御宇には、僧を大隅及び阿多に遣はして傳教せしめ、蝦夷人にも、僧たるものありて、邊陲の地に遍く行はるゝに至れり、既にして大寶令の制定あるや、僧尼令を立て、佛教に關する制度を定め、僧正僧都律師の三綱を設けて僧侶を檢校し、また支那を置きて僧尼を總管せしめたり(奈良朝時代)聖武天皇に至り、尤も佛法を好み、至尊の身を降して自ら三寶の奴と稱し、諸國に國分僧尼寺を置き、また東大寺を建て、大佛を鑄る、孝謙天皇も亦之を尊崇すること厚く、遂に僧道鏡をして政治に參與せしむる等のことあり、加ふるに行基、玄昉等をはじめて名僧輩出し、なほ天平十二年には、新羅の僧審祥、華嚴經を講敷し、眞辨尤も其弘通に力を賜ひ、天平興寶六年には、

フツケ

唐の僧慧眞西來し、戒律宗を弘通せり、此外、唐の僧道瑛、林邑の僧佛哲、印度の僧菩提等も來朝し、布教に務められたれば、佛法海内に瀰漫せり、後世三論、俱舍、成實、法相、華嚴、律の諸宗を古京の六宗と稱す(平安朝時代)桓武天皇の御宇、都を葛城に遷し、宮城を營み給ふに當り、羅生門の兩側に、西東二寺を興して鎮護の道場となし、諸國に講師讀師を置く、これより奈良の諸大寺は、堂塔の壯觀を留むるのみにして、帝京の移徙と共に其勢力を失ひ、以上の諸宗并に皆衰へ、天台眞言二宗の盛大を見るに至れり、是より先空海最澄の二僧、共に入唐して法を學び、歸朝の後、最澄は比叡山延暦寺にありて天台宗を開き、空海は東寺にありて(後ち高野山に移る)眞言宗を弘む、二僧は、我國古今を通じての名僧なりしを以て、天下の尊重する處となりたりしが、最澄の寂後、空海の學徳一世を蓋ひ、朝野の崇敬を一身に集めたり、淳和仁明の二天皇また空海に歸依し、承和二年はじめて宮中に眞言の道場を開き、祕密法を薫修せしめられ、永く恒例となる、所謂御七日の御修法これなり、此後天台宗にありては、圓仁、圓珍を出し、前者は延暦寺に、後者は園城寺に據りて、各々布教に従事し、遂に二派に分る、世に延暦寺を山門、園城寺を寺門と稱す、其徒相爭ふ事水火の如くなりき、また眞言宗は、眞雅、實慧等後を繼ぎたりしが、鳥羽天皇の御宇覺鑊あり、高野山内に傳法院を建て、新義を唱ふ、即ち新義眞言の祖なり、而して最澄空海二人の末裔は、共に祕密教の弘通に力を致したれば、所謂東台兩密相對して興隆繁衍し、且つ空海の末裔は奈良の諸大寺に出入したれば、東密は東大寺等にも流傳し、東大寺別當は、東寺長者の兼任する處なりき、かくの如く天台眞言の二宗は、朝廷并に

フツケ

貴族の崇拜を受けたるより、漸く勢力を擴び、東台兩密齟齬を争ふに至れり、なほ鳥羽天皇の御宇、眞忍出で、融通念佛を唱へ、高倉天皇の御宇法然房源空淨土宗を立て、修驗道もまた天台眞言の兩宗に屬するものありて、山野を遍歴し修驗を事とせり、佛教が著しく發展し、新宗また興隆せる事上述の如くなれば、寺院滋々多く、僧尼彌々夥しきを致し、田土正税は、帝室に屬するもの實に尠くして、多くは佛寺の有に歸し、天下滔々として佛を信ぜざるものなく、若し佛を誦れば世上の交際を爲す事能はざりしが如し、故に三善清行の如きは、僧の遊行を述べ、造寺の弊を極言したれども、なほ其子をして僧たらしめたり、又其身神に奉する職にありても、亦佛を尊べり、されば早に疾に疾病に、皆佛に祈る而已ならず、祝壽の儀にも結婚の前にも、經を讀み像を造り、孕婦の腹に纏ふ帶をも加持せしめ、土葬を謂ひて異常の葬儀となし、常人は火葬して墓を築かざるに至る、これを以て惑溺の甚しき、慨歎に堪へざるものあり、關寺に牛あり、稱して迦葉佛の化せる所と爲し、攝政以下相率て之を拜し、又身を焚き身を捨つる僧をも、亦相率て之を拜したり、なほ僧侶は都て課税を免るゝことなれば、朝廷にて殿に私度を禁じ、其業を試験し、之に度牒を授けて僧となす事なれど、延喜の頃には、妻を蓄へ、腥を啖ひ、心屠兒の如く、聚りて群盜を爲すもの間々これあり、其弊害の甚しきや、興福、延暦、園城等諸大寺のごとき、并に僧兵を擁して相争闘し、宮闈を犯す等の事あり【鎌倉時代】後鳥羽天皇の御宇源賴朝幕府を鎌倉に開きて、天下の形勢一變すると共に、佛教も亦革新の端を發したり、即ち文治年中僧能忍始めて禪宗を傳へ、

フツケ

嘉久二年榮西來より歸りて臨濟宗を傳持したるより、淨土宗と並びて新勢力たらんとせるを以て、諸大寺の大衆等之を惡み、遂に奏請して源空を土佐に流し、榮西亦鎌倉に逃れて、將軍源頼家の歸依を受け、壽福寺を開いて禪宗の道場と爲す、元仁元年源空の弟子親鸞眞宗を開立し、安貞二年には道元宋より飯り、曹洞宗を傳來し、尋で宋僧道隆も來朝して臨濟宗を弘通す、道元は越前に永平寺を開き、道隆は北條時頼の歸依を受けて、鎌倉に建長寺を興し、京鎌倉相對して禪宗の盛大を見る、既にして建長五年には日蓮はじめて日蓮宗を開立して天下に聲號し、建治二年には一過、時宗を開立し、諸國を遊行して念佛を勸説せり、是時に當り、三論、法相、戒律、華嚴、眞言の諸宗も大德輩出し、法相に眞慶あり、華嚴に明慧、宗性、凝然あり、戒律に俊衡、曇照、寂尊あり、京都奈良に對立し、北京律、南京律の稱あり、眞言に法性、道範、賴瑜あり、法性、道範は古義を執り、賴瑜は新義を興し、兩門互に相降らず、賴瑜は遂に高野山を下り、大傳法院を根元に遷すに至れり(室町時代)禪宗が朝廷武家の崇敬を蒙りし、と、なほ鎌倉のごとくなりしを以て、其勢力亦大なるものありき、特に夢窓國師疎石のごときは、足利尊氏深くこれに歸依し、爲めに天龍寺を建立して開山と爲し、臨濟宗は頗る面目を改めたり、尋で幕府は宋の例により五山十刹の制を設けたるより、臨濟禪は益々武門の勢力と相換ちて興立したりしが、其徒はまた文藝學術に秀でたるもの多く、所謂五山文學の盛況大に見るべきものありき、されど中葉以後、幕府の勢力漸く衰傾するや、臨濟宗また其影響を蒙り、且つ五山の諸禪漸次に寂を示して、後を嗣ぐもの乏し、之に反し曹洞宗は、多く諸大名等の歸依

フツ

歩之中、亦除二千劫極重惡業、觀如來足下、平滿不...

(三) 跋石後面の文

至心發願、爲亡夫人從四位下茨田郡王法名良式、...

(四) 同左面の文

諸行無常、諸法無我、涅槃寂靜、

(五) 石碑倭歌

美阿止部久留、伊志乃比魯伎波、阿米爾伊多利、...

彌蘇知阿麻利、布多知乃加多知、夜蘇久佐等、曾太禮...

フツ

互、舍加乃美阿止、伊波爾字部志於伎、字夜麻比豆、...

呵噴生

比止乃微波、衣實多阿禮婆、乃利乃多乃、與須賀...

久須理師波、都彌乃母阿禮等、麻良比止乃、伊麻乃...

フツ

なる變相を有し、之を觀るものは千劫極重の罪障を...

フツライ

物徂徠 狀生徂徠(チキソラ)

フツチゼンジ

佛智禪師 慧雲(エウン)を

フツミヤウエ

佛名會 朝延及び諸國にて行ふ法會の一、諸佛の佛名を唱へて罪障を懺...

日より十七日までなるを改めて、十九日より二十一...

フツ

に一萬三千佛の圖像を安置す、延喜式御佛名會の條...

フツ

梨、余聞其故、左衛門督云、昔府中將相氣、以在三...

フツ

筆 倭名鈔に布美天と訓す、文手の義なるべし、音便にてフツともしひ、略してフ...

フデ

鹿毛は殆んど常用となり、夏毛、冬毛の目あり、方今は鹿、狸、馬の三種を以て主用と爲す、中古また一種筆あり、倭名抄に和真不美天と訓じ、夜鷄庭訓抄にも、之を用ふることを載せ、且つ庭訓抄には、鷹筆をも用ひし事を載せたり、皆大字の用に供したるものごとし、なほ筆を造るには、都て紙を纏ひて注となしたりしが、江戸時代に、細井廣澤はじめて鹿毛を以て造る、蓋し水筆なり、これより此製に従ふ者多し、また當時書を學ぶこと大に行はれ、各國各所に於てこれを製造し、昔時のごとき不便を感ぜざるに至り、其種類も數百種の多きに及べり

製法 鹿毛を掌中におき、筆粉(稻米殻の焼き灰にしたるものなり)を撒き、兩掌にて摩擦し、鹿毛の油膩を去り、上下を齊しく整頓し、櫛を用ひてこれを梳す(其櫛、餘石にて作る、細齒の櫛にて別に製するなり)、梳し終りてこれを紙の細大に従うて、厚薄を定め、鹿角炭煎汁(終始此煮汁にて整ふるなり、下皆同じ)を以て一寸餘に粘着せしめ、其中逆に離れる毛を撪び、小刀の尖にてこれを去り、心を作りて、其上に中毛を纏ふ(粗品には中毛を用ひず、中毛は心の尖より少し下けて被するなり、中古用ふる和筆は、紙にて其上を半許包み纏ふ)此の如くして其毛を紙り集め、小刀の刃を伏せて、筆尖に向ひ、數十度これを擦りて、其毛を整頓す、これを、ケツリ又シタテルと稱して緊要とす、筆の優劣此時にありといふ、其上に上毛を被らしむ、其毛を周圍に廻ららしむる許を、小刀にて分ち取り、能く梳り疏して、中毛より又一層下げて周圍に被らしめ、其上毛の本を麻糸にて繋り、其緒餘を筆管中に通し、毛を管端に容るゝなり、筆の管はツカとも軸ともいふ、古代は海狗油の管ありて頗る美觀なるものを用ひしが、

フト

が、後には多く竹管となれり(一)毫を以て名とするもの、兎毛筆、狸毛筆、羊毛筆、鹿毛筆、馬毛筆、狸々毛筆、虎毛筆、夏毛筆、冬毛筆等あり(二)管を以て名とするもの、白管筆、黒管筆、斑竹筆、松筆、丹管筆等あり(三)用を以て名とするもの、硯筆、繪筆、水筆等あり(四)書法を以て名とするもの(流名は入木道の條にあり、就きて見るべし)此外なほ開眼筆(佛僧開眼の時に用ひたるもの)天平筆(天平時代に用はれしもの)人形筆(色紙を以て筆の軸を裝飾し、内に木偶を作り入れたるもの、木偶筆ともいふ)宸翰筆(天皇の用ひ給ひし者)土御門天皇始め給ひしといふ、唐筆、朝鮮筆等(共に和筆に對しての稱)弘法大師様等あり、又別に石筆鉛筆あり、なほ挿繪を併せ見るべし(萬寶齋筆記、攝陽詳談、源平盛衰記、山槐記、米庵墨談、類聚名物考、江次第、和漢三才圖會、延喜式、後言、村庭稿、運歩色葉集、下學抄、類聚名義抄、文藝類纂、古事類苑文學部)

フト 浮屠 佛(ア)を見よ、

フトウホフ 不動倉 王朝時代、非常用の米穀を蓄ふる所をいふ、動倉に對しての稱、ドウサウ參看、

フトウホフ 不動法 不動明王を本尊として修する法を云ふ、不動は心性常住、依て常住金剛とも稱す、忿怒の神にして、息災增益等に之を行ふ(一)延喜七年春疫癘流行せしを以て、三月三日より豐樂院にて之を修せしむ、七日の内疫氣散す、十一年白鷺寮中に集まる、支那阿闍梨をして豐樂院に之を修せしむ、七日にして散す、天曆四年五月女御息災の爲め明達律師之を修す、十四日にして王子誕生す、圓融天皇元年八月、天皇御病癒并に邪氣の爲め豐樂院正之を修す(續法苑珠林)

フトウ

フトウミヤウワウ 不動明王 佛經にて五大尊明王の一、大日如來の變化身、一切の惡魔を降伏するが爲めに、忿怒身を現はして、不動明王となると云ふ、大日經に、爲息二切障、故、住火王三昧、觀此大摧障聖者不動主真言、ことあり、其形忿眼、口角に兩牙あり、赤色にして常に火焰中にありて石上に座す、右手に劔を持ち、或は五鈷若しくは一鈷を持つもあり、或は兩手定印を作り、輪を持ち、或は兩手を胸に當て、五鈷を横に持つもあり(尊容抄、佛語釋釋)

フトクタイヘイラク 武徳太平樂 皇極破陣樂(ワウダイヘイラク)を見よ、

フトクテン 武徳殿 名義朝廷にて武技を演ずる所、駒牽、御馬奏、騎射、觀馬等行はる、時、天皇臨御天覽し給ひ、皇太子以下之に陪す、もと馬塚殿、弓場殿、馬場殿等の稱あり(所在大内裡股富門内、右近衛府、右兵衛府の東相距る僅に四丈、造酒司の北、圖書寮の南、東面す、廣く東西四間、南北十間、凡五十楹を以て成る、瓦屋鴟尾、四方各々石階あり、其西步廊を以て後殿に接す、四方に廊及び欄檻あり、中央高御座を設く、大極殿の式の如し、後殿は天皇親臨の時の便殿にして、大極殿の後房あるが如し、東に向ひ、南北七間、東西二丈、三方垣を設く、殿前の庭に埒を南北に立て、御馬奏を行ひ、騎射を演ずる所となす(一)圓融天皇弘仁九年五月五日嵯峨天皇臨御ありて騎射の天覽あり、此より武徳殿の稱あり、爾後騎射、駒牽の奏、相撲司の事等を行ふ、中古此禮廢してより其遺法は上賀茂神社に存して、今の競馬となり、騎射は終に廢れたりといふ(内裏式、延喜式、拾芥抄、西宮記、大内裡圖考證、平安通志)

フト 文殿 大内裡圖考證、平安通志

フトマ

東西十四丈、南北十丈の地を占む、左右の二殿あり、また北面に門あり、延喜大政官式に「凡大政官及左右文殿雜書、不得出關外」また「凡左右文殿公文者、史一人未勾當、其預左右史生各二人、毎年二月相替」と見えたり(大内裡圖考證)院中(キソノノド)ノを見てもあり、御領等の文書を藏するを以て、自然に御領等の訴訟を判断したり、鎌倉時代以後院中の文殿の判決文にして、今日に存するもの多し、また攝政關白家にもあり、同じく訴訟を掌る、別當あり、衆あり、攝政關白となりし時文殿始を行ひ、衆以下を任命す、別當は大極五位藏人、衆は明法家を以て之に補す、玉葉に「文治二年六月廿八日甲戌、此夜始文殿、以中門南廊爲其所、立黒漆楹足大盤二脚、其左右敷坐墊疊六枚、南此敷同疊二枚、西面格子不懸垂布、南面懸之、置硯筆、著到(有籤)先使陰陽師勘申日時、親經取行之、依爲別當也、代々例也、入宮覽之、見了返給、次衆等書下書、下知之(中略)一獻之後張文著到、次退出云々」と見えたり、

フトマニ 太占(太兆) 名義上古鹿の肩骨を焼きて卜するを云ふ、又太町とも云へり、龜卜に對して鹿卜とも云ふ、フトは稱辭、マニはマの義にて、神慮に任せて神慮に隨ふ意なり(一)刀法鹿骨を焼けば、其面に龜裂を生ずるが故に、其文によりて、之を判するなりといへり、左圖(正卜考所載)の中央部にある數種の線は即ち龜裂なり(二)圓融天皇太占の古く書に見えたるは、伊井諸伊井册二神大八洲國を生める時、其最初に經兒等の不具の子を生みしは、いかなる理由ならん、天神の命を請ひ、太占に卜相しを始めとす、然れども其卜法詳かならず、後に鹿の肩骨を焼きて卜ふを、フトマニと稱したるを見るは、

フナ

蓋し上古の遺制ならんか、後天兩大神天石屋に籠り給ひし時、天兒屋命天香山の眞男鹿の肩骨を焼きて成否を占ひたり、これ鹿卜の見えたる始めなり、**フナ** 神武天皇以後、卜事、卜定、卜相、卜問等は皆書紀古事記に見えたる、鹿卜なるべし、此鹿卜の説は、支那にも傳はりしと見え、魏志東夷傳にも見えたり、神功皇后三韓征伐の後、中臣鳥賊津の裔支那龜卜の法を傳へて、鹿骨に代ふるに龜甲を以てし、卜部となり、壹岐伊豆等に一族ありて業を擴めしより、漸く上流社會に行はれて、鹿卜は自ら廢るゝに至れり、然れども民間にて鹿卜を行へることとは、萬葉集の東歌に「武藏野にうらべかたやき云々」とあるにて知るべし、近代に及びても武蔵豐島郡卜方神社の神體は、鹿肩骨を灼たるものにて、上野國一宮貫前神社にても、二月十一日鹿骨を焼き占ひしと云ふ(ウラ)キボク(參看(正卜考))

フナダイシヤウ 船大將 船奉行(フナブキヤウ)を見よ、

フナテガシラ 船手頭 關西江戶幕府の職名、幕府の用船を保管し、運輸のことを掌る、又毎年二人づゝ交替して、四國九州邊の浦々を巡視せしめし事あり、若年寄の支配、躰躰問詰にして、はじめは役料を給せしが、後之を廢して七百石高と定む、五人又は六人を定員とす、水主同心ありてこれに屬す、頭一人につき、少なきも四五人、多きは八十人に及び、二十俵二人扶持を給す(一)延寶三年の江戸艦には、御船大將衆、貞享三年の武艦には御船奉行とあり(二)圓融天皇寛永九年はじめて向井將監以下四人を補し、其後時に由りて人員を増減ありしと雖、獨り向井氏は代々此職を世襲し、殊高二千四百

フナバ

石を領して、常に船手頭の首位に在り、文久二年廢り、其船船及び水主同心を軍艦奉行の支配に遷したり、然れども向井氏のみは、他の船手頭が免職せられしにも關らず、猶軍艦奉行の指揮を受けて船手のことと與れり(史徵、江戸艦、武艦、古事類苑官位部)外記宣賢の玄孫秀賢より船橋氏と稱す、秀賢、式部少輔從四位上となり、慶長十九年六月卒す、子孫世々明經博士に任じて其業を繼ぎ、大外記たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、清原系圖)

○秀賢 秀相 相賢 經賢 弘賢 尙賢 親賢 本賢 則賢 師賢 在賢 起賢

フナバキヤウ 船奉行 關西武家の職名、船頭水主等を指揮して軍船以下の事を掌る、又船大將、海船大將、海賊衆、舟手衆などといへり(一)關西諸國在船所五郎正利依爲當國船奉行云々と見え、平家物語逆櫓の條に「五艘の船と申すは、冠者の船、後藤兵衛父子、金子兄弟、淀江内忠俊とて舟奉行の乗たる舟なりけり」とあるを初見とす、されど其後久しく絶えて聞ゆることなきは、將軍以下諸將等が、洋海を渡り遠征する等のことなかりしを以て、此職を設けられざりしなるべし、室町時代にこれを海賊大將とも呼べり、これは海濱諸國の大名諸家、水戦に便なる者を扶持して、兵船をあつげ、敵國を脅かしたるよりの異名なり、天文永祿の頃に至りては、國々家々の稱一様ならず、船手衆、船奉行、船手奉行、船頭、船方頭、船大將、海賊衆など種々に唱へたれども、其職掌は、異なる所なし、而して其品秩は、

フマイ

鳳至に作り、フシと訓ず、倭名抄に櫛、小屋、待野、餘戸等の郷あり、拾芥抄風至に作り、正保圖風氣至に作る、寛文中文を改めて、鳳至となし、以後之に仍る、郡名考「ホウシ」「フケシ」兩様に唱へ、郡銘錄「フケシ」、地誌提要「フケシ」「フシ」兩様に訓ず(郡名異同一覽、國郡沿革考)

フマイ

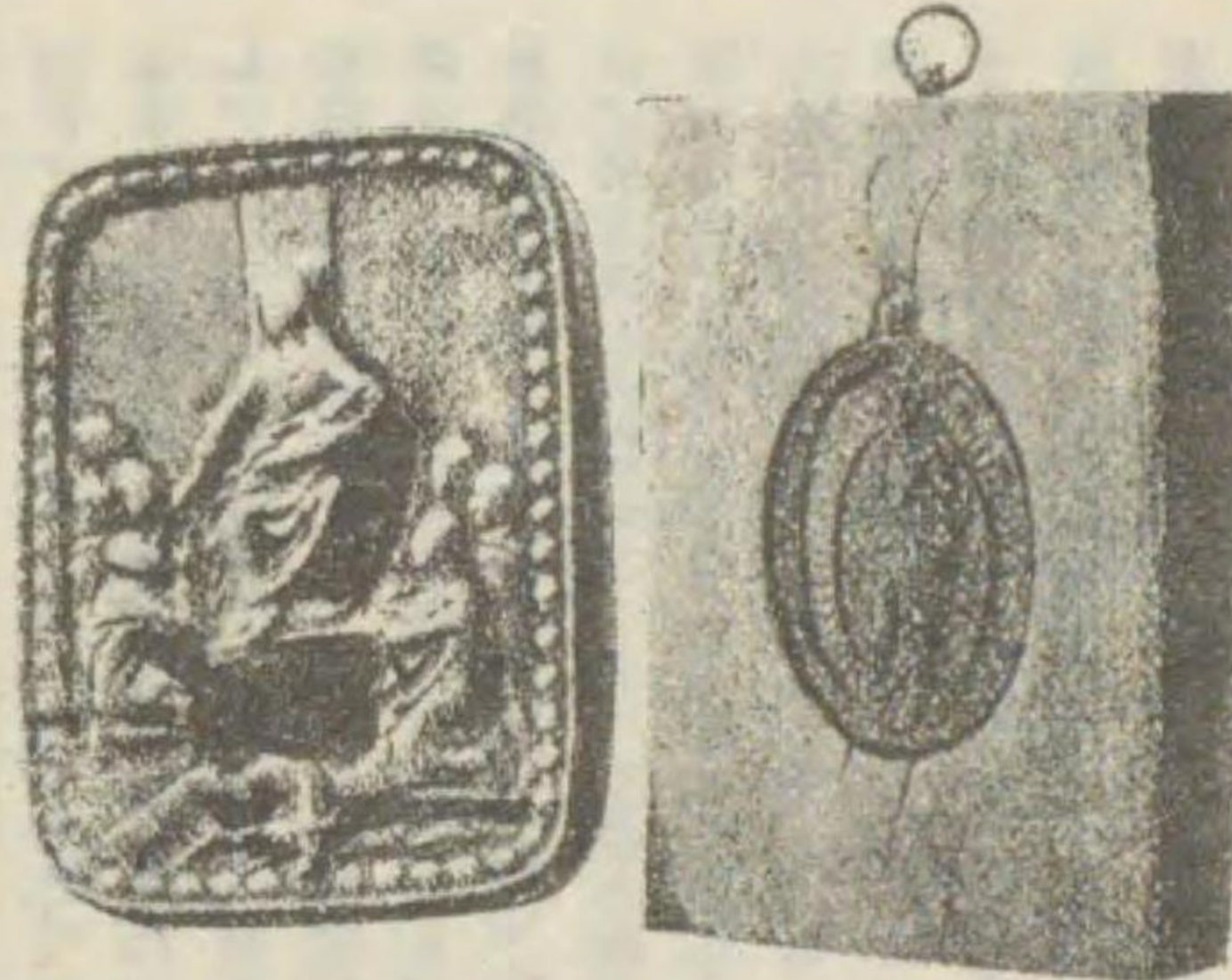
夫米 江戸時代、諸侯旗本等の領地知行所より出たす役夫の代りとして、納むる米をいふ、金にて納むるを夫金といふ、地方凡例録に「夫米、夫金は、御料には無之、私領計に有る也、往古は、領地知行所より人夫を呼び遣ひたる由、大番にて京都詰等有之節は、夫人を京都へ呼び遣ひ、又江戸屋敷にても、人夫とて遣ひたる處、遠方の村々、京江戸に永く請ては、農業にも差支、人々入用も相掛り難儀を致し、又地頭の方にも、在郷の夫人用事の便宜からざる故、高に何程と夫米相納させ、人夫にて、呼遣ふ事は止たりしと見ゆ、是れ其起りなれど、何時頃よりのことなるか詳かならず、納め高は家々によりて異なり、百石に二斗四五升か、ある所あり、又一斗四五升か、ある所あり、若し私領の御料になる時、夫米を納むるが、六尺給米より額少なれば、六尺給米を納めしめて夫米を止む、【夫金】は米の代りに永にて納むるをいふ、是は、臨時入用の節、高百石に付き、金三兩宛取り立つる法なり、寛永三年、將軍上洛の時、百石に付三兩宛命ぜられてより、爾後行ふに至れり(農政座右、地方凡例録)

フミエ

踏繪 名義 江戸時代、耶蘇教信者にあらざるを證せしむる爲めに、庶人をして踏ましめたる耶蘇の像をいふ、また繪版と稱す、なほ此踏繪を踏ましむる行為を名付けて踏繪といへり(踏繪の語、甲子年記、江戸の地誌、踏繪の語を以て)

フミン

れりといへり、木版の二種あり、銅版には、長方形と楕圓形との二種あり、共に長さ六寸許、横四寸許、高さ一寸有半、表面に綠彫あり、中に聖母耶蘇を抱くの體、耶蘇書を講じ、衆弟子群聽する様、耶蘇の十字架に刑せらるゝ状等を雕起せり、木版にもまた長方形圓の二形あり、而して大小一ならずと雖、概ね銅版より大なる事二三寸なり、中央に耶蘇の事蹟を雕起せる小圓の銅版を嵌入す、恰も方匣に圓視を



(列陳部史歷館物博室帝京東)

おきたるがごとし、いま帝室博物館に蔵するもの、銅版十箇、木版七箇あり、方法踏繪は長崎奉行所と江戸吉利支丹屋敷とのみに蔵し、之を行ふ範圍は、江戸吉利支丹屋敷の外、九州に限り、其法は、毎年正月四日以後、奉行所より長崎の町々へ、これを下附し(奉行所藏する處、凡べて十七箇、其内一面を一町に受取ると兼草に見ゆ)、庶民全體を通じて、老少男女悉く、決定して其上を履き、踏繪は是れなり(踏繪の語、甲子年記、江戸の地誌、踏繪の語を以て)

フミツ

てしむ、他國り來りて居合したる者も亦然り、一町終れば次の町に廻し、毎町かくのごとくして、終後に奉行所に返納す、これを掌るは各町の乙名、及び組頭に於て、踏繪の事畢る時は、連名にて「何町男女合何百何十人、右一人も残らず踏繪をふませ候、若し以來右之趣に、はづれ候者御座候に於ては、私共如何様の曲事に、仰付られ候共、御恨に奉、存間敷」と記したる一書を、奉行所に呈するを例とせり、また九州諸大名の領内には、奉行所より踏繪を貸し渡して、民衆に踏ましめたりき、而して此法を行ふは庶民に留まりて、士人に及ぼさざりき、なほ關人并に支那人の、貿易の爲めに長崎に來れる者、もしくは長崎に漂着したる内外國人に對しても、總て之を施行せり(踏繪沿革、寛永五年長崎奉行水野河内守守信始めて、轉びの者(棄教者)の眞否を試みんが爲め、信徒の崇拜せる耶蘇の畫像を踏ましめたるに起る、翌年長崎奉行中采女正重義、紙製畫像の破損し易きを以て、其畫像に據りて之を木版に彫刻し、爾來毎年一般庶民に行はしむる事となりたれども、久しからずして磨滅破損せしかば、寛文九年、同奉行松平甚三郎隆見、河野權右衛門通定相議して、更に銅版に鑄造せしめたり、安政四年に至り、和蘭人の請ひと、世界の大勢とに鑑みて遂にこれを廢す(内教外教衝突史、史學雜誌、徳川幕府吉利支丹宗門改考)

フミツキ

文月 七月の別名なり、略して單にフツキともいふ、意義につき諸説あり(一)種含月の略、此月稻、穂を含めるが故に名く、語意、古事記傳、類聚名物考、古今要覽稿等に見ゆ(二)種含月の轉訛なり、稻穂の出そむる故に名く、十二月後訓、和訓栞等に見ゆ(三)文月月の略、七月には晴暑するの古語なるが故に名く、(踏繪の語、甲子年記、江戸の地誌、踏繪の語を以て)

フンキョウ

文恭院 徳川家齊(トクガハイヘナリ)を見よ、

フンクワ

文化 名義 光緒天皇御宇(將軍徳川家齊)の年號、享和四年二月十一日改元す、十四年を経て、仁孝天皇文政と改む(出典 周易に「觀乎天文、以察時變、觀乎人文、以化成天下」、後漢書に「宣文教、以章其化、立武備、以乘其威」とあるに據る(文化改元記)元祕別錄には、文選に「文化内輯、武功外悠」とあるに據ると爲す、

フンゴク

豐後國 關東東北は海、南は日向、西は肥後、筑後、筑前、北は豊前に至る、東西凡二十三里、南北凡二十七里、西海道に屬す(形勢)豊前の山嶽北方より來り、綿亘屈折して西南二方を劃し、地勢險隘、肥後一ならず、東方岬灣相錯し、港泊の便あり、其佐賀關通に伊豫の御崎に對して内洋の一海門を爲す(踏繪沿革「トククニノミチナシリ」とも訓む、上古豊前と共に一國にして豊國といふ、文武天皇の初年分て本國を置く、國府を大分郡に定む(今の古國府村)鎌倉幕府の初、大友能直を守護とし、鎮西奉行を兼ねしむ、子孫守護を世襲し、府内に治す、建武中興能直五世の孫貞宗、更に守護に補す、其子氏時足利氏に屬し、應々肥後の菊池氏と戦ふ、永正中貞宗七世の孫義隆、筑後の東境を略す、天文の末其子義隆菊池氏を滅して、肥後を併せ、大内氏の亡ぶるに乗じて、兵を豊前筑前の間に出し、毛利氏と戦ひ、其家族を壓服して二國を略取す、永祿中筑後を取り、肥前の龍造寺氏を降す、是に於て大友氏提封六國に跨がり、自ら九州探題と稱す、義隆封を其子義統に傳ふ、既にして龍造寺氏先づ叛き、肥前筑後の諸族皆携貳し、疆域日に蹙まる、天正十四

フミヤ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉ノノエキ)を見よ、

フンクワ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉ノノエキ)を見よ、

フンクワ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉ノノエキ)を見よ、

フンクワ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉ノノエキ)を見よ、

フンクワ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉ノノエキ)を見よ、

フンクワ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉ノノエキ)を見よ、

フンクワ

文應 名義 龜山天皇御宇(鎌倉ノノエキ)を見よ、

フンド

賜せり、然れども其形製詳かならず、江戸幕府の分銅は、慶長六年の頃より、天下の鑛坑大に開け金銀を産出すること夥きを以て、大判千枚に滿つる毎に分銅一枚を造り、林道春に命じて一々之に款文を記さしめ(其銘は今詳かならず、萬治の時と同一歟)國家の大事あるにあらざれば、用ふることを得ずと定め、後世に傳へしもの、凡三十六枚あり、萬治二年正月、金銀分銅を鑄て、非常御備金と爲し「行軍守城用、勿作尋常費、萬治二年正月吉日」の款文あり、是より先明暦の大火に天守閣炎上之後、燒爛の金銀を以て、分銅に鑄立へしもの儀により、此事ありたるなり、金分銅貳拾枚餘、銀分銅貳百六枚餘を造れり、延寶四年金分銅の内七ツ、量目三百拾貫九百目餘を、慶長金に改鑄す、此通貨五萬七千八百兩餘なり、其後天和元年金分銅拾、量目四百三拾八貫百目餘を慶長金に改鑄す、此代金七萬六千六百拾兩餘なり、此他巨細の事記録開けて詳かならず、元祿中に金銀分銅悉く通貨に改鑄し、正徳に至りては已に一枚も存せざりしと云ふ、享保中に及び、將軍徳川吉宗新に金分銅三枚、銀分銅五枚を造り、其後寛政五年八月松平定信また金分銅三枚、銀分銅一枚を造る「征伐軍旅用、勿爲尋常費、寛政五年癸丑八月吉日」の銘あり、筆者は御勘定時味佐久間甚八、彫工後藤四郎兵衛なりと云ふ、其後天保十三年水野忠邦また金分銅三枚銀分銅貳拾三枚を鑄る「藏充軍資、泰平寶傳、天保十三年壬寅五月吉日」の銘あり、筆者御勘定奉行岡本近江守忠成、彫工後藤四郎兵衛なり、其後外國の關係起りしより以來、國事多端にして經費支へ難く、終に右の金銀分銅を擧げて悉く通貨に改鑄せり(當代記、増補金銀錢譜、貨幣誌、江戸會誌)

フシノ

フシノツカサ

文保 名義 花園天皇御宇(鎌倉執権北條高時)の年號、正和六年二月三日、大地震に因りて改元す、二年を経て、後醍醐天皇天應と改む(出典 皇朝年號譜) 又保三十三とあるに據る、式部大輔菅原在朝を勅申す(國朝年號譜)

分米

江戸時代一村内所々の田畑、畝歩石盛を記して、各畝の納高を區分するに云ふ分米の分(同じ田制篇)田園類記に「分米、斗代、石盛、皆同體異名なり」といひ、地方凡例録に、畝歩の高をいふとあれども、孰れも誤なり、地方落穂集に、分米と云ふは、反別、其位切に石盛を掛け、上の分米何程、中の分米何程、下の分米何程と夫々の米を仕出すに付き之を分米といふといへり、

文政

後土御門天皇御宇、將軍足利義政の年號、應仁三年四月廿八日改元す、十八年を経て長享と改む(出典 皇朝年號譜) 又文明以建、中正而應、君子正也とあるに據る、大藏卿菅原長清之を勅申す(國朝年號譜)

文曆

名義 四條天皇御宇、鎌倉執権北條泰時)の年號、天福二十一年五月天變地妖に因りて改元す、一年を経て嘉禎と改む(出典 皇朝年號譜) 又皇王以教文承曆とあるに據る、從三位淨高之を勅申す(國朝年號譜)

文和

名義 北朝後光嚴天皇御宇(將軍足利尊氏、南朝後村上天皇)の年號、觀應三年九月二十七日、代始に因りて改元す、四年を経て延文と改む(出典 皇朝年號譜) 又觀智温文、寛和仁惠、又吳志云「文和於内、武信於外」とあるに據る、菅原在淳之を勅申す(國朝年號譜)

四年を経て慶長と改む(出典 皇朝年號譜) 又凡京文武官、毎歲給給録とあるに據る、權中納言菅原盛長之を勅申す(國朝年號譜)

フシノ

フシノツウハウ

山時代に行はれる錢貨の一種、文祿の年作りたるを以て此名あり(出典 皇朝年號譜) 銀と銅にて作りたる二種あり、銀は徑七分強、其量及び銅錢の徑量共に詳かならず(出典 皇朝年號譜) 後陽成天皇文祿元年之を鑄造す、銀錢は一般の通用なきが如しと雖も明かならず、錢七二の挿給參看(大日本貨幣史)

文祿

朝鮮征伐(テウセンセイバツ)を見よ、

文和

名義 北朝後光嚴天皇御宇(將軍足利尊氏、南朝後村上天皇)の年號、觀應三年九月二十七日、代始に因りて改元す、四年を経て延文と改む(出典 皇朝年號譜) 又觀智温文、寛和仁惠、又吳志云「文和於内、武信於外」とあるに據る、菅原在淳之を勅申す(國朝年號譜)

普門

名義 名は普門、字は無關、龜山天皇、佛心禪師と勅諡し、後醍醐天皇更に大明國師と勅諡す(出典 皇朝年號譜) 又臨濟宗南禪寺派の宗祖にして、信濃保科の人なり、十三歳にして落髮し、十九歳にして受具す、はじめ聖一國師(辨圓)に東福寺に依止する事五年、辭して越後國華嚴寺に赴き住し、尋で宋に入り、荆叟に會稽に參じ、斷橋に淨慈に謁し、向上の大事悉く徹證せり、斷橋因りて袈裟相を付與す、居ること十二年にして歸朝し、聖一國師を省觀し、攝津光雲寺に住したりしが、弘安四年の秋東福寺に移る、時に龜山天皇心を宗門に傾け、禪に歸せしめしを以て、龍山の經宮を率めて龍山南禪寺を創め、龍山に於て龍山院と稱す(皇朝年號譜)



(集寛掛纂編料史)藏所寺禪南

四年冬東福寺にありて疾に罹る、上皇親臨して之を

訪ひ、遺傷を求め給へるが故に、疾を力めて傷を書し、筆を収めて寂す、年八十(佛教各宗綱要)

フモン

武門

武士(アシ)を見よ、

フヤク

賦役

玉朝時代唐及び調をいふ、

フヤク

夫役

江戸時代庶民に課したる勞力

フユリテン

不輸租田

租税を政府に輸せずして、其領主に輸する田をいふ、また不租田とも云ふ、即ち神田、寺田、關急田、放生田、勅旨田、公卿田、御巫田、采女田、射田、學校田、勸學田等の類なり、なほ延喜式には、右の外布薩成本田、健兒田、馬寮田、岡戸田、節婦田、易田、職富田、骨力婦女田、子傳獨田、船瀬功徳田、造船瀬料田等を不輸租田となせり、(延喜式)參看(延喜式、田制篇)

フモン

フヨゲ

フラク

フヨゲウシヤウ

不與解由狀

フライクワン

武禮冠

フラク井

豐樂院

名義 大嘗會節會、

賜宴、饗宴、禮射等を行ふ所にして、元會の日、賀

正を行ひし後、天皇及び皇后、皇太子本殿に臨御し、

親王大臣以下位に陪し、賜宴の事あり、西臺また馬場

殿とも謂ふ(出典 大内裏朝堂院の西九丈の所に在

り、北は中御門大路に、南は冷泉小路に當れり) 構造

正殿を豐樂殿といふ、南北百三十六丈四尺、東西五十

六丈、圍むに、本經六尺、末經四尺、高一丈三尺の牆

を以てす、其構内に、九堂(顯陽、觀德、承觀、明

義、清暑、東華、西華、延英、招接)二樓(栖雲、霽

景)十七門(豐樂、禮成、崇賢、不老、義鸞、高陽、

嘉樂、延明、陽壽、舍利、開明、萬秋、立德、福來、

陽德、青綺、白綺)あり、詳しくは各條に就きて見

るべし(大内裏圖考證、平安通志)

フラクテン

豐樂殿

名義 豐樂院の正殿

の名なり、もと乾德閣と稱せしが、神泉苑正殿の名

を乾德閣と稱するより、今の名に改む(出典 大内裏

豐樂院の北方に在り、構造 南面し、廣き九間四面、殿

の南北四間、六丈六尺、東西十一間、十七丈六尺、五十

二楹を以て成る、瓦屋東西架、屋上鴉尾を置く、丹樓

彩壁朱欄等の制作大極殿に同じ、東西の廊を経て、栖

雲、霽景の二樓あり、北方には北廊を以て清暑堂に

接し、南北各三箇所の石階ありて九級と爲し、中央

に高御座の土壇あり、繼土壇三間を隔て、東に悠紀

御帳、西に主基御帳あり、身舎瓦敷にて、時の儀式に

よりて各々裝飾あり(出典 皇朝年號譜) 桓武天皇延暦十三年

大内裏造營の時、最終の建築にして、其後時々修理

ありしが、後冷泉天皇重平六年三月二十二日火災に罹り鳥有となる、是より再造なく、舊來豐樂殿にて行ひし儀式は、朝堂院又は紫宸殿に於て行はるゝこととなり(大内裏圖考證、平安通志)

フラクモン

豐樂門

大内裏豐樂院十七門

の一、院南面外の正中門なり、拾芥抄に、南面外大門

といへり、各七間を距て、東に禮成、西に崇賢の二門

あり、大さ五間、月三間、南北の楹間一丈三尺、石階

三級、凡て、八省院の應天門に其結構を倣へり、東

西の築牆各々二十七間とす(大内裏圖考證)

フラクモン井

豐樂門院

名義 藤原

藤子(藤原)從一位贈左大臣藤原教秀の四女、母は權

中納言飛鳥井稚永の女(藤原)寛正五年生る、後柏原

天皇の妃、後奈良天皇の御母、大永六年四月從三位

に叙す(本新大典傳)同六年五月三宮に准じ、天文四

年正月院號を賜ふ、同日崩御、實は去夜子終社覺せ

しが、院號の後崩御の由を奏聞す、京都市上京區般

舟院前町の般舟三昧院に葬る(門院傳、陸墓一覽)

フラクヤク

豐樂燒

大喜豐助の創製した

る焼物の一種、豐助は自然翁豐樂の子なり、筆札及び

茶道を曲全に學び、俳句を吉原黄山上に學ぶ、天保十三

年尾張藩の陶器師となる、藩主徳川齊莊自ら豐樂の

二字を揮毫して與へたるより、陶器の底に豐樂の二

字を捺す、弘化元年陶器の外面に漆を塗り、種々の

蒔繪を施し、裏面に樂燒の陶質を存することを發明

し、豐樂燒として世にもはやさる、安政五年十一月

十三日歿す(工藝鏡)

フラン

佛蘭西

歐羅巴の一國(出典 北

は)ルキセンブルグ大公國、白耳義及び英吉利海峽

に、西は大西洋に、南は、ピレニース山及び地中海に

フラク

フラン

東は以太利及び瑞西、日耳曼帝國に接す、面積二十萬

フラン

四千九十二方哩、北緯四十二度二十分及び五十一度五分の間に横ばり、西經四度四十六分より、東經七度三十六分に達す。もと三十四州に分れ、革命後八十六縣に分たる、尙ほ歐洲以外にも版圖を有せり、首府をパリといふ。...

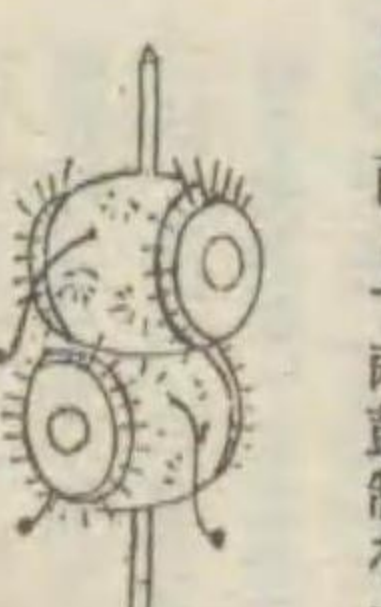
フラン

此時幕府は答書を受へず、佛艦またこれを待たずして去れり、是より先佛艦は琉球に迫りて貿易開始の事を促せるを以て、幕府は薩藩に訓令して、同藩手限りを以て、之を聽すことを默許したるが故に、尋て琉球は嘉永二年佛國と條約を訂結して貿易を開きたり、既にして安政三年六月佛船下田箱館長崎の諸港に入津したるも、何等爲す處あらざりしが、五年八月同軍艦三艘品川に來り、九月假條約を訂結し、横濱長崎箱館の三港を開き、六年九月を以て本條約を交換せり、時に鎖港攘夷の論天下に喧しく、特に長藩の如きは、率先して激論を唱へ、遂に文久三年五月佛國郵船を下ノ關に砲撃したるを以て、水師提督シヨーンは二艘の軍艦を率ゐて六月四日下ノ關を侵し、尋て英米蘭の諸國と連合し、大舉して更に下ノ關を襲へり(シモノセキノカヒ參看)...

フリツ

博覽會に出品を求むるの事あり、爲めに日佛の間に葛藤を生じたるを以て、幕府は外國奉行栗本安藝守(勤雲)を特派大使として急行せしめ、向山公使と共に佛國政府と議し、紛議はじめて解く、幾もなくして幕府滅び、報佛國に達するや、ロセツまた任滿ちて本國にあり、密に栗本安藝守に説くに、兵士軍艦を借して薩長を討たんことを以てしたるも、栗本は退けて用ひざりき、然れども當時主戰論者の首領たりし小栗上野介の如きは、兵を佛國に借るの說を抱きしが、其事の成らざりしは、吾國の大幸なりき、明治元年正月高知藩士の罪を成れるもの佛人を斬り、九人を殺し六人を傷く、朝廷、高知藩主山内豐範に命じて犯人を刑せしめ、且十五萬金を佛國に賠償せしめたり、三十年舊條約を破棄し、新條約を訂結す、即ち現行條約はなり(外交志稿、砲臺十種、幕末外交談、懷舊紀事、有所不爲齋雜錄、海舟日誌)...

フリツツミ



一種、此器は振動かして用ふるもの故に此名あり、普通の樂曲には、之を用ふるをなし(博覽會樂家録に據れば、二小鼓の交互するを、鐘にて貫けるさまなり、而して兩鼓制を同じくし、柄を以て之を貫く、革の面積二寸五分許、銀地に黒彩を爲し、筒に施すに、黄金の釘頭圓き物を以て之を堅む、釘頭圓六七分之を抜く筒の長三寸五分許、唐木を用ひ、柄も亦た唐木なり、筒及び柄は青貝を以て雲象を爲す、柄の長一尺八寸許、鼓上に出づること三寸許、頭尖にして八角なり、金を以て之を包む、黄金の筒の兩旁に小鼓を掛け糸の四打の緒をつく、長二寸許、緒の頭は糸を以て之を結す)...

フリヤ フレツ

小玉各々二兩、總て四五なり、大さ小豆の如し、柄を搦せば、自ら撃て聲を爲すなり(和名抄、樂家録、樂器考)
フリヤウシ 部領使 コトリヅカヒを見よ
フルチノコホリ 古市郡 河内國 起原 始めて、景行天皇紀、四十三年の條に見ゆ 沿革 日本紀舊市に作る、和名抄に新居、尸度、坂本、古市等の郷あり、拾芥抄以後又古市に從ふ、今は南河内郡に入りて、其名を失へり(郡名異同一覽、國郡沿革考)
フルチノタカヤノヲカノミササキ 古市高屋丘陵 安閑天皇の御陵、河内國南河内郡古市村大字古市に在り、前方、後圓、高さ三丈、四周に障あり、兆城東西一町、南北一町五段、陵戸一烟、守戸二烟を置く(禮樂志、陵墓一覽)
フレカシラ 觸頭 江戸時代、寺院にて、上下の命令進達を掌る役寺を云ふ、各宗にあり、其宗内に命令等觸流すことを務むるが故に名づく、即ち神社奉行より出づる命令も、觸頭に達して其配下に通せしめ、寺社より訴訟ある時にも、之を経て申出づるなり(徳川百箇條講義)
フレツテンワウ 武烈天皇 名號譯は小泊瀬雅鷲尊(仁賢天皇の皇長子、母は皇后春日大娘、第二十五代の天皇、仁賢天皇七年立ちて皇太子となる、十一年八月天皇崩す、大臣平群眞鳥藤原にして政を擅にし、潛に篡奪を謀る、其子師また太子に無禮なりしかば、太子は大伴金村に命じ、眞鳥父子を誅せしめ、十二月位に即き、泊瀬列城宮に都す、金村功を以て大連たり、六年天皇皇子なきを以て御子代(ミヨシロ參看)として、小泊瀬舍人を置く、

フレツ

八年十二月八日崩す、善評かならず、大和國葛下郡志都美村の傍丘磐杯北丘陵に葬る(書紀に、天皇長じて刑を好み、法令分明なり、日晏るまで朝に坐し、幽枉必ず達し、斷獄情を得と記し、而してまた、額りに諸惡を爲し、一善を修めず、凡諸の酷刑親ら覽する事なく、國內の居人、咸く震ひ怖るといひ、或は人の指甲を解きて薯蕷を掘らしめ、或は人の頭髮を抜きて樹に昇らしめ、其樹を斬り倒して落ち死するを快とし、或は人を塘の城に入らしめ、外に流れ出づるを待ち、三刃の矛を持ちて刺し殺し、或は人を樹に昇らしめ、弓を以て射落して笑ひ、或は池を穿り死を起して禽獸を畜ひ、田獵を好みて狗を走らし、馬を試み、出入時なく風雨を避けず、温なるを衣て百姓の寒を忘れ、美なるを食ひて天下の飢を忘れ、日夜宮人と酒に沈湎し、錦繡を席とし、衣るに綾紵を以てすなど載せたり、此文の如くは、暴君に似たり、されど既に法令分明に、斷獄情を得たりといへる君にして、又かゝる行ひあることは、頗る其意を得ざる處なり、因りて内山眞龍は、武烈紀二年より八年までに、無道奇偉の戲を記せるは、百濟王の無道暴虐を奏上したる百濟記の、轉りて本文となれるなり、此本文上代より誤り傳へて、武烈の戲を奉りたるなりと論じ、齋藤彦廣は、此暴行は古事記に記さず、舊事紀は、書紀を踏襲せる書なるに關はらず、暴虐の事を載せず、又天皇の朝は、南齊の東昏侯の永元元年なり、東昏の強暴なども彼は相混して、天皇の御惡行の由に誤り傳へしならんといひ、渡邊眞樞も、百濟末多王の紀事の混れるにて、孝謙紀に、安祿山の事を録せしに似たり、諛説も幽厲などいはずして、武烈とし奉れるは、嘉號なり、暴虐の君の謂れにあらずといへり、而して小中村博士、横山由清の兩氏は、天皇十歲即位、

ヘイア

ヘイアングウ 平安宮 京都(キヤウト)を見よ
ヘイアンジヤウ 平安城 京都(キヤウト)を見よ
ヘイカ 陛下 天皇に對する敬稱、獨斷に「陛下者、階也、所由升堂也、天子必有近臣、執兵陣于階側、以戒不虞、謂之陛下者、群臣與天子言、不敢指斥天子、故呼之在陛下者、而告之、因尊達尊之意也」と見たるにて、其義を知るべし、書紀顯宗天皇二年八月己未朔の條、皇太子億計王が天皇を諫むる語中に、「陛下、天子之制、天下之制、云々」あるを初見とす、儀制令の制には、「陛下、上表所稱」とあり、蓋し唐六典の制に從へるなり、明治以後に至り、天皇、皇后及び三后の敬稱と、皇室典範に規定せられたり、
ヘイカク 兵學 軍學(ゲンカク)を見よ、

ヘイクワンバク

平關白 平時忠マヒラノ
トキダシを見よ、

ヘイケビハ 平家琵琶
「ビハ」を見よ、
二重なり、装束の裏に用ふ、又五位以下の袴、表袴
等にも用ふ、冬は練絹にて織目をすかさず、夏は生絹
にて、織目を透かして織るなりと云ふ(倭訓栞、貞丈
雜記)

ヘイケモノガタリ

平家物語 卷數
通本十二卷、長門本二十卷、角倉本四十八卷あり
内容、平治物語の後を受けて、二十餘年の治亂を録
し、専ら事實に因りて文を成せり、而して平清盛の家
を起してより、一族西海に滅ぶるまで、専ら平家の事
を記したるより、名付けしものなるべし、されど源頼
朝木曾義仲等の事蹟をも交へたり、文は當時に行は
れたる漢字交りの假名文體にして、戦記物として頗
る巧妙なるものなり、而して其記せる處附會粉飾せ
し處ありて誤謬少なからずと雖も、根本史料に至り
ては、正確なるものに據りしと見え、まゝ吾妻鏡増
鏡等の誤を正すに足るもの多し、本書の成りし時代
は、筆のすまみに、物怪の條に、源雅頼に仕へたる
青侍の、夢を記して、或る上臈が、平家に組したる
嚴島明神を逐ひ立てたる時、八幡大菩薩、平家に
預けおきたる節刀を召しかへして、源頼朝に賜ふ由
宣へば、傍に春日明神ありて、其後は、吾が孫にも
賜り候へといへることを載せたるによりて、藤原將
軍の時代とし、後人皆この説に従へり、異本極めて
多し、参考源平盛衰記には、佐野本、鎌倉本、八坂
本、伊藤本、如白本等十一本を引きたり、この外な
らば角倉本、梵舟本、光悅本、堀田次郎氏藏本等あり、
長門本は長門赤間宮(阿彌陀寺)に傳へたるものにして

ヘイケ

て、文辭他本と異なる所多く、稍々源平盛衰記に類
せり(諸書)徒然草に、後鳥羽院の時、信濃前司入道
行長本書を作りて、生佛と云ふ盲人に教へ琵琶に合
はせて語らせたりとし、尊卑分脈葉室時長の條に、平
家物語作者隨一也と見え、臥雲日件録に、督者最一
の語を載せて、爲長卿の作とし、又薰一の語を載せ
て、平時忠文事を録し、平景清武事を録し置けるを、
三位爲長撰述して之を集め、支惠法師剪裁して一書
となす、凡相共に評論するもの三十四人、但時忠景清
は此外なりと云へり、また醍醐雜抄によれば、吉田
資經、源光行、葉室時長の作とし、天地根元歴代圖に
は憲耀法師の作としたり、筆のすまみ及び那珂栞樓
氏は、徒然草に行長を後鳥羽院の時の人としたるは、
本文青侍の語と合はざるを以て否定したり、而して
關根正直氏は徒然草に「後鳥羽院の御時とあるは、必
ずしも在位の時を指したるにあらず、且つ五徳冠者
ともいはれて青年の時なれば、此後堀河院の時まで
存生して、平家を書きしとも見らるべく、又異本數
種ありて、辭句の詳略すら同じからざれば、筆者を
異にせる事必せり、按に最初の原本は、後鳥羽院
の時、時長入道に發起し、順徳院の時憲耀法師十二
卷に補綴し、後頼朝、資經、光行、時長等が、文辭の
刪潤事實の數行をも爲し、隨うて本書を生じしもの
なるべし」と云へり、いま按ずるに行長は建仁年中信
濃前司にして、詩歌に長じたりしこと明月記に見え
たれば、藤原將軍時代まで、僅に十數年なれば、徒
然草の説に従うて、行長一人の作とするも差支な
かるべく、その異本を生じたるは、蓋し物語として、口
調の善き様に、各々之を語るもの、松葉閑人四辭
なるべし(諸書)平家物語考證十二卷(松葉閑人四辭
生編、洛陽源平盛衰記、左近衛中將野宮定俊傳)最も要

ヘイサツ

米札 江戸時代、諸藩にて、札遣の
代りに、施行せる證券をいふ、名目は米札なれど、
諸家の藏屋敷より發せらる、拂米切手の類にあらず
米切手丁錢三貫文、米五升定價五百文など、記した
るものにして、實際に於て、紙幣と同様の功力を有し
たり、起原詳かならず、寛政十年之が通用を停止す
「ハンサツ」の挿繪參看(憲法部類、古事類苑泉貨部)
ヘイシ 兵制
とも訓む(諸書)女官十二司の一、兵器の事を掌る
職員(尙兵一人準七位、典兵二人準八位、女備六人
起原)文武天皇の大寶元年創置、廢絶の年詳かなら
ず(合義解、職官志)

ヘイシ

兵士 兵制(ヘイセイ)徵兵(チヨウ
イ)を見よ、
ヘイシ 平氏 皇別、マヒラウサゲと訓むを正
訓とす、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬
多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる者、仁明天皇
の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦
親王より出づる者、光孝天皇の皇子是忠親王より出
づる者の四流あり、コクランムヘイシ、ニンメウヘ
イシ、コモントクヘイシ、クワウカウヘイシの各
條參看、
ヘイシシワウ 平親王 平將門(マヒラノ
マサカド)を見よ、

ヘイジャウテンワウ

平城天皇 皇統
御名に安殿、幼名小殿、日本根子天推國高彥天皇と諡
す、世に奈良の帝とも云ふ(諸書)桓武天皇の皇長子、
母は皇后藤原乙牟漏、贈太政大臣良繼の女、第五十一
代の天皇(諸書)寶龜五年八月降誕、延暦四年桓武天
皇の皇太子となる、長するに及び聰敏にして、支鑑宏
達、博く經書を綜へ、文藻に工なり、大同元年三月桓
武天皇崩するの後、五月位に即く、二年皇弟伊豫
親王不軌を圖るに坐して、親王の號を削り、之を河原
寺に幽し、飲食を通せず、親王其母藤原吉子と共に
藥を仰ぎて斃す、連坐するもの多し、世以て冤とな
す、四年四月朔、病を以て位を皇太弟に讓る、嵯峨天
皇これなり、仍て尊號を上りて太上天皇といふ、上皇
在位四年の間、務めて冗官を沙汰し、中衛府近衛府の
分陣を改めて左右近衛府とし、又諸衛の兵士の數を
改定し、國司の改定は、天平寶字以後、四考を期限
としたるを、令條の六考に復し、春宮の職員、及び
董工、漆部、管陶、鍛冶等の十餘司を併省し、又圖書
内藏二寮以下、寮司の長上の員を減じ、諸司の史生の
人員を加減し、大に政務の清簡を致したり、蓋し桓武
天皇の遺志を承け給へるものなるべし、而して削滅
の最も多きは、中務宮内の二省にあるを見れば、そ
の克己勵精の非常なるを知る、然れども早く尙侍藤
原薬子を寵し、薬子もまた巧に媚びて事を用ひ、政
事にも關涉し、其兄仲成も勢を恃みて王公を凌侮し、
兄弟威を弄し、大同四年に薬子從三位に陞れり、讓
位の後に至り、薬子は密に上皇に重祚せしめ、己れ皇
后たらんと欲し、弘仁元年九月遂に命を堪めて、平城
に遷都せんことを謀る、都下爲に騒然たり、嵯峨天皇
大に恐れ、仲成を捕へ、且詔を下して仲成薬子の罪狀
を擧げ、其官位を奪ふ、上皇是に於て、畿内及び紀伊

ヘイジュウ

の兵を徵し、薬子と同興東國に赴かんとし、添上郡
越田村に至り、大軍前に進ぶるを聞き、衆自ら潰え
しかば、上皇事の成らざるを知り、宮に歸りて薙髮
し給ひ、仲成は誅に伏し、薬子は毒を仰ぎて死す、十
二年空海に就きて入壇灌頂を受く、帝王の密灌茲に
はじまる、既にして淳和天皇即位し、嵯峨上皇に太上
天皇の尊號を上るに及び、平城上皇を先太上天皇と
いふ、天長元年七月七日崩す、壽五十一、大和國添
下郡佐紀村の梅梅陵に葬る、サガチンワウ參看(大
日本史、陵墓一覽、大日本通史)

ヘイジュウ

陪從 賀茂石清水等の祭時に
行ふ東遊の管方を云ふ、近衛使に陪從する義なり、
安齋隨筆に、舞人に陪從ふの義なりとあるは誤な
り、枕草子に「臨時の祭(中略)試樂もいとをか
(中略)へいじうも其日は御前に出るぞかし、榮花物
語うら／＼の分れの巻に、うまのすけたかよしと云
ひて、歌うたひ、折ふしの陪從などにめさるゝありけ
り」など見えたり、

ヘイジュンシヨ

平準署 諸國王朝時
代の官衙、常平倉を諸國に置き、糶糶して利を取り、
以て貢調運脚の飢寒を濟ひ、兼れて京中の穀價を平
準する、ことを掌る、左右あり、左は東海、東山、北陸の
三道、右は山陰、山陽、南海、西海の四道に關する事を
掌る(諸書)原滋朝天平寶字三年五月、三冬の諸國貢
調の脚夫等、郷に歸るを得ず、或は病苦により、或は
飢寒に迫り、路邊に餓死するもの多きを以て、諸國を
して、公解を割き、常平倉を置き、出糶して利を取
り、之を以て糶に歸る脚夫の飢寒の苦を救はしめん
が爲めに、始めて之を置く、寶龜二年九月に至り、左
右平準署を罷む(續紀、古事類苑官位部)

ヘイセイ

兵制 「上代」古より武を以て國を
領を得たる良書なり、此外、平家勸文錄一卷、兵善
器談二卷(伊勢貞丈)平家物語奥秘抄一卷、平家物語
抄二十四卷、平家物語評判類聚五卷(逸竹居士)平家
物語評判秘傳抄十二卷、平家物語標注十二卷、平家
物語人名考、平家物語類語、同類字、同類標等多し
(史學雜誌「平家物語考」、國史學の乘、國書刊行會本
平家物語)

ヘイサ

米札 江戸時代、諸藩にて、札遣の
代りに、施行せる證券をいふ、名目は米札なれど、
諸家の藏屋敷より發せらる、拂米切手の類にあらず
米切手丁錢三貫文、米五升定價五百文など、記した
るものにして、實際に於て、紙幣と同様の功力を有し
たり、起原詳かならず、寛政十年之が通用を停止す
「ハンサツ」の挿繪參看(憲法部類、古事類苑泉貨部)
ヘイシ 兵制
とも訓む(諸書)女官十二司の一、兵器の事を掌る
職員(尙兵一人準七位、典兵二人準八位、女備六人
起原)文武天皇の大寶元年創置、廢絶の年詳かなら
ず(合義解、職官志)

ヘイシ

兵士 兵制(ヘイセイ)徵兵(チヨウ
イ)を見よ、
ヘイシ 平氏 皇別、マヒラウサゲと訓むを正
訓とす、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬
多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる者、仁明天皇
の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦
親王より出づる者、光孝天皇の皇子是忠親王より出
づる者の四流あり、コクランムヘイシ、ニンメウヘ
イシ、コモントクヘイシ、クワウカウヘイシの各
條參看、
ヘイシシワウ 平親王 平將門(マヒラノ
マサカド)を見よ、

ヘイシ

兵制 兵制(ヘイセイ)徵兵(チヨウイ)を見よ、
ヘイシ 平氏 皇別、マヒラウサゲと訓むを正
訓とす、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬
多親王、賀陽親王、仲野親王より出づる者、仁明天皇
の皇子本康親王より出づる者、文德天皇の皇子惟彦
親王より出づる者、光孝天皇の皇子是忠親王より出
づる者の四流あり、コクランムヘイシ、ニンメウヘ
イシ、コモントクヘイシ、クワウカウヘイシの各
條參看、
ヘイシシワウ 平親王 平將門(マヒラノ
マサカド)を見よ、

ヘイチ

而して禁内を警衛するに六衛府あり、近衛は常に天子の親衛となり、其兵は大抵官人の子弟を取り、大將、中將、少將、將監、將曹等ありて之を率ゐ、いづれも其任を重くす、衛門、兵衛をば外衛といひ、諸國徴發の兵士を取る、督、大少佐、大少尉、大少志等ありて之を率ゐるなり、六衛の兵員凡二千七百四十餘人あり、初め大寶の制にては、衛門、左右衛士、左右兵衛の五府なりしが、後ち中衛、近衛、外衛を増して八府となし、其後また沿革して、弘仁三年に始めて左右近衛、左右衛門、左右兵衛の名定まり、これを六衛府と稱することになり、また諸國の守備に當つる爲軍團をおき、征討の役ある時は、更に軍隊を編成す、軍に三等あり、三軍を統ぶるに大將軍あり、(カンケン)參看、西海には太宰府を置き、外蕃を控制し、防人司ありて、防人の戎具散給を掌る、其他陸奥、出羽、佐渡、對馬、壹岐をば邊要の國となし、殊に警備を嚴にせり、陸奥には鎮守府を置き、蝦夷を鎮壓し、將軍、軍監、軍曹、醫師、醫師等あり、後ち出羽に秋田城を置き、守若くは介を遣はして專當せしむ、并に鎮兵兵士ありて、不虞に備へしむ【平安朝時代】延暦十一年、國司軍殺等が兵士を役使し、徒に公費を耗するを以て、勅して諸國の兵士を停廢せらる、唯陸奥、出羽、佐渡及び太宰府は、邊要の地なれば、舊に依りて配置せしめられたり、平城天皇の時に至り、檢非違使(ケビシ)參看)を置き、後ちまた諸國にも置かれて、盜賊追捕の事を掌らしめ、漸く威權あり、貞觀より後、諸國の兵士衛府の官、いづれも厩將にして、用にたらざりしかば、武備益々弛ぶ、此に於て禁中には瀛口武士東宮には帶刀、院には北面の士を置き、源平の武士を以て宿衛の職となす、これより後ち武門遂に勢を得

ヘイチ

て、朝廷は兵馬の權を失へり【鎌倉時代】源賴朝幕府を鎌倉に開くに及び、侍所別當、所司等をおきて、軍務及び兵機を司らしめ、大番を徵して京都の番衛に宛て、諸國の大小名皆幕府に服従して、類りに兵武を修めしかば、承久の亂に朝廷の徵發に應ぜし者は、六萬人に過ぎざりしかども、北條泰時軍騎にして鎌倉を發せし時には、關東の兵士集まるもの、忽に十九萬人に及び、以て兵制の備はれるを見るべし【室町時代】の制、またほこれに據りて、まゝ損益ありといへども、其代を終るまで争亂已むむなく、應仁以後に及びては、幕府の威令遂に行はれず、兵制見るに足るものなし【江戸時代】には將軍親征すれば諸大名皆従ふ、老中は方面の將となりて大名を指揮し、若年寄は旗下の將となる、大番頭は先鋒となり、先手弓銃頭之に屬す、書院番、小姓組、新番、小十人、歩士等は將軍自ら率ゐて親衛となす、大目付、目付は、老中、若年寄の指揮を監し、使番は傳令を掌る、凡幕下の騎士千七百六十人、番頭組頭百二十二人、歩從の士八百三十五人、頭三十一人、組頭六十二人、與力三百二十一人、卒四百四十人、弓銃旗卒三千二百三十人、其將長六十一人、與力三百三十二人、その陪卒を合すれば九十萬人に過ぎ、而して諸大名に、其封領によりて軍役を課することあり、大抵一萬石の軍役兵四百人を出すを法とす(ケンナク)參看【明治時代】王政復古するや明治二年兵部省を置き、編制已下の職ありしが、後改めて陸軍海軍の二者と爲し、又參謀本部を置き、その徵兵法も屢々更正せられて兵農分れず、國民すべて服役の義務あり、師團はもと鎮守府と稱し、全國に七師團ありしが、廿九年改めて十二師團に増加し、日露戦争後更にまた六師團を増加したり、(ケイケン)參看、并に各師團の

ヘイチ

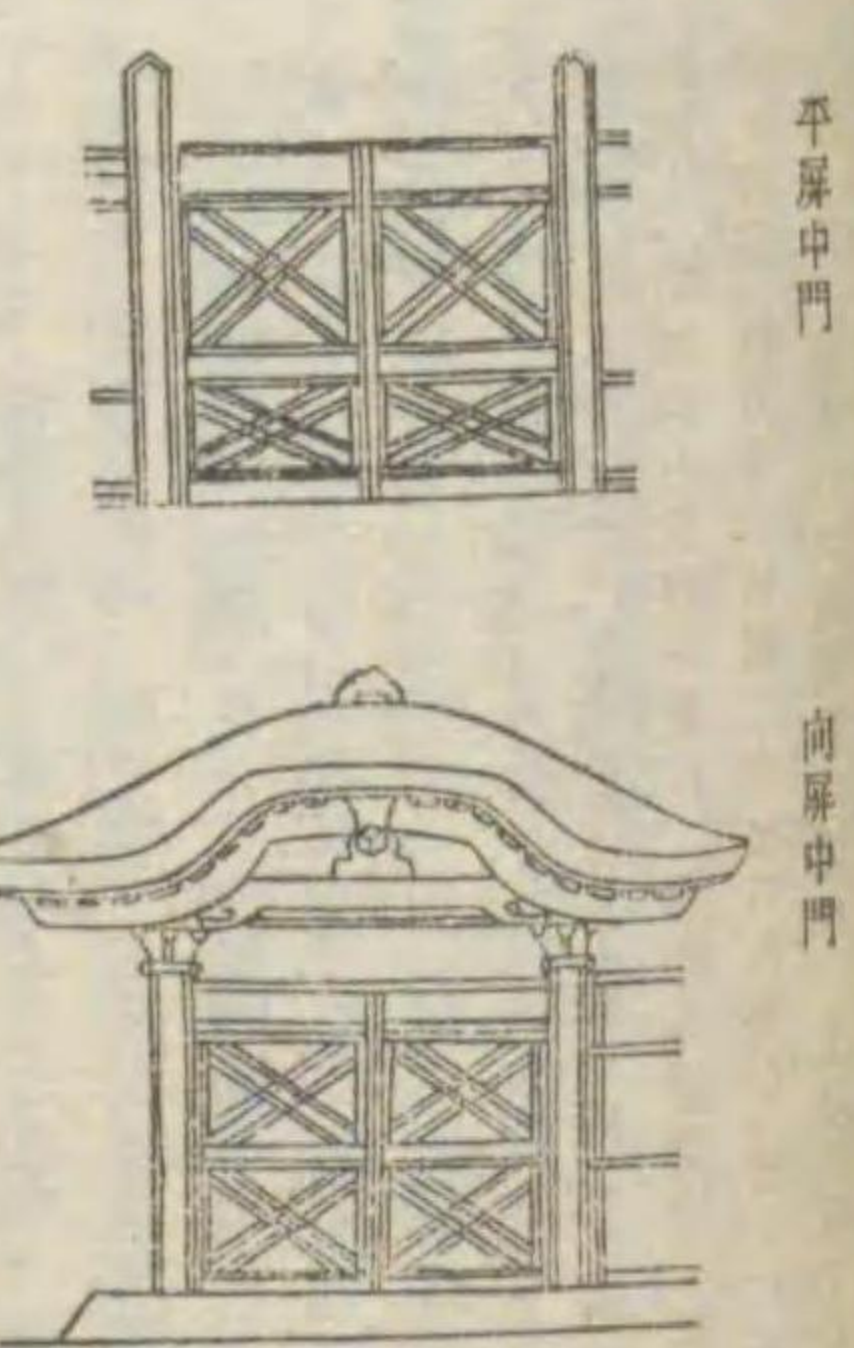
條參看(日本制度通、法令全書)
ヘイチ 平治 名義 二條天皇御宇の年號、保元四年四月二十日、代始に因て改元す、一年を経て永曆と改む【出典】史記に「天下於是大平治」とあるに據る、治部權少輔兼文章博士藤原俊經之を勸申す(國朝年號譜)
ヘイチノラン 平治亂 起原 源義朝は保元の亂に軍功ありしこと、遙かに平清盛の上に至りしと雖も、其賞に至りて却て劣り、始め左馬權頭に任ぜられしが、從前左馬助たりしことあるを以て、名譽ならずとして不平の情を漏し、僅かに左馬頭たるを得たり、然るに清盛は、亂後播磨守となり、尋で太宰大貳に任じ、權威義朝の上に出づ、義朝是に於て藤原信西(通憲)に頼りて、榮達を謀らんと欲せしに、信西は之を卻けて清盛と結託せり、故に源平の兩族は、互に勢力を争うて反目し、信西亦義朝と不和を生ず、時に藤原信賴といふものあり、中納言右衛門督に累進し、猶大將たらんことを望む、信西以て不可とし、後白河上皇を諫めて之を妨ぐ、信賴之を聞て大に怒り、病と稱して出でず、終に義朝を誘ひ、藤原經宗、同惟方と連合して信西に報いんとし、義朝はまた之を利用して、平氏の勢力を殺さんことを圖り、平清盛が熊野に赴きて不在なるに乗じ、平治元年十二月四日を以て兵を擧ぐ【起原】九日信賴義朝五百餘騎を率ゐて、内裏三條殿を犯し、後白河上皇を御書所に二條天皇を黒戸御所に幽す、信西を聞きて大和に走り、石堂山に於て捕へらる、信賴等即ち首を斬りて之を巢し、其諸子の官職を停めて諸國に配流し、信賴自ら大將を兼ね、義朝を播磨守と爲す、會々經宗、惟方等、信賴に與せるを侮み、密かに天皇を擁して、清盛の六波羅に連れ、上皇又密に宮を

ヘイチ

出で仁和寺に入り給へり、是より先、清盛戰を得て大に驚き、馳せて京に歸り、天皇を六波羅第に奉ず、公卿百官等皆來り集まる、義朝即ち二千餘騎を率ゐて内裏に陣す、清盛、子重盛、弟賴盛、敬盛等に三千餘騎を授けて之を討たしむ、重盛將士を勵まして曰く、年は平治たり、地は平安たり、而して我は平氏たり、三事相應せり、敵に勝つこと疑ふべからずと、其兵を分ちて三とし、陽明待賢部芳の三門より進む、信賴時待賢門を守り、觀波を聞きて大に恐れ、落馬して自ら傷く、重盛五百餘騎を以て急待賢門に迫り、義朝の子義平と戦ひ、敗れて退き、賴盛亦郁芳門に於て、義朝の爲に破らる、義朝勝に乗じて追撃し、六波羅を攻めんとす、時に源賴政三百餘騎を六條河原に屯し、觀望して敢て戦はず、義平怒つて之を討つ、賴政敗績し遂に清盛に與す、既にして義朝等進んで六波羅を攻めて克たず、源軍遂に潰ゆ【起原】信賴通れて仁和寺に詣り、後白河上皇に就て罪を謝し、死を宥されんことを乞ふ、許さず、遂に六條河原に斬らる、平家一族等皆功を以て榮達し、清盛は正三位に、子重盛は伊豫守に、二男基盛は大和守に、三男宗盛は遠江守に、弟賴盛は尾張守に任ぜらる、然して義朝は京の戦に破れ、八瀬を過ぎ龍華越を越えて堅田に出で、更に尾張に至り、長田庄司平忠致の家に潜居す、忠致貽きて義朝を殺し、首を京都に送る、即ち左獄に梟せり、清盛また大に源氏の興業を探索し、義朝の子弟并に一族殆んど盡く、只纒に賴朝義經等の數人免かるゝことを得たり、茲に於て源氏全く勢力を失し、平氏獨り盛んなり(平治物語、百練抄、愚管抄)○中根淑淑の説に「此亂は、蓋し後白河上皇と二條天皇と、御父子の間、相詰はざるに起因したるものなるべし、其故

ヘイチ

は、上皇は即位の後、白河鳥羽の例に倣ひ、院中に在りて政を聽かれ給へるを、主上其御快く思召ざりし事は、盛衰記平家物語によりても明かに知られたり、是一つは經宗惟方、主上の御外戚又は御傅なるを以て、己れ早く權を專にせんが爲、類りに院政を非難したるにもよるべし、而して二人の胸中、院政を止めん事は、先狂暴無智の信賴を啖して、上皇の羽翼たる信西を除くに如かずと打算せる事疑なし、信賴は平生の確執よりして、信西を除くは尤願ふ處なるも、院政行はるにあらざれば、己れ其地位を保つ能はざるは自ら知る處なり、故に帝を幽したるは信賴の心、上皇を幽したるは經宗惟方の心なり、此三人の者、共に斗背の小人なれば、信西を除くに於て、一時の謀計は相投じたるも、其目的相反するが故に、終始一なる能はず、而して經宗惟方は類る狡猾なれば、信賴の共に爲すに足らざるを察し、忽ち反對の地に立ち、巧みに其形迹を暗ましたる也」といへるは卓見なり、(頭書平治物語)
ヘイチモノノカタリ 平治物語 卷三 刊本一册、平治の亂を記したる戦記にして、記事の體裁全く保元物語に同じ【起原】保元物語に同じ【參看】平治物語、ハウゲンモノノカタリ參看(史學雜誌、平治物語考)
ヘイチユウモン 屏中門 殿殿進にて、廊なくして、築地のみなる中門を云ふ、壁中門とも稱重門とも書す、又廊下を切通にしたるをも、壁中門と云ふ、武家の第宅に用ふ、稀には屋根あれども、之なきを通常とす、是れ旗其他の武具出入に不便なる故なりと云ふ、後世書院造り起るに及びては、玄關の左右には必ず屏中門を設け、掛屏としたり、又片方を廊中門にし、片方を廊下にして切通を設くるもあ



平屏中門 向屏中門

ヘイチ

り、これに平屏中門、向屏中門の二あり(家屋雜考)
ヘイチン 幣殿 社(ヤシロ)を見よ、
ヘイハク 幣帛 「ミテケラ」を見よ、
ヘイモン 閉門 名義 江戸時代における土人の閉門、門扉を鎖し、窓を閉ぢ、晝夜共、常人并に外人の出入を禁するをいふ【起原】五十日、百日の二種あり【起原】閉門のことは、既に早く鎌倉時代の初めより、諸書に散見すれども、いづれも自ら門戸を鎖し、恐懼謹慎するものにして刑名にあらず、江戸時代に及んで、始めて刑名となりたり、なほ此刑は士人の利なれども、時として公卿に行ひしことあり、寛政五年に中山前大納言愛親が、閉門を命ぜられしが如し(徳川政史料、獄餘錄、古事類苑法律部)
ヘウ 標 朝廷公事の時、百官の列行を定むる標木を云ふ、シメとも訓む、建武年中行幸元日節會の條に「外辨の公卿門の左の戸より入りて、次第に標につく、第一の人あるなり、異位重行、列定りて後、内辨仰せて云ふ云々」と見えたり、猶ほ「イキヤエウギヤウ」の圖を參照すべし、

ホウコ

に風高二十丈と見えたり、

ホウコ

封戸「フコ」を見よ、

ホウコ

布袴 名義 袍に下襲指貫を着し、

笏等を帯びたる装をいふ、東帯に次ぎたる服装なり、

ホウシユンモン

逢春門 大内理豊樂院十

ホウシユンモン

逢春門院 名義

藤原隆子、御匣局また四條局と稱す、

ホウシヨ

奉書 臣下が上意を承けて、命令を

傳達する公文書を云ふ、奉はウケタマハルの意にし

ホウシ

し、家司これを奉はる、多くは奉書の末なる奉行人

ホウシヨ

謀書 名義 官私文書を偽造する

をいふ、開闢王朝時代には、宣旨院書を偽造せる者

は遠流、詐りて人に官を與へしもの、并に之を受け

しものは近流、官の文書を偽造せる者は杖一百、官

ホウシヨガミ

奉書紙 檀紙の一種、職文な

く、肌理美なるものを云ふ、中古以後多く奉書に用

ホウシ

八寸、中奉書、間政とも云ふ、縦一尺二寸、横一尺

ホウシヨレンバン

奉書連判 江戸時代

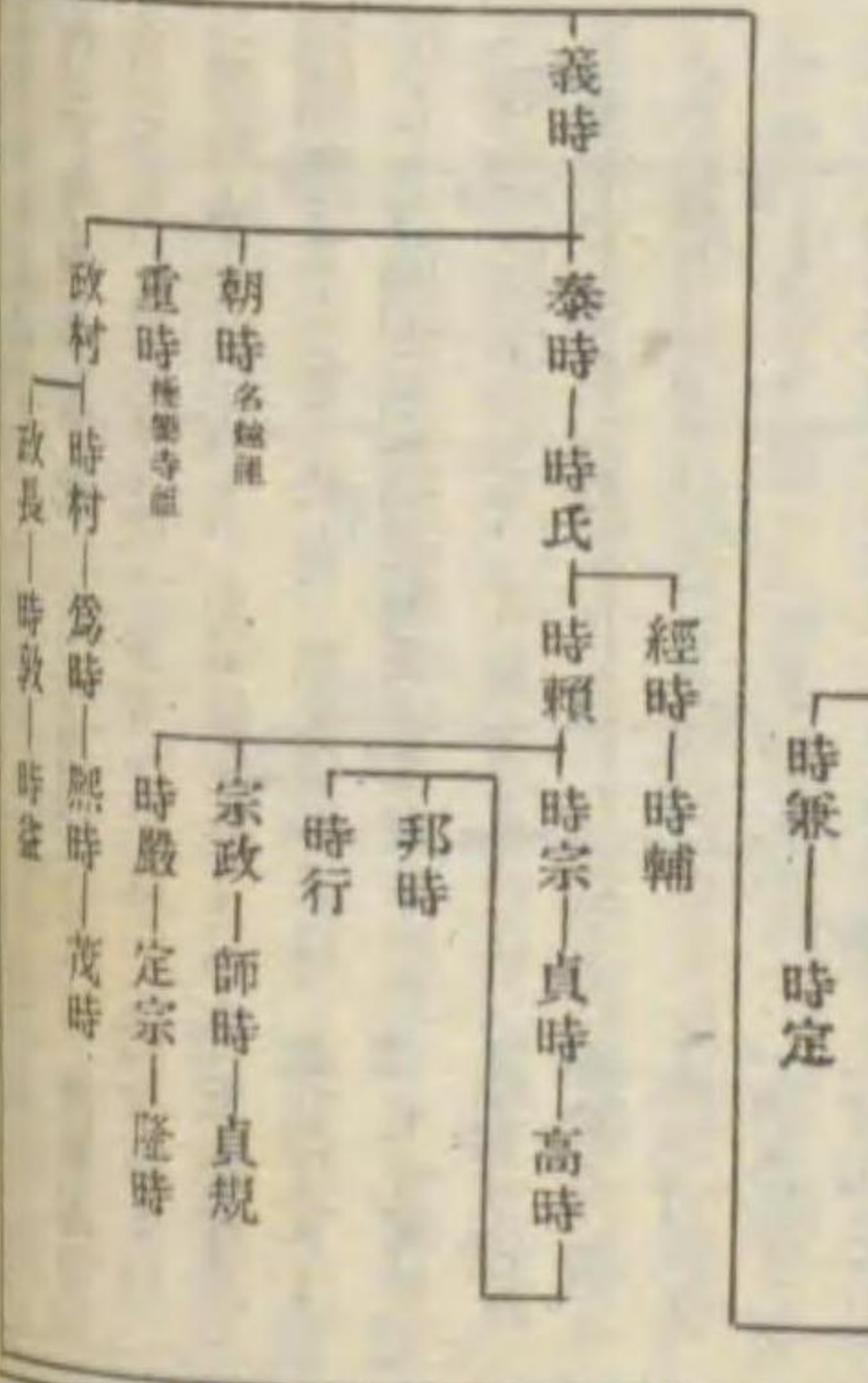
ホウタイカフ

豊太閤 豊臣秀吉(トヨトミ

ホウテウウチ

北條氏 姓は桓武平氏、貞

盛の二子維將より出づ、維將の曾孫維方、盛方聖範



ホウテ

時房 時盛 政後 時國 時元 房貞

ホウテウウチ

北條氏(河内狭山) 祖先詳

かならず、長氏を祖とす、北條氏の系圖に、長氏は、

ホウテ

加封ありて一萬石を領し狭山に治す、子孫相繼ぎて

ホウテウウチナ

北條氏綱 名義 幼

名千代丸、通稱新九郎、法名を春松院快翁活公と云

ホウテ

時時 時時 時時 時時 時時 時時 時時 時時

ホウテ

強て、實朝を害し、朝雅を將軍と爲さんとす、政子即ち實朝を北條義時の家奉じ、更に實朝の命を培め時政に迫りて別養せしめ、牧の方と共に北條に從す、建保三年卒す、年七十八、伊豆修禪寺に葬る(大日本史)

ホウテウトキムネ

北條時宗 名諱幼名正壽、相模太郎と稱す、法名道果、世に寶光寺殿といふ、宗時時頼の子、北條氏第八代の執權なり、事關弘長元年左馬權頭となり、從五位下に叙し、文永元年連署となり、二年從五位下に進み、但馬權頭を兼ね、初め時頼の難疑するや、時宗は幼弱なるを以て、北條長時、北條政村相繼で、執權の事を攝したりしが、此よりして時宗執權となる、會々元國、高麗によりて書を獻じ、使を通せんことを求めしも、書辭無禮なるを以て、時宗之を却く、八年元國の使者趙良弼來朝し、元、朝貢せん事を責む、亦報せず、十一年の冬元の兵西隅を侵す、鎮西の將士拒き戦うて之を却けしが、建治元年元國の使者杜世忠等再び來りて長門室津に至れり、時宗命じて鎌倉に送致せしめ、香く由比濱に斬る、即ち北條實政を以て眞紫探題となし、軍務を節制せしめ、更に鎮西の將士を簡み、邊海の鎮戍に當



時宗 (署自宗時) 宗尊親王の近習等、時宗を殺さんことを謀り、事覺はれしかば、時宗即ち、北條政村等と謀り親王を廢して京都に遷し、其子惟康親王を將軍に擁立せり、五年左馬權頭を兼ね、初め時頼の難疑するや、時宗は幼弱なるを以て、北條長時、北條政村相繼で、執權の事を攝したりしが、此よりして時宗執權となる、會々元國、高麗によりて書を獻じ、使を通せんことを求めしも、書辭無禮なるを以て、時宗之を却く、八年元國の使者趙良弼來朝し、元、朝貢せん事を責む、亦報せず、十一年の冬元の兵西隅を侵す、鎮西の將士拒き戦うて之を却けしが、建治元年元國の使者杜世忠等再び來りて長門室津に至れり、時宗命じて鎌倉に送致せしめ、香く由比濱に斬る、即ち北條實政を以て眞紫探題となし、軍務を節制せしめ、更に鎮西の將士を簡み、邊海の鎮戍に當



時宗 (署自宗時) 宗尊親王の近習等、時宗を殺さんことを謀り、事覺はれしかば、時宗即ち、北條政村等と謀り親王を廢して京都に遷し、其子惟康親王を將軍に擁立せり、五年左馬權頭を兼ね、初め時頼の難疑するや、時宗は幼弱なるを以て、北條長時、北條政村相繼で、執權の事を攝したりしが、此よりして時宗執權となる、會々元國、高麗によりて書を獻じ、使を通せんことを求めしも、書辭無禮なるを以て、時宗之を却く、八年元國の使者趙良弼來朝し、元、朝貢せん事を責む、亦報せず、十一年の冬元の兵西隅を侵す、鎮西の將士拒き戦うて之を却けしが、建治元年元國の使者杜世忠等再び來りて長門室津に至れり、時宗命じて鎌倉に送致せしめ、香く由比濱に斬る、即ち北條實政を以て眞紫探題となし、軍務を節制せしめ、更に鎮西の將士を簡み、邊海の鎮戍に當

ホウテ

て、豫め元兵の來襲に備ふ、明年春、將に兵を遣はして高麗を征せんとし、西海、山陰、山陽、南海の諸國に命じて戰艦を修め、器械を備へしめたり、既に

肥後瀧頭寺所藏(史料編纂掛蒐集)



して弘安四年、元大舉して太宰府を侵す、時宗字都宮貞綱をして、中國の兵に將として之を擊がしむ、未だ至らざるに先ち、海風暴かに發り、元兵悉く覆没す(コウアンノエキ)參看)七年卒す、年三十四、鎌倉圓覺寺に葬る(大日本史)

ホウテウトキヨリ

北條時頼 名諱幼名成壽、五郎と稱す、法名道崇、覺了坊と號し、世に最明寺殿といふ、宗時時頼の二子、泰時の孫、北條氏第五代の執權、事關嘉祿三年首服を加へ、尋で左兵衛少尉に拜し、また左近衛將監に遷り、從五位上に叙す、寛元四年兄時氏に代りて執權となる、時に從父光時、將軍藤原經に寵あり、密に時頼に代りて其職を襲はん事を圖り、物情恟たり、時頼即ち光時を伊豆に流し、遂に經を廢して、經の子頼朝を將軍に擁立せり、此時に當り三浦泰村、源氏の宿將として威望ありしが、心私に北條氏の跋扈せるを見て平かならず、會々弟光村、前將軍經を軍職

ホウテ

に復せしめんとし、兵備を整ふるや、泰村また之に參與せるが故に、時頼兵を遣はして泰村を殺し、悉くその黨を刑す、北條氏の勢力是に於てか、更に盛大となる、寶治元年六波羅探題北條重時を召し、執權連署せしむ、建長元年相模守となり、三年正五位下に陞る、既にして前將軍藤原經、時頼の廢する處となりしを怒り、兵を京都に聚めしが、事成らずして、其與黨悉く逮捕せらるるに及び、時頼は更に將軍頼朝を廢し、宗尊親王を鎌倉に迎へて將軍とす、康元年病によりて薨逝し、其嘗て創立する所の最明寺に閉居し、男時宗年幼なるを以て、職を北條長時に譲りたれども、舊によりてなほ軍政を參決せり、而して時頼既に職を解くの後、諸國の吏、或は私を扶み民を害せん事を恐れ、身自う慮服し、陽に遊惰となり、四方を問行し、潛に風俗を察したりといふ、弘長三年卒す、年卅七、鎌倉禪興寺に葬る、時頼深く禪教を信じ、粗々其旨に通ず、嘗て僧道隆を請じ、建長寺を鎌倉に創めてこれに居る、卒するに及び諸將士親疎となく、悲聲慟哭し、薨逝するもの甚多く、遂に令を諸國守護に傳へて之を禁するに至る、其士心を得たることかくのこし(大日本史)



時頼 (押花頼時) 軍藤原經、時頼の廢する處となりしを怒り、兵を京都に聚めしが、事成らずして、其與黨悉く逮捕せらるるに及び、時頼は更に將軍頼朝を廢し、宗尊親王を鎌倉に迎へて將軍とす、康元年病によりて薨逝し、其嘗て創立する所の最明寺に閉居し、男時宗年幼なるを以て、職を北條長時に譲りたれども、舊によりてなほ軍政を參決せり、而して時頼既に職を解くの後、諸國の吏、或は私を扶み民を害せん事を恐れ、身自う慮服し、陽に遊惰となり、四方を問行し、潛に風俗を察したりといふ、弘長三年卒す、年卅七、鎌倉禪興寺に葬る、時頼深く禪教を信じ、粗々其旨に通ず、嘗て僧道隆を請じ、建長寺を鎌倉に創めてこれに居る、卒するに及び諸將士親疎となく、悲聲慟哭し、薨逝するもの甚多く、遂に令を諸國守護に傳へて之を禁するに至る、其士心を得たることかくのこし(大日本史)

ホウテウナガウチ

北條長氏 名諱通稱新九郎、初名氏茂、薨髮して宗端と稱し、早雲庵と號す、法名を早雲寺天嶽といふ、本姓伊勢氏、後ち北條と改む、宗時時頼の長子、北條時時、伊勢貞親の弟貞藤、伊勢貞國、伊勢貞定等を以て其父となすの諸説ありて詳かならず、小田原北條氏の始祖なり、時頼朝

に改めて、其二三歳を抜きしかば、道守に推せられ、住吉城に入りしを、追及して、これを圍みしを以て、道守は更に新井城に走れり、幾もなくして道守と鎌倉に戦うて住吉城を取り、十四年四月進んで新井城を襲ふ、明年七月に至りて城陷る、是に於て相豆二州の國人歎を送りて服從し、武蔵山東に振ふ、十六年八月進山に卒す、歳八十八、相模箱根早雲寺に葬る(野史)



時宗 (押花宗時) 宗尊親王の近習等、時宗を殺さんことを謀り、事覺はれしかば、時宗即ち、北條政村等と謀り親王を廢して京都に遷し、其子惟康親王を將軍に擁立せり、五年左馬權頭を兼ね、初め時頼の難疑するや、時宗は幼弱なるを以て、北條長時、北條政村相繼で、執權の事を攝したりしが、此よりして時宗執權となる、會々元國、高麗によりて書を獻じ、使を通せんことを求めしも、書辭無禮なるを以て、時宗之を却く、八年元國の使者趙良弼來朝し、元、朝貢せん事を責む、亦報せず、十一年の冬元の兵西隅を侵す、鎮西の將士拒き戦うて之を却けしが、建治元年元國の使者杜世忠等再び來りて長門室津に至れり、時宗命じて鎌倉に送致せしめ、香く由比濱に斬る、即ち北條實政を以て眞紫探題となし、軍務を節制せしめ、更に鎮西の將士を簡み、邊海の鎮戍に當

ホウテウマサコ

北條政子 名諱世に尼將軍と云ふ、宗時時頼の長女、源頼朝の室、事關幼にして母を失ひ、繼母に養はる、姿色あり、永曆中源頼朝平治の亂に坐して伊豆に流されしが、伊東祐親の女と通じたるを以て、祐親怒りて頼朝を殺さんとす、頼朝逃れて北條時政に據る、政子之と通ず、時に年二十一、時政京都に番上し罷めて歸るに及び、伊豆目代平兼隆に政子を與ふるの約をなせり、既にして其頼朝に通ぜざるを聞き、大に驚きしも、頼朝の非凡なるを見て、陽に知らざるを装うて、政子を兼隆に嫁す、政子夜山中に逃れて頼朝と共に居る、兼隆搜索すれども得ず、時政又敢て問はざりき、頼朝兵を起すに及び、走湯山に匿れ、後ち鎌倉に迎へられて、實家實朝及び二女を生む、政子性妬忌、頼朝之を畏れ憚る、嘗て頼朝幼なるの時、頼朝に従ひて富士野に狩し、鹿を射て中つ、頼朝大に喜び、梶原景高をして政子に報せしむ、政子悦びて曰く、兒幼稚なりと雖も將軍の子たり、原野の一禽を獲るも、何ぞ專使を煩はさんと、景高漸て退く、頼朝覺す、頼家嗣立するに及び、剃髮して尼となる、既にして頼家長じて稍々荒淫なり、政子常に之を戒む、慢めず、建仁三年頼家病あり、恍惚度を失ふ、政子時政と謀り、頼家薨すと奏し、實朝を將軍と爲し、關東地頭

ホウテ



時宗 (集寛掛纂編料史) 藏所寺雲早模相

雲庵と號す、明應四年謀計を以て大森實頼の小田原城を陥れ、遂に徙りてこれに居る、文龜永正の間、屢々上杉顯定と兵を交へ、九年また三浦道寸を岡崎城

ホウテ

に改めて、其二三歳を抜きしかば、道守に推せられ、住吉城に入りしを、追及して、これを圍みしを以て、道守は更に新井城に走れり、幾もなくして道守と鎌倉に戦うて住吉城を取り、十四年四月進んで新井城を襲ふ、明年七月に至りて城陷る、是に於て相豆二州の國人歎を送りて服從し、武蔵山東に振ふ、十六年八月進山に卒す、歳八十八、相模箱根早雲寺に葬る(野史)

ホウテ

及び地頭守領を兼于一體に、關東地頭を實朝に分つ、時に一幡外郎比企能員、其分別を怨み、頼朝と時政に、實朝時政を殺さんとす、政子密に之を聞き、時政に告ぐ、時政、能員及び一幡を殺し、頼朝を伊豆修善寺に幽す、建保六年政子熊野に詣りて、京都に至り、從三位に叙す、尋で從二位となる、實朝頼朝の子公曉の爲めに弑せらるるや、頼朝の姪阿野冠者時元、駿河に兵を擧ぐ、政子義時をして之を殺さしめ、義時と協議し、朝廷に奏して冷泉宮もしくは六條宮を奉じて將軍となさんとす、許されず、左大臣藤原道家の子頼經を迎へ立つ、年二歳、政子専ら政事を裁決し、また、菅原爲長に命じて眞親政を譯して、以て法則となさしむ、嘉祿元年薨す、年六十九、政子嚴毅果斷丈夫の風あり、建保承久の間、軍務繁多なるに當り、常に群議を斟酌して禍難を裁定せり、頼朝の胤絶ゆるの後、功臣宿將敢て異心を萌ます、天下稱して、尼將軍と云ふ、北條氏が政權を得るに至れるもの、其力與りて多きに居る(吾妻鏡、大日本史)

ホウテウマサムラ

北條政村 名諱四郎と稱す、宗時時頼の四男、母は伊賀光季の女、北條氏第七代の執權、事關寛喜二年閏正月式部丞となり、同十月從五位下に叙し、嘉祿二年三月右馬助、四年四月左馬權頭となり、建長八年四月陸奥守に轉じ、康元年三月連署となる、正嘉元年六月相模守に任ず、文永元年長時に代りて執權となる、同二年三月左京權大夫に遷り、同三年二月正四位下に進み、文永五年三月時宗執權たるに及んで、政村また連署となる、十年五月卒す、年六十九、政村人となり沈黙温雅にして歌を善くす、公卿之を重んず、稱して東方の遺老と云ふ、卒するに及び龜山天皇使を遣はして、その喪を弔せしむ、而して田口博士は、北條

ホケケ

ホケケノミヤ 北陸宮 本名詳かならず、木曾宮、遷俗宮、孫王、今屋殿とも稱す。素戔嗚尊、以仁王の王子、後白河天皇の皇孫、素戔嗚尊、以仁王が平氏を討たんとして兵を擧げ、事成らずして、櫻井給ふや、王子薙髮して東國に逃れ、尋て前讀岐守重秀、姓關に從ひ北國に匿る、源義仲、これを奉ず、因て髪を蓄へ、冠を加へ、越中宮崎に居る、壽永二年平宗盛、安德天皇を奉じて西海に走り、京都主なし、後白河法皇即ち主を立てんことを謀るに際し、義仲は、王子を立てんことを主唱したれども、法皇は高倉天皇の皇子中より擇ばんとせるのみならず、これを卜するに、王子を立てんことを、大凶なりしかば、遂に後鳥羽天皇立ちて、王子は其目的を達するを得ざりき、かくのごとく王子は、義仲の奉じたる處に係るを以て、壽永三年義仲の敗北するや、全く其勢力を失ふ、後ち嵯峨に移住す、寛喜二年薨す(大日本史)

ホケケ

ホケケヤウジ 法華經寺 所在下總國東葛飾郡中山村○山號正中山、舊日蓮宗、四大本山の第一(原)開闢寺傳に、建長五年(一説に六年)日蓮下總に巡化して鎌倉に還らんとし、船橋の渡に至る、時に土豪富木常忍、太田承明の二人亦鎌倉に赴かんとして同船し、船中日蓮の説を聴き、常忍先づ感誦し、文應元年宅地を捨て、一字を建立し、日蓮を請す、日蓮此に來りて法華堂と號し、一日の問法華經の功德を説く、乘明等皆感誦せり、尋て常忍出家して日常と號し法華堂に住し、後ち日高、日祐相承す、元應二年十二月、領主千葉胤貞、土地を寄附し、後ち土豪各々土地を寄附して、大に寺域を擴張す、文祿二年日蓮の時、始めて山城の本法寺、頂妙寺、和泉の妙國寺の三寺より、三年目に輪番交代して當寺に住し、日蓮以來の寶物等を守護することとなる、日蓮の時、日

ホケケ

ホケケヤウジ 法華經寺 所在下總國東葛飾郡中山村○山號正中山、舊日蓮宗、四大本山の第一(原)開闢寺傳に、建長五年(一説に六年)日蓮下總に巡化して鎌倉に還らんとし、船橋の渡に至る、時に土豪富木常忍、太田承明の二人亦鎌倉に赴かんとして同船し、船中日蓮の説を聴き、常忍先づ感誦し、文應元年宅地を捨て、一字を建立し、日蓮を請す、日蓮此に來りて法華堂と號し、一日の問法華經の功德を説く、乘明等皆感誦せり、尋て常忍出家して日常と號し法華堂に住し、後ち日高、日祐相承す、元應二年十二月、領主千葉胤貞、土地を寄附し、後ち土豪各々土地を寄附して、大に寺域を擴張す、文祿二年日蓮の時、始めて山城の本法寺、頂妙寺、和泉の妙國寺の三寺より、三年目に輪番交代して當寺に住し、日蓮以來の寶物等を守護することとなる、日蓮の時、日

ホケン

ホケンタンアギヤウ 保險斷奉行 鎌倉幕府の職名、諸保即ち市中を巡察して、非違を檢し、是非を斷する事を掌る、地奉行(道路屋舎商賈を掌る、後世の里正に類せり)と共に、保々の本行人と稱し、相助けて事を行へり(名)保は、月令に「日皆五家相保、一人爲長、以相檢察、勿違、非違、如有違客來過止宿、及保内之人、有所行詣、并告同保、知」といへる保の意にて、組合の類なり、源頼朝が幕府を開きたるの際に、五家一保の制既に崩れ、家數に關らず、戸の群衆せる所を、普通保と稱し、諸保を總べては、保々といひ、同保相呼びては、保内といへり、なほ後世町々といひ、町内といふがごとし(原)起原詳かならざれども、吾妻鏡仁治元年十一月廿一日、寛元三年四月廿二日等の條に、保々奉行人といふことあれば、當時既に此職ありしものなるべし、而して其正しく見たるは、同官實治元年六月四日の條に「保々奉行人等、可也」とある

ホコ

ホコ 彗星之目、及沙汰ニ云々しあるをほしめんとす、なほ其初期には定員なく、臨時に宿老中より、これを奉行したりしが、將軍藤原頼經の頃よりして定職となりたり、室町時代には、檢断のことは、凡侍所の掌る所にして、所司代以下これを沙汰し、土地の事は引付頭人をおきて、管したりしが、季世に及びて、保檢断職をおきたり、「ケンダンシヨク」參看(吾妻鏡、官制沿革略史、武家名目抄)

ホコ

ホコ 彗星之目、及沙汰ニ云々しあるをほしめんとす、なほ其初期には定員なく、臨時に宿老中より、これを奉行したりしが、將軍藤原頼經の頃よりして定職となりたり、室町時代には、檢断のことは、凡侍所の掌る所にして、所司代以下これを沙汰し、土地の事は引付頭人をおきて、管したりしが、季世に及びて、保檢断職をおきたり、「ケンダンシヨク」參看(吾妻鏡、官制沿革略史、武家名目抄)

ホコ

ホコ 彗星之目、及沙汰ニ云々しあるをほしめんとす、なほ其初期には定員なく、臨時に宿老中より、これを奉行したりしが、將軍藤原頼經の頃よりして定職となりたり、室町時代には、檢断のことは、凡侍所の掌る所にして、所司代以下これを沙汰し、土地の事は引付頭人をおきて、管したりしが、季世に及びて、保檢断職をおきたり、「ケンダンシヨク」參看(吾妻鏡、官制沿革略史、武家名目抄)

ホコ

ホコ 彗星之目、及沙汰ニ云々しあるをほしめんとす、なほ其初期には定員なく、臨時に宿老中より、これを奉行したりしが、將軍藤原頼經の頃よりして定職となりたり、室町時代には、檢断のことは、凡侍所の掌る所にして、所司代以下これを沙汰し、土地の事は引付頭人をおきて、管したりしが、季世に及びて、保檢断職をおきたり、「ケンダンシヨク」參看(吾妻鏡、官制沿革略史、武家名目抄)

ホシナ

ホシナマサユキ

保科正之

名譽幼名

幸松慶、私に土津靈神と諡す。保科正之、川秀忠の三子、家光の弟、保科正光の養子、母は浄光院阿静の方、神尾氏。慶長十六年五月生る。秀忠、夫人淺井氏を憚りて子とせず、武田見性院尼、これを田安邸に迎へて撫育せざるを以て、武田氏を冒せり。元和二年、秀忠、保科正光に命じて子養せしむ。寛永八年十月家を嗣ぎ、信濃高遠の城三萬石を領し、十一月元服して従五位下に叙し、肥後守と稱す。九年十二月從四位下に陞り、十一年七月侍從に任じ、十三年七月出羽國山形城を賜ひて二十萬石を食み、正保元年正月封を陸奥會津に轉じ、二十萬石を領し、二年四月左近衛權少將に補し、七月從四位上に進む。慶安四年徳川家光薨じ、家綱の立つや、未だ幼弱なるを以て、正之遺命により、其輔佐として、執政老臣の上に位し、天下の政を興り闢く。十年に及べり、承應二年十月權中將に陞り、十一月正四位下に從る。寛文九年四月二十七日致仕し、十二年十二月十八日卒す。年六十二。儒禮を以て會津磐梯山の南麓見稱山に葬る。正之幼より聰明にして、武藝に達し、讀書を好む。會津に封せらるゝに及び、領民の遺憤を除き、米金を恩賞し、社倉を立て、凶荒の備を爲し、孝子節婦を旌表し、貧民瘵疾を賑はし、淫祠を毀ち、俳優を放ち、士民の浮屠に歸し、私に得度するを許さず。會津の地古より車裂炮烙の刑あり、正之皆これを除く。其他善政數ふるに遑あらず。大政に參與するに及び、退朝の後、只樞密の漏れん事を恐れ、政事と雖も、父子夫婦の間も、其事に及ばざれば、侍臣も聞かざるを得ず。故に補導調和の美事多く傳はらず。されど明暦大火の後、災に罹りし士民に恩賞あるべしとの謠ありし時、諸老臣等、前星の計費六年喪失し

ホリ井

たるが上に、更に此事あらんは、國用缺乏すべしとて異議を唱ふるものありしに、正之は、國家の用に、國家の財を施すこと、何の不可あらん、もし府庫にのみ儲蓄せん事のみを思はば、府庫の財遂に無用のものとなるべしとて、大阪城庫の金銀を開きて賑救せしめ、また寛文十一年居城各所靈芝生したるを以て、諸老臣正之に諷し、士民をして、祥瑞を獻せしめんとしたるに、祥瑞の事は、徒らに神怪の説を導くのみ、治道の助にあらずと稱してこれに應ぜず。なほ其領國の内に殉死を禁じ、國家禁令の基を開けり、而して少壯の際に、六韜三略を且夕し、釋老書を好みたれども、中年以後は、聖人の道を尊崇し、山崎闇齋を聘して、伊洛の學に心酔し、學庸論孟の書を熟覽し、小學、近思錄、通鑑綱目等の書を講説せしめ、病臥と雖、抄讀を廢せず。晩年また吉川惟足の神道説を信じ、卜部家の秘典を究め、生前に其説を撰み、土津靈神と稱す。附録、輔養編、二程治教錄、伊洛三子傳心錄、玉山講義附錄、新編會津風土記、神社記(藩翰譜、徳川實紀野史)。

ホリ井ヘイシウ

細井平州

名譽通稱

は甚三郎、名は徳民、字は世馨、平洲または如來山人と號す。其十郎某の子。享保十三年六月、尾張國知多郡平洲村に生る。壯にして京都に遊び、後延享年中、秋元淡淵に就きて經史を學び、幾もなくして長崎に遊び、居ること三年にして郷に歸る。寶曆元年始めて帷名古屋に下して生徒に教授し、尋で江戸に赴きて書を講じたり。名聲漸く高く門に入るもの夥ならず。明和八年米澤城主上杉治憲、其博學にして經濟の才あるを慕ひ、聘して賓師となす。平洲即ち米澤に下向し、居ること一年にして江戸に歸りしが、安永中再び下向し、また一年にして

ホリエ

ホリエ

歸る、其間治憲を補導し、教化に務めたる功最も多し、同九年尾張徳川侯平洲を召し、二十人扶持を賜ひ、尋で侍讀となり、明倫堂の督學を兼ね、庫米三百俵を加賜せられ、後更に銀四百石を賜ふ。享和元年六月二十九日卒す。年七十四。江戸淺草天岳院に葬る。附録、詩經考、詩經古傳、毛鄭異同考、塵芥錄、平洲小語、櫻鳴館詩集、同遺稿、同和文集(先哲叢談)。

ホリエイ

細纒

「エイ」を見よ。

ホリエボシ

細鳥帽子

名譽立鳥帽子の

細長きないふ、又細立鳥帽子とも稱す。製作柔かにして、堅く塗らず、へりなきもあり、又へりぬりもありて、一様ならず。開元鎌倉時代以前は、専ら武人の着せるものにして、後三年合戦繪巻を見るに、直垂に細鳥帽子を着けたるもあり、雖に細鳥帽子着たるもあり、又鉢巻したるもあり、されど其以後には、公卿も着用し、室町時代には、堂上方にも、多くこの細鳥帽子を着したりき、「エボシ」の圖を見よ(貞丈雜記、裝束甲冑圖解)。

ホリカハイウサイ

細川幽齋

細川藤孝

(ホソカハフヂカヲ)を見よ。

ホリカハウチ

細川氏(肥後熊本)

姓は清和

和義氏、源義康の長男、矢田判官代義清の孫、次郎義季、三河國八名郡細川庄に住す。因て家號とす。曾孫顯氏、足利尊氏を賛じて軍功あり、九世の孫藤經子なきを以て、長岡藤孝の長男忠興を養子となす。忠興父に從うて信長に仕ふ。天正八年信長、藤孝父子の功を賞し丹後を賜ふ、依て宮津城を築き之に居す。同十年信長試せらるゝや、忠興豊臣秀吉と力を競せて明智光秀を誅す、其後秀吉に從うて屢々戦功あり、慶長元年九月參議となり、從三位に叙せらる。秀吉の喪後、忠興、前田利家を討ち、徳川家康とせし

ホリカ

ホリカハウチ

細川氏(常陸谷田部)

細川

忠興の二男興元を以て祖となす。興元慶長十四年徳川秀忠に仕へ、十五年七月下野國芳賀郡内の一萬石を賜ひ茂木城に治す。元和二年六月大阪役の功を以て、六千石を常陸國谷田部に加賜せらる。前封と併せて壹萬六千石、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に

む、功を以て豊後國杵築城五萬石を加封す。五年十一月關ヶ原の役の功を以て、貳拾萬石を加賜。豊前國小倉城を治む。寛永九年忠利拾七萬石加賜。肥後國熊本城を治む。前封と併せて五十四萬石。十二年嫡子六磨に偏傳を賜ひ、光尚と改む。爾後子孫偏傳を賜はるを恒式となす。叙爵せられ、肥後守と稱す。正保三年肥後國宇土の壘田三萬石を、旅行孝に分封す(旅行孝の父を立孝と云ふ。忠興の四男なり。寛文六年綱利、肥後國高瀬の壘田三萬五千石を、弟利重に分封す。子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、宗家は侯爵を、分家は子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

輝經

忠興

忠利

光尚

綱利

宣紀

宗孝

重賢

治年

齊茲

齊樹

齊護

昭邦

護久

謙成

立孝

行孝

有孝

興生

興里

興文

立禮

立之

立政

行秀

立則

行眞

肥後高瀬

(三萬五千石)

利重

利昌

利泰

利寛

利業

利致

利庸

利國

利愛

利用

利永

利文

ホリカハカツモト

細川勝元

名譽幼

名譽明六郎、法名を龍安寺宗寶仁榮といふ。系譜持之の長子。關原文安二年管領に補し、右京大夫に任ず。六年四月從四位下に叙し、武藏守を兼ね、享徳元年再び管領に補す。寛正五年八月これを辭す。應仁元年、これより先島山徳本嗣なかりしかば、姪政長を養うて子となす。既にして子孫就生るゝに及び、政長を黜けて義就を立つ。是に於て政長義就と隙を生じ、政長は勝元に依り、義就は山名宗全に依る。故に勝元宗全互に其保護者を授けて相争ふに至り、此年遂に兵を集めて京都に戦ふ。これを應仁の亂といふ。勝元即ち將軍足利義政を擁し、且つ後土御門天皇及び後花園上皇を幕府に奉ず。文明二年また管領となる。而して宗全と兵を交ふること數年に亘りてなほ解けず。五年五月陣中に卒す。年四十四(或云四十九)。(オウニノラン)參看(野史)。

ホリカハタタオキ

細川忠興

名譽幼

名譽一郎、薙髮して宗立といひ、三齋と號す。藤孝の子、輝經の養子。幼時、將軍足利義輝の命により、族輝經の家を嗣ぎ、室町家にては大外様衆に列し、足利氏の滅後、父と共に織田信長に屬し、昵近の列とせられ、天正八年父子の功によりて丹波國を賜ひ、八幡山城に治す。十年明智光秀の信長を弑するや、忠興は光秀の女婿たりしを以て、之を招きしと雖も、應ぜず。父と共に京都に入りて薙髮し、異心なきを誓ひ、更に豊臣秀吉と協力して光秀を滅さんことを約せり。既にして光秀敗死するに及び、丹後の内光秀



(押花) 藤孝自

義昭と改む。然るに、義賢變心せるを以て、更に轉じて越前に赴き朝倉義景に依りしが、義景も亦恢復の師を擧ぐるに躊躇せしを以て、藤孝自ら美濃に往いて織田信長に謀る。信長大に喜び、義昭を越前に迎へ、尋で兵を擧げて京都に入り、義昭を奉じて

ホリカ

ホリカ

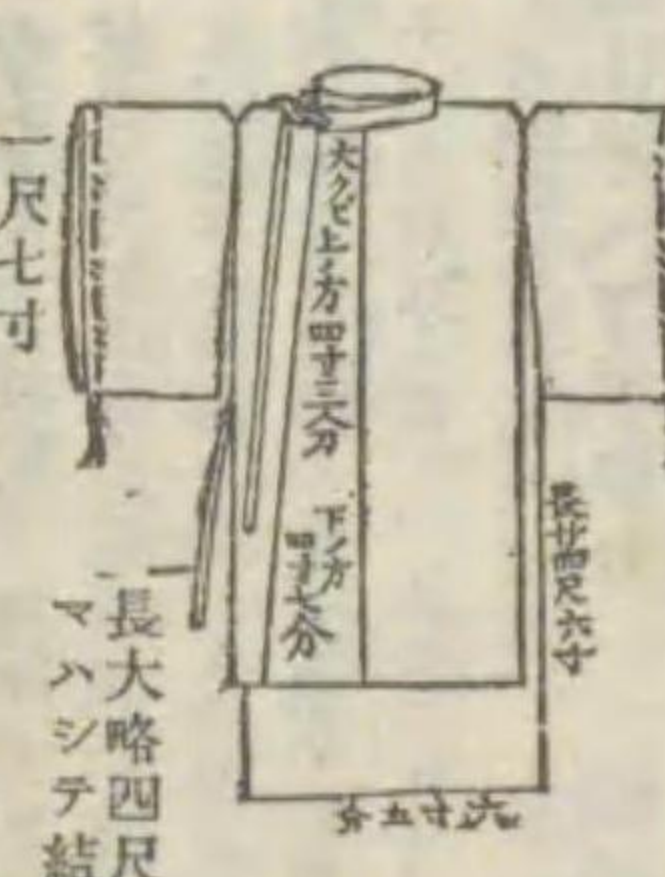
將軍と爲す、元龜四年七月、信長桂川以西の地を藤孝に賜ふ、因て族を長岡と稱す、既にして義昭、信長と隙を生じて、信長の逐ふ處となるや、藤孝これよりして信長に屬し、軍功あり、天正八年三月從四位下に叙し、侍從に任ず、六月丹波に封ぜられて田邊城に治し、また宮津城を築く、十年信長、明智光秀に弑せらるや、藤孝京都に上りて、信長父子の菩提を弔ひ、即日薨逝し、十三年十月從二位法師に叙す、尋て豊臣秀臣に從うて九州を征し、また小田原北條氏を討つ、慶長五年石田三成等の兵を擧ぐるに當り、藤孝歎を徳川家康に通じたるを以て、三成諸將をして田邊城を圍ましむ、藤孝文武に通じ、深く和歌相傳、二十一代集、源氏物語を尊崇したりしが、圍を受くるに及び、預め灰燼とならんことを慮り、三條西實隆に就いてこれを朝廷に上る、はじめ藤孝古今集の傳授を三條西實隆に受け、悉く其秘典を得たり、而して當時公卿以下其説を知るものなし、故に朝議、其傳の混濁を恐れ、後陽成天皇詔を豐臣秀頼に傳へ、藤孝を害することなからしむ、秀頼命を奉じ、遂に中止せしめんとしたれども、交戦なほ解けざりしかば、天皇更に日野光宣、三條西實隆を丹波に遣はし、開城の事を藤孝に詔す、藤孝皇命の辱きを拜し、即ち城を致して龜山城に移り、尋て高野山に遁る、後家康其勞を念ひ、迎へて京都におきしが、八年家康征夷大將軍に任ずるに及び、幕府の典章を定むるに意あり、藤孝が足利氏奕世の典故に精通せることを知り、永井直勝をして歴々儀禮の事を問はしめたり、十五年八月京都に卒す、年七十七、伊勢物語問疑抄、百人一首抄、九州道の記、東國陣道の記(藩翰談、野史)ホリカハヨリユキ 細川頼之

ホリカ

いふ系統頼春の子、事蹟人となり端厚にして謀略あり、好んで書を讀み詩歌を作る、常に足利尊氏に軍陣の間に從ふ、既にして備中に往き、山陽を鎮撫す、正平十七年(北朝貞治元年)細川清氏幕府に呼ばれ、岐白峰城に據り、以て南朝に應ず、頼之討つて之を殺し、即ち讃岐に留まりて、四國の地を懐輯せり、中國の人亦來り歸するもの多し、二十二年(貞安六年)將軍足利義隆疾重きに及び、頼之を管領となし、子義滿を輔佐せしめ、從五位下右馬頭に任叙す、既にして義滿の立つや、頼之善く之を輔導し、士の學行勸導、兼れて武事に長ずるものあらば、薦めて以て師友に充つ、又自ら戒法五章を著して一時に頒與し、更に姦邪の未だ息まざるを憂ひ、兇者六人を擇び、異體の衣を被り、袴を着け刀を佩びしめて俳優者に擬し、號して伎坊又は童坊といふ、譏詭佞媚、妄誕諸傲を以て、常に警中を徘徊し、屢々諸侯諸士に玩弄せらるれば、頼之指して士童坊といふ、是に於て節を折る者頗る多く、詔諫の風大に改まる、義滿首服を加ふるに及び、頼之冠を加へ、其日武藏守に任ず、建徳二年(應安四年)義滿、楠木正儀をして、吉野を圍らしむるや、頼之これを援けんとを請ふ、義滿聽かず、頼之言行はれざるを耻ぢ、辭職して西山芳寺に退去す、義滿親臨して之を起し、其養子頼元を遣はし、兵を率ゐて正儀を援けしめ、屢々南朝の軍を敗る、後ち神器の京都に歸る、蓋し斯舉に基くといふ、尋て相模守に轉す、幾もなくして義滿病々頼之を思ふ、遂に天授五年(永和四年)頼之の職を免じ讃岐に歸らしむ、後ち義滿、深く頼之の功を思ひ復た相見んとを欲し、嚴島に詣つるに及び、頼之に命じ、船を撰ばしめしむ、即ち過りて頼之を請ひ、共に嚴島

ホリダ

に到り、元中八年(明德二年)遂に頼之を召還せり、適々備後大に亂れしかば、頼之をして之を平げしめ、凱旋するに際し、頼元を以て管領と爲し、頼之に命じ參懷事を決せしめ、親任舊のごとし、天下再び其治を望む、既にして山名氏清等幕府に叛きて京都を犯すや、頼之、義滿を奉じて内野に出陣し、遂にこれを誅す、此年從四位上に陞る、九年(明德三年)二月卒す、年六十四、或云六十九(大日本史、野史)ホリダチ 細太刀 裝束に用ふる儀刀を云ふ、實用のものにあらず、螺鈿、蒔繪、等皆細太刀なり、たゞ威儀の爲めに用ふる故に、刀を細く作れる故に名づく、ホリドノ 細殿 廊(ラウ)を見よ、ホリナガ 細長 名(一)柱に類して、大領のなきもの(二)包に似て、水干の如き長き紐を付け、大領あるものをいふ(三)は女服にして(四)は童裝束なり(五)は其製作詳かならず(六)は上にいへるがごとく、袍のごとくにて、長き紐を付けたるものにて、身の丈四尺四五寸、袖の丈一尺六七寸なり、猶ほ圖に就きて知るべし、圖は童服の細長にして、女服の細長にあらずれば、混同すべからず(七)は小袷の上に重ねて着し(八)は男女童之を著す、男兒着るには、下に收袴を用ふれど、女兒の時は收袴を用ふるは、男女に別あり、其式は別記に見え



(載所記雜文貞)

ホダイ

リ(源氏男女段東抄、女官御抄、裝束集成、貞丈雜記、細長考、後松日記、裝束甲冑圖解)ホダイ 菩提 佛教の語、梵語にして譯して道とも覺とも云ふ、具には阿耨多羅三藐三菩提と云ふ、譯して無上正覺とも、無上正等覺とも云ふ、即ち佛教修行の結果なり(續釋名義集)ホダイ井 菩提院 藤原基房(フケハラノモトフサ)を見よ、ボタイジユ井ノミササキ 菩提樹院 後一條天皇の御陵、山城國京都市上京區吉田町に在り、兆域周圍百四十八間餘、圓形なり(陵墓一覽、平安通志)ボタン 牡丹 麗の色目の名、漢魏草、胡曹抄には、表白、裏紅梅、雜事抄には表薄蘇芳、裏赤色といへり、夏季之を著す、カサネノイロメの挿繪參看、ボツカイ 渤海 國名、今の滿洲及び東蒙古にして、其地北に偏す、遼海は高句麗の裔にして、姓は大氏、神武紀元千三百年代長白山の北に於て、新に一國を建て震國と號す、高句麗の唐に滅さるゝに及び、大氏餘衆を率ゐて北に奔り、挹婁の東、牟山を保ち、城廓を築いて之に居る、文武天皇の時、大祚榮といふものあり、諸部を併吞し、國勢漸く強し、唐王封して渤海郡王と爲す、これよりはじめて渤海と號したり、我が延長五年の契丹の阿保機諸部の兵を率ゐて之を降し、改めて東丹府と爲し、其子突欲を留めて鎮せしむ、渤海並に亡ぶ○續紀天平寶字三年正月の條に見えたる渤海の奏文に、「高麗王大欽茂言」とあるは、欽茂一時、舊號を稱したるものなるべし(通)大祚榮の子大武藝の時、即ち我が聖武天皇神龜四年十二月、其臣寧遠將軍高仁義等二十四人を遣はして來朝す、海上途を失して蝦夷の境に抵り、

ホツカ

仁義以下十六人殺せられ、首領高仁義等八人僅かに身を脱して出羽に逃る、國司藤原を誅せしめて、乃ち使を遣りて存問し、衣服冠履を給ひ十二月間へて京都に入る、明年正月、天皇大極殿に御し、渤海使の朝賀を受く、齊德等國書方物を上る、書辭極めて謹順なり、天皇悦び、詔して齊德等に位階を授け、宴を朝堂に賜ふ、二月從六位引田蟲麻呂を送使となし、璽書及び土物を渤海王に授け、蟲麻呂二年を経て歸朝するに及び、渤海王之に付して、また方物を貢す、これより以後二百有餘年の間、時々入貢し、且或は即位を賀し、或は國喪を弔して、貢獻すること絶えず、また貿易を行ひしこともありしが、延長八年渤海使裴理等九十三人、出羽國に來る、朝廷人を遣り、之を存問するに、璽自ら東丹國使と稱す、存問使其所以を詰る、答へて曰く、璽等も渤海の人、今降りて東丹に臣事すと、而して語中頗る契丹を誹毀せり、存問使狀を具して以聞す、朝議之に謂はしめて曰く、契丹はもと渤海の世讐なり、汝降虜となり、其使命を奉ずること甘んじ、また其惡を擧ぐ、既に節義を失して忌憚するを知らず、人臣たるもの豈かくの如くならんやと、深く其罪を責めて之を放還す、是に於て交通全く絶え、再び朝貢することなかりき(外交志稿)左に國王の系統を示す、○高王大祚榮(在位) 武王大武藝(在位) 文王大欽茂(在位) 廢王大元義(在位) 成王大筆嶽(在位) 唐王大嵩(在位) 宣王大元璋(在位) 傳王大言義(在位) 簡王大明忠(在位) 哀王大仁秀(在位) 大發震(在位) 大皮兒(在位) 景王大玄錫(在位) 哀王大詮(在位) 二六

ホツク

發句 名(一)俳諧の第一句をいふ、轉じて第一句のみ獨立したる一種の詩形となれり、假名にて書く時は、ホクと書くべき由、俳諧名目抄に名えたれども、今は通稱に従ふ(二)原(三)俳諧の發句は、其巧拙により、一卷則ち他全句の活殺にも關するが故に、俳諧を學ぶものは、句作上尤も習練を要したるより、何時しか發句合と稱して發句のみを合せ競ふの風を生じ、松永貞徳の時代より、西山宗固、則ち檀林風の隆盛せる時代に係りて、發句合は愈々勢力を占め、松尾芭蕉の頃に至りては、俳諧の入り難く、發句の會得し易きを以て、多數俳人は、常に發句のみを賦し、俳諧は却つて一種の式立ちたるものとなり、連俳の法式の如きは、斯道の宗匠の外、之れを充分に心得ざるに至り、遂に發句を俳諧とも唱ふるに至る、明治以後、發句は所謂宗匠なる舊思想を有する者と、無學なる徒とによりて、弄ばれしより、淺薄見るに足るものなかりしが、正岡子規等、卓出せる識と學とを以て、之が革新を唱へたるより、天下靡然として應ずるもの多く、發句は爲に一變したる事、人の知れるがごとし(俳諧獨稿古、俳諧仕樣帳、直言薄、二弟準繩、俳諧略史)ホツクワン 沒官 「モツクワン」を見よ、ホツクケウ 法橋 僧位(ツツキ)を見よ、ホツクケウシヤウニ井 法橋上人位

ホツケ

僧位(ツツキ)を見よ。

ホツケシ

法華寺

保村大字法華寺、又國分尼寺、法華滅罪寺と云ふ。中世以後律宗、西大寺末なりしが、現今は古義真言宗、金剛峰寺末寺。本尊十一面觀音、光明皇后の御作にして、自ら容貌を寫したまひたるものと傳ふ。

ホツケハツカウ

法華八講

經八卷を八人に分ちて、八座に讀誦供養する法會を云ふ。八講とも云ふ。起原法華支那の曹惠明の始めたること、三寶感應錄に見えたり。本邦にては延暦十五年に、大和の石淵寺勤操が、榮好と云ふ僧の冥福を追修して、同志七人と、法華經を讀誦したるを始めて、元亨釋書に「操(勤操)大嘆、乃共同志七人、追薦、公等許不、七人皆諾、便設四日二座講席、修之、名曰法華八講會、予時延暦十五年也。每歲不、諸寺名曰石淵八講、相勸修焉、十講三十講相而出、皆基三操也」とあり。後天承元年七月勅して法華寺に法華八講を設け、白河法皇の御一周忌の冥福を追修せしめらる。是れ勅修法華八講の始めなり。爾後益々盛んに修せられ、華元天台宗の高僧導師となれり。其事榮華物語、大鏡等に見ゆ(元亨釋書、諸宗儀範、皇朝天台史略)。

ホツケシユウ

法華宗

其高足に眞觀あり、慶の弟子に眞算、瑠圓、覺道の三傑あり。法隆寺の傳承は、道賢、法を元興寺道昭に傳へ、法を行信に授け、信重れて法を玄明に傳へ、益々之を弘敷す。次に行賀、孝仁、永業あり。後ち道隆に至りて一宗復盛んなり。嘉祿三年、興福寺眞觀の高足瑠圓、本寺の學頭として、大に此教を弘む。興福寺の傳承は、初め行基、法を道昭、智通、智達、及び義淵に學ぶ。文武天皇深く其學徳を崇敬し、本寺に住せしむ。是を初祖とす。後ち勝廣、護命、仲繼に傳承す。仲繼の門下に、明證、眞慧、隆光の三哲あり。後に戒明あり、尋で慧達、眞慧、隆光、次第に相承け、其後數世を経て、延喜年間榮榮あり。最も本宗の極致を得て大に宗風を起す。己上三寺の傳承連綿として、後宇多天皇の御代に至り、性相の學大に盛なりしが、武臣專横の世に及び、法運式微し。宗風次第に萎靡す。文明より大永年間に至りて、光胤、興基、警尊、長乘の四天王あり。又仙海、榮基等の碩徳あり。宗風復振ふ。元祿年間に、盛源、清隆、高範、懷賢、基範等あり。斯の如く法々相承け、燈々相傳へ、今に至るまで絶えず。明治五年九月眞言宗の所轄となりしが、十五年六月、獨立の許可を得て、興福、法隆二寺を以て一宗の大本山となし、二十三年六月藥師寺を加へて三本山とし、管長五年を期とし、交迭して執務すること、せり(八宗綱要、三國佛法傳通緣起、佛教各宗綱要、日本佛教史綱)。

ホツシウ

沒收

郡東三條森の北、岡崎に舊址あり。○六勝寺の一。起原法華承暦中白河法皇の創建に係る。もと院の皇居なり。古事談に「寺號をば、覺尊僧正大毘盧舍那寺と名づけたりけるを、菩提坊の僧部濟覺改之爲三

ホツシ

ホツタ

ホツケ

ホツケセンホフ

法華懺法

經八卷を八人に分ちて、八座に讀誦供養する法會を云ふ。後白河、後嵯峨、後深草、龜山諸天皇の法華堂、及び源賴朝、實朝の法華堂等は、史上に有名なるものなり。

ホツケハツカウ

法華八講

經八卷を八人に分ちて、八座に讀誦供養する法會を云ふ。八講とも云ふ。起原法華支那の曹惠明の始めたること、三寶感應錄に見えたり。本邦にては延暦十五年に、大和の石淵寺勤操が、榮好と云ふ僧の冥福を追修して、同志七人と、法華經を讀誦したるを始めて、元亨釋書に「操(勤操)大嘆、乃共同志七人、追薦、公等許不、七人皆諾、便設四日二座講席、修之、名曰法華八講會、予時延暦十五年也。每歲不、諸寺名曰石淵八講、相勸修焉、十講三十講相而出、皆基三操也」とあり。後天承元年七月勅して法華寺に法華八講を設け、白河法皇の御一周忌の冥福を追修せしめらる。是れ勅修法華八講の始めなり。爾後益々盛んに修せられ、華元天台宗の高僧導師となれり。其事榮華物語、大鏡等に見ゆ(元亨釋書、諸宗儀範、皇朝天台史略)。

ホツケホフ

法華法

法華寺ことあり。元祿二年七月、地震の爲に、金堂、講堂、鐘樓、阿彌陀堂等悉く顛倒し、康永元年表上せしが、慈威和尚之を中興す。境内に、金堂(承暦元年建立、七間四面瓦葺、毘盧舍那佛安置)講堂(七間四面、釋迦如來普賢文殊、化佛十三體安置)阿彌陀堂(十一間四面、阿彌陀、觀音、勢至菩薩安置)五大堂(五間四面、不動、四大尊安置)法華堂(一間四面、七寶の多寶塔一基を安置し、其中に金泥法華經を納む)南大門(五間四面)八角九重塔(永保三年成る)金色五智如來安置)藥師堂(承保二年落慶供養、藥師佛七體、日光月光二菩薩安置)八角堂(白檜三尺の愛染明王安置)常行堂、曼陀羅堂、小塔院(保安三年建立、五寸塔三十萬基安置供養あり)不動堂、鐘樓等の堂宇ありて壯麗を極めたりしが、後遂に衰頹して廢絶す(山城名勝志、山州名勝志)。

ホツタウチ

堀田氏

武内宿禰の裔、參議右大辨淑光の曾孫成任十世の孫正泰、始めて堀田彌五郎と稱す。子孫依て氏とす。正泰、後醍醐天皇に奉仕す。八世の孫正利初め宇喜多秀家に仕へ、後ち徳川家康に仕ふ。元和九年正盛叙爵加賀守と稱す。寛永三年五千石加賜、十年老中に補し、十二年二萬石加賜、武藏川越に移封、其後屢々加封あり。十九年下總國に移封、佐倉城を治む。前封と併せて拾五萬石、慶安四年壹萬石を三子正俊に、五千石を四子正英に、三千石を五子右馬助に分封す。萬治元年正信封除、更に嫡子正休に陸奥壹萬石を賜ふ。天和二年陸奥一萬石を、封邑壹萬石に上野國に換へ賜はり、吉井を治む。元祿十一年近江宮川に移封、寛延元年正陳若年寄たるの累勳を以て三千石加賜、前封と併せて壹萬三千石、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除録封、

ホツサ

ホツサウシユウ

法相宗

正に至り、また之を修せることあり(諸法要略抄)の一切法相品に依りて立つる所にして、諸法の體性相狀を抉擇論判するを以て名づく。法とは萬法、相とは體性相狀の義なり。應理圓實宗とも中道宗とも、唯識中道宗とも名く。起原釋迦牟尼佛滅後九百年に當りて、彌勒菩薩、中印度に降臨して五部の論を説き、後ち無著菩薩、世親菩薩相續して教義を發揮し、次に護法菩薩及び戒賢相續す。支那にては唐の初めに、玄奘三藏印度に赴き、戒賢等に謁し、瑜伽唯識等の法義を受け、歸唐の後成唯識論等を譯して、盛んに本宗を弘む。我國にては白雉四年、元興寺の僧道昭、入唐し、玄奘三藏に遇うて本宗を學び、歸朝して後元興寺に住し、始めて本宗を弘む。是を第一傳とす。次に齊明天皇の四年、智通、智達の二師入唐し、玄奘に就きて本宗を學び、歸朝の後世に弘通す。是を第二傳とす。以上兩傳は、同一系統に屬するものにして、南傳、元興寺傳、又は飛鳥寺傳といふ。大寶三年智鳳、智鸞、智雄入唐し、智周に宗義を受け、歸朝の後、盛んに之を弘通す。是を第三傳とす。三師法を興福寺義淵に傳ふ。淵の土足支助、靈龜二年入唐して、天平七年に歸朝し、興福寺に弘通す。是を第四傳とす。この兩傳もまた同一系統に屬するものにして、此寺の傳を興福寺傳、又は御堂傳ともいふ。起原興福寺の傳承は、智鳳を初祖とし、鳳の上足に義淵、次に支助、行基、宣教、真敏等あり。次に善珠、次に昌海、基繼、空晴あり。空晴、私記三卷を著す。其高足に眞觀、仲算、平忍、守朝の四人あり。算の上足に眞興、次に清範あり。後白河天皇の御代に滅後あり。因明大疏抄四十一卷、廣文集三十八卷、及び諸論、唯識論等を撰す。次に覺遠あり。

ホツタウチ

堀田氏

正泰 正盛 正重 正綱 正道 正定
正秀 正吉 正盛 正信 正休 正朝
正陳 正邦 正毅 正民 正義 正誠
正俊 正仲 正虎 正春 正亮 正順
正時 正愛 正睦 正倫
下野佐野(一萬六千石)
○正高 正範 正永 正實 正富 正敦
正衡 正修 正頌
ホツタマサアツ 堀田政篤 堀田正睦
ホツタマサトシ 堀田正俊 堀田正睦
久太郎、初名正吉、法名を不詳院又新義翁といふ。正信の三子。正信寛永十二年徳川家光の命により、外曾母春日局の養子となる。十八年世子家綱の小性

ホツタ

ホフゲ—ホフコ

す云ふ、延喜式七寺の一なり、治承四年雷火の爲に焼亡し、建久三年頼朝之を再建す、仁治元年建仁寺第八世禮教此地に住し、是より禪刹となる、正應四年火災に罹り、延慶二年重れて建立す、暦應元年足利尊氏此塔の由緒を石に刻して建つ、梵徳文を撰せり、永享八年火災に罹り義政之を重修す、十二年に至て成る、元和四年所司代板倉勝重大に修理を加ふ、現今高塔を存し、下層に大日釋迦阿闍梨の像を安置す、寶物八坂塔圖は國寶なり(山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

ホフゲン 法眼 僧位(ソツキ)を見よ、
ホフゲンワシヤウ井 法眼和尚位 僧位(ソツキ)を見よ、

ホフコウ井 法興院 藤原兼家の法號、
ホフコウガウ井 法金剛院 所住山城國葛野郡花園村○雙岡寺、天安寺といへり

【源朝】眞言宗の本尊丈六阿彌陀(起原清原夏野の山莊にして、後ち佛寺と爲し雙岡寺と云へり、天安中文徳天皇の親願に因り、大伽藍を營み天安寺と號し、定額寺と爲す、清和天皇眞觀元年八月、文徳帝の神忌染殿皇后此に六十僧を請し、法會執行あり、其後星霜を経て荒廢せしに、大治五年待賢門院之を再興し、五位山法金剛院と改め、頗る莊嚴を盡す、鳥羽院、門院とも慶御幸あり、門院康治二年遂に當院に落髮し、法諱を眞如法と改め、此に住し、久安元年八月御室覺性法親王へ譲り、三條高倉の第に崩す、當院北の三味堂に葬る、其後崇徳天皇の皇后上西門院重れて伽藍を營み、平治二年出家し、法號を眞如院と稱し、又此院に住せらる、弘安二年導引(圓覺律師)更に廢れたるを興せり、天正慶長兩度の震災に罹り、殿堂顛倒し、寛永二年再興す、今の堂宇是なり、宗

ホフサ—ホフシ

旨は初め律戒淨土眞宗を兼れしが、今は眞言宗となり、明治維新の後天龍寺所轄に屬す(山城名勝志、平安通志、京華要誌)
ホフサンギ 法參議 僧位、天平神護二年始めて之を置き、山階寺基眞を之に任ず、其後絶えて無し(續紀)

ホフシ 法師 法は軌則、師は訓導の義、佛法の軌とすべきを執りて衆に訓ふる人を云ふ、又ホツシとも云ふ、法華經に「常修梵行、皆爲法師」とあり、祖庭事苑に「師號遠起、梁武帝號法師」とあり、其前に此稱行はれたるを知るべし、我國僧位に大法師位、法師位あり、ソツキの條を見よ、

ホフジ 法事 追福の爲め又は滅罪の爲めに供佛施僧の事を營むを云ふ、又佛事とも云ふ(佛語解釋)榮花物語、月宴九條師輔薨逝の條に「かくて後後の御事ども、あはれあればと、聞えさするほどに、諸法事も六月十日にせさせ給ふ云々」とあり、

ホフシン 法臣 僧位、天平神護二年始めて之を置き、圓興を之に任ず、其後絶えて無し(續紀)

ホフシンワウ 法親王 御出家以後、親王の宣旨を蒙りたる者を云ふ、シンワウと參看、

ホフシヤウジ 法性寺 所住山城國紀伊郡九條(舊跡鴨河の東九條の南、今法性寺大路をいふ)【起原】舊の法性寺は、藤原忠通の開創に係り、法性房尊意に歸依し、法性寺と號したりといふ、延長三年五月新堂の供養を行へり、後五大堂三味堂多寶塔灌頂堂の供養を行へり、始り辨日を座主とし、後餘慶入りて座主となれり、正治元年藤原兼實法性寺内に第宅を構へ、移り住し、宣武門院、藤原之に臨

ホフジ—ホフチ

みて佛事を行ひ、尊崇淺からざりき、後世廢頽破壊し、後、古佛三面手觀音を今の伏見街道三の橋南に遷して淨土宗の寺と爲し、舊名を襲ひ法性寺と稱せり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)
ホフシヤウジ 法成寺 所住山城國京都近衛の北、京極の東、現今寺町より東、荒神口より北に當れる地に舊址なり、地域方二町【起原】藤原道長の創建、治安二年に成る、天台宗の院源を導師となし、落慶供養を行へり、中央に大御堂、左に阿彌陀堂、右に五大堂あり、大御堂の東に藥師堂(一に淨瑠璃殿と稱す)藥師堂の北に釋迦堂あり、大御堂の西阿彌陀堂の東に齋堂あり、又觀音小堂三味堂あり、五重塔は、一に八角堂と稱し、其他經堂寶藏樓諸門等具足せり、各堂の供養には天皇東宮三后の臨御あり、其構造に當りては、諸國に課して資財を吝まず、實に莊嚴善美を盡せり、康平永久年間前後二回の火災に遭ひ再建せしものあるも、南大門は正和年中同様に罹り、金堂は貞永に倒れて復た修理を加へず、徒然草に其荒廢の狀を記せしを見ても、當時已に廢頽せしを知るべし(山城名勝志、山州名勝志)

ホフシヤウジクワンバク 法成寺關白 藤原道長(フナハラノミチナガ)を見よ、

ホフシヤウジドノ 法性寺殿 藤原忠平(フナハラノタケヒラ)を見よ、

ホフシヤウジノニフダウサキノクワンバク 法性寺入道前關白 藤原忠通(フナハラノタケミチ)を見よ、

ホフダウ 乏道 沙門を云ふ、ソツキを見よ、

ホフチユウ井 法住院 足利義澄(アシカガヨシズミ)を見よ、

ホフチ—ホフラ

ホフチユウジノホツケタウ 法住寺法華堂 後白河天皇の御陵、百餘抄に、蓮華王院法華堂とす、山城國京都市下京區三十三間堂同り町に在り○陵上の小堂に宸影を置く、城内後陽成後水尾兩天皇皇子の墓あり、兆城周圍百五十二間餘(陵墓一覽、平安通志)
ホフネン 法然 源空(ゲンクワ)を見よ、
ホフム 法務 法務省の中の法務を掌る者を云ふ、法義を務むるの義なり【起原】總法務正法務法務あり【起原】初例抄に、推古天皇十三年僧正觀勒を補せしを始めて、律師にて法務となりしは、天平十七年三月行信を補せしを始めて、貞觀十一年二月、延暦寺の僧暹昭を法務となす、貞觀十四年三月、東寺一長者僧正眞雅を法務となす、官班記に「正法務僧正眞雅、貞觀十四年三月十四日補、于時東寺一長者、東寺法務始也、自今已後一長者必爲正法務、他寺僧爲法務」とあり、これより東寺一長者たるもの、正法務となり、二三長者及び他寺の僧は、權法務となす、延長元年觀山の僧増命を僧正とし法務を管す、永觀二年僧都元果法務を兼ね、大僧正眞源僧正寛朝又法務を管す、一時に三法務あり、權法務は、貞觀十四年、興福寺の僧延壽を以て權法務に補せしを始めて、東寺は三四長者を權法務に補する例なり、寛平六年十二月僧正眞實を權法務とせしを始めて、總法務は、仁安二年十二月仁和寺御室覺性を總法務とし、綱所を賜ひ、法務大僧正の上としたり、是總法務の始なり、爾來仁和寺の門主を以て總法務となし、綱所を支配したり(元亨釋書、初例抄、釋家官班記、寺官抄、僧侶官位志、諸宗宗儀範)
ホフラク 法樂 佛神に對して行ふ誦經法施等をいふ、もと法の爲めに音樂を爲すより出でし

ホフリ

なり、音樂は昔僧を遊樂遊樂して、常に快樂を受くるを以てなり、後には佛神に手向くる和歌を、法樂の和歌、能な法樂の能など云へり、これ佛神に快樂を向する意なるべし、譬喻經に「其見聞者、有所作爲、轉以法樂、勸益一切、維摩經に「復言汝等已發三菩提心、有法樂、可以自娛、不應復樂五欲樂也、天女即問、何謂法樂、答曰樂常信佛、樂欲聽法、樂供養衆、樂離五欲云々」と見えたり、
ホフリリンジ 法輪寺(法輪寺) 所住大和國平群郡(今生駒郡)富郷村大字三井○御井寺、三井寺とも云ふ【起原】眞言宗末【起原】本寺の創立に關しても、法起寺と同じ二説あり(一)は推古天皇三十年の建立とし(二)は天武天皇朝以後の創立となす、一説は關野貞氏の唱ふる所にして、延長六年御井寺、勸修寺家資財物等事と云へる古文書に「右寺斯奉爲小治田御宇天皇御代(歲次壬午)上宮太子起居不安、于時太子願平復、即令三男山背大兄王并由義王等、始立此寺也、所以高橋朝臣預三寺事、贈三禮娘爲太子妃、太子薨後以妃爲檀越、今新高橋朝臣等三禮娘之苗裔也」とあるにより、太子の薨後間もなく山背大兄王由義王等により起功せられしものにして、大兄王は皇極天皇二年に一族と共に遭難せられたれば、皇極天皇二年以後創立は決してあり得べからざる事なれば、起功したるは正に推古天皇三十年にして、隨て現存塔礎も同時の建立なりと云へり、二説は喜田貞吉氏の唱ふる所にして、勸修の解釋を異にしたり、即ち壬午年は建立の誓願を起したる年を示せるものにして建立の年にあらずとし、古今目錄抄、補記等によりて考證し、法輪寺造營は、天智天皇九年四月以後にして、隨て現存塔礎は天武天皇朝を上らざる建築と認定すべきものな

ホフリ

り、云へり○本堂觀音坐像長一丈(佛坐像大十作)彌勒(同上)地藏木像、四天王像を安置す○金堂は、觀音如來坐像(鳥佛師作)夢達觀音、吉祥天、楊柳觀音、虚空藏菩薩(傳印度作)を安置す、何れも優等にして、多く國寶となる○三重塔は、大形式金剛法起寺の塔と同じく、藝術家の推古式と稱するものなり、其他に妙見堂あり(大和巡、歴史地理)
ホフリユウジ 法隆寺 所住大和國平群郡(今生駒郡)法隆寺村○法隆寺、觀音寺、觀音寺、觀音寺とも云ふ、古今目錄抄によれば、七名あり、法隆寺(南門)來立寺(中門)馬路寺(經藏)七德寺(金堂)寶龍寺(鐘守)聖國寺(講堂)往生所寺(五重塔)の七名是なり【起原】元三論宗にて法相宗を兼ねしが、今は法相宗の大本山【起原】推古天皇の御宇、天皇及び聖德太子、用明天皇の遺願を果さんが爲めに創建す、遺立の年月國史に記載なきも、平子尙氏は六年に起功して十五年に至る迄に竣功せし者ならんと云へり、天智天皇九年四月壬申の夜火災に罹り、一屋餘すなく悉く灰燼となり、後ち程なく再建せられたり、然るに、天智時代の火災は誤にて、金堂塔中門等は、創立當時の現形を有し、未だ一度の火災を経ざるものなりとの説あり、再建論は、書紀天智天皇九年の條に「夏四月壬申、夜半之後、災、法隆寺一屋無餘」とあるを論據とし、七大寺年表、伊呂波字類抄等によりて、和銅年中再興する所となす、明治二十二年川田剛氏始めて此説を唱へ、小杉博士、黒川博士兩氏大に之を唱導せしが(長野宇平治氏は元祿の再建となす)二十七年頃より藝術家は多く之を否認し、終に三十八年二月の史學雜誌に、關野貞氏は、法隆寺非再建論を掲げ、實地研究の末、建築に使用したる尺度が大化以後の唐尺にあらずして、大化以前の高麗尺

ホンザー

ホンザー

えたり、テラし参看、
本山 寺(テラ)を見よ、
ホンシ 本司 地頭補任以前の領主を云ふ(沙
汰未練書)

ホンジャウウチ

本庄氏(丹後宮津)

有道宿禰、別當大夫弘行五世の孫太郎家長、武藏見
玉郡本庄に住す、故に氏とす、九世宗満、足利義滿
に昵近し、世々室町將軍家に仕ふ、五世宗長三好方人
として堺郡代となる、次男宗誠、松永久秀に屬し、大
和の郡代となる、天正十一年攝津に遷居す、其孫宗
正山城山科に住し、二條康道に仕ふ、宗正の男宗資、
義妹桂昌院の縁を以て徳川家綱に仕へ、寛文八年四
丸の小姓となり、慶米五百石を賜ふ、其後屢々加封
ありて、元禄五年常陸國笠間城に治し、四萬石を領
す、十五年寶後貳萬石加賜、遠江國濱松城を治む、
前封と併せて七萬石、寶永二年家號松平を賜ふ、資
訓の時、享保十四年三河國吉田に、寛延二年遠江濱松
に移封す、寶曆八年資昌の時、丹後宮津城に移る、
子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けら
る(家譜、徳川加除封録、華族諸家傳)

ホンジャウウチ

本庄氏(美濃高富)

宗正の男道芳を祖とす、道芳二條康道に仕へ、諸大夫
となり、宮内大輔に任じ、北小路と稱號す、慶安年
中義妹の縁を以て、徳川家綱に仕へ、本庄に復す、慶
安四年二千石を賜ふ、寛文二年二千石加賜、寶永二年
道章六千石加賜、家號松平を賜ふ、前封と併せて壹
萬石、三年美濃高富に移封し、子孫相襲きて明治に
至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜)

ホンジ

○道芳 道高 道章 道矩 道倫 道堅
道信 道揚 道利 道昌 道貫 道美

ホンジャウジ

本成寺

郡本成寺村○山號長久山宗廟 日蓮宗、本成寺派の
總本山也、願祖永仁五年僧日印之を創建し、初め
青蓮寺と號す、後本成寺と改め、嘉曆二年此寺を
以て、本門三大秘密の根本道場となす、光明天皇以
來歴朝の勅願所と定めらるると云ふ、初めは三條城主
山吉孫次郎長久大權那となり、寺領若干を寄附し、次
で上杉溝口等の諸侯亦た信仰淺からず、門末諸國に
多し、江戸幕府の時未印三百石を有せり(日印上人
傳記、名寄北越雜記、和漢三才圖會)

ホンジャウジハ

本成寺派

日蓮宗の一
派、日印を祖と爲す、越後國本成寺を總本山とす
るがゆゑに名づく、勝劣派の一分派なり、法華經中、
前十四品を述とし、後十四品を本とし勝とす、また
本門の中に、涌出品の「爾時釋迦牟尼佛告彌勒菩
薩より、分別功德品前偈の訖までを極勝とす、是即
ち壽量品と前後の二半は、本有常住を明かにして、
始成を存せざるが故なり、かくのごとき勝劣ありと
雖も、本門開會の意に任して、一部八卷二十四品を
讀誦し、或は方便品壽量品を讀誦するを以て皆助行
とし、本門壽量品の肝要、南無妙法蓮華經を唱ふる
を以て正行とす、是即ち他派の本述を一致とし、或
は本述絶絶の題目といひ、或は本述傍正等と立る義
に同じからず、京都本禪寺を本山と稱し、末寺百八
十箇寺あり、明治九年二月一派を別立し、三十一人、俗
法華宗と改む○日印は越後國三島郡三條の人、俗
姓は朝倉氏、學問一門開闢と號す、日印門下九宗あり

ホンシ

の一なり、文永元年生る、後同郡石瀨村青龍寺(天
台宗)の智觀に學び、永仁二年鎌倉に赴き、舊宗を
捨て、日朗の門に入り、五年越後國蒲原郡に青蓮華
寺を營み、徳治元年また妙蓮寺を創む、正和三年日
朗を青蓮華寺の初祖に仰ぎ、且つ山門の號を請へる
を以て、日朗は長久山本成寺と改めたり、嘉曆二年
本成寺を、本門三大秘密の根本道場と定め、本成寺
置文を撰述して之を越後に送る、三年十二月二十日
鎌倉(或云妙蓮寺)に寂す、年六十五、妙蓮寺に葬る
「ニチレンシユウ」參看、佛敎各宗綱要、通俗佛敎各
宗綱要)

ホンシヨ

本所

庄園に於ける庄官及び庄民
が、自己の支配者を呼ぶに用ひたる稱呼、故に本家
をも、領家をも、本所と稱したり、蓋し公式令に「凡
訴訟皆從下始、各經前人本司本屬」とありて、解
義に「謂、官經、本司、白丁經、本屬」とある、本司本屬
の本と、其義を同するものなり、貞永式目に「諸國
地頭令抑留年貢所當事、右抑留年貢之由、有
本所之訴訟者、遂結解可謂勸定、云々」とあり、
又令抄に、「本所とは領家也、元來の領主と云ふ也」と
見え、新篇追加所收の寛元元年八月三日の關東御敎
書に「諸國御家人跡、爲領家進止之所々、御家人役
事、御家人相傳所帶等、雖爲本所進退、無指誤、於
被改易者云々」と見えたるは、領家を本所と指し
たる例なり、なほ同書正應三年十月十六日の御敎書
に「本所并國司領家所當年貢事」とあるは、本家を本
所と云へる例なり、猶「ホンシヤウ」ヲヤウクテ參看、

ホンシヨフキヤウ

本所奉行

江戸幕府の職名、本所深川の民政、并に宅地、道路、橋
梁、水道等を掌る、本所奉行、寛政三年三月はじめて
之を設け、徳川家綱、山崎闇斎の二人に命ぜられたり

ホンリ

ホンリ

ホンリウ

凡僧

僧綱に對する稱なりとも、或は僧綱以下の稱なりと
もいへり、驛路新録には、凡僧とは、法橋、寺主、維那
以下を云ふ也」とあり、されど承和七年十二月の官
符に、傳燈大師位眞紹を小別當と記せるを、東寶
記に「私云、承和七年實惠僧都寺務之時、眞紹(子時凡
僧)補小別當、又檢舊記、眞濟僧正弟子春孝大律師
爲最初凡僧別當」とあり、又拾芥抄に「傳燈大律師
位(威儀師凡僧)とあるを見れば、傳燈大律師の僧
を、凡僧と云へるが如し、弘安禮節には六位に准せる
よし見えたり、

ホンリウベツタウ

凡僧別當

別當たる者を云ふ、ホンソウツを見よ、

ホンダウウチ

本堂氏(常陸志筑)

姓は源、
頼朝の庶長子忠頼を祖とす、その孫忠政、出羽國仙
北中郡本堂の城を治む、よみて本堂氏を稱す、寛永
二年茂親常陸國志筑にて八千五百石を賜ふ、正保
二年榮親、領知五百石を弟伊織親澄に分與す、子孫相
襲きて慶應の末年大名に列し、一萬五千石を領し、明治
に至り華族となり男爵を授けらる(家譜)

○忠頼

忠朝 忠政 忠義 義次 義胤
義章 義通 久通 義安 義房 義親
頼親 朝親 忠親 茂親 榮親 玄親
伊親 苗親 豊親 親房 親庸 親道
親久

ホンダウウチ

本多氏(近江膳所)

ホンダウウチ

本多氏(近江膳所)

本多定助

○忠勝

忠政 政朝 政勝 政長 忠國
忠孝 忠良 忠敬 忠益 忠肅 忠典
忠顯 忠考 忠民 忠直 忠敬
播磨山崎(萬石)
○政信 忠英 忠方 忠辰 忠亮 忠可
忠居 忠敏 忠郷 忠明 忠融 忠吉
○忠勝 忠政 政朝 政勝 政長 忠國
○忠孝 忠良 忠敬 忠益 忠肅 忠典
○忠顯 忠考 忠民 忠直 忠敬
播磨山崎(萬石)
○政信 忠英 忠方 忠辰 忠亮 忠可
忠居 忠敏 忠郷 忠明 忠融 忠吉

ホンダウウチ

本多氏(三河岡崎)

姓は藤原、
九條兼通十一世の孫二條家滿の孫中務秀豐、豐後國
本多に住し、本多右馬允と號す、依て氏を稱す、其
男助定、足利尊氏に屬し、建武三年尼孫國權根原
兩郷の地頭となり移住す、五代定朝、東三河寶飯郡伊
奈村に城を築き代々これに住す、五世の孫平八郎忠
勝、徳川家康に仕へ、勇武剛斷にして屢々武功あり、
天正十八年上總國十萬石を賜ひ大享喜に住す、慶長
六年關ヶ原役の功を以て五萬石加賜、伊勢國桑名城
に移り、次子忠朝に大多喜五萬石を賜ふ、元和三年
忠政、大阪役の功を以て五萬石加賜、播磨姫路に移
る、前封と併せて二十萬石、寛永十一年政勝、大和
郡山に移封、承應二年、嫡子政長に大和國三萬石を、
同次子政信に一萬石を分封す(政信、郡山に治す、延
寶七年忠英の時播磨赤松に轉封し、明治に至る、後
に山崎と改む) 延寶七年忠國六萬石加賜、陸奥福島
に移る、寶永元年忠孝、越後村上に移り、六年除封、
更に族忠良に五萬石を賜ふ、七年三河刈谷に移封、正
徳二年忠徹下總古河に、寶曆九年石見濱田に移封、明
和六年忠顯、三河岡崎に移封、子孫相襲きて明治に
至り、華族に列し、何れも子爵を授けらる(藩翰譜、
徳川加除封録、華族譜)

○忠勝

忠政 政朝 政勝 政長 忠國
忠孝 忠良 忠敬 忠益 忠肅 忠典
忠顯 忠考 忠民 忠直 忠敬
播磨山崎(萬石)
○政信 忠英 忠方 忠辰 忠亮 忠可
忠居 忠敏 忠郷 忠明 忠融 忠吉

の本男正時を祖とす、四世忠勝、三河國寶飯郡伊奈
村を領す、國人是を伊奈の本多と稱す、徳川家康に仕
へて屢々軍功あり、永祿七年忠次、吉田城攻落の功
により五千貫の地を賜ふ、天正十八年慶長、下總國
匝瑳郡小篠郷五千石を賜ふ、慶長六年、關ヶ原役の
功によりて三河西尾城に治し、二萬石を領す、元和
三年大阪役の功にて一萬石加賜、近江膳所に移る、慶
長の時屢々加封移轉せられ、六年に三河西尾、寛永
十三年に伊勢龜山に、慶安四年に近江膳所に移り、前
封と併せて七萬石を領す、延寶七年慶長、次子忠恒に
近江の地一萬石を分封す(叙爵して伊豫守と稱す、享
保十七年忠統、伊勢神戶に移封、延享二年五千石加
賜) 子孫相襲きて明治に至り華族に列し、何れも子
爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○忠俊

忠次 康俊 俊次 康長 康慶
康命 康敬 康桓 康政 康伴 康匡
康完 康績 康融 康稔
伊勢神戶(一萬五千石)
○忠勝 忠恒 忠統 忠永 忠興 忠篤
忠升 忠廉 忠賢 忠恕 忠鋒

ホンダウウチ

本多氏(三河西端)

本多繼政
助康俊の二男忠相を祖とす、元和元年大阪の役徳川
秀忠に隨ひ功あり、同年十一月小姓となる、二年三
河國碧海郡にて采地千石を賜ふ、六年從五位下に叙
し、美作守に任ず、其後屢々加封ありて、書院番頭
に進み、寛永十年五月安房國安房郡、上總國周准郡
にて三千石を加へ、都て八千石を領す、天和二年忠
將、千石を上野國新田郡及び下野國安蘇郡に加賜せ
らる、元治元年、忠寛、警察の勞を以て、壹萬五百

ホニテ

卷神武天皇より宇多天皇に至る間の事を記し、續編二百三十卷醍醐天皇より後醍醐天皇に至る間の事を記したる、漢文の編年史なり、記事は司馬遷の通鑑の體に倣へり、文辭の巧拙、採録の精粗は、講すべきもの多しと雖も、大日本史の如く、事實を論定するなく、疑はしきもの、及び編者の考案に係るものは、註文又は一字低書して、妄りに臆断を加へず、且つ當時採録の書冊文書、後世散逸せしもの、問々此書に依りて存することを得たり、この外提要三十卷、附録五卷、凡例并に引用書目録二卷あり、世に傳來せるもの、及び刊行の通鑑は、抄録にして完全のものにあらず、正保年中幕府、林信勝に命じて、本朝編年録を撰す、神武天皇より宇多天皇に至る四十卷、其業中途にして止む、寛文中再び林春勝に命じて續撰せしめ、後ち旨を諸侯以下諸社等舊家に傳へ、遺文日記を徴し、編年録を改めて、本朝通鑑と名づく、因て國史館を林氏別墅忍岡の地に設け、館規を制し、醍醐より後陽成に至る七百餘年間を四分し、春勝の二子春信、信篤及び人見宣綱、坂井政朝之を分掌し、春勝之れが總裁たり、寛文四年十一月館を開き、十年六月書成りて進覽す、世に、幕府此書を刊行せんとせる時、水戸光圀之を見て、日本始祖吳秦伯之風也」とあるを責めて、改訂せる事を促したるより、幕府遂に其梓を停むと傳ふれども、幕府進獻の通鑑に此記事見えず、且つ又光圀の語の根據明かならず、恐くは誤りならん(史學雜誌、本朝通鑑考)

ホニテノコク 梵天國 佛教の説に大梵天の國あり、梵は梵羅門(毘羅摩)と作るの略、譯して清淨と云ふ、色界の諸天は、淫欲を離るゝを以て清淨天と云ふ、須彌山の上に天上界あり、天上界は欲界、色界(形色の界の義)無色界に分る、欲界は六欲天(四王天、忉利天、耶摩天、都率天、化樂天、自在天)に分れ、其上に色界あり、色界は、初禪天(梵衆天)、梵輔天、大梵天、二禪天(小光天、无量光天、光音天)、三禪天(小淨天、無量淨天、遍淨天、四禪天(無雲天、福生天、廣果天)、五那含天(無煩天、無熱天、善現天、喜見天、色究竟天)あり、色界の上に無色界あり、無色界は形色なきを以て方處なく、空無邊處天、識無邊處天、無所有處天、悲想非非想處天あり、而して梵天國は色界の初禪天なるを知るべし(俱舍論、三界義)

ホニテ

ホニ

聚樂第の舊門を施入して、大門唐門を立てしめ、頗る舊觀に復せしが、天明年中悉く焼失し、後ち再建せしも舊形に及ばず、元治元年又兵燹に罹り、寶藏及び子院一字僅かに免るゝのみ、其後本堂山門を再建せしも、塔頭の寺院概ね廢絶して、今龍雲院、本行院、惠昇院、高俊院、定性院、源妙院、蓮承院の七院を存するのみ、江戸時代寺跡四十石を有す、墓地に織田信長の塔あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

ホニバ

ホニモ

ホニリ

遙に兵馬の聲を聞き、森岡丸に合して、探偵せしめ、光秀の來襲せるを知り、直ちに結束して起ち、手づから弓を執りて防ぐ、從兵また殊死して戦ひしと雖も、左右侍するもの僅に百六十餘人に過ぎず、衆寡敵するに由なく、信長以下皆戦死せり、信忠變を聞いて二條城に入る、光秀また將を遣はして之を攻む、信忠また戦死す、光秀即ち將軍を以て自ら居り、洛中の地に鎧を免じ、祠堂銀を五山及び大德妙心二寺に寄附する等、人心の收攬に務めつゝありしが、幾もなくして、秀吉中國より馳せて東上するに會し、之を山崎に要撃して利なく、小栗柄に於て土寇の殺す處となる、チナダノアナガシ「アケチミシヒテ」參看(三河物語、武家事記、野史)

て妙本寺に寂し、日輪兩寺を管す、永正年間開基堂火災に罹る、第十二世日輪は關白二條昭實の猶子なり、天正年間參内して紫衣を賜はりたりと云ふ、尋で徳川家康大に當寺の興隆に意を用ひ、慶長三年二月寺領百石を寄附し、後ち命を下し、府内に末寺六箇寺を建立せしめ、徳川秀忠また其乳母の冥福のため、山門五重塔を建立し、加藤清正の本願により祖師堂(四十間四方)を建立し大堂と稱す、寶永七年十月火災に罹り、僅に山門五重塔を存す、享保八年二十四世日輪、徳川吉宗の皈依を受けて、釋迦堂、祖師堂等を再建す、日等參内して永代紫衣の輪旨を賜はる、後ち吉宗の母深徳院を當寺に葬り、爾來毎年米六百俵を寄附せられ、慶應三年に至る、第六十五世日輪大に當寺の興隆に功を致せり、明治三十四年六日本院に當寺の興隆に功を致せり、明治三十四年六日本院(方丈)等火災に罹り、後ち假本院を建立せり、○樓門、慶長十三年建立す○祖師堂、樓門を入りて正面にあり、中央に日蓮の像、兩脇に日朗、日輪の像を安置す○輪藏、享保二年建立す、一切経及び傳大士等の像を安置す○五重塔、慶長十三年建立す、元は祖師堂の前に在りしが、元禄十五年二月、今の地に移轉す○長榮堂、樓門の右の方に在り、明治二十六年第六十六世日輪の時再建す、日蓮の勸請したりと傳ふる長榮大威徳天を安置す、俗に長榮稻荷大明神と云ふ○鬼子母神堂、樓門の右方に在り、享保二年に建立す○多寶塔、本院の西山際、即ち日蓮茶毘所の舊跡に在り、直徑三間の圓塔なり、天保元年第四十七世日輪の時、江戸茅場町の永阿菴を再建す○眞骨堂、本院の西北に在り、日蓮の遺骨を安置す○假本院、元は方丈と稱したりしが、天正十九年第十二世日輪以來本院と稱し、支關、本堂、小書院、大書院客殿等ありしが、明治三十四年六月皆焼失し、今

假本院あり○大坊、長榮山大行寺と號し、池上宗仲宅の舊跡にして、日蓮が示寂したる所なり、永祿九年火災に罹りたるも、日蓮が寄掛柱と云ふもの今に存せり○以上境内六萬九千三百八十餘坪なり○子院は、照榮院(明慶山立善講寺と稱す)理境院(久成院妙祐山崇安寺と稱す)中道院(一に二庵と稱す)妙玄院、永壽院、南の院、西の院、東の院、嚴定院、覺源院、安立院、心淨院、妙教院、養源寺、常仙院、本妙院、坂本院あり、境内に池上宗仲夫妻、狩野探幽等の墓あり(本門寺誌、日蓮宗各本山名所圖會)

ホリウ

依りて、久遠本迹の勝劣を立て、本果の妙法を以て、下種の正主と爲す、末寺七十二箇寺あり、明治九年一派を別立し、三十一年本妙法華宗と改む○日眞は京都の人、俗姓中山氏、大納言親通の子、母は山名義時の女なり、幼名眞慶、字を慧光といふ、文安元年三月二十九日但馬に生る、七歳にして妙境寺日全に投じ、十二歳剃髮し、同年園城寺に入り、十八歳叡山に登り、尋で京都妙本寺に赴き、日具に就いて宗義を研究し、大に悟る所あり、爾來化を北越に布き、其途次若狭小濱を経て、妙興寺日因を論伏し、一寺を創め、慧光山本境寺と稱す、これを弘宗立義の初めと爲す、而して越前に赴き熾んに化を施し、歸郷の徒一萬餘人に及び、後ち攝津に一字を開き、久成寺と名づく、尋で丹波但馬に赴き、曼荼羅湯を湯島に開き、長享二年京に歸り、本隆寺を六角西洞院に創む(實は日眞の建設にして、日眞を待らし所なり)是に於て始めて法華宗勝劣派と公稱せり、日眞學に長じ、尤も天台に深し、後相原天皇其徳を慕ひ、法華宗像門正統、及び大和尚の宸翰を賜ひ、また慧光無量山本妙興隆寺の銅印及び御物の見臺を賜ふ、永正のはじめ、職を日眞に譲り、享祿元年三月二十九日寂す、年八十五、ニチレンシユウと參看(佛教各宗綱要、通俗佛教各宗綱要)

ホリウチ

堀氏(信濃飯田) 姓は藤原、その先藤原利仁より出づ、八代の孫季高に至りて堀氏を稱す、その後胤掃部大夫利秀、美濃國厚見郡上西部下西部兩邑を領し、齋藤道三に屬し屢々戰功あり、次子秀重家を嗣ぐ、其男秀政織田信長に仕へ、江州坂田郡二萬五千石を領し、長濱城に居る、天正十年信長の統せらるゝの、豊臣秀吉に従ひ、屢々軍功を立つ、十一年近江國佐和山城を賜ひ、九萬石を領す、同十三

ホリカ

年越前國に移封、北庄城主となり、十八萬八百石餘を領し、内六萬六千石を村上義明に、四萬千石を溝口秀勝に與へて、秀政の與力とす、慶長三年秀治、越後國春日山城を賜ひ、四十五萬石を領す、内九萬石を義明に、六萬石を秀勝に賜ふ、十五年忠俊、家人堀直清直寄等兄弟の争の事に坐し、奥の岩城に流され、島居忠政に預けらる、十六年秀政の二男親長に、下野國眞岡壹萬貳千石を賜ひ、宗家を繼がしむ、元和元年大坂役の功を以て六千石を美濃國に加賜、四年五千石加賜、義濃國山縣に移る、寛永四年八千石加賜、下野國烏山城に移る、前封と併せて三萬五千石、十四年三千石を次子親智に、貳千石を三子三太郎に分封す、寛文十一年親昌信濃國飯田に移る、天保十一年親老中格の功を以て、七千石加賜、弘化二年壹萬石削封、文久三年親義貳千石削封、子孫相襲して明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○利秀

利房 秀重 秀政 秀治 忠俊
親長 親昌 親貞 親常 親賢 親庸
親藏 親長 親忠 親民 親密 親義
親廣 親篤

ホリカハ井

堀河院 所在山城國京都、二條の南、堀川の東、當時南二町に跨がる、今は三井氏の邸地に係る○もと太政大臣藤原基經の第にして、累世相繼ぎ兼道に至り、其後圓融天皇の皇居となれり、續本朝文粹なる、大江匡房詩序に、夫堀河院者、洛城甲第也、風景春暉、泉石秋冷、准紫庭而二代委移、萬乘之皇居、排黃閣而七同當作、三台之相府、博陸左丞相、此名區之主、更加潤色之功、仁山

ホリモ

の弟香嚴院殿と申し、禮僧にて天龍寺に御座ありけるを、長祿元年十二月廿三歳にて俗に還し、左馬頭政知と名づけ、伊豆國迄下向あり、堀越と云ふに假に屋形を立て、伊豆國を知行せらる云々とみえたり、アシカガマサトモ參看、
文字繪畫もしくは、其他の形狀を描きたるをいふ、彫物、入はくるといふ、また刺青、刺刺、點青、膚刺とも稱す(原流繪史に見えたるは、景行天皇紀二十七年二月の條に「東夷之中有日高見國、其國人男女並結結文身、爲人勇悍、是曰日高夷」とあり、又漢史に、本邦上古の俗を記して、筑肥沿海地方にては、男子皆黥面文身なる由見えたり、蝦夷熊襲等の入種が、勇猛を示して人を威服するため、或は裝飾のために、文身せしものありしならん、されど我が大和民族にして、刺青せしこと未だ書に見えず、その盛んに行はれしは、江戸時代とす、此時代の初め、殆どこれなかりしが、延寶天和の頃淺草神田川の鐘淵左衛門といふもの、横筋かひに肩より、南無阿彌陀佛と大文字に彫付たることあり、寶曆の頃に至り、一心と云ふ文字、或は渦卷の模様など、簡單なるものを彫りたるものあり、寛政の頃には、金平淨瑠璃中の事實を取りて、彫り付けたるものあり、その後文政の頃、繪師歌川國芳、これを以て文身の下繪とする者あり、これより身體一面に朱を交へて繪を彫るに至れり、其風次第に蔓延し、唐人足、駕籠昇夫、俠客、町内の若衆等は、文身なければ、其社會に容れられざるまでに流行せり、天保の時これを禁じたりしが、終に其根を絶つこと能はず、維新後また嚴禁したりしより、漸く衰

ホリカ

ホリカ

原皇子、太政大臣御賀女、實は右大臣源朝房の女、第七十三代の天皇(應永承暦三年七月降誕、應徳三年十一月廿六日白河天皇の皇太子となり、即日交祿、十二月十九日即位す、白河上皇院中において政を執し、天皇は只位に備はり給ふのみ、會々陸奥族清原清衡、同族武衡家衛等と相争うて陸羽の地亂る、陸奥守源義家清衡を輔けて武衡等を討ち、寛治元年に至りて平ぐ、世に後三年の役と稱す(補遺に收めたる「ゴサンネ」ノエキ參看)在位二十一年、改元すること七、嘉承二年七月十九日に崩す、壽二十九、山城國葛野郡谷口村の後圓教寺院に葬る、天皇在位の間は、白河上皇の院政なりしと雖も、然かも心を政事に留め、諸司の奏案は必ず覆視し、疑ふべきあらば、御批して再び議せしめられき、また頗る文學を好み、和歌を能くし給へり、是時に當り、源後房、藤原通後、大江匡房、藤原季仲等朝にあり、天皇以て人を得る事、古に愧ぢずと爲す、なほ音律に精しく、笙笛を善くし給ひしが、後ち笙は氣を損するを以て、専ら笛を吹き給へり、また嘗て神樂曲を伶人助忠に授く、後世神樂の説、天皇より傳はるといふ(大日本史、陵墓一覽)

ホリカハド

堀川殿

藤原賴忠を云ふ、

ホリカハノオト

堀川大臣

藤原基經

(フヤハラノモトツネ)を見よ、

ホリカハノクワンバク

堀川關白

藤原基經及び藤原兼通を云ふ、各傳參看、

ホリコシゴシヨ

堀越御所

足利政知を

いふ、伊豆國田方郡四日町の守山の北なる堀越に居るを以て名づく、鎌倉大双紙に「鎌倉に公方おはさす、京都公方の御子一人、關東公方と定めずば、關東治り難き由諸家言上しければ、此儀可然とて將軍家

ホリカ

智水之象天然」と記せり、後に皇居となりしは、榮花物語に「堀川殿をいみじうつくりみがき給て、だいらのやうにつくりなして云々、堀川院を今内裏といひて、よにめでたうの、じりたりなど見えたるにて知るべし(山城名勝志、平安通志)

ホリカハウチ

堀河氏 姓は藤原、高倉永季の七世孫永家の二男左中將正四位下親具、始めて天文年中水無瀬兼成の養子となる、永祿六年兼成に實子生れしを以て之を疎外す、此事により天正九年兼成を殺害して、關東に出奔し、所縁により中條出羽守に依頼し、徳川家康に謁す、後ち家康の命に依りて懇命を蒙り、中條出羽守の女を娶り、二子を生む、家康問うて曰く、公家武家何れの望みありやと、親具朝廷に仕へしめんことを願ふ、是に於て慶長六年家康上洛の時、同行して執奏す、故を以て兄康滿に堀河、弟信孝に樋口の號を賜ふ、七年兩家を水無瀬家の庶流となし、羽林家となす、其後高倉家の庶流となる、康滿また名を改めて、堀河胤胤と稱し、權中納言從二位に進み、寛文十三年正月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(諸家知譜拙記、華族諸家傳)

○親具

康胤 信親 則康 康俊 康綱
康能 康致 康行 冬輔 康實 忠順
實親 康親 親賀 康隆 康政 護慶

ホリカハガクハ

堀河學派

古義學派(コキガクハ)を見よ、

ホリカハテンワウ

堀河天皇

(名は善仁)參看(白河天皇の第二皇子、御母は中宮藤原)

ホリモ

彫刻

「テウコク」を見よ、

ホルトガル

葡萄牙

歐羅巴の一國、波爾杜瓦爾、波羅多伽兒、滿羅都家品なども書す(原流繪史)

東北西班牙に、西南太平洋に接す、アゾウアル諸島及びマテケラ島を併せて、全國の面積三萬四千三十八方哩、北緯三十六度五十六分起り、四十二度十分迄り、西經六度十四分より九度三十分に至る○本國は大陸部と島部とより成り、大陸は十七州、島部は二州あり、其他諸國に屬地を有す(原流繪史)葡萄牙王國の建立は、西曆千三百三十九年にあり、十五世紀の間隆盛の運に向ひ、世界に領地を擴張したり、千五百八十年西班牙に屬するに至りしが、西班牙衰へて此國また衰ふ、千六百四十年に及び「ブラガサ」家起り、國全く獨立せり、然るに千八百七年拿破崙の爲に覆へされ、國王走りて南米の「ブラヅル」に至る、千八百二十六年「ブラガサ」家再び一國の政權を取るに及び、立憲制度を創む、大臣は代議會に對して施政の責任を負ひ、王權は全く制限せられたり(交通)天文十一年葡萄牙人「ピント」等の商船一艘はじめて種子島に漂着し、鐵砲を島主種子島時義に贈りて、其用法を傳ふ(「メネカシマ」參看)豐後國主大友宗麟之を聞き、使を派して「ピント」一行を豐後の府内に迎へ、種子島銃の傳習を受け、且つ通商を許可したり、斯くて「ピント」一行は再び種子島に歸り、尋で寧波に赴き、本國人に日本國の發見と、其地が金銀に富饒なるを語り、直ちに同志を糾合して貨物を聚め、商船九艘に載せて、豐後の府内に入津し、貿易して許多の利益を擷取したり、是よりして葡萄牙の商船は、府内及び鹿兒島、天草、島原、平戶、五島、長崎、大

ホリモ

ホルト

ホルト

村等の諸港に來りて貿易を營み、天正の末年に至るまで、四十餘年の間、日本との通商を獨占せり、西班牙の如きも、天正十五年頃より、來りて貿易せりと雖も、其利益は葡萄牙の餘餘を得るに過ぎざりき、而して貿易の開始と共に、宗教もまた葡萄牙の宣教師ザゼルによりて、天文十八年を以て輸入せられ、九州にては府内、白杵、天草、宇土、大村、島原、長崎を根據として傳道に従事し、延いて四方に傳播し、山口、廣島の如きも、其勢力九州地方に劣らざるに至れり(キリシタンシユウ、參看)然れども當時の商賈は、貿易と掠奪とを同時に行ふ無賴の徒にして、歐洲諸國及び印度支那の貨物を日本に輸入し、非常の高價を賣りて之を賣り、其代價として請受りたる金銀を、日本より輸出して莫大の利益を得たりしが、之と共に宗教の傳道も、貿易を開き土地を侵略し、所謂殖民政略の先鋒となり、後援となり、常に方向を俱にして進みければ、其宣教師の中には、冒險商客に讓らざる、殘忍無道の輩も影ながらざりき、既にして天正九年大友宗麟は、外孫伊東義賢を使節とし、葡萄牙船に搭じて長崎を發し、羅馬法王の許に遣はしたりしが、義賢等は喜望峯を廻航し、天正十年七月葡萄牙の首都リスボンに達し、尋でマドリッドを経て、羅馬に赴き、十八年五月長崎に歸り、此時に際し、葡萄牙の商賈等は、我國の貧民を欺罔し、其子弟を買取り、これを娼港、馬刺加、馬尼ラの諸所に輸出し、奴隷として賣渡したること多く、其價の廉なる、ニグロの下に在りしを以て、一時ニグロの價に非常の影響を與へたりといへり、長崎は實に此奴隷輸出の根據地なりき、豊臣秀吉之を聞いて大に怒り、天正十五年始めて切支丹宗之禁止を令したれど、天下多事の際なりしが故に、此令も勵行

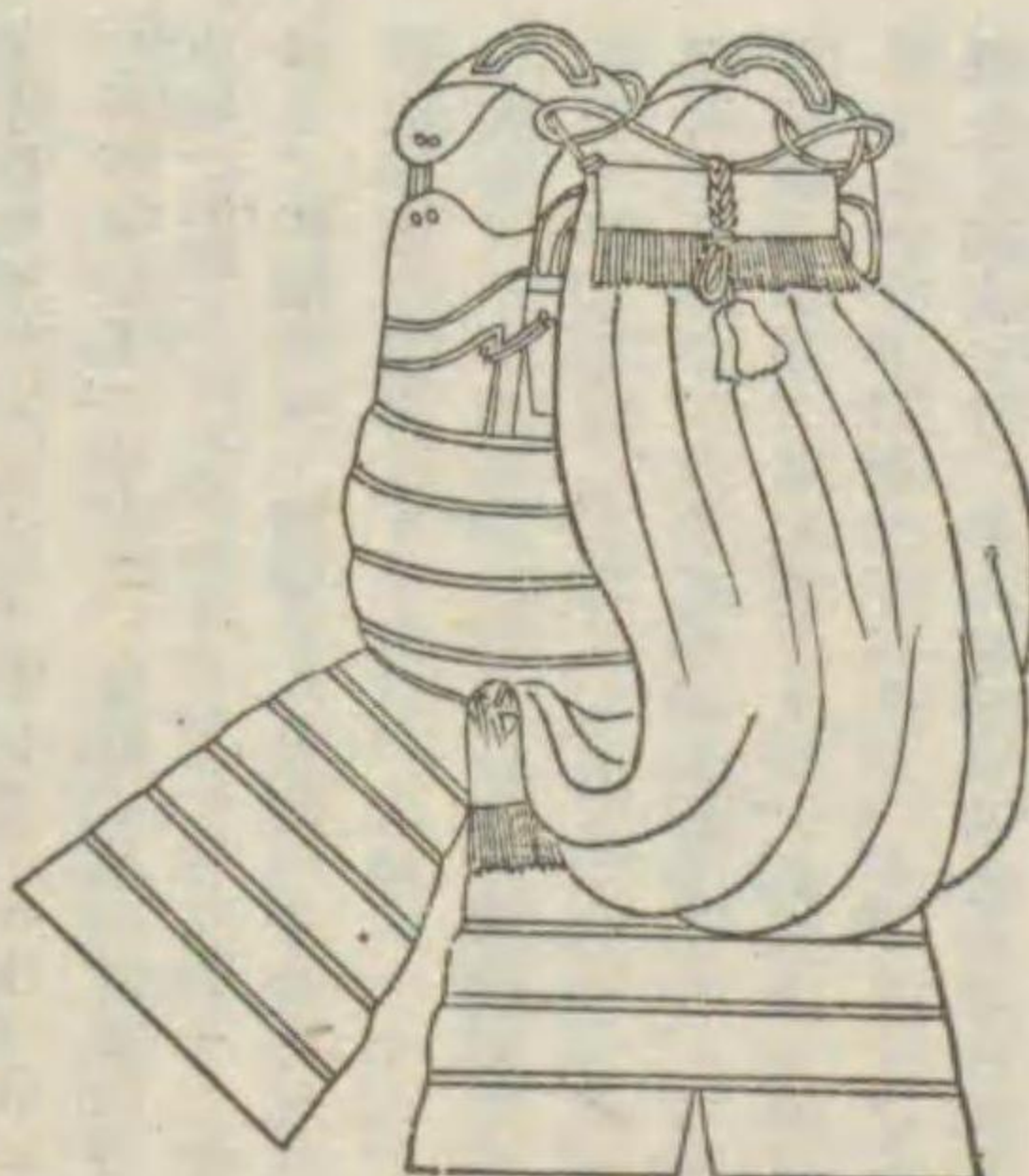
(買取奴隷の人物像)

せらるゝに到らざりき、是より先長崎の地は葡人の有に歸し、切支丹領となりたりしを、同年秀吉また、沒收して公領と爲せり(ナガサキ、參看)秀吉薨じ、徳川氏天下の權を執るに及び、家康は秀吉の遺策に依り、宗教を禁じて、通商を許すの方針を採りたれども、未だ普れく行はれざりしが、會々和蘭の巡洋艦、喜望峯附近に於て、日本よりリスボンに歸航する葡國商船を捕獲し、其船中に於て、長崎の住民母呂某より葡國王に呈する密書を發見せり、密書は九州の天主教徒が葡國と共同して、日本現政府を顛倒せんとする機會正に熟せるが故に、軍艦兵士の送致を請ふ旨を記し、一味同心の大名武士の交名を添へたり、是に於て蘭人は、慶長十六年此書を幕府に呈し、これと殆んど同時に、我國の教徒より、媽港の葡萄牙政廳に送れる密書を蘭人また奪ひ取り、長崎奉行を経由して幕府に呈せしかば、幕府は此兩様の密書を参照して、陰謀の證據を明白に知り得たれば、母呂を捕へて極刑に處し、更に、十六年八月教皇の嚴令を布き、貿易も縮少主義となりたり(之より先、葡、西、蘭、英四國貿易は長崎平戸の二港に限り)寛永十一年に至り、長崎市の西角に出島を築き、葡萄牙の商賈の長崎雜居を禁じ、悉く出島に移す、然るに十五年島原亂(シマバラノラン、參看)平ぐに及び、幕府遂に鎖國に決し、葡國以下の波來を禁じたるにも關らず、十七年葡船長崎に入津せるを以て、長崎奉行は、壽命を奉じ、其船員を戮せり、日葡の交通是に至りて全く絶つ、尋で幕府の末年に及び、外國交際の再び開くるに際し、萬延元年六月日葡通商條約調印成り、文久二年三月本書を交換し、明治三十年改正條約を締結す(外交志稿、長崎三百年間、日本西史、條約叢書)

ホルト

ホルト

母衣(縹、保呂、母慮) 名義甲冑に結び付けて矢を防ぐ爲めの武器、後ち捕物の一種となれり、ヒレの轉訛にして、風にひらめくよりの名なるべし(國語釋義)布帛を以て造る、古き頃の母衣は、五幅長さ五尺八寸を法と爲すといへり、上下に組紐を附し、縹に結び付くる用に供したり、後世母衣籠、母衣骨を丸く包む事となりては、其製作も大となり、七幅七尺(會津陣物語)八幅八尺(鶴屋物語)十幅一丈(南部本太平記、湯川彦衛門傳書)十二幅(武者物語)十八段(關八州古戦録)二十一(義経後覺)等のものあるに至り、日の緒、月の緒、勝敵の緒、奮威の緒、四天の緒、中祿の緒、波不立の緒など稱し、多くの緒を附して、籠を包むの便となしたり、また布帛の地及び色は各種ありて、白地金縷(甲亂記)淺黄金縷(武



(載所圖附記用軍)

ホルト



(載所記雜文貞)

家物語、源平盛衰記)紺地金縷(甲陽軍鑑)等ありて製し、大さは母衣の大小に従ふ(源平盛衰記)起原詳かならず、或は佛説を交へ、或は唐土の故事に據りて説を爲すものあれども、古書に載せざれば信するに足らず、其史に見えたるは、三代實錄貞觀十二年三月十六日の條に、對馬國司小野春風が、起請二事を進めたる中に、「軍旅儲、曾在二介胃、介胃雖薄、助以二保侶、望請、以二調布、作保呂衣千領、以備不虞、云々」とあるを以て、以て古代の母衣が、矢を防ぐに用たりしを知るべし、また扶桑略記寛平六年九月五日の條にも其名見え、下りては、平家物語、源平盛衰記、承久軍物語、著聞集、承久記以下の軍記類に多く散見せり、然れども古き時代における着用の装ひ詳かならず、いま古圖を按ずるに、母衣の緒を上下共に縹に結び付けたるが、左右の端は緒にて結び付けたる體もなく、口あきて、中程は、風にくらみたる體に畫きたるもあり、又下の緒をば腰にゆひ付けずして、旗の如く風に靡かしたる體に畫きたるもあり、なほ縹に結びて、末を風に靡かしたるもあり、以て其大體を知るべし、後世は母衣籠といふものに引きおほひて、前にはだしといふ物を立て、申を以て縹の後ろに挿すこととなり、母衣の性質は轉化して、挿

ホルト

ま

暮露 普化宗(フケシユウ)を見よ、

マウカノジユン

孟夏旬 孟夏の節は、即ち四月朔日、群臣を召して酒を賜ひ、政を問召す儀式をいふ、主上南殿に出御して節會あり、二獻の後内侍、扇を入れたる折笏を持ちて、御原風の雨のはしにおきたるを、出座の次將とりて王卿以下に頒つ、後世は主上出御のことなくして、宣陽殿にて平座のこと行はれたり、「ジユン」參看(公事根源、建武年中行事註解)

マウケノキミ

儲君 「マウケ」を見よ、

マウシツキシユウ

職名、儀會に諸將士の參營する時、名を報じ調を通ずることを掌る(當時幕府にては申次と稱し、私には奏者と云ふ由、海人藻芥に見ゆ、但し攝家門跡の來臨には、殿上人をして調を通ぜしむるを、公卿申次と稱すと、條々聞書にあり)將軍の歳首に賀を受

ホルト

ホルト

陸叢書)青地縷(明德記)白綾(高節草子)練實(鶴屋物語)紅(異本保元物語、平治物語、源平盛衰記、承久記、太平記等)瀉紅(源平盛衰記、太平記)瀉紅(長門本平家物語、梅松論)赤(信長記、慶長見聞記)紫(承久軍物語、太平記)薄紫(太平記)白(長門本

マウシフミ

申文 公卿等が叙位任官を、朝廷に申請する文書を云ふ、毎年正月五日の叙位、八日の叙位、十一日の叙位、及び京官除目等の時に之を出す、申文の書式には故實ありて、若し之に違へば難書として申せず、翌年に廻はさるゝことあり、建武年中行事に、「五日叙位儀あり云々、今日之の早且に藏人頭以下申文を奏す(中略)難なき申文ども撰び、の、硯のふたに入れて、御座の前に置く(中略)八日女叙位儀年あり(中略)申文兼れて御硯の箱に二つにつみたり、大輪轉りしんてん、切杭の申文など云ふ物あり(中略)十一日より叙位除目行はる其日になりぬれば、頭以下五位の藏人各申文を奏す云々」と見えたり、縣召除目には年給申文、參議の申文等あり、今申文の一例を左に掲ぐ、原書には年月日官位姓名を一行に連書したり(建武年中行事註解)叙位申文(兵範記所載)

正六位上惟元
右人當年所請如件
保元三年正月六日
右大臣正二位兼行皇太子傳藤原朝臣
年給任官申文(親王巡給、除目申文抄所載)

無品佳子内親王
正六位上清原真人延友
諸國掾
右當年巡給二合所請如件
承暦三年正月廿日
散位正五位下藤原朝臣

マウタノコホリ

馬來田の國造あり、孝徳天皇の朝、上總國を建つるに及びて之に屬し、望陀と改む...

マウトウノジユン

孟冬旬 冬季のはじめ、即ち十月一日に、天皇が群臣を召して宴を賜ひ...

マウリウチ

毛利氏(周防山口) 大江匡房の曾孫大膳大夫廣元より出づ、廣元の四男季光、相模國毛利庄地頭職となり...

マウリ

元次の子孫に、周防徳山三萬石を分與す、天保七年廣鎮、城主格となり、一萬石加與せらる、前封と合せて四萬石...

- 廣元 季光 經光 時親 貞親 親衛
元春 廣房 光房 照元 豐元 弘元
元就 隆元 輝元 秀就 綱廣 吉就
吉廣 吉元 宗廣 重就 治親 齊房
齊照 齊元 齊廣 敬親 元徳 元昭
周防徳山(四萬石)
就隆 元賢 元次 元堯 廣豐 廣寛
就嗣 廣鎮 元賢 元功 元秀

マウリウチ

毛利氏(長門府中) 毛利輝元の養子元祖とす、初め輝元子なり、同姓穂井田元清の次子宮松丸を養子となす...

マウリ

元請うて長門府中三萬石を族匡廣に分與し、元矩の祀を繼がしむ、五年宗家吉元、一萬七千石を増與す、寛延四年宗家宗廣卒して嗣なし...

- 秀元 光廣 綱元 吉元 元朝 元矩
匡廣 師就 匡敬 匡滿 匡芳 元義
元運 元周 元敏
長門清末(一萬石)
元知 元平 政苗 匡邦 政明 元世
光成 元純 元忠

マウリウチ

毛利氏(豊後佐伯) 姓は藤原、御子左權大納言長家の子忠家の男基忠より出づ、五世信俊、近江國日賀田庄に住す...

マウリ

マウリテルモト

毛利輝元 名諡幼字幸鶴丸、長じて少輔太郎といひ、薙髪の後、宗瑞と號す、法名天樹院雲巖宗瑞...

マウリモトナリ

毛利元就 名諡幼字松壽丸、長じて少輔二郎といふ、法名洞春寺日頼、系祖弘元の子孫、世々安藝國高田郡を領す...



毛利公爵家所藏(史料纂集)

マウリ

を率ゐて石見に入り、頻りに各地を掠略し、悉く石見を平定す、五年五月從四位上に陞る、七月進んで晴久を雲州富田城に攻め、長圍の陣を張り、十餘日を築きて守備を嚴にす...

マスカ

同家用升 同八合升
 同甲斐國大升 同中宣旨升
 同近江國武佐升 同大津升
 同三井寺升 同彦根升
 山城國山城升 斗極升
 大和國法隆寺銅 伏見升
 同南園堂油升 同大安寺升
 同新薬師升 同春日日代米納
 同薬師寺段錢升 同春日社神供升
 尾張國野間大坊 同未詳南氏升
 同正傳寺升

増鏡 三冊後世十冊に別ちたるものあり、國史大系十七に收む内、後鳥羽天皇より醍醐天皇に至るまで凡五十年間の事を記せるものなり、世に大鏡水鏡と併せて三鏡と稱す、年老ひたる尼が、嵯峨清涼寺にて物語れるを記せる體に書き成し、篇章を分ちて題號を掲げ、年次を追うて事實を記せり、承久の御企、元弘の御恢復、持明院大覺寺兩統迭立の起伏、及び西園寺家の榮華、北條氏の跋扈等、忌憚なく詳かに記し、政權の推移を明かにしたり、文章流暢にして典雅なり、本書傳寫の諸本、錯簡誤脱多く、篇次も一定せず、谷森善臣所藏の永正十八年の奥書ある片假字本、田中教忠氏所藏の永和二年永九年の奥書ある本等尤も善きものなり、と云ふ、烟の末々、北野の雪の二篇は永正本に載せず、殊に北野の雪篇は、山の紅葉篇と重複し、文章又同じきを以て、谷森氏は贅篇となし、別人の筆録に係るものとせり、而して諸本によりて校正して、異同を註し誤を正し、重複せるを辨じたるは、萩野博士等の増鏡校定本、和田英松、佐藤藤三氏の著本等なり、増鏡詳解、和田英松、佐藤藤三氏の著本等なり、解題原書、考證正確にして、附録に索引、系圖、同

畫引索引、年表、京都皇居圖等を添へ、尤も完備したる良書なり、**増鏡** 一條冬良なりと稱すれども、冬良の生れし以前の奥書ある本あれば、誤なること明かなり、柳原紀光は一條經嗣とし、松本博士は二條良基ならんと云へど共に確證なし、されど正慶二年以後永和二年以前に成りしことは、其確證あり(増鏡、同詳解)

増山氏(伊勢長島) 姓は清和源氏、足利泰氏四男一色公深の五世の孫政隆より出づ、其後裔利長、徳川將軍家光に仕へ、母姓増山用人となり朝倉と稱す、其子正利、永井信濃守に仕へ、後寛永二十年徳川將軍家光に仕へ、母姓増山を稱し、藤原氏に改む、正保二年慶米二千石を賜はる、四年相州にて一萬石を賜はり、叙爵して彈正少弐と稱す、其後慶々加封、萬治三年三河西尾城に治す、正徳の時、寛文三年常陸下館城に、元禄十五年伊勢長島に移り、二萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

マサヤ

マチシ

マスカガミ 増鏡 三冊後世十冊に別ちたるものあり、國史大系十七に收む内、後鳥羽天皇より醍醐天皇に至るまで凡五十年間の事を記せるものなり、世に大鏡水鏡と併せて三鏡と稱す、年老ひたる尼が、嵯峨清涼寺にて物語れるを記せる體に書き成し、篇章を分ちて題號を掲げ、年次を追うて事實を記せり、承久の御企、元弘の御恢復、持明院大覺寺兩統迭立の起伏、及び西園寺家の榮華、北條氏の跋扈等、忌憚なく詳かに記し、政權の推移を明かにしたり、文章流暢にして典雅なり、本書傳寫の諸本、錯簡誤脱多く、篇次も一定せず、谷森善臣所藏の永正十八年の奥書ある片假字本、田中教忠氏所藏の永和二年永九年の奥書ある本等尤も善きものなり、と云ふ、烟の末々、北野の雪の二篇は永正本に載せず、殊に北野の雪篇は、山の紅葉篇と重複し、文章又同じきを以て、谷森氏は贅篇となし、別人の筆録に係るものとせり、而して諸本によりて校正して、異同を註し誤を正し、重複せるを辨じたるは、萩野博士等の増鏡校定本、和田英松、佐藤藤三氏の著本等なり、増鏡詳解、和田英松、佐藤藤三氏の著本等なり、解題原書、考證正確にして、附録に索引、系圖、同

和源氏、足利泰氏四男一色公深の五世の孫政隆より出づ、其後裔利長、徳川將軍家光に仕へ、母姓増山用人となり朝倉と稱す、其子正利、永井信濃守に仕へ、後寛永二十年徳川將軍家光に仕へ、母姓増山を稱し、藤原氏に改む、正保二年慶米二千石を賜はる、四年相州にて一萬石を賜はり、叙爵して彈正少弐と稱す、其後慶々加封、萬治三年三河西尾城に治す、正徳の時、寛文三年常陸下館城に、元禄十五年伊勢長島に移り、二萬石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○正利 正嗣 正任 正武 正賢 正賢

マタモト 又者 陪臣をいふ、又家來とも稱す、マシシシシシ

マチアツケ 町預 「アツケ」を見よ、

マチクワイシヨ 町會所 名義 江戸幕府の時、七分積金、及び江戸市中窮民の救恤の事を取扱ふ所、江戸市の經營に係る、**町預** 江戸淺草町向原(今の向原町一丁目一番地)に設けられたる町會食の

遺制にて、近時備荒儲蓄の濫用といふべし、寛政三年松平定信江戸市中の町法を改正せし時、令して、天明五年より寛政元年に至るまで、五ヶ年間の町費を書上しめ、毎歳の課出高と、其遺掃とを査算し、其費額に付て、移めて節減を加へ、是を將來支辨すべき一ヶ年の町費と定め、前五ヶ年平均、一ヶ年の町費と差引て、其減額の一分は、町内臨時の入費、二分は地主の増收にして、七分は乃ち積金と定めしものなり、其積金は、毎月十一日より十五日までに二十組、日割を以て上納すれば、掛りの用達人、其手代を隨へ、會所へ參集して右積金を檢收し、其都度計算して、家賃、貸付、團費買入、并に會所米倉の修理等口々に支拂ふなり、凡そ此出納に關する、とは、總て用達商人の受持にて、町方勘定方の吏員は只立會のみなり、明治に及び、東京府の管轄に屬し、元年六月一たび積立を停められしが、二年正月より再び積立、同年六月に從前の賦課法問小間を改めて、地代上り高銀五十匁を、一小間と定めて徴收せしめ、三年十二月に至りて廢し、會所は只地代の取立と、窮民の救恤とのみを取扱ひ、四年十一月に、八町堀舊姫路邸に設けて之に移りしが、五年五月に至りて廢し、尋で會議所を設けて、府下の修路、架橋、養育院、瓦斯燈、商法講習所、共葬墓地等の事を取扱ひしに、九年十二月に亦廢す、殘金は東京府に保管し、十二年府會を開くに及んで、之を同會に引繼ぎたり、乃ち今の區郡共有金と稱するものはなり(町會所舊記、江戸會誌)

マチシリウチ 町尻氏 水無瀬氏成の男兼後二男具英を祖とす、大藏大輔從四位上となり、始めて町尻と稱す、寛文十一年卒す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(諸家知譜)

マチシ

マチビ

マチヤ

○具英 兼量 兼重 兼久 兼望 兼原
 兼聰 兼輔 兼衡 兼弘

マチジリドノ 町尻殿 藤原道隆(フナハラノミチマカ)及び藤原道兼(フナハラノミチカネ)を見よ、

マチドシヨリ 町年寄 江戸幕府の職名、町奉行の下に屬して、府下の令違取稅等の事を掌り、名主を管す、江戸町年寄、大阪町年寄、長崎町年寄等あり、各條參看、

マチビケシ 町火消 名義 江戸時代、江戸市街の防火に從事せる消防組をいふ、其消防夫を火消人足(略して火消)また、火之者(略して火之者)稱す、**町預** いろは四十七組(後に四十八組)と本所深川の十六組とあり、いろは組は、もといろは四十七字によりて組を分ちたるものにして、いろは組等と名付け、更に數組づゝ組み合せ、一番組より十番組までとなし、本所深川は一の組より六の組までを、上中下三組となしたり、いま十番組の次第を擧ぐれば左のごとし、

一番組(いろは)に五組(二番組)の七組(ろせ)めずるの七組)○三番組(あさきゆみの六組)○四番組(えしみの四組)○五番組(くやまげふの五組)○六番組(あのおの三組)○七番組(なむうの三組)○八番組(はわかたの四組)○九番組(れそつれの四組)○十番組(とちりゆるの七組) 各組とも頭取ありてこれを總ふ、其下に頭(即ち組頭なり)撰持(單に撰持といふ)椅子持(單に椅子といふ)平人(簾日を持つ者)人足(いまだ火消に加はらざる者、土手組といふ)の五階級あり

徳川太平記、江戸の花) 市中の民政を掌る、江戸幕府の制、江戸、京都、大阪、駿府の四市に之を置きたり、**町預** 相模原下郡飯原村勝地院所藏、永祿五年の文書に、町奉行小笠原殿代とあるを初見とす、また東風記にも、小泉某といふもの、小田原の町奉行たりしと見えたり、此職はもと諸大名家に起りたるものにして、鎌倉室町の兩幕府には、檢断奉行、地奉行ありて其事を掌りしが、江戸幕府に至り、はじめて之を任補し重職となす、エドマチアギヤウ「キヤウマチアギヤウ」オホサカマチアギヤウ「クンブマチアギヤウ」參看(武家名目抄、江戸會誌)

マチヤクニン 町役人 名義 江戸時代、幕領内に於て、町奉行の支配の下に、町方に關する民政を行ふ公吏をいふ、身分は町人なり、市によりて其公吏の名稱を異にす、江戸にては、名主、月行事、家持、家主、京都にては、雜色、見坐、中坐、町代を總稱するがごとし、而してまた名主は里正(古くは肝煎、町役頭ともいへり)家主は家守、大家、留守居なども稱したり、**町預** 江戸時代には、町方村方共に、整細の事に至りては、凡て町村の自治に任せ、町役人をして其事務を執らしめたり、されど各市の自治制は、いまだ昔く調査せられざるを以て、今は江戸の町役人に就きて記述すべし、江戸の町役人は江戸町年寄(エドマチドシヨリ)參看)に隷屬し、江戸町奉行(エドマチアギヤウ)參看)の支配を受く○【名主】町年寄の指揮に従ひ、其支配場の公務を取扱ふものにして、支配町々の數は、町二箇町より、多きは二十三箇町に及び、寺社門前にては、四十餘箇町一支配なるもあり、其町々の取締をばじめ、一切の事に關

町奉行の職名、町奉行の下に屬して、府下の令違取稅等の事を掌り、名主を管す、江戸町年寄、大阪町年寄、長崎町年寄等あり、各條參看、

遺制にて、近時備荒儲蓄の濫用といふべし、寛政三年松平定信江戸市中の町法を改正せし時、令して、天明五年より寛政元年に至るまで、五ヶ年間の町費を書上しめ、毎歳の課出高と、其遺掃とを査算し、其費額に付て、移めて節減を加へ、是を將來支辨すべき一ヶ年の町費と定め、前五ヶ年平均、一ヶ年の町費と差引て、其減額の一分は、町内臨時の入費、二分は地主の増收にして、七分は乃ち積金と定めしものなり、其積金は、毎月十一日より十五日までに二十組、日割を以て上納すれば、掛りの用達人、其手代を隨へ、會所へ參集して右積金を檢收し、其都度計算して、家賃、貸付、團費買入、并に會所米倉の修理等口々に支拂ふなり、凡そ此出納に關する、とは、總て用達商人の受持にて、町方勘定方の吏員は只立會のみなり、明治に及び、東京府の管轄に屬し、元年六月一たび積立を停められしが、二年正月より再び積立、同年六月に從前の賦課法問小間を改めて、地代上り高銀五十匁を、一小間と定めて徴收せしめ、三年十二月に至りて廢し、會所は只地代の取立と、窮民の救恤とのみを取扱ひ、四年十一月に、八町堀舊姫路邸に設けて之に移りしが、五年五月に至りて廢し、尋で會議所を設けて、府下の修路、架橋、養育院、瓦斯燈、商法講習所、共葬墓地等の事を取扱ひしに、九年十二月に亦廢す、殘金は東京府に保管し、十二年府會を開くに及んで、之を同會に引繼ぎたり、乃ち今の區郡共有金と稱するものはなり(町會所舊記、江戸會誌)

マチヤ

して責任を負ひ、自宅には、表には支那を構へ、事務を扱ふを以て、俗に名主の事を支那と呼び、町内の紛議差違等、凡て此支那に於て勸解す、若し失行のものあれば説諭を加へ、無頼のものに至りては、時宜により奉行所に差出すもあり、また配下の人民にして訴訟する場合には、家主五人組と共に裏書を爲す(ツシヨウヲ参看)故に古來の積習自然に例となり、凡そ名主たるものは、人々これを敬重し、みだりに其意に悖るもの少し、是を以て動もすれば、其勢に慕り、支配場の者に、理外の事を要求する輩ありて、責罰を受けしものも度々ありき、而して幕府より町内等のことある時は、奉行所より町年寄に達し、町年寄よりこれを名主に逕送して、市民に傳ふ、而して名主にはまた組合ありて、全體を一番より二十一番組に分ち、別に番外二組あり、其中北町奉行所支配内は一番組二番組、南町奉行所支配内は四番組を小口と稱し、年番を以て、町奉行町年寄より下渡す書類を受次ぐ、これを南北小口年番と稱す、なほ毎組に肝煎名主三三人づゝありて、仲間取締の責に任じたり、また後世は名主の掛分を設け、市中取締掛、諸色取締掛、人別掛、米方掛、酒入津掛、繪紙紙井書物掛、桶樽役掛、町會所年番等を定め、職務を分擔せり、而して其給料は、金二兩二分より三兩三分、銀十二匁餘までありて、不同なりき、但給料の外諸般の賞典、及び沽券書替等の所得あれど、多寡不同なり、また勤役中は、別に工商業を營むを得ざれども、由緒ある用途商人の如きは此限にあらず、なほ名主兩人にて、一支配を、月番もしくは年番に勤むるもあり、或は名主なくして月行事持なるもあり、これ皆往時より、其町々の例に従へり、名主は皆世襲なりと雖、代替りか、または親に名主を立つる時は、其人は家持の中より

マチヤ

公選す、その支配場の家主連署して申立、町奉行これを命ず、されど兼職及び停職等に至りては、奉行より直に命じたり、また名主の中私に類別を立て、四等とし、其一を草創名主とす、凡廿九人あり(幕末には六人を減す)其家の祖先が、自ら開きたる町々の名主にして、天正以前より居住せるもの、徳川氏に從ひて三河遠江等より移住せるもの等あり、名主中尤も權威を有す、其二を古町名主とす(文化中の調査に七十九人ありしに、後に四人を減す)草創名主に次で、古くより其町に居住せるものにして、亦權威あり、此二種の名主は、歳首及び大禮の際、江戸城に登りて物を獻じ、謁を賜はる、町年寄に同じ、其三を平名主とす、地方より町方支配に屬せし新町家の名主なり、其四を門前名主とす、寺社門前町家の名主なり(家持)地主にして家主を兼ねるもの、所謂居附地主なり、職務家主と同じ(家主)地主より給料を得て其宅地を守り、店借地借ものを支配し、五人組、月行事を務め、配下の者にして訴訟のことあれば、名主と共に目安に裏書す、また町内等傳達すること名主に同じ、而して其店子に對しては、慈愛を以て接し、所謂店子といへば子も同然、といへる世談の如くなるべき筈にして、常に之を監視し、不都合の行跡ある者は、訓戒したり、其給料并に雜費は、凡て地主の負擔なりき(一説に、昔は地主皆家主の役を勤めたるものなれど、後世、家計の裕かざるものは、往々これを厭ひ、家主を立て、町用を取扱はせ、地主は只町入費を辦するのみなりしといへど)信じて(五入組)家主五軒の組合なり、詳しくは「ゴニシ」(月行事)を專當するものなれど、即ち月番に勤むるなり、名主なき町々は名主代を勤め(名主代なれば

マチヤ

其給料を受く)然らざるものといへども、其町内なる訴訟の加印、檢使見分の立會、四人の預り、消防夫の差引、町内の修路、冬春の間火の番夜廻り等は、皆月行事の任する所なり(徳川治政)名主は名主職(ミヤウツユヲ参看)より變化したるものにして、近古の例、凡町村の長たるもの、大村は庄屋、小村及び市町は名主と稱すること、天正頃より諸國共に之れあるを見れば、江戸も早くより名主ありしなるべし、古くはこれを肝煎、町役頭ともいへり、されど往時は各町に名主ありしにあらざれば、其員數も多からざりき、また慶長見聞集に、此町に月行事はなきか、何と火番をかたく申付けざるぞ、其家主をからめ籠舎すべし云々とあれば、家主、月行事ともに、開府以來ありしものなり、明暦二年に至り、名主なき町々は、名主を推選して上申し、もし名主役を迷惑に思ひ、これなき町々は、老功の者、家役に、一年づゝ名主役を勤めしめたり、當時の員數詳かならざれども、正徳五年十一月の調査には、凡百九十六人ありき、これより先寛文年中、五人組のものども、別に月行事を雇ひおき、自ら勤仕せざるものしりしかば、六年十一月令して之を禁じ、また家主も、地主の約束に従はざりしものあるを以て、正徳三年八月、惣て家主致し請狀一候分は、准(家主)一候間、得(其意)地主申付次第、相勤可申候、若地主之申付於(相背)者准(家主)仕置可申付候間、此旨地主并家主一可申付候と令て之を戒めたり、なほ名主もまた、歳月の久しき、往々にて其人を得ざるあり、非行の業態なからざりしが故、享保七年七月、殿に從來の慣習を改革せしめ、自今新たに名主をおくを禁じ、其翌年に各名の組合を設け、職員を二百六十四人、外に新吉原町四人と定め、之を以て、定員となせり(此以前にも

マチヤ

最寄(一)にて、日本橋南組、同中組、同北組、芝組、神田組など組合を設けたりといふ、而して此組合の數は十七組なりしが、寛延中二十一組、番外二組と定まら、其後寛政二年名主仲間取締の爲め、毎組に肝煎名主兩三人づゝ、凡四十七人をおき、天保二年には、組合世話掛三十二人をおく(これは一年限りにて、毎年末に改めて命じたり、此時肝煎名主を廢す)并に其勤め方無狀なるものを、互に注意すべき爲なりき(但世話掛は安政五年には、増して四十五人となり)また名主に掛分を設けしは、寛政以後の事に係り、はじめ諸色掛(六十二人)のみなりしが、天保以後に及び、數多の掛を生じたること、職掌の條に述べたるがごとし、なほ名主にして、廣き宅地を預り、または數所の宅地を兼ね預るものは、下家守をおき、居ながら給料を得て、町用を下家守に委任するもあり、或は家主を株式のごとく賣買するものもありて、天保中に共に禁ぜられたれども、其弊猶率らざりしこと、名主に同じり家主はまた町用に預ることなし(町役人の外別に町代、書役あり、町代は、享保六年九月町年寄より名主へ申渡に、以前は二三町四五町づゝも相兼候て、物書候者抱置候處、中古より大方一町一人づゝ町代と名付、多少之給金遣之置、諸入用割方、其外御用向等、大方町代に爲、任置候様罷成候處有之云々と見えれば、早くよりありしものなみべく、其職も同文にて知らるべし、而して此時町代を禁ぜられたれば、新に書役をおきたり、書役は常に自身番屋(ツシヨウ)に於て、五人組、月行事に代り、町内の書記計算を掌るものにして、其町より雇料を給せらる、然るに後世、名主月行事等、往々事

マチヤ

を書役に委任し、町公務を扱はざるものありしが、延享二年五月に、町用を書役に任せおくべからざる旨申渡あり、寛政八年四月には、書役不取締の赴に付、自今然るべからざる旨申渡しあり、されど書役は町々に闕くべからざるものなれば、維新のはじめまでも雇おきし處あり、また享保中、上番、下番、常番といふものをおきし處あり、其職掌詳かならず、享保六年九月停禁せらる、なほ番太郎(パンタラ)と稱する賤民もありき、便宜を以て此に附載す、名主は村役人の中にもあり、ムラヤクニン(参看)皇典講究所講演「江戸町奉行の事」

マチヤツコ 町奴 男達(ナトコダテ)を見

マチユウコ 真中古 陶器の一種、古瀬戸に對しての稱、黄瀬戸ともいふ、ユキセト(参看)の條を見よ。

マツウラウチ 松浦氏 「マツラウチ」を見よ。

マツウラノコホリ 松浦郡 「マツラノコホリ」を見よ。

マツエシヤウ 松江城 所在 出雲國八束郡松江市の北偏末次(原)起原詳ならず、慶長年中築城の以前舊城在りしが如し、陰徳太平記に見えたる末次城は即ち松江の舊名なるべし(スエツガシヤウ)参看、富田城(堀尾吉晴此地の形勝を相しして修築し、慶長十二年落成の後、移徙す、寛永十年堀尾氏の開闢え、京極高次之に代る、同十四年高次卒して除封、翌年松平直政之に代り十八萬石を領し、子孫世襲して明治維新に至る(徳橋談、武鑑、明治政覽)

マツラカタツカタ 松岡辰方 名號通

マツラ

稱平治郎、後清和と改む、字に千葉、曼松軒または松軒と號す、曼松軒がならず、曼松軒前久留米の人なり、堀保己一の門に入り、専ら右職故實のことに研究し、遂に一家を爲す、著はす所皆有要の書にあらざるはなく、特に公家故實に至りては、尤も精通せり、天保十四年五月朔日歿す、年七十七、江戸目黒祐天寺に葬る、曼松軒裝束繪文圖會、同附録、女官裝束繪文圖會、裝束圖抄、續裝束圖抄、十二單着用圖、小袷着用圖、張着着用圖、皇統略圖、官位相當圖、武田小笠原器系圖、式飾并化粧略記、武家裝束略記、服色便覽、牛綱服帶圖式、貞順約文書色目考、令式服色圖考、冠圖、位階便覽等數十部(裝束繪文圖會、檢校堀先生傳、名人忌辰談、近世名家著述目録)

マツラバセラ 松尾芭蕉 曼松軒功名甚七郎、長じて忠右衛門宗房と改む、華桃園、柳々齋、天々軒、桃青、釣月軒、芭蕉庵等の號あり、素統、儀左衛門の三子、或は與左衛門の二子に作る、事蹟、正保



曼松軒(松尾芭蕉)の肖像。曼松軒は、江戸の俳諧大家松尾芭蕉の父。彼は、曼松軒と号し、千葉の千代田に生れた。芭蕉は、曼松軒の長男で、曼松軒の俳諧の才を受け継ぎ、自らも俳諧の大家として名を馳せた。この肖像は、芭蕉が shamisen を演奏している様子を描いている。

マツタ

從ひ、三河寺部城を攻めて陥る、功を以て寺部百貫の地を賜ふ、其子重勝、慶長十六年松平忠輝の傳相に補せられ、越後三條に移りて、二萬石を領す、元和三年一萬石加賜、下總關宿に移封、五年遠江横須賀に移る、八年重忠一萬石加賜、出羽上山城に移封、寛永二年一萬石削封、三年重直、播津三田に移封、九年七千石加賜、豊後高田に移封、二十年英親、弟重長に三千石、直政に二千石を分封す、正保二年杵築城に移り、三萬二千石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○光親 重親 重吉 重勝 重忠 重直
英親 重榮 重休 親純 親益 親貞

マツタヒラウチ

親賢 親明 親長 親貴 親信
松平氏(三河西尾) 松平

親忠の二男加賀守元を祖とす、元元三河國加茂郡大給に住す、因て大給松平と稱す、六世家系、徳川家康に仕へ、天正十八年上野國那波の地一萬石に封ぜらる、慶長六年關ヶ原役の功を以て一萬石加賜、美濃國岩村に移る、乗壽の時、寛永十五年に遠江濱松、正保二年に上野館林に移封、五萬五千石を領す、承應三年弟乗政に五千石を分與す(乗政初め祖母の家姓石川氏を冒す、天和二年信濃小諸に移り、二萬石を領す、元禄十五年乗紀、美濃岩村に移封、十六年松平氏に復す、享保二十年乗賢、老中職の功により一萬石加封) 乗久の時、寛文元年に下總佐倉、延寶六年に肥前唐津に移り、七萬石を領す、貞享三年弟好乗に三千石、乗重に二千八百石を分封す、元禄四年乗色、志摩島羽に移封、次子乗眞に五千石、三子乗經に三千石を分封す、寛永七年伊勢桑名に、寛永二

マツタ

年山城に、八年下總佐倉に移封、十五年老中職の功に因り、一萬石加賜、延享二年一萬石削封、出羽山形に移り、六萬石を領す、明和元年乗前、三河西尾に移封、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、尙ほ大給氏(オヤフウザ) 參看(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○乗元 乘正 乘勝 親乘 眞乘 家乘
乘壽 乘久 乘春 乘色 乘佑 乘完
乘寛 乘全 乘秋 乘承
美濃岩村(三萬石)
○乗政 乘純 乘賢 乘瀧 乘保 乘美
乘宗 乘命

マツタヒラウチ

親忠の九男乘清を祖とす、乘清三河國加茂郡瀧脇に住す、因て瀧脇松平と稱す、五代の孫正勝、徳川家康に仕へ、元和大阪の役に戦死す、子なし、家信の二男重信を養子とし、上總常陸の地にて千二百石を賜ふ、後ち駿河の地五千石を賜ふ、明暦二年駿府城代となり、三千八百石加賜、天和二年信孝側衆となり、千石加賜、元禄二年若年寄となり、四千石加賜、一萬石となる、寛永元年駿河小島に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、元年、信教姓瀧脇と改め、上總櫻井に移る、後ち華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○乗清 親正 清房 正忠 正勝 重信
信孝 信治 信高 昌信 信義 信主
信友 信賢 信進 信書 信敬
マツタヒラウチ 松平氏(遠江掛川)

マツタ

平長親の三男信定を祖とす、信定三河國櫻井に住す、因て櫻井松平と稱す、曾孫忠正、徳川家康異父母妹を迎へて家康を生む、家康關東に移るや、家康を上野松山一萬石に封す、同年勘氣を蒙りて自害す、嗣なきを以て家絶ゆ、忠正の弟忠吉の二男忠頼、其家を繼ぎ、武蔵八幡山一萬石を領す、慶長五年關ヶ原役の功を以て一萬五千石加賜、美濃金山に移る、六年二萬五千石加賜、遠江濱松に移る、十四年除封せられ、更に嫡子忠重に武蔵深谷の地八千石を賜ふ、其後屢々加増ありて、元和八年に上總佐倉、寛永十年に駿河田中、十二年に遠江掛川、十六年信濃飯山に移封し、四萬石を領す、寛永三年忠壽、遠江掛川に移り、正徳元年に播津尼ヶ崎に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○信定 家重 家次 忠正 忠吉 家廣
忠頼 忠重 忠俱 忠壽 忠名 忠告
忠賢 忠謙 忠榮 忠興

マツタヒラウチ

長親の五男利長を祖とす、利長三河國藤井に住す、因て藤井松平と稱す、其子信一、徳川家康に仕へ、上野市川の地五千石を領す、慶長六年關ヶ原役の功を以て二萬五千石加賜、常陸土浦に移封す、元和三年信吉大阪役の功を以て二萬石加賜、上野高崎に移る、五年丹波篠山に移封す、次子忠晴、常陸國において三千石加増す(寛永九年一萬石加増、爾後屢々加増あり、十年駿河田中、正保元年遠江掛川、慶安元年丹波龜山に移りて、三萬八千石を領す、貞享三年

マツタ

伊勢桑名七千石を領す、十二年七月伊豫今治に移り、三萬石を領す、寛文五年六月一萬石加賜、總て四萬石を領す、九年十一月侍從に任ず、子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列して子爵を授けらる(系譜)

○定房 定時 定陳 定基 定郷 定温
定休 定剛 定芝 勝道 定法 定弘

マツタヒラウチ

松平氏(出羽上山) 松平

久松氏、後勝の二男康俊の男勝政、徳川家康に仕へ、千五百石を領す、後ち屢々加増す、慶長八年三月叙爵して豊前守と稱す、三年勝以大阪定番に補せられ、三千石を上總下野三國に加賜、子孫國多古を治む、前封と併せて壹萬貳千五百石、子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列し、子爵を授けらる(系譜)

マツタ

但馬出石に移る、寛永三年忠昭、一萬石加増、信濃上田に移り、五萬八千石を領す、享保十三年忠愛、五千石を弟忠容に分與す(慶安二年忠國、二萬石加増、播磨明石に移り、七萬石を領す、萬治二年次子信重に、五千石を分封す、延寶七年信之、一萬石加賜、大和郡山に移り、貞享二年一萬石加増、下總古河に移る、三年弟信通に、大和一萬石を分與す、元禄六年忠之除封せられ、更に支封信通に二萬石を備中庭瀬に加賜せられ、宗祠を繼がしむ、十年出羽上山に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○利長 信一 信吉 忠國 信之 忠之
信通 長恒 信將 信享 信古 信愛
信行 信實 信庸 信安
信濃上田(五萬三千石)
○忠晴 忠昭 忠周 忠愛 忠順 忠濟
忠學 忠固 忠禮 忠正

マツタヒラウチ

松平氏(伊豫松山) 本姓

久松氏、菅原道真の後裔久松理正左衛門道定、尾張の守護斯波氏の被管となりて、初めて智多郡阿古居莊を領す(一説に道真の裔久松丸、此地に流され、野間庄に住す、土人尊びて久松殿と云ふ、故に子孫久松を氏とす) 道定の六世定氏一女子あり、一色満貞の二男詮定に配して嗣とす、詮定五世の孫俊勝、松平廣忠と交はる、廣忠死去の後、その妻を娶り、男子三人女子四人を生む、長を勝元、次を康俊、次を定勝と云ふ、永祿三年三月徳川家康、同母の弟三人を己れの兄弟に准すべしと約し、松平氏を授く、依て俊勝父子、家康に従ふ、三男定勝、天正十八年九月下總

マツタ

香山城に、八年下總佐倉に移封、十五年老中職の功に因り、一萬石加賜、延享二年一萬石削封、出羽山形に移り、六萬石を領す、明和元年乗前、三河西尾に移封、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、尙ほ大給氏(オヤフウザ) 參看(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○乗元 乘正 乘勝 親乘 眞乘 家乘
乘壽 乘久 乘春 乘色 乘佑 乘完
乘寛 乘全 乘秋 乘承
美濃岩村(三萬石)
○乗政 乘純 乘賢 乘瀧 乘保 乘美
乘宗 乘命

マツタヒラウチ

親忠の九男乘清を祖とす、乘清三河國加茂郡瀧脇に住す、因て瀧脇松平と稱す、五代の孫正勝、徳川家康に仕へ、元和大阪の役に戦死す、子なし、家信の二男重信を養子とし、上總常陸の地にて千二百石を賜ふ、後ち駿河の地五千石を賜ふ、明暦二年駿府城代となり、三千八百石加賜、天和二年信孝側衆となり、千石加賜、元禄二年若年寄となり、四千石加賜、一萬石となる、寛永元年駿河小島に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、元年、信教姓瀧脇と改め、上總櫻井に移る、後ち華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○乗清 親正 清房 正忠 正勝 重信
信孝 信治 信高 昌信 信義 信主
信友 信賢 信進 信書 信敬
マツタヒラウチ 松平氏(遠江掛川)

マツタ

平長親の三男信定を祖とす、信定三河國櫻井に住す、因て櫻井松平と稱す、曾孫忠正、徳川家康異父母妹を迎へて家康を生む、家康關東に移るや、家康を上野松山一萬石に封す、同年勘氣を蒙りて自害す、嗣なきを以て家絶ゆ、忠正の弟忠吉の二男忠頼、其家を繼ぎ、武蔵八幡山一萬石を領す、慶長五年關ヶ原役の功を以て一萬五千石加賜、美濃金山に移る、六年二萬五千石加賜、遠江濱松に移る、十四年除封せられ、更に嫡子忠重に武蔵深谷の地八千石を賜ふ、其後屢々加増ありて、元和八年に上總佐倉、寛永十年に駿河田中、十二年に遠江掛川、十六年信濃飯山に移封し、四萬石を領す、寛永三年忠壽、遠江掛川に移り、正徳元年に播津尼ヶ崎に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○信定 家重 家次 忠正 忠吉 家廣
忠頼 忠重 忠俱 忠壽 忠名 忠告
忠賢 忠謙 忠榮 忠興

マツタヒラウチ

長親の五男利長を祖とす、利長三河國藤井に住す、因て藤井松平と稱す、其子信一、徳川家康に仕へ、上野市川の地五千石を領す、慶長六年關ヶ原役の功を以て二萬五千石加賜、常陸土浦に移封す、元和三年信吉大阪役の功を以て二萬石加賜、上野高崎に移る、五年丹波篠山に移封す、次子忠晴、常陸國において三千石加増す(寛永九年一萬石加増、爾後屢々加増あり、十年駿河田中、正保元年遠江掛川、慶安元年丹波龜山に移りて、三萬八千石を領す、貞享三年

マツタ

伊勢桑名七千石を領す、十二年七月伊豫今治に移り、三萬石を領す、寛文五年六月一萬石加賜、總て四萬石を領す、九年十一月侍從に任ず、子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列して子爵を授けらる(系譜)

○定房 定時 定陳 定基 定郷 定温
定休 定剛 定芝 勝道 定法 定弘

マツタヒラウチ

松平氏(下總多古) 本姓

久松氏、後勝の二男康俊の男勝政、徳川家康に仕へ、千五百石を領す、後ち屢々加増す、慶長八年三月叙爵して豊前守と稱す、三年勝以大阪定番に補せられ、三千石を上總下野三國に加賜、子孫國多古を治む、前封と併せて壹萬貳千五百石、子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列し、子爵を授けらる(系譜)

マツタ

香山城に、八年下總佐倉に移封、十五年老中職の功に因り、一萬石加賜、延享二年一萬石削封、出羽山形に移り、六萬石を領す、明和元年乗前、三河西尾に移封、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、尙ほ大給氏(オヤフウザ) 參看(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○乗元 乘正 乘勝 親乘 眞乘 家乘
乘壽 乘久 乘春 乘色 乘佑 乘完
乘寛 乘全 乘秋 乘承
美濃岩村(三萬石)
○乗政 乘純 乘賢 乘瀧 乘保 乘美
乘宗 乘命

マツタヒラウチ

親忠の九男乘清を祖とす、乘清三河國加茂郡瀧脇に住す、因て瀧脇松平と稱す、五代の孫正勝、徳川家康に仕へ、元和大阪の役に戦死す、子なし、家信の二男重信を養子とし、上總常陸の地にて千二百石を賜ふ、後ち駿河の地五千石を賜ふ、明暦二年駿府城代となり、三千八百石加賜、天和二年信孝側衆となり、千石加賜、元禄二年若年寄となり、四千石加賜、一萬石となる、寛永元年駿河小島に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、元年、信教姓瀧脇と改め、上總櫻井に移る、後ち華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○乗清 親正 清房 正忠 正勝 重信
信孝 信治 信高 昌信 信義 信主
信友 信賢 信進 信書 信敬
マツタヒラウチ 松平氏(遠江掛川)

久松氏、後勝の二男康俊の男勝政、徳川家康に仕へ、千五百石を領す、後ち屢々加増す、慶長八年三月叙爵して豊前守と稱す、三年勝以大阪定番に補せられ、三千石を上總下野三國に加賜、子孫國多古を治む、前封と併せて壹萬貳千五百石、子孫相繼ぎて明治に至り、久松氏に復し、後ち華族に列し、子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(陸奥會津) 姓は
清和源氏、井上掃部頭頼季より出づ、頼季信濃國に居る、その裔孫光盛、その子光利、信濃國高井郡保科邑に居る、よりて保科氏と稱す、曾孫正俊、其子正直共に武田氏に仕へ、屢々軍功あり、武田氏滅亡の後正光、徳川家康に仕へ、大阪の役後、藤三萬石を賜はり、信濃高遠城を治む、正光嗣子なきを以て、將軍徳川秀忠の庶子幸松丸を養子とす、正光卒後幸松丸家を繼ぎ、從五位下肥後守正之と稱す、寛永十三年出羽最上城に二十萬石に封ぜらる、二十年正月松平氏を賜ひ、葵章を用ふることを許さる、正保元年陸奥會津城に移り、二十三萬石を領す、慶安四

マツダ

年徳川家光幾じ嗣子家綱幼なるを以て家光の遺命に
より、將軍を補佐して、政務を取る、文久三年容保
京都守護職たり、子孫相繼ぎて明治に至り、戊辰の
役罪を以て斗南に移され三萬石を領す、後華族に
列し、子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華
族譜)

○正直 正光 正之 正經 正容 容貞
容頌 容住 容衆 容敬 容保 容大

マツタヒラウチ

松平氏(武藏忍) 本姓奥
平氏(村上源氏)美作守信昌の四男忠明を祖とす、
忠明六歳の時、徳川家康の養子となり松平氏を冒す、
文祿元年上野國長根に於いて七千石を領す、慶長
七年三河國作手一萬七千石を賜はり、十五年三萬三
千石加賜、伊勢國龜山に移封す、後ち屢々加増あり
て、元和五年大和國郡山に、寛永十六年播磨國姫路に
移り、十八萬石を領す、正保元年忠弘、三萬石を弟清
直に分與す、慶安元年出羽國山形に、寛文八年下野
國宇都宮に、天和元年陸奥國白川に轉封す、元祿元
年二萬石を望忠尚に分與す、五年故ありて五萬石を
沒收せられ、出羽國山形に移る、十三年忠雅、備後
國福山に、寶永七年伊勢國桑名に移る、文政六年忠
堯、武藏國忍へ轉封す、十萬石を領す、子孫相繼ぎて
明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳
川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(上野小幡) 松平
和泉守承久の男承高を祖とす、寛文四年從五位下宮
忠和 忠翼 忠義 忠彦 忠國 忠誠

マツダ

内大輔となる、天和元年台命を以て松平忠弘(奥平
氏)の養子となり、忠尚と名を改む、元祿元年松平
清照の男忠雅を、忠弘の嗣と爲すに依り、忠弘陸奥國
新田二萬石を忠尚に分地す、十三年陸奥國牛田に、
享保十九年上野國碓氷に移封す、明和四年攝津守忠
恒、封を上野國小幡に移さる、子孫相繼ぎて明治に
至り、忠恕本姓に復し、華族に列し子爵を授けらる
(系圖、徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(美作鶴田) 徳川
綱重の子清武を祖とす、初め綱重の側室長昌院懷妊
するや、故ありて越智喜清に托す、男子を産む、清喜
養うて子となす、之を清武とす、元祿十五年從五位
下下總守となり、二千石を領す、寶永四年松平に復
姓し、上野館林二萬石を領し、出羽守に任ず、其後
屢々加増ありて、正徳二年五萬四千石を領す、享保
十三年武元、陸奥國倉に移り、延享三年館林に復す、
天保七年齊厚、石見濱田に移る、慶應二年毛利氏を
攻む、後ち濱田城焼失し、出雲杵築に逃る、三年美
作鶴田に移り、六萬石を領す、明治に至り華族に列
し、子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(美作津山) 結城
秀康の長男忠直を祖とす、忠直元和九年國を除かれ、
豊後萩野に幽居し、名を一伯と改む、更に嫡子光長に
二十六萬石を越後に賜はり、高田城を治め、以後松平
氏と稱す、天和元年國除せられ、更に族松平直矩(後

マツダ

橋松平の系統)の三男宣富に十萬石を賜はり、元祿
十一年美作津山に移封す、享保十一年淺五郎卒し國
除せられ、更に族松平知清の次男長熙に五萬石を賜
ふ、文化十四年齊孝五萬石を加増、啓行に雙箱を用
ひ、金葵の徽號を表す、前封と合せて十萬石、文政五
年大廊下松間詰に進む、子孫相繼ぎて明治に至り、
華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封
録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(越前福井) 結城
秀康の次男忠昌を祖とす、慶長十二年、上總姉崎の
地一萬石を賜はる、元和元年大阪役の功を以て三萬
石加賜、常陸下妻に治す、二年十二萬石加賜、信濃
河中島に移り、五年十三萬石加賜、越後高田に移り、
九年宗家越前中納言秀康の記を賜はり、二十六萬石
加賜、越前北庄に移る、後に福井と稱す、前封と合
せて五十二萬五千石、正保二年次子昌勝に松岡五萬石
を、三子昌親に吉江二萬五千石を分與す、貞享元年
綱昌、國除せられ、更に支封昌親に二十五萬石を賜
はり、宗記を繼がしむ、其後屢々加増あり、文政元
年治好、二萬石加賜、三十二萬石を領す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(藩
翰譜、徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(伊豫西條) 紀州
徳川氏の庶流、頼宣の二男頼純を祖とす、承應三年
從四位上左近衛權少將左京大夫となる、寛文十年伊
豫國にて三萬石を賜はり、西條城に治す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(讃岐高松) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の長男頼重を祖とす、寛永十六年
常陸國にて五萬石を賜ひ、下館城を治す、同十九年七
萬石加封讃岐高松城に轉じ、前封と合せて十二萬石、
元祿十一年頼常壘田五千石を弟初實頼剛に分封す、
十二年頼剛卒し、封を宗家に賜はる、寶永元年頼豐
溜間詰に進む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列
し、伯爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(上野小幡) 松平
和泉守承久の男承高を祖とす、寛文四年從五位下宮
忠和 忠翼 忠義 忠彦 忠國 忠誠

マツタヒラウチ

松平氏(美作津山) 結城
秀康の長男忠直を祖とす、忠直元和九年國を除かれ、
豊後萩野に幽居し、名を一伯と改む、更に嫡子光長に
二十六萬石を越後に賜はり、高田城を治め、以後松平
氏と稱す、天和元年國除せられ、更に族松平直矩(後

マツタヒラウチ

松平氏(越前福井) 結城
秀康の次男忠昌を祖とす、慶長十二年、上總姉崎の
地一萬石を賜はる、元和元年大阪役の功を以て三萬
石加賜、常陸下妻に治す、二年十二萬石加賜、信濃
河中島に移り、五年十三萬石加賜、越後高田に移り、
九年宗家越前中納言秀康の記を賜はり、二十六萬石
加賜、越前北庄に移る、後に福井と稱す、前封と合
せて五十二萬五千石、正保二年次子昌勝に松岡五萬石
を、三子昌親に吉江二萬五千石を分與す、貞享元年
綱昌、國除せられ、更に支封昌親に二十五萬石を賜
はり、宗記を繼がしむ、其後屢々加増あり、文政元
年治好、二萬石加賜、三十二萬石を領す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(藩
翰譜、徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(伊豫西條) 紀州
徳川氏の庶流、頼宣の二男頼純を祖とす、承應三年
從四位上左近衛權少將左京大夫となる、寛文十年伊
豫國にて三萬石を賜はり、西條城に治す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(讃岐高松) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の長男頼重を祖とす、寛永十六年
常陸國にて五萬石を賜ひ、下館城を治す、同十九年七
萬石加封讃岐高松城に轉じ、前封と合せて十二萬石、
元祿十一年頼常壘田五千石を弟初實頼剛に分封す、
十二年頼剛卒し、封を宗家に賜はる、寶永元年頼豐
溜間詰に進む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列
し、伯爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(上野小幡) 松平
和泉守承久の男承高を祖とす、寛文四年從五位下宮
忠和 忠翼 忠義 忠彦 忠國 忠誠

マツタヒラウチ

松平氏(美作津山) 結城
秀康の長男忠直を祖とす、忠直元和九年國を除かれ、
豊後萩野に幽居し、名を一伯と改む、更に嫡子光長に
二十六萬石を越後に賜はり、高田城を治め、以後松平
氏と稱す、天和元年國除せられ、更に族松平直矩(後

マツタヒラウチ

松平氏(越前福井) 結城
秀康の次男忠昌を祖とす、慶長十二年、上總姉崎の
地一萬石を賜はる、元和元年大阪役の功を以て三萬
石加賜、常陸下妻に治す、二年十二萬石加賜、信濃
河中島に移り、五年十三萬石加賜、越後高田に移り、
九年宗家越前中納言秀康の記を賜はり、二十六萬石
加賜、越前北庄に移る、後に福井と稱す、前封と合
せて五十二萬五千石、正保二年次子昌勝に松岡五萬石
を、三子昌親に吉江二萬五千石を分與す、貞享元年
綱昌、國除せられ、更に支封昌親に二十五萬石を賜
はり、宗記を繼がしむ、其後屢々加増あり、文政元
年治好、二萬石加賜、三十二萬石を領す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(藩
翰譜、徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(伊豫西條) 紀州
徳川氏の庶流、頼宣の二男頼純を祖とす、承應三年
從四位上左近衛權少將左京大夫となる、寛文十年伊
豫國にて三萬石を賜はり、西條城に治す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(讃岐高松) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の長男頼重を祖とす、寛永十六年
常陸國にて五萬石を賜ひ、下館城を治す、同十九年七
萬石加封讃岐高松城に轉じ、前封と合せて十二萬石、
元祿十一年頼常壘田五千石を弟初實頼剛に分封す、
十二年頼剛卒し、封を宗家に賜はる、寶永元年頼豐
溜間詰に進む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列
し、伯爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(上野小幡) 松平
和泉守承久の男承高を祖とす、寛文四年從五位下宮
忠和 忠翼 忠義 忠彦 忠國 忠誠

マツタヒラウチ

松平氏(美作津山) 結城
秀康の長男忠直を祖とす、忠直元和九年國を除かれ、
豊後萩野に幽居し、名を一伯と改む、更に嫡子光長に
二十六萬石を越後に賜はり、高田城を治め、以後松平
氏と稱す、天和元年國除せられ、更に族松平直矩(後

マツタヒラウチ

松平氏(越前福井) 結城
秀康の次男忠昌を祖とす、慶長十二年、上總姉崎の
地一萬石を賜はる、元和元年大阪役の功を以て三萬
石加賜、常陸下妻に治す、二年十二萬石加賜、信濃
河中島に移り、五年十三萬石加賜、越後高田に移り、
九年宗家越前中納言秀康の記を賜はり、二十六萬石
加賜、越前北庄に移る、後に福井と稱す、前封と合
せて五十二萬五千石、正保二年次子昌勝に松岡五萬石
を、三子昌親に吉江二萬五千石を分與す、貞享元年
綱昌、國除せられ、更に支封昌親に二十五萬石を賜
はり、宗記を繼がしむ、其後屢々加増あり、文政元
年治好、二萬石加賜、三十二萬石を領す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(藩
翰譜、徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(伊豫西條) 紀州
徳川氏の庶流、頼宣の二男頼純を祖とす、承應三年
從四位上左近衛權少將左京大夫となる、寛文十年伊
豫國にて三萬石を賜はり、西條城に治す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜)

マツタヒラウチ

松平氏(讃岐高松) 水戸
徳川氏の庶流、頼房の長男頼重を祖とす、寛永十六年
常陸國にて五萬石を賜ひ、下館城を治す、同十九年七
萬石加封讃岐高松城に轉じ、前封と合せて十二萬石、
元祿十一年頼常壘田五千石を弟初實頼剛に分封す、
十二年頼剛卒し、封を宗家に賜はる、寶永元年頼豐
溜間詰に進む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列
し、伯爵を授けらる(系譜)

マツダ

松平氏(出雲松江) 結城
秀康の三男直政を祖とす、元和五年二萬石を賜はり、
九年三萬石加賜、越前大野に治す、其後屢々加増あり
て、寛永十年信濃松本に、十五年出雲松江に移り、十
八萬六千石を領す、寛文六年綱隆、次弟近榮に出雲廣
瀬の壘田三萬石を(天和二年故ありて、領地半減、後
ち貞享三年に五千石、元祿七年に一萬石加賜ありて、
また三萬石となる)三弟隆政に同母里の壘田一萬石
を分封す、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に
列して宗家は伯爵、分家は子爵を授けらる(藩翰譜、
徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(上野小幡) 結城
秀康の三男直政を祖とす、元和五年二萬石を賜はり、
九年三萬石加賜、越前大野に治す、其後屢々加増あり
て、寛永十年信濃松本に、十五年出雲松江に移り、十
八萬六千石を領す、寛文六年綱隆、次弟近榮に出雲廣
瀬の壘田三萬石を(天和二年故ありて、領地半減、後
ち貞享三年に五千石、元祿七年に一萬石加賜ありて、
また三萬石となる)三弟隆政に同母里の壘田一萬石
を分封す、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に
列して宗家は伯爵、分家は子爵を授けらる(藩翰譜、
徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(美作津山) 結城
秀康の長男忠直を祖とす、忠直元和九年國を除かれ、
豊後萩野に幽居し、名を一伯と改む、更に嫡子光長に
二十六萬石を越後に賜はり、高田城を治め、以後松平
氏と稱す、天和元年國除せられ、更に族松平直矩(後

マツダ

松平氏(越後糸魚川) 松
平忠昌の男光通の二男直堅を祖とす、初名を直興と
云ふ、延寶三年叙爵して備中守と稱す、同五年慶米一
萬石を賜はる、享保二年直之、始めて封を越後國糸
魚川に受け一萬石を食む、子孫相繼ぎて明治に至り、
華族に列し子爵を授けらる(徳川加除封録、華族譜)

マツタヒラウチ

松平氏(美作津山) 結城
秀康の長男忠直を祖とす、忠直元和九年國を除かれ、
豊後萩野に幽居し、名を一伯と改む、更に嫡子光長に
二十六萬石を越後に賜はり、高田城を治め、以後松平
氏と稱す、天和元年國除せられ、更に族松平直矩(後

マツタヒラウチ

松平氏(伊豫西條) 紀州
徳川氏の庶流、頼宣の二男頼純を祖とす、承應三年
從四位上左近衛權少將左京大夫となる、寛文十年伊
豫國にて三萬石を賜はり、西條城に治す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜)

マツダ

松平氏(上野小幡) 松平
和泉守承久の男承高を祖とす、寛文四年從五位下宮
忠和 忠翼 忠義 忠彦 忠國 忠誠

マツタヒラウチ

松平氏(美作津山) 結城
秀康の長男忠直を祖とす、忠直元和九年國を除かれ、
豊後萩野に幽居し、名を一伯と改む、更に嫡子光長に
二十六萬石を越後に賜はり、高田城を治め、以後松平
氏と稱す、天和元年國除せられ、更に族松平直矩(後

マツタヒラウチ

松平氏(越前福井) 結城
秀康の次男忠昌を祖とす、慶長十二年、上總姉崎の
地一萬石を賜はる、元和元年大阪役の功を以て三萬
石加賜、常陸下妻に治す、二年十二萬石加賜、信濃
河中島に移り、五年十三萬石加賜、越後高田に移り、
九年宗家越前中納言秀康の記を賜はり、二十六萬石
加賜、越前北庄に移る、後に福井と稱す、前封と合
せて五十二萬五千石、正保二年次子昌勝に松岡五萬石
を、三子昌親に吉江二萬五千石を分與す、貞享元年
綱昌、國除せられ、更に支封昌親に二十五萬石を賜
はり、宗記を繼がしむ、其後屢々加増あり、文政元
年治好、二萬石加賜、三十二萬石を領す、子孫相繼
ぎて明治に至り、華族に列して伯爵を授けらる(藩
翰譜、徳川加除封録、華族譜)

マトヤ

マトヤ 的矢 的を射る時に用ふる矢をいふ、實戦の用に供するものにあらず、高忠聞書に「的矢のこしらへる事、さばし鏡たるべし、すげ節を正すべし、節は管節、管中の節、羽中の節、三節、管本也、管は切符可也、管本とて三ふせ可然、香巻をば黒く塗るべし、のこひ鏡にもする也云々」とあるにて、其大要を知るべし、續日本紀天平七年四月辛亥の條に、射甲箭廿隻、平射箭十隻とある平射箭は、蓋し射藝を學ぶに用ふるものにして、後世の的矢なるべし、されど其名の正しく見えたるは、保曆間記に「正治二年正月二十日駿河國高橋の邊まで御敵落ゆく由、響りければ、折箭の骨を被り射て失にけり云々」とあり、平家物語にも「爰に三位入道の年頃の侍に、渡邊の源三きをほの瀧口といふものあり(中略)二十四さいたる大中黒の矢負ひ、瀧口の奉公忘れじとや、鷹の羽ではいだりける的矢一手ぞさしそへける」とあるをばじめとす、而して布衣記に「瀧口をさなきにて、禁中にて、君の御ゆるされありて、的をも仕るなり、依之的矢をさすなり、是瀧口のほいばうなり」と見ゆ、渡邊の實が瀧口の奉公忘れじとて、的矢をさしたりと平家物語にあるは、蓋しこの意によるなり、

マトヒ 經 馬印(ツマシルシ)を見よ、

マトノイハヒ 魚味祝 名義 小兒誕生の始ち、始めて食物を含ましむる儀式をいふ、また魚味世は食初祝、箸立、箸ぞめ、箸そる、へといへり、後朝廷における儀式は、玉養承久二年四月十六日の條に、仲宗太孫の魚味祝を述べて、先づ水御箸、取

三把、盛阿末加津土器(自今無)供御三把於阿梨底之儀、可レ供朝餽御三把也、御養供燒鯛(一箸)次供(雄)一箸次演御飲於御物汁、(二箸)奉(合)之(一箸)居(盤供也)諸君如(形)開(召)之(二箸)奉(合)にて之を知るべし、また江戸時代における儀式は、女重寶記に「男子はをのこ、女子はなんなく、むるなり、なとこは左の膝の上におき、女は右の膝の上におき、食のうへにある寶珠なりににぎりおく生飯を、膳の右の向ふの隅にとつておくべし、くむる體ばかりなり、膳の焼物は鮎鯛なり、食の上にも右二つおくべし」と見え、なほ女大學教書、小笠原流禮儀書等にも其儀を載せれば、就きて見るべし、**起原** 湯母は乳母湯、湯母の外飯と稱することあり、飯を嚼み和らげて食せしむる義なるべし、即ち後世の魚味祝の起因とす、また魚味の事の見えたるは、水左記承暦元年九月二十八日の條に、此日今上第一皇女、初開召魚味とあるをばじめとすれば、其以前既に此儀の行はれたりし事明かなり、而してこの儀を行ふは、通常三歳の時にして、鎌倉時代まで皆然りしが、室町時代には、誕生後百一日目、即ち色直しの際に行ひ、江戸時代には百二十日目に行ふこととなりたり、なほ食初と稱する事は、室町時代以後にして、齋藤親基日記正文元年四月十日の條に「若君御色直、御食初」と見え、江戸時代また専ら此稱を用ひたり(後訓業、玉養、水左記、齋藤親基日記、女重寶記、貞丈雜記、御産の規式、小笠原流禮式傳、女大學教書入)

マナヘウチ 間部氏(越前前江) 姓は藤原、中納言山陰の會孫利部少輔藤原國光の子、其男藤原外祖仲光の子幸壽丸の遺跡藤原國光に襲ぎ、越前氏と稱す、前任十三世の藤原氏、足利氏に襲ぎ、

マナハ

マナハ 子孫世々多田を領す、九世信氏、三河に到りて岡崎清康に仕ふ、其男信行、天文四年三河伊田陣にて戦死す、其孤子詮光、間鍋主馬兵衛に養はれ、間鍋利部と稱し、織田信長に仕ふ、四世詮清流浪して伊勢の舊北畠國司の從臣星野某の名跡を繼ぎ、星野利部と稱す、其子清貞、徳川家宣いまだ甲府城主たりし時、之に仕へ、西田喜兵衛と稱す、其子詮房、容顏美麗なるを以て、散樂師喜多七大夫の弟子となす、真享元年家宣に召出され、俸米二百五十俵を賜ひ、間鍋と改姓せしむ、其後思龍日に厚く、腰々加増ありて累進し、寶永元年、家宣、徳川綱吉に養はれて江戸城西丸に入るや、之れに供奉し、從五位下越前守に任じ、采地三千石を領す、三年若年寄に、六年老中に補せられ、七年上野高崎に封ぜられ、五萬石を領す、享保二年越後村上に移封、五年詮言、越前前江に移封、文久二年詮勝、一萬石を削らる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

マニア

マニアヒ 間合 紙の一種、鳥子(トリノコ)を見よ、

マハリケンチ 廻檢地 江戸時代檢地の一村又は一區域の周圍、もしくは必要の部分に、一、四角等に見盤をおき、方位と間敷とを盛り、これによりて檢地を敷、全面的の形を辨し、反別を

マヒト

マヒト 眞人 「マツト」を見よ、
マフタギ 間塞 刀劔の目貫を云ふ、マは目なり、目釘打ちたる穴を、覆ひ塞ぎて、拔走るに備へたる物なる故に名づく、
マヘダウチ 前田氏(加賀金澤) 姓は菅原、右大臣道眞の男高規六世の孫知善、美作に下向し子孫蔓延す、これを美作菅原家と稱す、十一世の孫佐廣、嘉吉元年赤松義範に従ひ白旗城に籠り、落去の後尾張に來り、海東郡に住す、曾孫仲利、美濃國安八郡前田の住人前田利倫の女を娶り、前田氏を自す、一説に、菅家の裔太宰府菅原の邊前田の地に住す、これ筑紫前田の出でし所にて、其子孫尾張に移ると

マハタ

算出するをいふ、即ち地を算すべし、田畠の地廻りを繪圖に寫し、分別法にて反別を改め正すなり、その方法は地方凡例に、先づ惣廻りの曲目毎に、見盤にて方角を見込み、午の何分とか、未の何分とか、十二支に當る處を野帳に記し、其の盤より先の梵天竹まで間敷を打ち、帳面に記し、番付所要の處へは杭を打ち番付を致し順々に見廻る也、又その場所の内にある田畑屋敷、芝地、小山等の形を記すには、最寄の番より、其田、其畑、或は屋敷にても小山にても、その場所の角へ、何の何分と見込て間敷を打ち、帳面に記し、其所に盤を移し、其田畑の分見いたし、残らず済みたる上、野帳を以て寫し、盤にて繪圖引出せば、惣廻りの形、并に田畑山原等夫々の形繪圖に現はる、勿論間敷の儀拾間を、四分とか六分とか、其場所の廣狹に應じ、繪圖の大きさの概を積り、分通を極め、右引出たる繪圖の縮寸にて、畝歩を積り、何反何畝と記す也、右分間の仕形、歩詰の仕様色々ありて、口傳書ありと云ふ云々」と見えたり、(ケンケン) 参看(舊藩縣治要略)

マヘダウチ 前田氏(上野七日市) 利家の五男、孫八郎利孝を祖とす、慶長九年江戸に至り、徳川家康同秀忠に謁し、十八年從五位下大和守となる、元和二年上野國甘樂郡の内、一萬石餘を賜ひ、七日市を治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、華族譜)

マヘダ

マヘダゲイン 前田玄以 名義 徳善院と稱し、また半夢齋と號す、**家傳** 詳かならず、**事蹟** 初め叡山に入りて僧となる、後織田信忠に仕へて殊寵あり、法印に叙す、天正十年六月、信忠の明智光秀に害せらる、や、信忠の子三法師丸を擁衛して岐阜に歸り、又奉じて清須に奔り、衆と共に擁立して主となし、長谷川丹波守等と共に、之を扶翼せり、玄以弱年より智慮深く、殊に止觀の意に入りて、圓頓教を學び、頗る有識の名を得たりしかば、豊臣秀吉の關白となるに及び、登庸して奉行に列す、即ち丹波入上城に居り、五萬石を食み、尋て京都所司代となり、令名あり、既にして慶長五年關ヶ原の役起るや、石田三成に與し、子利宗をして田邊城を攻めしむ、之より先き三成等と謀る所の書に、玄以の名を載せて連署を捺さしりしが、亂平の後、嘗て密謀を徳川家康に通じたることありしにより、僅かに罪

利久 利詮 利幹 利保 利友 利登

利定 利尙 利見 利以 利和 利裕 利昭

マヘダ

を救され、城邑を保つことを得たり、尋て病みて卒す(藩翰譜、野史)

マヘダトシイヘ 前田利家 名跡幼名大千代、長じて孫四郎といひ、後ち又左衛門と改む、法名高德院殿桃雲淨見大居士、利昌の四子、尾張國海東郡の人、父利昌は同郡荒子の城主なりき、利家幼より織田信長に仕ふ、永祿二年事により信長の讒を蒙りて亡命したりしが、三年七月復仕を許さ



(集英掛纂編料史)藏所氏衛一中賀加

れたり、爾來屢々軍に従うて功を樹つること多し、十一年十月兄利久に代りて、木家をつぎ、舊に合せて二千四百五十貫の地を食む、元龜元年九月信長の本願寺光佐を大阪に攻むるや、前軍敗績す、利家單騎殿して軍を全うするを得たり、功によりて近江國長濱一萬石に封ぜられ、天正三年九月越前府中城に從り三萬三千石を領す、十年信長害に遇ふの後、豊臣秀吉の威名日に盛んにして、柴田勝家等の宿將と稱

マヘダ

を生ずるに及び、利家は勝家に應じ、十一年四月近江に出陣したりしが、賤ヶ岳の戦に破れて府中に歸る、秀吉尋て至り城を圍みたれども、幾もなくして成を行ひ、命じて加賀を徇へしめ、更に石川河北の二郡を加封し、また利家の子利長を、石川郡松任に徙して府中を除く、利家は於て尾山城に移る、尾山城は後ちの金澤城なり、十二年秀吉、織田信雄と不和を生ずるに際し、越中國主佐々成政密に信雄に與し、大兵を以て末森城を圍みしかば、利家更に之を救ひ成政を敗る、十三年秀吉成政を降すに及び、越中の三郡を割いて之を利家に授く、是年從五位下筑前守に任叙し、姓羽柴を賜ひ、十四年三月從四位下に進み、右近衛少將となり、十二月改めて豊臣氏を冒す、十五年秀吉に從うて九州を征し、十七年左近衛權中將に遷る、十八年正月正四位下に陞り、參議に拜す、幾もなくして小田原征討の事あり、北陸七國の總督となり、類りに北條氏の諸城を降し、尋て關東の總督となり、鉢形八王寺等の諸城を陥れしが、軍平々の後、また奥州掇田の總督を命ぜられ、淺野長政、石田三成等を督して、土寇を平け、境界を正し、田制を定め、十一月を以て尾山城に歸る、翌年正月優詔ありて清華に准ぜらる、十月參議を辭す、文祿元年征韓の役起るに及び、また秀吉に從うて肥前名護屋に屯す、三年正月從三位、四月權中納言となり、五月官を辭し、尋て從五位上、五大老の一人となる(大老となりし時詳ならず、タイラク、参看、慶長元年正月從二位權大納言に轉じ、二年正月之を辭す、三年三月國を利長に譲り、封内二十六萬石を割いて、



(押花家利)

て幕府に仕ふ、既にして享和元年幕府、松平信直守等に北地巡檢の事を命ずるに及び、倫宗は、村上島之丞に隨ひ、一行と共に松前に入る、これ實に彼れが北地に赴きたるのはじめなりき、會々同四年四月魯人ホウストフ等エトロフの紗那を侵せるの時、倫宗また此地にありしが(徳川太平記には、天文地理係りと注したり)魯艦の入港を見て、早く其不逞の形勢を看破し、砲聲の詠を主張したれども、會所下役取締戸田大夫これを聽かず、遂に戦期を失して大敗し、幕吏はみな國後に走りたれば、倫宗も已むを得ず一旦引揚げたり、翌五年に至り、松田傳十郎と共に樺太島探檢の壽命を奉じ、相携へて途に上りしも、風波に阻げられて中途より歸りしが、其七月更に前志を果さんとし、單身蝦夷の宗谷を發し、即日樺太のシラキシに渡り、進みて其内地を究め、翌六年七月二日靉靄海峡を航して東韃地方に入り、混同江(黒龍江の支流)を溯りて、十一日漸く滿州假府の所在地なるテンレンに達し、或は支那の官吏と應接し、或は形勢風俗を觀察し、留まること數日の後、再び江を下りてヒロケーに至り、沙濱に宿す、實に黒龍江の海に注ぐ地點たり、尋て八月七日樺太のラケーに歸り、廿八日を以て宗谷に着す、其間歳を閲すること二、月を閲すること十五、征行の苦想ふべきなり、而して靉靄海峡は、當時歐人の未だ調査し能はざりし所にして、實に倫宗の發見に係る、これより地理學者として、探檢家として、倫宗は當時頗る重きを爲したりと雖、其晩年は失意の境遇にありしものごとく、只僅かに、幕府の探偵となり、西國の某大名(或は云薩摩)の藩情を偵察し、更に身を經師屋に變じて城中に入りたること、石州濱田の廻船問屋八右衛門といへるもの、密貿易を營みし時、

マヘナ

老を養ふ、此年秀吉病大漸に及ぶや、利家を病床に召し、子秀頼の傳として大阪に居らしめ、且秀頼の生長するまでは、大事悉く徳川家康と利家とにて決するを遺命せり、秀吉の薨後、利家は大阪に居て秀頼を輔け、家康は伏見に居て大政を綜攬したりしが、諸侯の中往々にして其好む所に從ひ、或は利家に屬し或は家康に從ひ、陰然二派に分れて相軋し、利家家康の交情亦圓滿を欠き、人心恟々たり、時に利家病ありしが、力めて家康を伏見に訪ひ、家康も之に答へて大阪に利家を訪ひしより、紛擾や一靜まるを得たり、越えて閏三月三日大阪城に薨す、年六十二、加賀石川郡野田山に歸葬す、詔して從一位を贈らる、後ち金澤に尾山神社を建て、これを祀る、今別格官幣社たり(淺野文書、藩翰譜、野史、加賀藩史稿)

マヘノリヤウタク 前野良澤

は系、字は子悦、真澤は通稱なり、蘭化と號し、其堂を樂山といふ、法名樂山堂蘭化天風居士、蘭語詳かならず、蘭世々醫を以て中津藩(奥平家)に仕へ、祿二百石を食む、真澤幼にして孤となり、男氏に養はる、長するに及び、坦夷敦厚、貌頗る短小、威儀を修めず、崖異の行を爲さず、日に尺八を弄ぶを以て事とす、男一日真澤を訓戒すること切なりしを以て、はじめて感悟する所あり、節を折て書を讀む、嘗て書舖を過ぐる時、一の和蘭書あるを見る、文字盤行紋脚にして解しがたし、是に於て歎じて曰く、これまた人のつくる所なり、人のつくる所なれば解すべからざるものなからん、吾もし西學を唱ふれば、必ず嗚矢となるを得て、男氏の意に圍ゆるに足らんと、遂に憤を發して自ら醫ふ、時に年四十七、これより先青木昆陽、野呂元亨等、奉命によりて蘭館を講習せり、未だ其功を収めず、真澤の西學に志すに當り、

マヘバ マミヤ

長脚なほ在世なりしゆゑ、就きて學びたれども、其關の學甚淺く、僅かに五百語を授くるに過ぎず、即ち箒を負うて長崎に赴き、業を吉雄著作に受け、爾來また刀主を事とせず、一意西學を研究したりしが、東歸期ありて業を終ふる事能はず、中途にして歸る、後ち三年再び長崎に遊び、蘭書數部を得て江戸に歸り、門を杜らざるを謝し、日夜巻を手にして獨學する事六七年、豁然として自得する所あり、はじめて蘭書翻譯の大業を志し、著ぼす處甚だ多し、享和三年十月十七日卒す、年八十一、江戸下谷池の端慶安寺に葬る、桑名藩主松平下總守また嘗て其澤に學び俸七口を給し、眷遇甚厚く、之を召す毎に、乘輿して邸内に入るを許し、座に就けば則ち褥に坐せしめしといふ、蓋し其晩年のことなり、蘭語和蘭譯箋、管絃秘言、地學通、駁庸醫、樂山堂記、輿地圖論、藝星考、八種字考、和蘭譯文略等あり(蘭學楷梯、洋學大家列傳)

マヘバシヤウ 前橋城 もと版橋と稱す、「ウマヤバシヤウ」を見よ、

マミヤリソウ 間宮倫宗 名通稱を林藏といふ、桑名藩庄兵衛の子、事關常陸國筑波郡上予柳村の人にして、父に雅工なり、幼にして天資英敏、材力人に絶す、九歳にして學に就きしが、常に群兒と嬉遊するにも、竹竿を以て樹木の長短、河流の深淺、道路の遠近などを測るを樂みとなしたり、また或日、普請掛りの吏員が、村吏と算盤をとりて、工事を計りしを見て笑ひたれば、吏は大に怒り、汝我を笑はば、これを算せよと追りしかば、未だ算術を解せざりしも、心算を以て答へたるに、吏大に耻ぢたりしといへり、これより奇童の名あり、寛政八年普請役雇となり、十一年普請役下役に進み、はじめ

マミヤ

て幕府に仕ふ、既にして享和元年幕府、松平信直守等に北地巡檢の事を命ずるに及び、倫宗は、村上島之丞に隨ひ、一行と共に松前に入る、これ實に彼れが北地に赴きたるのはじめなりき、會々同四年四月魯人ホウストフ等エトロフの紗那を侵せるの時、倫宗また此地にありしが(徳川太平記には、天文地理係りと注したり)魯艦の入港を見て、早く其不逞の形勢を看破し、砲聲の詠を主張したれども、會所下役取締戸田大夫これを聽かず、遂に戦期を失して大敗し、幕吏はみな國後に走りたれば、倫宗も已むを得ず一旦引揚げたり、翌五年に至り、松田傳十郎と共に樺太島探檢の壽命を奉じ、相携へて途に上りしも、風波に阻げられて中途より歸りしが、其七月更に前志を果さんとし、單身蝦夷の宗谷を發し、即日樺太のシラキシに渡り、進みて其内地を究め、翌六年七月二日靉靄海峡を航して東韃地方に入り、混同江(黒龍江の支流)を溯りて、十一日漸く滿州假府の所在地なるテンレンに達し、或は支那の官吏と應接し、或は形勢風俗を觀察し、留まること數日の後、再び江を下りてヒロケーに至り、沙濱に宿す、實に黒龍江の海に注ぐ地點たり、尋て八月七日樺太のラケーに歸り、廿八日を以て宗谷に着す、其間歳を閲すること二、月を閲すること十五、征行の苦想ふべきなり、而して靉靄海峡は、當時歐人の未だ調査し能はざりし所にして、實に倫宗の發見に係る、これより地理學者として、探檢家として、倫宗は當時頗る重きを爲したりと雖、其晩年は失意の境遇にありしものごとく、只僅かに、幕府の探偵となり、西國の某大名(或は云薩摩)の藩情を偵察し、更に身を經師屋に變じて城中に入りたること、石州濱田の廻船問屋八右衛門といへるもの、密貿易を營みし時、

マヘナ

老を養ふ、此年秀吉病大漸に及ぶや、利家を病床に召し、子秀頼の傳として大阪に居らしめ、且秀頼の生長するまでは、大事悉く徳川家康と利家とにて決するを遺命せり、秀吉の薨後、利家は大阪に居て秀頼を輔け、家康は伏見に居て大政を綜攬したりしが、諸侯の中往々にして其好む所に從ひ、或は利家に屬し或は家康に從ひ、陰然二派に分れて相軋し、利家家康の交情亦圓滿を欠き、人心恟々たり、時に利家病ありしが、力めて家康を伏見に訪ひ、家康も之に答へて大阪に利家を訪ひしより、紛擾や一靜まるを得たり、越えて閏三月三日大阪城に薨す、年六十二、加賀石川郡野田山に歸葬す、詔して從一位を贈らる、後ち金澤に尾山神社を建て、これを祀る、今別格官幣社たり(淺野文書、藩翰譜、野史、加賀藩史稿)

マヘノリヤウタク 前野良澤 名通稱は系、字は子悦、真澤は通稱なり、蘭化と號し、其堂を樂山といふ、法名樂山堂蘭化天風居士、蘭語詳かならず、蘭世々醫を以て中津藩(奥平家)に仕へ、祿二百石を食む、真澤幼にして孤となり、男氏に養はる、長するに及び、坦夷敦厚、貌頗る短小、威儀を修めず、崖異の行を爲さず、日に尺八を弄ぶを以て事とす、男一日真澤を訓戒すること切なりしを以て、はじめて感悟する所あり、節を折て書を讀む、嘗て書舖を過ぐる時、一の和蘭書あるを見る、文字盤行紋脚にして解しがたし、是に於て歎じて曰く、これまた人のつくる所なり、人のつくる所なれば解すべからざるものなからん、吾もし西學を唱ふれば、必ず嗚矢となるを得て、男氏の意に圍ゆるに足らんと、遂に憤を發して自ら醫ふ、時に年四十七、これより先青木昆陽、野呂元亨等、奉命によりて蘭館を講習せり、未だ其功を収めず、真澤の西學に志すに當り、

マンエウカナ 萬葉假名 假名(カナ)を見

マンエウシウ 萬葉集 卷第二十卷 國語略天皇の御宇より、淳仁天皇の御宇に至るまで、凡そ三百年間の和歌四千四百九十六首を蒐録したるものにして、今日に傳はりたる歌集の中、尤も古きものとなす、然れども雄略天皇より舒明天皇に至るまで、殆んど百六十年の間には、開卷第一に、雄略天皇御製の歌、唯一首あるのみなれば、舒明天皇の御宇より、淳仁天皇の御宇まで、凡百三十餘年間の歌集なりといふこと、當を得たるに近し、文字は所謂萬葉假字(カナ)と稱し、一種の假名を用ひ、作者としては、上は天皇皇子公卿官人より、下りて樵夫海士に及び、社會のあらゆる階級を網羅したり、而して集中の歌は、皆未だ俊嚴なる規則に拘束せられざる時代なりしかば、其風姿自然なるは、いふまでもなく、概して雄健にして氣魄あり、また此集類を分つ事、後世のごとく四季戀雜等の區別を以てせず、雜歌、相聞、挽歌、譬喻、及び四季の五種とせり、なほ其形狀によりて區別する時は短歌、長歌、旋頭歌となすべし、長歌は皆五七調より成りたるものにして、絶妙なるもの多きは、實に此集の特色と爲す、且つ集中の和歌により、歴史上の疑問を解決し、も

しくは當時の人情世態風俗の一斑を知るに足るもの多きは、頗る貴重すべきなり。【萬葉考】の落葉三卷(荒木田久老) 萬葉集五卷(富士谷御杖) 萬葉集十四卷(賀茂真淵) 萬葉集十五卷(岸本由豆流) 萬葉集古義百五十二卷(鹿持雅澄) 萬葉拾遺抄三十卷(北村季吟) 萬葉集總考一卷(契沖) 萬葉集玉小琴四卷(本居宣長) 萬葉集注解二十卷(仙覺) 萬葉集寶抄八十卷(荷田春滿) 萬葉集附錄五卷(正木千幹) 萬葉集略解三十卷(橋千蔭) 萬葉集代匠記二十三卷(契沖) 其他は多し。【萬葉集】古今集真名序には「昔平城天子、詔侍臣、命撰萬葉集」とあり、古今集所載、文屋季の歌には「真觀の御時、萬葉集はいづばかり、つくれるぞと、問はせ給ひければ、よみて奉りける」と訓書して、「神無月しぐれ降おけるならの葉の名におふ宮のふることぞこれ」とあり、また世繼物語には、高野帝の勅によりて、橘右大臣の撰びたることを載せたれど、井に臆説にして根據あるにあらず、僧契沖が「今此集の前後を見て、ひそかにこれをおもふに、中納言大伴家持卿、若年より古記、類聚歌林、家々の集まで、残らずこれを見て撰びたり、その外昔今の歌、見聞に従ひ、或は人に尋問て、漸々にこれを記し集めて、天平寶字三年までしるされたるが、その後とかく紛れて、部類もよく整へられぬ草案のまゝにて、世に傳はりけるなり」といへるは、蓋し當を得たるものなるべし(詳書一覽、萬葉集古義、日本文學史)。

マンエン 万延 孝明天皇御宇(將軍徳川家茂)の年號、安政七年三月十八日改元す、翌年文久と改む。

マンエンイチフキン 万延一分金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中

に作りたるを以て此名あり、又最も新造のものなるを以て新一分金といふ。【萬葉集】四分五厘、横二分五厘、十兩の重量等小判十兩に同じ。【萬葉集】小判に同じ。【マンエンコバン】、【キンギンクラ】を參看。

マンエンオホバン 万延大判 名義江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中に作りたるを以て此名あり、また最も新造の大判なるが故に、新大判ともいふ。【萬葉集】四寸三分五厘、横二寸六分。【萬葉集】萬延元年閏三月之を改鑄す、鑄造の總額一萬七千零九十七枚、萬延元年より文久二年までを鑄造の年限とす。【オホバン】、【キンギンクラ】を參看。

マンエンコバン 万延小判 名義江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中に作りたるを以て此名あり、又最も新造の小判なるを以て新小判ともいふ。【萬葉集】一一分五厘、横六分五厘。【萬葉集】萬延元年四月、一分金と共に鑄造す、鑄造の總額(小判及び一分金共)六十二萬五千零五十九兩なり、萬延元年より慶應三年までを鑄造の年限とす。【コバン】、【キンギンクラ】を參看。

マンエンニシユキン 万延二朱金 名義江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中に作りたるを以て此名あり、又最も新造の二朱金なるを以て新二朱金ともいふ。【萬葉集】四分、横二分五厘。【萬葉集】萬延元年四月之を改鑄す、【ニシユキン】、【キンギンクラ】を參看。

マンエンニフキン 万延二分金 名義江戸時代に行はれたる金貨の一種、萬延年中に作りたるを以て此名あり、又最も新造の二分金なるを以て、新二分金ともいふ。【萬葉集】六分五厘、横四分。【萬葉集】萬延元年四月鑄造す、鑄造の總額、五千三百二十四兩零五十七六兩、而して萬延元年より

明治二年までを鑄造の年限とす。【キンギンクラ】、【ニフキン】を參看。

マンザイ 萬歳 千秋萬歳(センズマンザイ)を見よ。

マンザイラク 萬歳樂 名義隋樂、平調廿九曲中の一、一名煬帝萬歳樂と稱す、新樂にて中曲、初め七帖なりしが、後に絶えて五帖となる。答舞地久。【萬葉集】隋煬帝、大樂令白明達をして作らしむ、一説に唐武太后の作る所の鳥歌萬歳樂なりと云へど疑はし、其傳來詳かならず、凡そ行幸船樂、賀儀、山階寺別當元日の朝拜などに此曲を奏す、醍醐天皇嘗て大井河に幸し、伶人龍を叩いて樂を奏し、雅明親王年纔に七歳、起て此曲を舞ふ、帝感賞半臂を脱して、額頭にかへ給ふといふ(禮樂志、歌舞音樂畧史)。

マンシユ 萬壽 名義後一條天皇御宇の年號、治安四年七月十三日、革命に因て改元す、四年を経て長元と改む。【萬葉集】經に「樂只君子邦家光、樂只君子萬壽無疆」とあるに據る、文章博士爲政之を勅申す(國朝年號譜)。

マンシユ井 曼殊院 所在山城國愛宕郡修學院村字一乘寺。【萬葉集】天台宗、門跡の一、又竹内門跡と稱す。○本尊阿彌陀如來。【萬葉集】延暦年間僧最澄の開創、元は比叡山に在り、天慶年間、九世是算、四塔北溪に遷し東尾坊と號す、天仁年間大僧正忠尋、寺號を曼殊院と改む、村上天皇深く歸依したまひ、天曆年間北野神社を草創し、特に勅して別當に任す、永久年間慈順、別院を北山村に建てしが、足利義滿金園造營の事あり、之を禁園の傍に移す、文明中伏見見常親王の御宇大僧正慈尊、後長良天皇の皇子覺悟法親王等住持したるより、曼殊院

千法燈を繼ぎ、永く親王の法室となり、明暦二年真前法親王奏請して、堂宇を四明四階に據り、即ち今の地に於て、地城一町二段四畝六歩を占む。○寶物に不動尊畫像一幅、雪舟筆冬夏山水二幅、雪村筆松鷹二幅(以上國寶)等あり、塔頭の隱縁、法雲、惠明、靜慮の四院は、明治五年七月本院に合併す、諸國末寺十一ヶ寺あり(山州名跡志、山城名跡志、平安通志、京華要誌)。

マンシユウ井 萬壽寺 所在山城國京都市下京區本町十五丁目東福寺北門内○京部五山の一。○宗 臨濟宗○本尊藥師如來。【萬葉集】永長二年白河上皇勅して都芳門院藤原親子の遺宮を革めて佛寺となし、十月十四日供養を行ふ、世に六條御堂と稱す、上皇血書の願文を納めたまひ、藤原國明近江田井郷を寄附せり、正嘉年中十地上人覺空が、其弟子慈一上人實覺と共に、此寺に在りて淨土教を修し、後東福寺の圓爾(聖一國師)に就いて禪を傳へ、萬壽寺の寺號を立つ、弘長元年十一月二十四日寶覺開堂す、これより禪刹となる、北朝曆應三年(南朝興國元年)に至り、幕府命じて十刹の一となし、貞治二年に五山に列したるも、南禪寺等遵行せざりしが、北朝應安五年(文中元年)九月幕府南禪寺等に諭して之を遵行せしめたり(萬壽寺記には、延文三年五山に列せらるるとあり)北朝至徳三年(元中三年)七月五山の位次を定め、此寺を第五に列す、永享六年二月十四日火災に罹り、尋で再建す、天正年間此寺を三聖寺に合併し、兩寺號を併べ立てたれども、明治以後單に萬壽寺と號す。○境内なる愛染堂は殊別保護遺物にして、また其所藏に係る阿彌陀如來木造座像は國寶たり、【ヨサシ】參看(萬壽寺記、花營三代記、山城名跡志)。

マンシユウ井 萬松院 尼持義隆(アソガカヨシハル)を見よ。

マンズラク 萬秋樂 名義天竺樂、般涉調廿二曲中の一、慈尊樂、慈尊萬秋樂、見佛聞法樂、菩提樹下樂、出世成道樂等の名あり、新樂にて中曲、大曲に準ず。○序二帖、拍子十八、破六帖、各拍子十六、舞者六人、答舞地久。【萬葉集】如來在世の時、彌勒菩薩の作る所に於て、聖武天皇の朝、婆羅門僧菩提之を我國に傳ふ、破は日藏上人渡唐の時、之を齎す、初め天皇東大寺を造り、菩提を以て導師と爲し、俗人を四天王寺に集めて、菩提、迦樓頻等の樂を習はしむ、蓋し本曲は秘して傳へざりしが、堂を廢するに及びて、之を授けて奏せりと云ふ(禮樂志、歌舞音樂畧史)。

マムタノコホリ 茨田郡 所在河内國。【萬葉集】始めて仁徳天皇紀、十一年十月の條に見ゆ。【萬葉集】延喜式又茨田に作り、以後同じ、和名抄に幡田、佐太、三井、池田、茨田、伊香、大窪、高瀬等の郷あり、幡田の地、讀真郡に入り、地誌提要「マムダ」と稱す、今は郡名を廢し、北河内郡に合併せらる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)。

マンダラ 曼荼羅 佛教の用語、梵語にして漫相羅、滿陀羅、曼荼羅にも作る、譯して輪圓具足とも、聚集とも云ふ、一切諸法を具足して、一も缺くるなきの義、大日經疏に「漫荼羅者、名爲聚集、今以三如來眞實功德、集在一處」とあり、四種あり、一は、大曼荼羅、即ち佛像の相觀を圖したるもの、二は、三昧耶曼荼羅、即ち輪寶等の標章を以て顯示したるもの、三は法受曼荼羅、即ち文字を以て顯示したるもの、四は羯磨曼荼羅、即ち事業威儀を以て顯示したるものなり、詳しくは曼荼羅抄に出でたり、

マンチ 萬治 名義後一條天皇御宇の年號、川家朝)の年號、明暦四年七月廿三日改元す、江戸火災に依りてなり、三年を経て寛文と改む。【萬葉集】書に「正木則萬事治、史記に「衆民乃定、萬國爲治」とあるに據る、菅原豐長之を勅申す(國朝年號譜)。

マンドエ 萬燈會 名義十千の燈明を燃して衆罪を懺悔する法會を云ふ、萬燈授決經に「長者萬燈供養云々、菩薩藏經に「燃十千燈明、滅三世罪云々」とあり。【萬葉集】天平十六年十二月金鐘寺及び朱雀大路に一萬燈を燃したるを始めとす、尋で僧空海も天長九年に高野山に於て此會を執行せり、其時の願文に「空海與三諸金剛子、於金剛峯寺、聊設三萬燈、萬華之會、奉獻兩部曼荼羅四種智印、所期毎年一度奉設此事、奉獻四恩、虛空盡、涅槃盡、我願盡云云」とあり、また寛平九年惠達藥師寺萬燈會を始めて行ひたり(續紀、持寶通覽、摩訶壇經抄)。

マンドコロ 政所 名義鎌倉室町兩幕府の政衙、又マドコロとも云ふ、幕府の政務を總攝する所に於て、御家人の成敗、財政に至るまで皆之を總ぶ、朝廷の太政官の如し。【萬葉集】別當、長官にして、一人又は二人以上の時あり、建久二年正月大江廣元を以て之に任す、建仁三年に至り北條時政別當となり、廣元の上において、廣元と共に庶政を執行し、下文に連署せり、此より内外の權悉く北條氏に歸す、元久年中時政退隱し、その子義時執權を以て、政所別當を帶したりしが、建保三年職を去り、廣元再び別當となりて下文に署せり、六年廣元病で出家するに及び、義時更に別當に補したるより、爾來長く北條氏一家の所職となれり、室町幕府にて(合)は、別當を置かず、令、別當を佐けて庶政を行ふ、建久二年二階堂行政を以て之に補し、四年以後は大

マモリ

藏丞武藤頼平之に補し、九年には前掃部允惟宗之に補し、正治以後は二階堂行光之に補せられしが、後には此役を置かず、署判を下す時にのみ、評定衆若くは奉行人を以て假の令としたりしが、承久以後は署判にも見ゆる所絶えたるが如し、室町幕府も亦此の職を置かず、案主、知家事、文案記録を司る、建久二年藤井俊長案主、中原光家知家事となりしが、後に清原惟宗、菅野諸氏これに補せられ、北條泰時以後は、菅野清原兩氏の世職となり、これも室町時代には見えず、蓋し政書下文なき故なるべし、執事、政務に参預し、兼て國用を辨じ、經費を給する事を掌る、建久二年二階堂行政、公文所寄人より政所の令となり、専ら事務を擔當したりしも執事の名なし、北條九代記建暦元年の條に、師俊を政所執事と爲し連署せしめたるを初見とす、吾妻鏡建保六年の條に、二階堂信濃守行光政所執事たりし見えたり、爾來其子孫之を世襲せり、嘉祿年中に評定衆、建長年中に引付衆を置くに及び、執事は必ず其を兼れたり、室町幕府にては、別當、合なきを以て、執事を長官とす、金錢の貸借、田圃の典賣、人身賣買の訴訟を裁し、兼て諸國の貢租、貨物、酒造、諸商賈の税錢を管し、専ら財政を理す、初めは、鎌倉幕府の例によりて、二階堂氏執事たりしが、康暦元年伊勢貞繼之に補せられしより、伊勢氏の世職となる、執事代、執事の代官として、その事を行ふなり、鎌倉幕府にては常に置かず、建長四年二階堂行綱、父行盛に代りて事を行ひしに始る、室町幕府に至り、始めは公事繁劇なるを以て、禮節儀式の事を代掌せしめん爲めに之を置けり、始めて見えたるは、後愚昧記貞治五年八月十八日の條に、政所執事代、日來藤原五郎左衛門殿(幸基)也、而改署、菅野内右衛門入道

(事代)

(事代)

被補しとあるものとす、然るに後に執事漸く事を怠り、執事代公事の外府庫を監守し、金錢を出納し、財政に關涉して、權力を振へり、故に之を政所、開闢とも稱せり、齋藤松田兩氏交る、其職に補せり、政所代、執事の代官なり、伊勢氏が執事を世襲せしより、公務繁く、單身從事し難きを以て、其被管たる鎌川親忠を代官とし、局務を執らしめたるに起る、これより鎌川氏の子孫、伊勢氏の命を奉じて此職に補したり、もと私職にて、執事代等と班を列すべきものにあざざれども、其行ふ所は、悉く執事の職務なるが故に、頗る勢力ありて執事代と相並ぶに至り、遂には幕府より任命することとなり、寄人は公務を施行し、雜事を監正す、公文所の時よりあり、公文所を政所と改むるに及びて、事に繰連せるものは、猶政所に候せしめて、公事を奉行せしめたり、嘉祿中評定衆を置くに際し、寄人の内より擧任し、建長年中に引付衆を置くや、又寄人より擧任し、壯年のもの及び門閥の卑きものは猶寄人と稱して、引付衆の副としたり、此を政所公人と云ふ、室町幕府にては寄人を御前衆、御前未參衆の二つに分ち、評定始、沙汰始の時には、評定引付二衆の如く、將軍に對して申奏し得る者を御前衆と云ふ、故を以て引付衆と共に右筆衆奉行人と稱したり、然らざるものを御前未參衆と云ふ、下部、政所に宿直し、驅使雜役を務む、政所を置きたる時よりありしものなるべし、其名の見えたるは吾妻鏡建久五年五月五日の條に、「御所中屋舎葺草蒲一事、可爲檢皮葺所役之由被仰、分三年々、政所下部等沙汰之」と見えたり、室町幕府にては、之を公人と稱せり、其身卑賤なれども、公方の事を食するものなれば、然か稱して私人と分ちしものなるべし、建久元年八月、源

(代事代)

マモリ

寛文元年明州の寶山萬福寺に據して建立し、二年法堂成り、三年慈元開堂の典を擧げ、幕府寺領四百石を寄附す、妙心寺の龍溪(性善)弟子となり、大に隱元の爲めに奔走す、四年隱元退隱し、弟子木菴(性増)を第二世となす、八年佛殿、天王殿、齋堂、鐘樓、鼓樓等落成す、爾來歴代支那の僧渡來して住持となり、一山全く支那の風儀に依る、元文五年龍統(元棟)始めて我國人にして住持となり、漢門、即ち總門にして西面す、山門、漢門の東にありて西面す、天王殿、山門の東にあり、布袋和尚、韋駄天及び四天王の像を安置す、大雄寶殿、天王殿の東にあり、西面す、釋迦坐像(五尺許、明人范道生の作)、脇土伽葉阿難(共に立像にて五尺許、同上作)及び十六羅漢(坐像二尺許)等の像を安置す、法堂、大雄殿の後にあり、西面す、威徳堂、法堂の東にあり、西面す、牌堂、一に祠堂といふ、法堂の後西北にあり、地藏の像を安置す、蓮佛場、即ち坐禪堂なり、大雄寶殿の前面東北にあり、觀音(坐像三尺許)善財童子(立像三尺餘)八歲龍女(立像三尺餘)を安置す、祖師堂、蓮佛場の西にあり、達磨(坐像三尺許)及び費隱(隱元の師)の牌を安置す、開山堂、天王殿の前面北側にあり、南面す、開山塔、開山隱元の墓藏なり、塔内に隱元の像を安置す、碑塔、隱元の碑、明人杜立德の撰文を刻す、舍利殿、開山堂の後にあり、後水尾天皇より御賜の舍利、同天皇の宸影を安置す、伽藍堂、伽藍神の像を安置す、寶物は明清人の書畫等を多く藏せり、薬師如来兩脚十三體、觀音菩薩二體國寶となる、塔頭三十二坊ありし、今は僅かに十八坊を存す(平安通志、京華要誌、黄檗の栞)

豆板銀

江月時代

行はれたる銀貨の一種、其形豆の如き故に此名あり、

マンネ

頼朝鎌倉の管中に公文所を置き、大江廣元を別當とし、中原親能、藤原行政等五人を寄人として事を行はしむ、建久元年十一月権大納言右近衛大將に任ぜらるゝに及びて、其翌年正月政所を置き、大江廣元を別當、二階堂行政を令、藤井俊長を案主、中原光宗を知家事とす、蓋し當時の例、三位以上の家にて、近衛大將を兼ねたるものにあざざれば、幕府と稱して政所侍等を置く能はざりしに依るなり、爾來政所の下文には、此四職の吏官職姓名を連署して謹驗としたり、而して公文所は政所に屬し、文書に係れる事のみ掌りし、別に右司を補せざりき、承久年中北條氏權を專にするに及びては、四職連署することなく、執權連署のみ署判して下したりき、室町幕府にて、政所を置きたること、其時代明ならず、曆元元年八月足利尊氏征夷大將軍に任ぜらるゝや、同年二階堂兼政を政所執事に補したること、武家年代記に見えたり、將軍宣下と同時に、政所を置きしものなるべし、此時代は別當令を置かず、執事を以て長官としたり、其他職員の鎌倉と異なる所は、職員に就て知るべし(武家年代記、關東開闢年代記、武家名目抄)

(國開闢)

(人寄)

又小玉銀といふ、京都にては小粒といふ(關東の小粒金は、上方にて分別と云)支那にては子銀、砂子、零碎銀、散碎銀、塊頭と云もの皆これ切使ひの小玉銀なり、其豆イイは、疑らくは豆パシならん歟、形圓くして彈丸の如く、極印あり、大小輕重同じからず、重量に因て之を使用す、重き二三分より四五分に至る、關原治平慶長年中始めて之を作るとし、丁銀鑄造の年には、必ず豆板銀の鑄造あり、其名稱は多く鑄造の年を冠して呼ぶを例とす、其種類は左の如し、詳しくは各條を見よ、キンギンクワ、セニ

(部下)

名 年 代 名 年 代
慶長豆板銀 慶長六年 享保豆板銀 正徳四年
元禄豆板銀 元禄八年 元文豆板銀 元文元年
寶字豆板銀 寶永三年 新文字豆板銀 文政三年
永字豆板銀 同 天保豆板銀 天保八年
三寶豆板銀 同 安政豆板銀 安政六年
四寶豆板銀 正徳元年

マモリカタナ

守刀(護刀)

脇差をいふ、

護身刀の義なり刀劍略記に「按に守刀と云ふは、神鬼佛名の如き、守護の符の類にあらず、是も亦儀劍隱刀にて、常に身を離さず、嗜として不虞の災あらん時、我身を保護する爲めの短刀なれば、身體を保守する義にて守刀と云ふなり、今の世婦人の嗜むも、小兒の守護の符と共に、枕上等に安置するも、各其義なり、必ずしも神鬼佛名の如きものと混す可からず」と見え、刀劍問答にも「守刀として別の作り様もなし、即古の脇差也、今の詞にて申さば相口也、太刀刀帯せぬ人、公家衆、女房衆、小兒などは守刀を用る也、小兒は側にて、寛障を退くる守りとし、おとなは懷中して、不意の用心の爲め、身を守る刀なり」と

マンネ

朝時代に行はれたる錢貨の一種、性剛銅にて作る、徑八分強、重一匁二分、徑八分強、重一匁との二種あり、關原治平淳仁天皇天平寶字四年三月、鑄造して之を行はしむ、一を以て舊錢の十に當てしむ、(セニ)の挿繪參看(大日本貨幣史)

マンネツウハウ

萬年通寶

名 王

あるにて之を知るべし、十兩抄番行成が、藤原實方に冠を打ち落されしことをいへる條に、冠して、守刀よりかすがひぬきとりて云々とあり、愚管抄に源義朝の事を述べて「大刀契の唐櫃の小かぎを、守刀に付けたりけるを云々」とあるを初見とす、なほ吾妻鏡文治元年十月十九日の條に「法皇御護御劍、また義和二年八月十三日の條に「若公誕生之間追々佳例、仰御家人等被召御護刀」など見ゆ、後世武家の婦人は必ずこれを所有したりき、ワキザシ」參看、マユミ、檀、襲の色目の名、表蘇芳、真黄なるものをいふ、秋季著用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看、マユミ、檀弓、檀の木にて造れる弓を云ふ、延喜式に其時代の製作のこと見えたり、仁徳紀宇治稚郎子の歌に見えしを始めてマユミ參看、マユミノカミ、檀紙、「ゲンシ」を見よ、マリ、鞠、「ケマリ」を見よ、マリシテン、摩利支天、佛經にて天王の一、梵語闍維と譯す、其形相、見るべからず、捉ふべからず、火も焼く能はず、水も濡する能はざる、陽炎のごときものなりといふ、常に日月の前に行き、護國護民及び兵戈の難を救ふ、帝釋天の眷屬にして日天に附庸し、常に其前驅として、四天下を巡行すと云へり、我國にては古來より、武士の守本尊とす、蓋し武士は兵法劍術等の速なること、電光の如き心をこせしより、摩利支天の神通自在なるを崇尊せるものなるべし(眞俗佛事編、尊容抄、佛教いろは辭典)

マルカメジャウ

丸龜城

關原謙政國仲

多度郡丸龜(關原治平)慶長二年生駒氏創築すといふ、寛永十七年山崎家治木城に入り、五萬三千石の治所とす、三世にして絶ゆ、萬治元年京極高知之に代

マルカ

マルザ—マルヤ

リ六萬石を領す、子孫相繼ぎて明治維新に至り廢

丸鞘太刀

太刀の鞘まで金にて包みたるを云ふ、丸とは一圓の

マルトモノオビ

丸鞘帯、イシノオビを

マルモノ

圓物 武家時代に用ひたる的の一

マルヤマオウキヨ

圓山應舉 名號幼

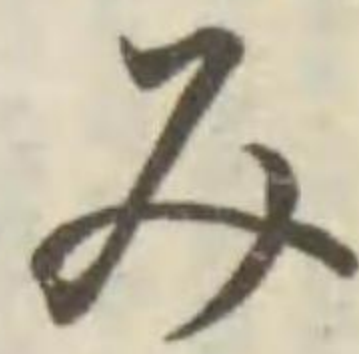
マルヤ

大物に至るまで、具に其形状を盡し、筆姿の婉媚、設

丸山應舉

丸山應舉 圓山應舉 丸山應舉

ミウラ



身 白刃を云ふ、太刀(タチ)の名所を見よ、

ミアガタ

御贖物 祓の時に天皇皇后皇

ミ井テラ

三井寺 園城寺(チンシヤウジ)

ミ井テラノサンモンゼキ

三井寺三門 聖護院、園城院、實相院を云ふ、園城寺(チンシ

ミ井ノコホリ

御井郡 所産 筑後國

ミウラアンジン

三浦安針 名號本名

ミカサツケ

御神樂 「カガアラ」を見よ、

ミエイダウハ

御影堂派 時宗の一派、一

ミウラノコホリ

御影堂 相模國

ミエイク

御影供 故人の影を掛けて、其

ミウラノコホリ

御影堂 相模國

ミウラ

御影堂 相模國

ミウラ

曾て修むる所の學を教授し、又幕府の命を奉じ西

ミウラウチ

三浦氏 姓は平氏、鎮守府將

ミウラ

御影堂 相模國

ミウラ

御影堂 相模國

ミウラ

御影堂 相模國

ミウラ

御影堂 相模國

ミウラ

御影堂 相模國

ハハ

給ひし時、壯大なる山陵を起し給ふに及び、山陵の制亦古へに復す。○山陵、治部省の諸陵寮にて掌り、其下に陵戸ありて山陵を守る。○陵戸は眞民に齒するを得ず、調庸及び雑務を除きたる雜戸賤民なり。原來五月にて、一帝の山陵を守るべき制なれども、或は六月なるあり、或は一戸なるあり、又陵戸なきもありて一ならず、然して陵戸少き所は、附近の百姓を點じ、年を限りて庸務を除き、これに充つ、之を守りて、明治に至り、諸陵寮を宮内省に移し、頭以下の職をおき、山陵をば守長、守部をして守らしむることなれり、山陵に對する刑罰は、律令に明文ありて、兆域門内に闖入し、草木を攀折するも罪に處し、山陵を毀たんことを謀るものは、謀大逆とし、斬に處するの制なり、明治に至り、皇陵に對し不敬の所爲ある者は、三月以上五年以下の重禁錮に處し、二十日以上、二百圓以下の罰金を附加することに定む、なほ古くは毎年の終りに使を諸陵以下に遣はして幣を頒つことあり、詳しくは「ノサキ」を見よ、墓(ハカ)及び天皇の表參看(古事類苑帝王部、日本考古學、宮内省官制、刑法)

ミシハセ

肅慎 肅慎、今の松花江、烏蘇里江、黑龍江流域にありし通古斯民族をいひ、轉じて其民族の住したる地方の國名となる、また「アシハセ」とも訓ず、支那には其の名古くより聞え、周代には既に知られたるなり、息慎とも稱せしむるも、格矢石鏃を凡ゆるを以て有名なり、蓋し漁獵を以つて主なる生計となし、漢代以後には其の名見えず、此の地方の民族は挹婁として知られたるなり、但し三國魏晉の際に、肅慎の朝貢せしこと史に見ゆるは、古名を以て記載せしのみ、欽明天皇五年肅慎の人在渡國御名部命に到り、淹留して去ら

ハハ

ず、春夏魚を捕へて食に宛つ、島人以て異類となし、敢て近つかざりしを以て、縦に鈔掠を行ひしが、既にして移りて瀨名河浦に居り、水を飲み毒に中りて、死するもの甚だ多かりしといへり、尋て齊明天皇四年、越國守阿部比羅夫肅慎を討ちて歸り、生羅二、蝦夷七十枚を獻じ、五年再び船師百八十艘を率ゐて蝦夷を討ち、進みて肅慎に入り、卅九人を虜にし、六年三たび舟師二百艘を率ゐて肅慎を征したりき、按ずるに、比羅夫の征討せしは、大陸にはあらずして、樺太方面に居住する通古斯民族なりしなるべし、當時唐の勢力強大にして、遠く北方滿州地方に及び、同地方の通古斯民族が、唐人より得たる貿易品の轉じて樺太に入り、更に蝦夷を経て我が國に傳はりしより、蝦夷の北方に別種の民族あること知られ、かくして比羅夫の遠征を誘致せしものと見るべし、また天武天皇五年肅慎二人、新羅の使に従つて來朝し、持統天皇八年肅慎二人に位を授け、十年には物を賜ひしことあり、其後肅慎の事國史に見ゆることなく、續紀に至りては之を鞏曷と記したり、「マツカツ」參看。○肅曷が我國と通交するに及びては、既に鞏曷と稱し、肅曷とは稱せざりしが、國史に之を肅曷といへるは、支那の載籍に參考して、其東北海濱にあるより推せしに過ぎず、故に唐と直接に交通するに際して、はじめて其鞏曷なるを知り、國史にも改めてしか稱したり(書紀、白鳥博士説)

ミシマアサノミササキ

三島藍野陵 繼體天皇の御陵、攝津國三島郡大字太田に在り。○西南に面して、前方後圓、高さ三丈、中間左右に小塚を設け、池濠を以て周らす、兆域方三町、守戸五楯を置く(延喜式、禮樂志、陵墓一覽)

ミシマコエ

三島曆 三島曆「ヨロヨロ」を見よ。

ハハ

ミシマノジンジヤ 三島神社 所傳伊豆國賀茂郡(今田方郡)三島町三島大明神とも稱す、本國の一宮にして、現今官幣大社たり。祭神玉篋入彦彥之事代主神(一説に大山祇神を祭ると云、古史傳に其誤を論じて、事代主神を正説となせり)也。原傳創建の年月詳かならず、傳に、本社昔伊古奈比咩命神社同殿にありしを、後今地に遷さるといへり、伊豫の三島神を遷したるものとす、孝謙天皇天平寶字二年伊豆の地十三戸を神封に寄す、淳和天皇天長九年、神靈著しきを以て神宮二院、池三所を造り、此神を名神に預らしめ、文德天皇嘉祥三年從五位上を授け、清和天皇貞觀年中に從三位に進む、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、新年月次新嘗の案上官幣に預り、高倉天皇治承四年源賴朝、本國河原谷、及び長時を神領に充つ、後鳥羽天皇文治元年また神領を寄す、元久二年修理を加へらる、鎌倉時代以後は武門の崇敬尤も厚く、起請文などにも、別伊豆箱根兩所權現三島大明神云々の文を見る、江戸時代に入り、享保、寛保、延享等の頃修築あり、神領は、小田原北條氏の頃三島領七十八貫文とみえ、江戸時代には五百三十石を有せり、祭祀は、年中七十五度ありて、正月元日、同十七日、四月十一日、八月十六日、五月五度大祭とし、正月十七日を奉射の祭といひ、四月と十一月は鳥の祭と稱す、神官は代々伊豆宿禰を以て官司とし、一を東大夫、二を西大夫といふ、明治の代、官幣社に列す(神社志料、官國幣社一覽、古事類苑神社部)

ミスジン

御隨身 院の御隨身を云ふ、イキ、シノミズキ、シンドコロを見よ。

ミスホフ

御修法 佛法を修するを云ふ、又ミシホフとも云ふ、延喜式、禮樂志、二十四年置

ミセサ



に關し、兼定は、五條法を修せしむ、是れ本朝内裏御修法の始めなり。○御大法、准大法、佛法、の三あり、大法は、言院御修法、大元帥法、燈籠光法、七佛護衛法、普賢延命法、安鎮法を云ひ、准大法は法華法、六字法、如法北斗法、如法佛眼法を云ひ、佛法は一字金輪法、佛眼法、愛染王法、八字文殊法、尊勝法、六字烏瑟沙摩法、冥道供、水獻喜天、雙身法等を云ふ、又普通の御修法には、不動降三世軍荼利、大威德(金剛使又、五尊法を云ふ、之を連環にて修法するを五環法と云ふ、猶委しくは各條を見るべし(拾芥抄、天台略史)

ミセサヤ

見鞘 腰刀の鞘袋をいふ、また提鞘とも稱す、伊勢貞丈は「短き腰刀に、長き鞘袋をかけて、長き刀と見せる心なるべし」といひ、關根正直氏は「華麗なる袋をかけて其美を見せ、風流の意氣を街ふるべし」といへり、後説可なるが如し。○見先を劍形にすると、平らに一字に縫ふとの二つありて、腰刀の寸法に合せ、三四寸程長く作り、尻先の折れながらに垂る、様に製す、但し尾先の平らなるが古製なる如く、古畫の多くは劍形ならずといへり、地質は錦織物の類にて作り、裏は紅の精好を付くるを通例とせり、然れども表は白のなめし革を用ふるもあり、其他人々の好に従ひて多様なりき、唯花麗を主とし、人の目につき易き爲に、裏を緋にするは、一般の風なりしに似たり。○原語、藤原知家の歌に「辻祭りけふをばれとや見せ鞘のきき折りかけてあるは誰が千ぞ」とあるを初見とす、知家は顯家の男にして、鎌倉時代初世の人なれば、當時既に流行したりしを知るべし、これより次第に行はれしがごとく、日蓮法華讀繪卷、職人盡欲合等にも之を帶した

ミソギ

身洗 身體に附しにる穢を洗滌するをいふ、蓋し凶穢を除きて吉祥を求むるの意なり、身洗の意、伊弉諾尊が、黄泉國の汚穢に觸れたるを思ひ、筑紫の橋の水門にて、衣服冠帯を脱去して祓したる後、海潮に入りて身を洗きたるは、實に禊の靈賜と爲す、これより後にも禊に觸れたる場合に、河海に臨みて身體を洗滌するの風は、行はれしものなるべしと雖も詳ならず、而して平安朝時代以後に至りては、祓と禊とは、全く區別なきものとなり、只場合によりて禊といひ禊といひ、或は適意にこれを混用したり、應和三年御記二月廿一日の條には、七瀬祓を河臨禊と書し、侍中詳要には、河臨祓を臨河御禊と書し、書言字考節用集には「ミソギ」ハ「ミソギ」と訓を附したり、以て其差別なきを知るべし、而して大嘗會の時に於ては、御禊の行幸の御禊は、祓と同儀なれど、祓とは稱せざるごとく、いづれ

ミソキ

御衣木 神佛を造る木を云ふ(下學集、倭訓栞)應永抄に「日野法界寺七佛聖師一也、御衣木、法界定禪、沙石集に、美濃國横倉の聖師は、根本中堂の御師の御そきの切にて造り奉ると申傳へて」など見たり。

ミソギ

ハハ

ミソギ 禊、身體に附しにる穢を洗滌するをいふ、蓋し凶穢を除きて吉祥を求むるの意なり、身洗の意、伊弉諾尊が、黄泉國の汚穢に觸れたるを思ひ、筑紫の橋の水門にて、衣服冠帯を脱去して祓したる後、海潮に入りて身を洗きたるは、實に禊の靈賜と爲す、これより後にも禊に觸れたる場合に、河海に臨みて身體を洗滌するの風は、行はれしものなるべしと雖も詳ならず、而して平安朝時代以後に至りては、祓と禊とは、全く區別なきものとなり、只場合によりて禊といひ禊といひ、或は適意にこれを混用したり、應和三年御記二月廿一日の條には、七瀬祓を河臨禊と書し、侍中詳要には、河臨祓を臨河御禊と書し、書言字考節用集には「ミソギ」ハ「ミソギ」と訓を附したり、以て其差別なきを知るべし、而して大嘗會の時に於ては、御禊の行幸の御禊は、祓と同儀なれど、祓とは稱せざるごとく、いづれ

ミソギ

禊、身體に附しにる穢を洗滌するをいふ、蓋し凶穢を除きて吉祥を求むるの意なり、身洗の意、伊弉諾尊が、黄泉國の汚穢に觸れたるを思ひ、筑紫の橋の水門にて、衣服冠帯を脱去して祓したる後、海潮に入りて身を洗きたるは、實に禊の靈賜と爲す、これより後にも禊に觸れたる場合に、河海に臨みて身體を洗滌するの風は、行はれしものなるべしと雖も詳ならず、而して平安朝時代以後に至りては、祓と禊とは、全く區別なきものとなり、只場合によりて禊といひ禊といひ、或は適意にこれを混用したり、應和三年御記二月廿一日の條には、七瀬祓を河臨禊と書し、侍中詳要には、河臨祓を臨河御禊と書し、書言字考節用集には「ミソギ」ハ「ミソギ」と訓を附したり、以て其差別なきを知るべし、而して大嘗會の時に於ては、御禊の行幸の御禊は、祓と同儀なれど、祓とは稱せざるごとく、いづれ

ミソギ

ミツマ

ミツマツル 武家時代に用ひたる的の一種、歩射に屬す、小的を三つ一處によせて、三つ金輪に立てたるをいふ、其的に大中小あり、的の寸法は五寸上り、三寸上り、二寸上り等ありて、五寸上りは、大的一尺五寸、中の一尺、小的五寸、三寸上りは、大的一尺、中の七寸、小的四寸、二寸上りは、大的一尺、中の六寸、小的四寸なり、而して大なるは前、中なるは後、小なるはその上に立つ(四季草、三的之卷)

ミテケラ

幣帛 神祇に奉獻する物の總稱なり、ミテは御手(或は、テはタマケの約ならんともいへり)ケラは神に獻じ、また人に贈るもの、汎稱なり、即ち手に取持ちて獻るもの、義なるべし、ミはクラに係る詞にして、テに附けたる辭にはあらず、また音讀にてヘイハクともいへり、而して幣帛の種類に、布帛、紙、玉、兵器、貨幣、器物、獸類等を以てする事あり、而して布帛には青丹支手、白丹支手あり、凡て布帛を獻するに、多くは之を串に挿む、之を忌串といひ、また幣串といふ、後世金銀もしくは白色五色等の紙を、幣串に挿みて御幣と稱するは其遺制なり、此外なほ奴佐、木綿、玉串等あり、詳くは「ニギテ」
「メサ」
「ユフ」
「タマケシ」の諸條を見よ(古事類苑神祇部)

ミトウ

御燈 名 毎年三月三日、天皇北長に奉り給ふ燈火を云ふ、北辰菩薩は、一に妙見とも言ひて、諸國土を擁護し、群生を濟度する故に祭るなり、北山の靈殿寺の峰に奉ると云ふ、靈殿寺は一に妙見寺とも云ふ、妙見此寺に現れし事、今昔物語に見えたり、蓋し法燈を供するも是が爲なるべし、延喜二年二月二日、内裏御燈を奉り給ふ事、定可(延喜)

ミドリ

ミドリ 緑 名 染色の名、青と黄と混和せる色なり、装束の色には、深緑、中緑、淺緑の三つを總稱していふ、袍、襪、衫、袴、袴、袴等をば此色にて染め用ふ、袍は、深緑を六位、淺緑を七位の者著用し、衫は、深緑を行幸供奉の時、兵衛府官人著用し、袴は、深緑を親王諸王、淺緑を内親王女王、緑を朝拜供奉の女房及び五位の者著用し、位袋は、深緑を六位、淺緑を七位の者著用し、諸王内親王女王及び内命婦三位以上用ひ、鞍褌は、諸王五位以上用ふ、深緑は、帛一匹に藍十圍、刈安草大二斤、灰一斗、薪百二十斤を用ひ、中緑は、帛一匹に藍五圍、黄葉大二斤、薪三十斤を用ひ、淺緑は、帛一匹に藍半圍、黄葉大二斤を用ふ(装束色彙)

ミドリノソデ

緑袖 六位を云ふ(八雲御抄)

ミドリノホラ

緑洞 上皇の居所を云ふ(セントウ)參看(故實拾要、有職小説)

ミトリバ

見取場 江戸時代、川岸、山の麓、或は原野等の地所に於て、五六畝づつ、田畑を開墾して作物を爲し、毎年出来上り高を檢見して、租を課する地をいふ、而して五六年も見取場となし置き、地味も宜敷なり、高に入れても差支なき場所は、檢地の上、石盛を付けて高に結び入る、若し高に入れ難き地ならば、始終見取場になし置き、檢見も毎年行はず、取箇も据置に爲す事あり、纒の畝歩にて見取場になれば、見出したる年より、段に二三升土地に應じて見取米を取立つるなり(地方凡例録)

ミナシロ

御名代 名 後上代天皇、皇后、

ミドリ

ミナシ

ミトウ

御燈寺、依不替舊例、召右大将、問之、奏曰、貞觀以來於靈殿寺被奉、寛平初用二月林寺、後用圓城寺、故因舊例、於靈殿寺、可奉狀仰了、とあれは、もとは他寺にても供せしなり、一日宮主御燈有無の御卜を奏す、此奏によりて法燈を供す、若し穢氣あれば穢氣の由を奏し、後世に至りては穢の有無にかはらず、穢あるよしと申して、御燈を奉らぬ例としたり、三日には御燈を奉らざる由の御祓あり、其の式は建武年中行事に孫びさしの端のまに、北むきに御座をしく、(むしる二枚半帖)額の間より南のとうろのつなをかへす、出御なりたれば、頭御あが物持ちて参る、五位の藏人役送す、はいぜん、人形をも、さんまいをも心々にとるなり、宮主長橋のもとにひさまづきて、御はらへたてまつる、はいぜんとりて参りたれば、扇にても、又御筋にても、これをかけて、御いきをかく、陪座にもたせながらなり、大座もち返りて、宮主にたまふ、宮主座の上の圓座にて、のとのことば申す程、左の手してとき繩をとき、人がたをいさいかととりあぐ、さんまいをちとらすなり、宮主しりぞきて、御あが物いたす、頭御筋をまゐらす、もしくは出御の後、やがてまゐらす、これより、御拜三度あり、兩段再拜なる例もあれども、ひが事也、御拜ありなしの事、長層の頃沙汰ありて、宇治關白に仰せあはせらる、由の被なれば、御拜あるべからざるなり、その理り有るによりて御拜なし、朱雀院御記に見えたり、されども代々御拜あり、なほ御拜なきをよしとす、例によらばあるべきか、いまの代には當になし、御筋とめさすしとあるにて知るべし(皇極經世一)始め詳ならず、公事根源に延暦十五年三月始めに北長を祭るとあれども、順天宮御記に延暦十五年三月始めに北長を祭るとあれども、順天宮御記に

ミトク

慢、不事禁止云々」と見えれば、延暦以前より既に行はれしこと知るべし、御燈を奉らず、穢あるよしを奏する事は、江次第に「近例絶不被奉(御燈、是宮主必卜申有穢氣由也)とあれば、古くより御燈を奉らざりしを知るべし、室町時代に至り朝廷の衰微と共に、此の儀式も絶えたり(江次第、建武年中行事、同註解、公事根源)

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

ミトクワウモン

水戸黄門 徳川光圀(トカガハミツクニ)を見よ、

ミトクワウモン

水戸城 常陸國東茨城郡水戸市にあり、新編常陸風土記に、古の那珂郡の地に於て、二三丸以四の外廓は、常磐郡神生村に屬し、本丸は吉田郷後村に屬せりとあり(皇極經世)中古常陸大掾家の築く所なりと云へど、其年代詳ならず、一説に馬場大掾平資幹の築く所なりとも云へり、後ち大掾氏足利氏に從ひて當國に勢を振ふ、應永七年滿幹の時修築を加へしが、滿幹後ち上杉氏の亂に足利持氏に與せるを以て、幕府其所領を奪ひ、佐竹氏の被管江戸通房に與ふ、通房即ち三十三年に水戸城を襲うて大掾氏を逐ふ、爾來江戸氏世々水戸城主たり、通房の時勢漸く大なりしを以て、佐竹氏より獨立せんとして、明應五年大に水戸城を修し、屢々佐竹氏と争ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原を征するや、江戸氏の未だ去就を決せざるに際し、佐竹義宣は早く秀吉に從ひしを以て、秀吉本國の大牛を義宣に賜ふ、是に於て義宣は同年十二月水戸城を攻めて江戸氏を逐ひ、十九年三月之に移り、翌年三丸を築く、關ヶ原の役後、義宣歎を石田三成に通ぜしに坐して、慶長七年幕府其封を陸奥秋田に移し、留守職を水戸に置き、國政を親せしむ、十四年十二月豊臣家康の十一子國房を水戸に封じて、三十五丸を築く、天正十八年

皇子等の名を傳へんが爲めに、其御名又は居所の名を以て定置せる部族を云ふ、即ち私領の民なり、御子なくして、御名の後世に派派せんを恐れて、其御名を以てて、御子の代と云ふ、只其性質を異にせるのみにて、實際に於ては異なる所なし、古事記仁德天皇の條に「故爲入田若耶女之御名代」定八田部也」とあるを、先代舊事本紀に「詔侍臣物部大連公曰、皇后久經數年不生皇子、以爾大別定皇太子、后號爲氏、以爲氏造、改賜天田部連公姓」とあるに、御子代も御名代なることを知るべし、案ずるに、御名代御子代は、其名の後世に傳ふる目的なるも、これと同時に供御其他の費用の資とせしものにして、土地人民を併有して、後世の庄園と殆ど異なる所なきものなり(我國俗上古より名を重んじたるが故に、遂に御名代として、之を傳ふるの風を生じたるものなり(皇極經世)垂仁天皇の時、伊登志和氣王が子なかりしが故に、御子代として伊登志部を定め、景行天皇二十八年、日本武尊薨去の後、其の功名を継せんが爲め、武部を定めたるを初見となす、後世諸國に健部郡あるは、此部族の住せる地なり、されど此時に御名代の文字を載せざりしが、其はじめに見えたるは、古事記仁德天皇の條にして、即ち太后石之日賣命の御名代葛城部、太子伊弉本和氣命の御名代壬生部、水齒別命の御名代瓊部、大日下王の御名代大日下部、若日下部王の御名代若日下部を定められたり、其の後雄略天皇は御名代大草香部を置き、皇后を封じ、履中天皇は御名代伊波禮部を置き、允恭天皇は木梨輕太子の爲めに御名代輕部、皇后の爲め御名代判部、皇后の弟田井中比賣の爲めに、御名代河部、衣通姫の爲め御名代藤原部(宮號)を定め、雄略天皇は長谷部舍人、河瀨舍人を置き、白髮太子の

ミナセウチ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナセウチ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナセウチ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナセウチ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナセウチ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

- 隆家 經輔 師信 經忠 信輔 親信
- 親兼 信氏 具良 具兼 具隆
- 具景 重親 季兼 英兼 親氏 親具
- 氏成 兼俊 氏信 兼豐 氏孝 兼條
- 經業 師成 友信 忠成 成貞 有成
- 教成

ミナセ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナセ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナセ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナセ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナセ

水無瀬氏 藤原道隆の四男隆家の六世親信を祖とす、親信坊門中納言と號す、其子親兼、孫信氏、後鳥羽院に寵あり、山城國水無瀬に住す、依て氏とす、羽林家の一、將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、其族に七條、町尻、櫻井、山井の諸氏あり(尊卑分脈、華族譜)

ミナツキ

水無月(六月) 六月の異名なり 其名義につきては(一)農事も皆爲し盡したる故に、みなし月といふを誤りたるなり(典義抄、古今要覽稿)(二)非常に暑くして、水涸れつきたる故に、水なし月といふを誤りたるなり(奥義抄一説、東雅、日本歳事記、歳時語苑、跡部光海翁説、惠美須草)(三)専ら雷のなる故、鳴雷月の義なり(語意、類聚名物考)など稱し詳ならず、神武記に「戊午年六月」と傍訓を施したるは、古きよりのことなるべく、次で萬葉集第三雜歌に「六月十五日消者」第十夏雜歌に「六月之地副割」とあり、古今集以下には多く見えたり、

ミナツキノハラヒ

六月祝 名越歌(ナゴシノハラヒ)を見よ、

ミナトガハノタタカヒ

湊川の戦 關原津國神戶 延元々年正月足利尊氏京都の戦に敗れて九州に走りしが、同三月菊地武敏を多々良濱に敗りしより威勢西國を覆ひ、四月大兵を擁し、諸將を率ゐて太宰府を發す、五月一日安藝國嚴島に著し、更に兵船を整へ、大舉して内海を來上せり、遠近風靡して來附するもの頗る多し、備後國鞆津より、直義をして陸路東上せしめ、自ら兵船を率ゐて兵庫に向ふ、後醍醐天皇、即ち楠木正成、新田義貞等をして之を防がしむ、關原津國嚴島五千餘騎を以て經島に控へ、大筒氏明三千餘騎を以て燈籠堂の南の濱に控へ、楠木正成は他の勢を交へずして七百餘騎、湊川の西宿に控へて陸路の軍に當り、義貞は總軍を率ゐ、諸將の命を司りて其勢二萬五千騎、和田御時、帷幕を打せて控へたり、義貞と正成との陣遠く距て、兵庫の船着には之を支ふるものなし、故に九州中國の兵船六十餘艘、和田の御時に漕ぎ寄せ、同時に上陸して鎌を交ふ、正成は湊川に陣して尊氏

ミナモ

の弟直義に當り、弟正季と共に奮戦する力め、直義の五十萬騎、正成の七百餘騎に懸け磨けられて須磨の上野の方に引退く、時に直義乘馬を射られて驅走自由ならず、將に討たれんとす、藥師寺某馬前に立ち塞り、代りて戦死せるを以て鎌かに免かるゝを得たり、尊氏急を見て吉良、石堂、高、上杉等六千餘騎をして之を救はしむ、正成兄弟亦之に當り、三時の間に十六回まで闘ひしを以て、次第に兵を失ひ、僅かに七十三騎を殘すのみ、正成猶風せず、寡兵を提げて大敵に當り、身散刺を蒙り繼に疲る、即ち湊川の北に當りて在家の一村あるに走せ入り、鎧を脱して身體を檢するに、切創凡十一箇處、從兵七十二人亦數創を受けざるはなし、是に於て一族十三人、耶等六十餘人、客艦に入りて自盡す、時に五月廿九日なりき、關原津國正成既に戦死せしを以て、直義は尊氏と兵を合せて義貞を襲ひて之を敗り、長驅して京師に入る、後醍醐天皇嚴島に遁れ、尋で吉野に幸す、尊氏光明天皇を擁立して兵馬の權を擁し、室町幕府の基礎始めて成る(大平記、梅松論)

ミナミオホテラ

南大寺 大安寺(タイアツシ)を見よ、

ミナミサイ

南祭 石清水臨時祭(イハシミツノリンツサイ)を見よ、

ミナミホツケジ

南法華寺 所傳 大和國高市郡高取町大字壺坂(俗に壺坂寺)と云ふ、南法華寺といふは、添下郡の法華寺に對するなり、古昔中古法相宗、興福寺末たりしが、今は眞言宗、高野山末となる○本尊千手觀世音、西國三十三所觀音第六番關原津國開創の年代諸説あり、文武天皇大寶三年在伯耆足子發心して善心尼と云ひ、本寺を建立すと、道基上人千手觀音を作りて開基する所なり

ミナモ

とも、又元興寺の僧海辨僧正の開基する所なりともいひ、詳ならず、大和志料は、道基開基説に従へり、仁明天皇承和十四年勅して、觀音の靈驗甚だ彰るを以て、定教寺及び長官の檢校たらしむ、延喜年中寺料三千束を充て給ふ、樓門、三重樓、鐘樓、開山堂、本堂等幾多の僧坊あり、三層塔、仁王門は永久三年の建築なり、寶物に浮刻風扇あり、興院は寺を去る七八町許高取山の半腹にあり、巨巖處々に起臥し、其面に佛像羅漢等を刻す、世人五百羅漢と呼べり、江戸時代寺領四十五石を有す(歴代編年集成、拾芥抄、伽藍開基記、佛寺志、大和志料、大和題)

ミナモトノアキイ

源顯家 北島顯家 (キタバタケアキイ)を見よ、

ミナモトノアキノフ

源顯信 北島顯信 (キタバタケアキノフ)を見よ、

ミナモトノサネトモ

源實朝 名千幡 源實朝の第二子、頼家の弟、母は北條政子、時政の女、建仁三年九月政子、時政と謀りて、源頼家を伊豆に幽し、實朝を關東の主となす、同月從五位下に叙し、征夷大將軍に任ず、十月元服を加ふ、時に年十二、朝廷名を實朝と賜ふ、尋で左兵衛佐に任ず、十一月關東諸國の年貢を減じて民戸を休む、元久元年二月庄園に令して、諸務悉く頼朝の舊規に従はしむ、三月右近衛少將に任ず、是月伊勢平氏、伊賀伊勢に叛す、京都にある平賀朝雅をして之を誅滅せしむ、二年正月右近衛權中將に遷り、加賀介に任ず、六月時政島山重忠を説して之を殺す、尋で時政の妻依氏、實朝を試して女婚平賀朝雅を立てんとす、政子諸將を遣して實朝の時政の弟



(押花朝實) 年貢を減じて民戸を休む、元久元年二月庄園に令して、諸務悉く頼朝の舊規に従はしむ、三月右近衛少將に任ず、是月伊勢平氏、伊賀伊勢に叛す、京都にある平賀朝雅をして之を誅滅せしむ、二年正月右近衛權中將に遷り、加賀介に任ず、六月時政島山重忠を説して之を殺す、尋で時政の妻依氏、實朝を試して女婚平賀朝雅を立てんとす、政子諸將を遣して實朝の時政の弟

ミナモトノシタガフ

源順 名諱 字は具齊 源順の子、能く詩文を屬し、兼れて和歌に達す、天曆五年、村上天皇、順及び大中臣能宣、清原元輔、坂上望城に勅し、昭陽宮に就いて後撰和歌集を選ばしむ、世にこれを梨壺五歌仙といふ、後進士に第し、勘解由判官に任じ、應和元年の間に、民部大丞、下總權守を歴、能登守に遷る、然れども官途沈滞せるを以て、憂鬱の情文辭に見る、嘗て河原院賦を作り、源融の奢侈を諷して曰く、「麗矣淑兮有荆棘、姑蘇臺之露漙々、暴秦衰兮無虎狼、咸陽宮之烟片々、また橋在列の文章を愛して、輯めて七卷と爲し、序を作りて世に傳ふ、なほ能宣等と勳を奉じて萬葉集訓點を作れり、文觀元年卒す、年七十三(舊書和名類聚抄(勳子内親王の爲めに著はす處なり)(大日本史)

ミナモトノタメトモ

源爲朝 名諱 字は四八郎と稱す 爲義の八子、母は江口の遊女、事頼朝より勇を恃みて人を凌ぐ、十三歳の時、爲朝、其母ふ可からざるを知りて之を鎮西に逐ふ、爲朝即ち豊後に居り、鎮西八郎と稱し、また自ら九州總追捕使と號して、九州を徇へんとす、是に於て菊池原田の諸族兵を聚めて之を拒みしかば、爲朝は、婿翁平忠國を嚮導と爲し、大小二十餘戰の後悉く九州を掠略し、多く不法を行ふ、朝廷爲義に命じて之を召さしめしも至らざりしを以て、久壽元年遂に連坐して官を解かる、二年太宰府に命じて爲朝を捕へしむ、爲朝父の官を解かれしを聞きて大に驚き、曉勇の士二

ミナモ

り北條義時第に還す、時政來むる所の兵士皆實朝に從ふ、翌日時政を北條に歸し、義時代りて軍政を視る、在京諸將をして朝雅を京都に殺さしむ、承元々年正月從四位上、三年四月從三位に叙し、明年正月三位に叙す、二年十月關東諸國に使を遣はして民冤を理せしむ、十二月從二位に叙す、建保元年二月閑院を修造するの功を以て正二位に叙す、この月泉親衡、義時を殺さんとして謀願はれて逃る、五月和田義盛兵を擧げて義時を殺さんとし、幕府を圍む、義時の子泰時、足利義氏之を禦ぎ、義盛終に敗死す、與黨平々、二年夏旱するや、實朝齋戒して、讀經雨を祈る、既にして驗あり、此時また關東諸國に令して、幕府領内の租税三分の二を減す、十一月頼家の子僧榮實を殺す、三年二月諸國津地頭をして、行旅を礙なからしむ、四月在京家人の警衛を嚴にせしむ、四年六月權中納言に任じ、尋で左近衛中將を兼ね、十二月間注所に赴きて民訟を理す、六年正月權大納言に遷る、二月實朝屢々使を遣はして、左近衛大將を兼ねん事を請ふ、廷議頼朝の故事により右大將に擬す、然るに其の請に任かせ、藤原道家の左大將たるを停めて、實朝を替らしむ、其他家臣官を授くる差あり、即日左馬寮御監となる、後鳥羽上皇關東權重くして制し難きを惡み、其の驕辰自ら驚るゝを異ふ、故に官を請ふ毎に之を授く、初め實朝大將を望むや、大江廣元之を諫む、實朝聽かずして曰く、源氏の正統孤危今日に極る、故に身高官を累ねて以て家聲を顯はすのみと、廣元言なくして退く、六月拜賀を鶴岡社に行ふ、朝廷懷懼牛車以下の裝束を賜ひ、廷臣また來會す、十月内大臣に拜す、大將故の如し、十二月右大臣に轉す、承久元年正月大襲を設く、權大納言藤原忠信以下、姻好あるもの皆來向せり、上皇車服を

ミナモ

賜ふ、既にして拜賀の禮を鶴岡に行ふ、廷臣懷懼、隨兵一千騎、警衛甚嚴なり、禮畢して廷臣に揖し、社前の石階を下るの際、頼家の子公暉の爲めに殺さる、時に年廿八、明日鎌倉勝長壽院に葬る、公暉首を持して連れ去れるが故、實朝嘗て泰公氏に與へたる頭髪を以て納む、家臣追慕して出家するもの百餘人、初め拜賀の時日二十七日戊刻を期となす、時に廣元、暮夜便ならざれば、白日を行ふべしといひしも、源仲章、故事必ず暮夜を用ふといへるより、廣元の言行はれざりしが、當日に及び、甲冑を帯して變に備へんことを勸む、仲章之を不可とし、實朝其言に従ふ、會々泰公氏髮を梳れるを見て、實朝自ら髪を抜きて之を與へ、後日の紀念とせよと、載れ、更に庭前の梅花を詠み、「出で、いなば主なき宿となりぬと、軒端の梅よわれを忘るな」と詠じ、即ち弟を出で、鶴岡の南門に至る、鳩鳴くと異常にして、且つ下車の際誤ちて劍柄を折る、人以て不祥となす、幾もなかくして果して凶事あり、而して實朝子なきを以て、義時政子の意を承けて諸將と謀り、左大臣藤原道家の子頼經を迎へて主となす、實朝實性温雅、頼朝猜忌の後を承けて、事々寬簡に従ふ、故を以て將士親愛す、常に文學を好み、仲章をして史書を講せしめ、近侍才藝あるものを擲び、結番して學問所に直し、古事を語らしむ、また和歌を藤原定家に學び、秀歌詠ながらす、且又蹴鞠を善くせり、嘗て宋の佛工陳和卿に命じて船を造らしめ、以て宋に遊ばんとし、從行者を定む、義時等之を諫むれども聽かず、船既に成りて之を由比濱に試む、舶大にして浮ぶ能はず、遂に其行を停む○實朝の死は、北條氏が、公暉を教唆して弑逆を行はしめしこと、先哲既に其説あり、加

ミナモ

ミナモト

十八人を率ゐて京師に至る、既にして保元の亂起るや、父に従うて白河殿に詣り軍議に參し、夜襲の策を建てたれども、藤原頼長の拒む處となりて用ひられず、爲朝意頗る平かならず、頼長即ち藏人に拜して之を奨勵せんとしたるに、敵兵已に來り迫るに及びて、何ぞ除目を行はんや、我は只鎮西八郡にして可なりと稱し、辭して拜せず、從士を率ゐて奮戦したりしが、軍敗るゝに際し、近江輪田に匿れ、將に九州に赴かんとして果さず、遂に平清盛の部將平家貞の捕ふる處となる、延議其武勇を惜み、死一等を減じて伊豆大島に流す(ホウケンノラン)參看、是に於て自ら大島及び附近の群島を領し、其租税を奪ふ、舊臣傳聞して來り屬するもの稍々多く、勢日に熾んたり、嘉應二年伊豆介工藤茂光京師に至りて狀を奏す、朝廷茂光に命じて之を討たしむ、茂光即ち戰艦を以て大島を襲ふ、爲朝拒戦せしと雖も、遂に戰死す、年三十二、首を京師に傳へて之を梟す、爲朝人となり船岸奇偉にして意氣豪逸なり、且つ臂力人に過ぎ、尤も射藝に長ず(大日本史)或は爲朝通れて流球に入り、舜天王を生むと、然れどもいまだ其眞偽を詳にせず、

ミナモトノチカフサ

源親房

北畠親房

ミナモトノツネモト

源經基

名顯世

六孫王といふ、父貞純親王は、清和天皇の第六皇子たるを以てなり、系統貞純親王の第一王子、清和源氏の始祖なり、事顯天德五年源朝臣の姓を賜ひて臣籍に列す、承平中武藏介となる、同八年源基、武藏權守與世王と共に、事によりて足立郡司判官代武藏武芝と相争ふ、蓋し之より先、經基及び與世王は、未だ國に入らずして、推して入部に據し、公稱を致せんと

ミナモト

せしかば、武芝之を拒みしに、經基等は、恣に兵仗を發し、舍宅を搜索し、檢封して去れり、武芝大に怒り、將に兵を交へんとす、平將門之を聞き和辭せしめんとし、天慶元年兵を率ゐて武藏に入る、武芝具に其事情を將門に訴ふ、與世王、經基等恐れて比企郡狹服山に登り兵を整へて待つ、將門即ち間に居て調停する所あり、武芝を從へて國府に赴き、宴を開いて與世王及び武芝を慰籍す、時に經基後れて來り會したるに、武芝の兵和成るを知らずして之を討つ、經基大に驚き、思へらく、これ與世王、武芝と和し、經基を殺さんとするなりと、遁れて京師に上り、與世王、將門等反を謀るの由を繼す、朝廷疑うて納れず、既にして將門反するに及び、從五位下に降し、藤原忠文に從うて將門を討たんとしたりしが、遂に將門誅に伏するを聞いて歸る、尋で大宰權少貳に任じ、追捕凶賊使となり、小野好古に従ひ藤原純友を討つ、純友平き、好古師を班へすに及び、朝廷特に經基に命じ餘黨を平けしむ、後兵部少輔、筑前信濃、美濃、但馬、伊豫、武藏等の守、鎮守府將軍を歴、天曆年中上野介となり、正五位下に降る、應和元年卒、年四十五(將門記、大日本史)

ミナモトノトシヨリ

源俊頼

系顯經

信の子、事顯堀河、鳥羽、崇徳の三朝に仕へ、右少將に任じ、木工權頭、左京權大夫を兼ね、從四位上に叙す、俊頼資性温厚にして才藝多く、最も和歌を善くす、當時人稱して宗師と爲し、凡そ朝廷及び諸家の歌合には、多く俊頼を以て判者とせり、俊頼も連歌を以て和歌の體を害するものとして好まざりしが、金葉集を撰ぶに至りて多く之を載せ、また高陽院の命により和歌の體式すべしとの勅を蒙るる時に、亦連歌を載せたり、蓋し人の業を蒙るる時に

ミナモト

するなり、而して題詠を請ふものある毎に、稍々其難きを覺ゆれば、則ち家人子弟をして之を作らしめ、其詞意の採るべきものを擇び、潤色して己れの作と爲せり、故を以て俊逸甚多かりき、書山木體、無名鈔、金葉和歌集(天治年中勅を奉じて撰す)散本奇歌集(大日本史)

ミナモトノノリヨリ

源範頼

名顯世

に蒲冠者又は蒲殿と稱す、系統義朝の六子、頼朝の弟、母は遠江國池田宿遊女事顯功にして藤原範季の養ふ所となる、兄頼朝の兵を起すに及び往いて之に歸す、壽永二年、頼朝の命により、弟義經と共に源義仲を討ちて之を殺し、二月更に平宗盛を一の谷に襲うて之を敗る(イナノタニノタ、カヒ參看)六月從五位下に叙し三河守に任す、八月更に平氏追討の爲めに西征の途に上り、文治元年豊後に入り、平宗盛等既に壇浦に亡ぶるの後、なほ留りて九州を鎮撫し、九月京師に歸り、尋で鎌倉に抵る、時に頼朝、義經と隙ありしを以て、範頼に命じて之を討たしむ、範頼情に於て忍びざる所あり、固辭すれども許されず、既にして頼朝、範頼が、義經に與せるを疑ふに及び、恐懼措く能はず、誓書を致して異志なきを陳す、はじめ義經の西海に走るや、功を待みて軍政を専らにせざるを以て、頼朝之に平かなる能はざりしも、範頼は、よく約束に違ひ、事ある毎に、鎌倉に請置せしかば、頼朝親愛せられしと雖、將領の任にあると久しかりしが故に、其猜忌を蒙りたるなり、建久四年五月頼朝富士野に獵せる時、曾我祐成兄弟、夜工藤祐経を襲ひ父の讎を報するや、營中爲めに驅逐せり、事鎌倉に聞え、頼朝者に遇ふと訛傳す、頼朝の妻北條氏、大に驚きて之を憂ふ、範頼を尋して曰く、假令大變ありとも、亦進取を敢てせず、人の業を蒙るる時に

ミナモト

と、頼朝聞いて深く之を惡む、八月範頼異圖を抱くの風あり、範頼再び誓書を呈して陳辯せりと雖、頼朝の疑はに解けず、遂に伊豆に流し修善寺に拘し、尋で之を殺す、いま修善寺村の西北方畑中に、範頼の墓と稱するものあれど、信を指し難し、一説に武藏金澤にて斬殺せりと云へり(大日本史、尊卑分脈)

ミナモトノヨシイヘ

源義家

名顯効

名源太、世に入幡太郎といふ、入幡社前に於て加冠せるを以てなり、系統頼義の長子、母は平直方の女、事顯永承中頼義に従ひ、阿部貞任を陸奥に撃ちて、島海柵に戦ひ、大に貞任の敗る所となりしと雖、奮戦連射、向ふ所披靡せざるはなし、敵兵其驍勇を稱し、以て神と爲す、康平五年衣川關を攻めて之を破り、遂に貞任を得たり、六年功を以て從五位下に叙し出羽守に任す、既にして京師に歸る、會々關白藤原頼通の第を過り、陸奥の軍事を談す、大江匡房座を隔て、之を聞き、彼れ將才ありて兵法を知らずと、いへり、從者之を義家に告ぐ、義家感ずる所あり、節を屈して匡房に師事し兵書を學ぶ、永保三年陸奥守となり鎮守府將軍を兼ね、時に清原眞衡等、事によりて同族家衡、武衡等と戦ふ、義家眞衡を援けて、武衡家衡を討ち、遂に之を敗る(補遺に收めたる)ゴサシ(シ)ノエキ(シ)參看)義家即ち國解を上りて捷を報す、朝廷以て私闘と爲し、其功を賞せざりしかば、私費を以て將士を勞ふ、關東の武士深く義家を徳とし、これより源氏に屬するもの益々多し、後ち左近將監、檢非違使、左衛門尉、左馬權頭、河内、相模、武藏、信濃、下野、伊豫等の守を歴任し、正四位下に叙す、嘉承元年病を以て刺髮し、天仁元年卒、年六十八、義家英略世を蓋ひ、機智神の如く、極捷絶倫なり、又和歌を善くす、其陸奥に赴くの時、勿來關

ミナモト

を過ぎて、吹く風をな、その關とおもへども進しむに散る山櫻花」と詠じ、或は衣川柵に阿部貞任を逐ひ、衣の箱はほ、るびにけり」と詠みかけたるに、貞任、年をへし糸のみだれのくるしさに」と續けたるが如きは、頼朝人口に論及せる所なり、また管て白河法皇の夢覺を思ひ給へる時、勅して黒漆弓一張を上らしめ、之を枕上におかせ給へるに、覺忽ちに彈みければ、法皇大に喜び、且つ此弓は、汝が陸奥の陣中に用ひたるものなりやと問はせ給ひしが、義家は記帳せざる旨を奉答せり、法皇深く其功に誇らざるを嘉し給へりといふ、而して當時義家の威名天下に振ひ、兒童走卒、其名を聞いて、なほ畏るゝに至り、坂東の兵士また心を傾けて服従す、後來源氏の興起せるもの實に此に基す(尊卑分脈、大日本史)

ミナモトノヨシツネ

源義經

名顯効

名平若丸、後また述那王と改む、世に九郎判官と稱す、晩年、關白藤原良經の名を避けて義顯と改む、事顯平治元年生る、此年父義朝の敗死するや、(イナノラン)參看)特に死を許されて鞍馬寺に入りしが、十一歳の時慨然として父祖の耻を雪がんと欲し、日夜武技を習ひ、承安四年遂に山を出で、陸奥に赴き、藤原秀衡に懇る、秀衡厚くこれを遇す、治承四年兄頼朝の兵を擧ぐるを聞き、黄瀬川に至りて頼朝に會す、頼朝大に喜び、壽永三年(元暦元年)頼朝の命により、兄範頼と共に、源義仲を京師に討つて之を斃し、尋で平宗盛を一の谷に襲うて之を敗る(イナノタニノタカヒ)參看)八月功によりて左衛門少尉に任じ檢非違使に補す、頼朝聞いて喜び、九月從五位下に降り、十月院昇殿を許さる、四年(文治元年)また宗盛を辰島を討ちて之を走らし(ヤシマノタ、



(押花經義)

カヒ)參看)更に院の浦に池及して宗盛父子を佐助す、平氏控に七(カ)ンノカラノカヒ)參看)四月義經神器及び太后二宮を奉じ、宗盛以下の生體を携へて京師に入り、五月自ら宗盛等を鎌倉に押送して東下の途に上る、是より先義經功を待みて軍事を専らにし、屢々頼朝の節度に背きたる而已ならず、其同意を得ずして平時忠の女を娶れるがごときことありしを以て、益々頼朝の怒を買ひしが故に、頼朝は北條時政を酒匂驛に遣はして停處を受けしめ、命じて鎌倉に入るを停む、義經即ち腰越驛に留り、大江廣元に就いて誓書を頼朝に呈し情を陳じたれども許されず、六月又停處を監して京師に歸らしめたり、義經望を失ひ、快々として去る、頼朝其頗る怨言を出せるを聞き、采

ミナモト

ミナモ

盛の後母池澤尼によりて請ふ處あり、遂に釋されて伊豆國越前流るる、尼成めて僧たらしむ、頼朝諱かず、遂に就くに及びて、乘其風影の異常なるを見、虎を野に放つが如しと云へり、伊豆に至るの後、清盛、伊東祐親、北條時政をして之を監せしむ、頼朝祐親の家におりて其女に通じ男を生む、祐親怒りて、其女を幽し、併せて頼朝を害せんとす、頼朝逃れて時政に依り、亦其女に通ず、時政之を問はず、治承四年以仁王平氏を謀り、州郡に令して諸源氏を召す、頼朝大に喜び時政と謀りて兵を擧ぐ、伊豆相模の豪族等來附する者多し、即ち八月、目代平兼隆を山木に襲うて之を殺し、また族



頼朝自署花押
知親が満屋御厨の史となり、百姓を害するを以て以仁王の令を

頼朝が知親を誅め、且つ稱して、東國の庄公は皆頼朝領知すといへり、尋で石橋山に破れて、眞鶴崎より安房國島に逃る、時政三浦義澄等と安房に赴き、頼朝と會し、勢稍々張る、遂に檣を移し諸國に兵を徵す、既にして上總より下總に赴くや、上總守平廣常、千葉胤常等來り會し、勢大に振ふ、武藏に赴くに及び、島山、江戸、葛西以下の諸氏來附し、遂に進みて居を鎌倉に占む、幾もなく平氏の軍を富士川に破り、壽永二年源義仲と和し、鎌倉にありて、除に天下の形勢を觀察す、義仲平軍を北國に破り、連戦連戦京都に迫る、平宗盛安徳天皇を奉じて西奔す、九月頼朝平氏の奪ひし神佛田及び公卿領田を悉く本主に歸し、平氏の黨類の歸降するものは死を宥めしめんと奏して人心を收服す、三年正月弟範頼義經を遣はして義仲を襲し、文治元年三月更に二弟に命じて平

ミナモ

氏を檀浦に截す(ダンノウツノカ、カヒ(參看)是月功を以て從二位に叙せらる、既にして弟義經と隨を生じ、義經宗盛父子を率ゐて下向せしも鎌倉に入るを許さず、義經止むことを得ず、院宣を請うて頼朝を追討せんとす、朝廷之を許す、頼朝大に怒り自ら義經を伐たんとす、軍を黃瀬川に進む、義經之を聞て西海に奔る、頼朝亦鎌倉に還り、宛を朝廷に訴ふ、既にして大江廣元の議を用ひ、十一月時政を京都に遣はし、義經搜索を名として、諸國公田庄園を論ぜず、守護地頭を置き、段別に兵糧米五升を課す、是に於て天下兵馬の權頼朝に歸す、而して其一度守護地頭を置くや、直ちに朝廷の政治に關涉し、十二月奏請して議奏十人を置き、廷臣の任免賞罰を擬し、藤原兼實を内覽としたり、後白河法皇已むを得ず、悉く之を許す、然るに兵糧米は本家領家及び百姓の苦み多きを以て翌年三月之を停め、尋で地頭も没官領を除く外は、悉く停止せんとを奏請したりき、又兼實を攝政氏の長者に推舉し、攝政領を兩分せり、是年又中原親能を京都守護となし、以て警衛する所ありき、五年正月正二位に叙す、二月奏して藤原泰衡義經を容隱して朝命を輕んず、願くは勅を奉じて之を誅せん、泰衡止むを得ず、義經を殺して首を鎌倉に傳ふ、七月に至り泰衡朝命を奉ずる趣きを以て之を誅せんことを請ふ、朝廷義經既に死し、天下略定まるを以て之を難す、然れども頼朝は奥州が統治の下にあらざるを以て、一日も安んずる能はず、討せずんば止む能はざるなり、故を以て屢々奏請せしも勅許なきを以て、大庭景龍の策によりて、勅命を待たずして軍を發し、三道より進み、九月悉く奥州を平定す(アウシウセイバツ(參看)建久元年十一月朝命によりて京都に入り、六波羅に居す、先づ後白河法

ミナモ

皇に謁し、尋で後鳥羽天皇に拜謁す、勅して權大納言に任じ、右近衛大將を兼ねしむ、十二月兩職を辭す、朝廷之を許し特に優遇して大功田一百町を賜ひ、麾下の士十人に衛府官を授く、二年正月政所、問注所侍所及び公人奉行人等を定め、幕府の組織始めて成り、蓋し當時の制幕府と稱するは、近衛大將なるを以て、頼朝の幕府を置くには、勢ひ大將とならざれば能はざる所なりしを以て、自ら奏請し、藤原頼實の右大將を停めて、之に代れり、然るに頼朝は、常に家人の朝官を望むを戒めたるを以て、自ら高官に居る能はず、直ちに職を辭せしものなるべし、建久三年三月後白河法皇崩御の後、兼實と謀を合せて天下の政治を行へり、七月征夷大將軍に任ず、爾來武人の主たるものは必ず、此職に稱することとなり、四年五月富士野に狩して武を練る、六年三月東大寺落慶に臨む、九年十二月頼朝重成相模川の橋を造りて供養す、頼朝之に臨む、歸路馬より落ちて病を得たり、正治元年正月病革るを以て薨す、尋で薨す、頼朝和歌を好み、射を好くす、屢々將士をして流鏑馬、犬追物、笠懸等を演じ、また常に節儉を以て下を率う、嘗て京都にあり、四天王寺に赴かんすとす、藤原保所領の庄園に課して酒食を獻せんとす、頼朝聞て、民を擾し財を靡するを慮りて之を辭す、上下之を稱す、又功に酬ひ徳に報すること厚し、平氏の西奔するや、特に奏して平頼盛を宥し、爵祿を復し、後ち鎌倉に迎へて禮遇厚し、又平宗清を召して厚く報せんとす、宗清疾と稱して至らず、丹波津三國弘、頼朝源五盛安昔舊恩あり、食邑を給ふ、頼朝人となり、而大にして身短く、風度温雅、音吐亮朗、沈毅にして度量あり、成算立すんば事を擧げず、故に軍政頗なく、將士畏服す、然れども物忌深くして、骨肉

ミナモ

功多し、殺戮に違ひ、遂に外戚北條氏の爲めに權を奪はるゝに至れり(大日本史)
源頼朝
仲の長子、源頼朝、華山、一條、三條、後一條の五朝に歴事し、攝津、伊豫、美濃等の國守を歴任し、内藏頭に兼ね、左馬權頭に遷り、内界殿を聽され、正四位下に至る、長保永延の際、東宮大進たり、會々永延二年攝政藤原兼家六十賀を行ひ、大變を設くるや、馬三十疋を遺りて賓客に頒つ、當時其族の盛んなりし事想ふべきなり、治安元年卒す、頼朝人となり英武にして驍勇あり、また射を善くし、將略を以て稱せらる、而して部下の士源綱、平貞道、平季武、公時(姓關)勇武にして名を齊くせり、世に頼朝の四天王といふ(大日本史)
美濃紙
紙質強くして厚き紙、本

美濃源氏
清和源氏の一族の美濃に在るものを云ふ、鎮守府將軍滿政より出づるものと、陸奥大守國房より出づるものとあり、(一)滿政より出づるものは、長子を忠重といふ、孫重宗、重實、重長、重時を生み、重實佐渡源太と稱し、美濃八島に居り、八島冠者と號す、故に子孫佐渡氏また八島氏と稱す、重長美濃の木田に居り、木田氏と稱す、其子重國開田氏と稱す、重時の子を小島氏と稱す、重實、重遠、重成を生む、重遠尾張浦野に徙り、浦野氏と稱す、其子重直河邊莊に居り、河邊氏又山田氏と稱す、重成の長子光成原氏と稱す、重直の孫重忠山田次郎と稱し、承久中北條氏の殺す所となる、山田氏の分流最も多く、葦野(重直の弟重頼を祖とす)生津(重頼の子重助)小河(重頼の弟重房)彦坂(重直の次子重親)高田(重親の弟重宗)鏡、白川(重宗の弟重義)小島(重義の弟重平)足助(重平の弟重長)柏谷(重宗の子重朝)平野(重朝の子重季)の諸氏あり、(二)國房より出づるものは、其子光國、光

美濃源氏
清和源氏の一族の美濃に在るものを云ふ、鎮守府將軍滿政より出づるものと、陸奥大守國房より出づるものとあり、(一)滿政より出づるものは、長子を忠重といふ、孫重宗、重實、重長、重時を生み、重實佐渡源太と稱し、美濃八島に居り、八島冠者と號す、故に子孫佐渡氏また八島氏と稱す、重長美濃の木田に居り、木田氏と稱す、其子重國開田氏と稱す、重時の子を小島氏と稱す、重實、重遠、重成を生む、重遠尾張浦野に徙り、浦野氏と稱す、其子重直河邊莊に居り、河邊氏又山田氏と稱す、重成の長子光成原氏と稱す、重直の孫重忠山田次郎と稱し、承久中北條氏の殺す所となる、山田氏の分流最も多く、葦野(重直の弟重頼を祖とす)生津(重頼の子重助)小河(重頼の弟重房)彦坂(重直の次子重親)高田(重親の弟重宗)鏡、白川(重宗の弟重義)小島(重義の弟重平)足助(重平の弟重長)柏谷(重宗の子重朝)平野(重朝の子重季)の諸氏あり、(二)國房より出づるものは、其子光國、光

ミマナ

(備考) 昔北、昔東、昔南、昔西及び久米(南分北分)は共に元祿十年森美作守書上山林帳に見ゆ、

分國、大伽那(又加羅ともいふ)安羅、卓淳、多羅、比自、埃、啖、已吞、伴波、南伽羅、子他、斯二岐、卒麻、久婆、散半突、乞食、珍禮諸國の總稱、大伽羅の國を以て其

ミマナ

年神功皇后征韓の擧あるに及び、始めて任那に内官家を置く、神功攝政の六十七年、將軍荒田別、鹿我別、新羅を討ち、比自埃、南伽羅、啖國、安羅、多羅、卓

ミマナ

し、鶴大別ち難し、いま百濟に賜ひ、合せて一國と爲すは久全の策なりと、大伴金村之を奏聞す、朝廷

ミマナ

新羅の任那を侵す事屢々にして、三十一年迄に其併す處となる、然れども境部雄健倍等大兵を以て新羅

ミマナ

に、東海を重んじ、官軍を擧げ、治政大に弊れり、大亂崩じて大孫皇帝立つや、諸侯の強大を怖れて之

ミマナ

討政日に亂る、世宗の立つに及び、絶たて朝政を見ず、日に衰微を事とし、工作を移め、且つ最高位を

耳白錢

新羅の任那を侵す事屢々にして、三十一年迄に其併す處となる、然れども境部雄健倍等大兵を以て新羅

耳白錢

行はれたる錢貨の一種、性質銅にて作る、黄色、製作精好、徑八分強、重一匁、其銘、文字錢の潤澤者に

明

蠡祖を朱元璋と云ふ、もと河川の匹夫の家に生る、元の末造、郭子興に屬したりしが、子興の衰ふるに及

耳白錢

に、東海を重んじ、官軍を擧げ、治政大に弊れり、大亂崩じて大孫皇帝立つや、諸侯の強大を怖れて之

明

蠡祖を朱元璋と云ふ、もと河川の匹夫の家に生る、元の末造、郭子興に屬したりしが、子興の衰ふるに及

耳白錢

に、東海を重んじ、官軍を擧げ、治政大に弊れり、大亂崩じて大孫皇帝立つや、諸侯の強大を怖れて之

明

蠡祖を朱元璋と云ふ、もと河川の匹夫の家に生る、元の末造、郭子興に屬したりしが、子興の衰ふるに及

ミヤウ

讀て、ミヤといふに至りては、凡人の稱すべき處にあらざる事になりたり」と見ゆ(一)書紀一書に、大已貴尊が、其奇魂幸魂と問答の條に「大已貴神曰、唯然通知汝是吾之幸魂奇魂、今欲何處住、對曰、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼地、使就而居、此大三輪之神也」とあるを初見とす、爾來神社を指して宮といへること常例となり、今日なほこの稱呼を用ふ、(ヤシロ)參看)而して宮を以て社格となし、宮號を以て社號より重しとするは、何時に起りしか詳かならざれども、清和天皇の貞觀九年に、伊勢國伊奈奈岐伊奈奈神社を改めて宮と稱せしことあれば、當時既に宮號を以て社號の上におきしを知るべし、然れども社といへるは其總稱なれば、宮と稱するものをも、社と稱することなきにあらず、後世に至り、東照宮のごときは、特に至貴の名を以て之に加へしなりき(三)天皇の御胤を宮と稱するは、古へは皇子皇女に限り、皇子の御子よりしては宮と稱せざりしが、中世以來皇子の御子をも稱し、後世に至りては、親王家の方々をもいふことになりたり、榮花物語、源氏物語等、中古の物語日記類よりしてはじめて見ゆ、而して降誕の順序によりて一の宮、二の宮、三の宮等と稱し、男女の別によりて男宮、女宮、姫宮など、稱し、双方を通じては男一の宮、女一の宮など、いへり、また長幼其他の理由により、兒宮、いと宮、若宮、今宮ともいひしことあり、なほ官名住所等を冠し、彈正宮、帥宮、兵部卿宮、高倉宮など稱するも、王朝時代より見えたり(四)而して世襲親王家の起るに及びては、其家代々宮と稱し、苗字と同様に用ひらるゝに至る(シシロウ)參看)有酒川宮、伏見宮等これなり(古事記、書紀、東鑑、古事記傳、玉勝間、古事類苑神部、古事類苑帝王部)

ミヤウ

ミヤウエ 明惠 高辨(カウエン)を見よ、
ミヤウエツ 冥加金 江戸時代、納税の
ミヤウガキン 冥加金 江戸時代、納税の一、上に請願して納むるものをいふ、即ち營業者が、營業を営みて、利益を得る冥加として納むる處に係り、やゝ今の營業税と相似たり(別に一時的の冥加金あり、即ち慶應三年長州征伐の時、其軍費として三井其他の諸商人が、國恩の冥加として獻金したるの類なり、)

ミヤウキヤウダウ

經書を明かにする道の義なり、朝廷にては其學ぶ所を明經堂と稱し、宮城郡堂院の南に在り、三道堂の第一なり、大寶令の制、大學寮に明經博士以下をおきて之を生徒に教授せり(ダイカクレウ)參看)而して其經書は、卷帙の多少により、分ちて大中小と爲す、即ち禮記左傳は大經、毛詩、周禮、儀禮は中經、周易、尚書は小經なり、また其註にも定制ありて、周易を讀むには鄭註、王弼の註を用ひ、尙書を讀むには孔安國、鄭玄の註を用ふるがごとし、故に皆師說を守りて一家の義を立つるものなりき、學生の二經以上に通ずる者は、貢舉によりて出仕することを得(コウゴ)參看)中世以來大學寮衰ふると共に此學亦衰へ、清原中原の兩氏のみ、世々之を傳へて明經博士に任ぜられたりしが、江戸時代に至りて、中原氏を除き、清原氏の族舟橋伏原の二氏傳承して、明經博士となりしも、只舊態を襲守するのみにして、これを以て堂上の家業と爲すに過ぎず、世の進歩と伴はざりしを以て、學界より度外視せられたりき、(フナハシツケ)「フセハツケ」參看(含義解、職原抄、古實拾葉、諸家業記、日本教育史)

ミヤウ

轉じて又氏と同意義にも用ひられたり(起原清起原詳かならざれども、平安朝時代の末年より濫賜せしものなるべし、も同じ氏族が繁榮したる結果、更に同氏中なる家々を區別する必要上生じたるものにして私稱なり、例へば藤原氏中にも、京の一條に居るものを一條氏、九條に居るものを九條氏と稱せるが如く、多くは地名を付したり、武家時代以後、漸く氏を唱へずして苗字を稱するもの多く、遂に苗字のみを稱し、氏は儀式等の外は用ひざることとなり、從うて苗字の義も亦變化して、全く氏と同様の性質たるに至れり、然れども間々苗字を用ひずして、氏を稱せるもの、即ち佐伯、伴、源野等の如き例なきに非ざれども、苗字の専ら行はれし以後は、以上の氏も又、氏と見んよりは、寧ろ苗字として見んこと適當なるべし(苗字)參看)苗字は、前に述べたる一條九條等の外、足利、新田、徳川、細川等のごとく、地名を附したるもの尤も多けれど、又齋藤、工藤、少貳のごとく官職を、勸修寺、西園寺、神宮寺のごとく寺號を、榊、栢植、一柳のごとく植物の名を、鷲鷲のごとく動物の名を附したる例も尠ならず、姓を其まゝ、苗字とせるものあるは、上に擧げたるがごとし(苗字)參看)苗字を稱するを得ざるは、古來よりの慣習にて、源平盛衰記にも、御厩小平太などありて、苗字をかきたることなし、これ蓋し上古奴婢等の賤民が姓を稱せざりし遺風なるべし、江戸時代及びては、士人公卿以上のみこれを稱し、其他農工商の徒等は、凡て特に許可を得たるもの外、苗字を付することを禁ぜられたりしが、明治維新の後天下一般皆苗字を唱へしむることになり(和訓栞、眞文雜記、貞永式目抄、玉勝間、燕石雜志、義苑日抄、家範軒高、徳川禁令考、源平盛衰記、尊卑分限、寛永清家系圖、太平

ミヤウ

記、諸家系圖、古事類苑姓名部)
ミヤウジン 名神 社格の一、全国中有名の社を擧げて、全國の社に代はらしむるものなるべし、即ち鎮座の年代も古く、神統も正しきものを撰びしに似たり、故に名神の列にあるものは、悉く大社なり、延喜式に載する處の名神は三百九座にして、并に名神祭に預る、然れども必ずしも第一等の神社にあらず、また有名の名神を汎稱すること偶々なきにあらず、續日本紀天平二年十月庚戌の條に「遣使奉渤海信物於諸國名神社」とあるを初見とす、爾後屢々書に見えしも、弘仁以後は、明神と同音なるより、相通じて用ひたることあり、名神明神の區別明かならざるに至りしが、中世よりは、名神といへること漸く少く、後世は其稱全く絶えたり(延喜式、續日本紀、古今要覽稿、古事類苑神部、神社私考)

ミヤウジン

明神 意義詳かならず、松の落葉には、名神と同じにして、只文字を異にせるものなりといひ、古今要覽稿には「名神は社をさし奉る號、明神は神をさし奉る號なり、たゞし名神は、宮地の主神と、勸請の神とを分ち奉らん爲の號にして、明神といふは、この宮地の主神勸請の神の差別をいはず、親しく神の御名を稱し奉る時は、いつも明神といふなり」といひ、古事類苑神部神號の條の解釋には「名神は社格なれば、名神たらざる社に稱すべきにあらざるに、之を加へたるもの頗る多し、故に明神は、支那の語に本づきしものにて、名神とは異なるにてもあるべし、其中には、名神の社を指して、明神となしたるものなきにあらず、又名と明は、固より同音なれば、通用したるものもあるべし、中世より、名神と云ふことは漸く少く、後世は明神のみにて、名神は全くなきに至れり」といひて、名神をば

ミヤウシユ

社格の條に取めたり、名神が社格なる、とは明らかならざれば、明神と同じといへるは疑ふべし、然れどもいまだ明神が如何なる神を指すかに就きては、之を知ること能はず、なほ考ふべし、正史にては續日本後記承和十五年三月壬申の條に、山崎明神あるを始めてし、爾來諸書に見えたること甚だ多し(帝王編年記、欽明天皇三十二年の條に八幡大明神、稱徳天皇の神護景雲二年の條に春日大明神と見ゆ)然るに弘仁の頃よりして、名神と明神とを互にして記したる處多きより、名神明神の區別、益々不明となり、また大明神あり、明神といへるに同じく、ただ大といへる美稱を加へたるに過ぎず、(ダイミヤウシユ)參看、

ミヤウシユ

名主 領主に代りて名田を支配し、年貢等を納むることを掌る、又名主職とも云ふ、紀伊名草郡歌喜寺文書に「紀伊國和佐庄内南村名御契約事、右伴南村名主職者、任相傳之道理、政基如元宛給了、有限御年貢以下、守先例、雖爲一廢、無懈意、可致其沙汰、爲號權威、或寄神社、或寄權門事、却以不可有後、若有此御契約等、寄神社、若寄權門者、於此職者、不日自領家、可被召者也、其時雖爲一言、不可不申子細、又付公家、武家、神社、山門、不可致其沙汰、候、於武家沙汰者、無疎略、抽懸志、殊可致其沙汰、候、仍爲後日、龜鏡御契約如件、永仁四年三月十日、右衛門尉政基代宗淳判」とあるに、其職掌の一斑を知るべし(起原清)名主は名田の起ると同時にありしこと明かなれども、其字の見えたるは、稍後なるが如し、吾妻鏡文治三年五月廿日の條に「藤原行政爲使節、下向常陸國、是鹿島社領名主貞家押領御寄進地之旨、御物依依訴申之、云々、所差遣也」

ミヤウ

ミヤウ

轉じて又氏と同意義にも用ひられたり(起原清起原詳かならざれども、平安朝時代の末年より濫賜せしものなるべし、も同じ氏族が繁榮したる結果、更に同氏中なる家々を區別する必要上生じたるものにして私稱なり、例へば藤原氏中にも、京の一條に居るものを一條氏、九條に居るものを九條氏と稱せるが如く、多くは地名を付したり、武家時代以後、漸く氏を唱へずして苗字を稱するもの多く、遂に苗字のみを稱し、氏は儀式等の外は用ひざることとなり、從うて苗字の義も亦變化して、全く氏と同様の性質たるに至れり、然れども間々苗字を用ひずして、氏を稱せるもの、即ち佐伯、伴、源野等の如き例なきに非ざれども、苗字の専ら行はれし以後は、以上の氏も又、氏と見んよりは、寧ろ苗字として見んこと適當なるべし(苗字)參看)苗字は、前に述べたる一條九條等の外、足利、新田、徳川、細川等のごとく、地名を附したるもの尤も多けれど、又齋藤、工藤、少貳のごとく官職を、勸修寺、西園寺、神宮寺のごとく寺號を、榊、栢植、一柳のごとく植物の名を、鷲鷲のごとく動物の名を附したる例も尠ならず、姓を其まゝ、苗字とせるものあるは、上に擧げたるがごとし(苗字)參看)苗字を稱するを得ざるは、古來よりの慣習にて、源平盛衰記にも、御厩小平太などありて、苗字をかきたることなし、これ蓋し上古奴婢等の賤民が姓を稱せざりし遺風なるべし、江戸時代及びては、士人公卿以上のみこれを稱し、其他農工商の徒等は、凡て特に許可を得たるもの外、苗字を付することを禁ぜられたりしが、明治維新の後天下一般皆苗字を唱へしむることになり(和訓栞、眞文雜記、貞永式目抄、玉勝間、燕石雜志、義苑日抄、家範軒高、徳川禁令考、源平盛衰記、尊卑分限、寛永清家系圖、太平

ミヤウ

ミヤウとして、町役人村役人の稱呼に残り、猶ほ「ミヤウ」...

ミヤウタク

冥道供 密教の祈禱法の一、彌陀王を本尊とす、山門にて之を修し、他門には修せず...

ミヤウテン

名田 名田私田の一種、空閑荒蕪の地を開墾したる田、或は買得る田地に、其の所有者の名を附したる土地を云ふ...

ミヤウ

し、其土地に己の名を附せしものなるべし、然らば開墾田を許し、土地私有を許せし時よりありたるや疑なしと雖も...

ミヤウ

城所々の田島屋地を、賣券に任せて知行せしめたり、戦國時代に及び、今川武田諸氏亦名田に關して令條を定めたり...

ミヤウ

ミヤウライダウ 明禮堂 大内裏八省院十ニ堂の一、又「メイレイダウ」、「ミヤウレイダウ」とも

ミヤウホフタウ

明法道 和漢の律令を講習する學をいふ、法律を明らかにする道の義なり、朝廷にて之を講習する處を、明法道堂と稱し、大内裏大學寮内に在り、大寶令の制、大學に明法博士以下をおきて學生に教授せり...

ミヤウワウ

明王 佛經にて天部の神、異相を顯じて三寶國土人民を擁護するものを云ふ(佛敎の字典)...

ミヤケ

三宅(屯倉、屯家、官家、三家) 名田上代皇室御領地の一たる屯田のある土地に置きたる御倉又は官倉を云ふ...

ミヤウ

ミヤカハチャウシユン 宮川長春 名田通稱長左衛門、後喜平次と改む...

ミヤキ

ミヤケ 三宅(屯倉、屯家、官家、三家) 名田上代皇室御領地の一たる屯田のある土地に置きたる御倉又は官倉を云ふ...

ミヤケ

元年五月、使を河内、尾張、伊賀等に遣はし、其國の屯倉に穀を加へしむ。爾後屢々諸國に屯倉を増置せしが、孝德天皇大化二年、改新に際して、處々の屯倉を廢す。是時皇太子中大兄皇子獻する所の屯倉、二百八十一所なりといふ。皇子一人のみにてかくの如し、以て御宅の莫大なりしことを知るべし。此の後諸國の屯倉大概亡びて、地名にのみ残るに至れり。然れども官田を御宅田と稱したりと見え、弘仁内裏式に、十一月御宅田稻數を奏する式、委しく見えたり。皇室御領(クラウシツゴリヤウ)參看(書紀、古事記、古事記傳、倭訓栞、大日本租稅志、地名同稱考)

ミヤケウチ

三宅氏(三河田原) 越智益野 十二世の孫寺町判官代宗綱より出づ。其子盛宗備前國兒島郡三宅郷に移住す。孫和田家嗣、源頼朝に従ひ三宅莊地頭に補す。六世の孫兒島高德の三男三宅高貞三河伊保に移住す。七世の孫政定、永祿元年始めて徳川家康に屬し、其子康貞、家康の一字を受く。天正十八年、武藏瓶尻の地五千石を領す。慶長九年五千石加賜、三河國舉母に治す。元和元年康信の時、伊勢龜山に移され、六年二千石加賜、前封と併せて一萬二千石、寛永十二年康盛、常陸新張に移り、寛文四年康勝、三河田原に移る。子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜家傳、華族譜)

○康貞 康信 康盛 康勝 康雄 康徳 康高 康之 康武 康邦 康友 康和 康明 康直 康保 康寧

ミヤコ 郡 中央政府の所在地をいふ。吾邦には、また必ず皇居の所在地なりき。御家處の義、神武天皇始めて都を橿原に定め給ひしより以後、元明

ミヤコ

天皇に至るまでは、歴代毎に殆んど都を異にしたり。これ一は天皇が幼時より居住し、其地にて生長し給へる所を以て、直ちに都と爲し給へるにより、一は政府の組織簡單にして、都府また完全ならざりし結果なりしが、後世に及びては、之を許さざるの事情を生じたるより、遂に平城は七代の都となり、平安は維新に至るまでの都なりき。いま日本歴史及地理要覽によりて都の所在を示せば左の如し。なほ皇居としての宮號は、都名に宮の字を附して呼びたりき。各條并に皇居(クラウキヨ)「ナラ」「キヤツト」參看。

Table with columns: 天皇都名, 所在地現今地名, 神武 敏傍原 (大和高市郡白檀村敏傍(權原神宮の地)), 綏靖 葛城高岡 (同南葛城郡吐田郷村藤藤), 安寧 片瀬浮穴 (同北葛城郡浮孔村三倉堂), 懿德 輕曲峽 (同高市郡白檀村大輕), 孝昭 掖上池心 (同南葛城郡掖上村玉手), 孝安 室秋津島 (同南葛城郡秋津村室), 孝靈 黒田廬戸 (同磯城郡黒田), 孝元 輕境原 (同高市郡白檀村大輕), 開化 春日率川 (同奈良市率川の邊), 崇神 磯城瑞籬 (同磯城郡三輪町金屋), 垂仁 纏向球城 (同磯城郡纏向村穴師の邊), 景行 纏向日代 (同磯城郡纏向村穴師の邊), 成務 志賀高穴穗 (同滋賀郡坂本村穴太), 仲哀 穴門豐浦 (長門豐浦郡長府村豐浦), 應神 輕島豐明 (大和高市郡白檀村大輕), 仁德 難波高津 (攝津大郡市東部の丘上), 履中 難余雅根 (大和磯城郡安倍村池の内), 反正 丹比柴籬 (河内中河内郡松原村上田), 九世 道飛鳥 (大和高市郡飛鳥村飛鳥)

ミヤコ

安 康 石上穴穗 (大和山邊郡丹波市町田村), 雄略 泊瀬朝倉 (同磯城郡朝倉村黒崎), 清寧 磐余靈栗 (同磯城郡安倍村池の内), 顯宗 近飛鳥八鈞 (同高市郡飛鳥村八鈞), 仁賢 石上廣高 (山邊郡二階堂村嘉頼), 武烈 泊瀬列城 (同磯城郡初瀬町出雲), 繼體 樟葉 (河内北河内郡樟葉村楠葉), 同 筒城 (山城磯喜郡善賢寺村多々羅), 同 弟國 (同乙訓郡大原野村?), 同 磐余玉穗 (大和磯城郡安倍村池の内), 安閑 勾金箸 (同高市郡金橋村曲川), 宣化 檜隈廬入野 (同高市郡坂合村檜前), 欽明 磯城島金刺 (同磯城郡三輪町金屋), 敏達 他田幸玉 (同磯城郡纏向村太田), 用明 池邊雙槻 (同磯城郡安倍村阿部), 崇峻 倉梯柴垣 (同十市郡多武峯村倉梯), 推古 豐浦 (同高市郡飛鳥村豐浦), 同 小墾田 (同高市郡高市村岡?), 同 飛鳥岡本 (同高市郡高市村岡), 同 百濟 (同北葛城郡百濟村), 同 小治田 (同高市郡高市村岡?), 同 飛鳥板蓋 (同高市郡高市村岡), 同 長柄豐崎 (同津西成郡豐崎村(一説大阪府大坂城の邊)), 同 飛鳥板蓋 (大和高市郡高市村岡), 同 後飛鳥岡本 (同高市郡高市村岡), 同 朝倉橋廣庭 (筑前朝倉郡宮野村須川), 同 天智 大津 (近江滋賀郡大津市の北方), 同 飛鳥淨見原 (大和高市郡村上居), 同 持統 藤原 (同高市郡鴨公村高殿), 同 文武 同

Table with columns: 宮門跡「モンセキ」を見よ、ミヨシキヨキ 三好清行 (宮門跡は、唐名を居逸と書したり(唐名のことば「ナ」の條)にあり、參看すべし)なほ清行は古來多く「キヨツ」と訓じたりしも、唐名を居逸と記したるをおもへばキヨキ、然らざればキヨキスなること明らかなり、今暫くユキの訓に従へり(藤原氏吉の子)藤原早良を巨勢文雄に受け、才學時輩を超ゆ、貞觀中文章得業生となり、越前權目に補し、元慶五年對策及第し、七年改めて丁第に判す、尋で大學少允となり、仁和寺中少内記に遷り、從五位下に叙し、大内記に轉す、寛平中備中守となり、從五位上に進み、昌泰三年刑部大輔、文章博士を兼ね、時に右大臣菅原道真權寵隆盛なり、清行權要の地に永く居るべからざるを説き、隱退を勧めたれども、道真用ひざりき、既にして延喜元年道真の貶謫せらるるや、左大臣藤原時平諸司官人にして、學を管門に受くるものを放たんとす、清行其不可を諫め、議遂に止む、尋で大學頭を兼ね、式部少輔となり、從四位下に叙し、式部大輔に遷る、會々醍醐天皇勸精治を圖り、詔して直言を求められしかば昌泰三年清行意見封事を上りて時弊十二條を論ず(イケンフツツ)參看十七年參議に任じ宮内卿を兼ね、明年播磨權守を兼ね、十二月卒す、年七十二、清行法律に明らかにしてまた算術に通じ、且つ廣く經史に涉り、旁々百家を授る、強記治

ミヤコ

ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ(和名抄に飯肥、田邊、島江、江田等の郷あり拾芥抄宮崎に作る、其江田郷は、建久の頃既に那珂郡に入り、正保中、飯肥郷及び加江田以南の地悉く那珂郡となる、古圖又宮崎に從ひ、寛知集、元禄帳之に仍る、郡名考宮崎に復し、天保帳帳宮崎に改む、以後之により、明治二十九年北那珂郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ミヤコ

ミヤコチアシ 宮古路節 豊後節(アノコ)を見よ、ミヤサキノコホリ 宮崎郡 日向國 開始して稱徳天皇紀、神護景雲二年九月の條に出づ

ミルイ

開一時の宗たり... 海松色 粟の色目の名、表明木、裏黒なるものを云ふ、又表青、裏黒青なるものあり、海松の如き色なるを以て、かく名づく、狩衣、衣、狩袴等に染め四季通用す、但白裏は中老の人之を用ひ、同類文紗は中老或は若年の人之を用ふ、カサネノイロメシの挿繪參看(桃花葉葉、落葉草、裝束色葉)

彌勒 佛經にて菩薩の一、慈愛を司る梵語にして新譯家は梅怛羅耶といひ、翻譯して慈氏と云ふ、姓なり、又阿逸多と云ふ、元勝能と譯す、又慈氏は姓にあらず、過去に王となり、曇摩流支と名づく、國民を慈育す、故に常に慈氏と名づけ、阿逸



多を姓とすと云ふ、釋迦牟尼より佛教の附屬を受け、五十六億七千萬年の後、兜率天より降り、佛道を成し、龍華樹の下に於て法會を開き、一切衆生を濟度すと云ふ、是を佛教の諸書に、龍華三會の曉と云へり、釋迦牟尼に次ぎて出で、其後を繼ぐべき菩薩なるを以て、一生補處の菩薩と云ふ(彌勒大成佛教、西域記、尊容抄、佛教いろは辭典)

彌勒會 彌勒菩薩を勸請して修する法會を云ふ、古へ近江志賀の崇福寺に於て、毎年三月恒例として修したり、榮花物語に三月須賀のみあると見ゆ、是は天智天皇の御時也、天平勝寶八年兵部卿正四位下藤原良房が始めたり行はれり

ムカク



ムカク 無學 祖元(ソゲン)を見よ、ムカバキ 行膝 騎射の時、腰部より脚部に係けて、衣服の上に纏ふもの、向腰布の義、鹿、熊、虎、狗等の皮にて製る、長さ三尺六寸なり、按ずるに行膝は、支那にては脚絆の類を云ひ、我が上代には袴又は袴の類をいへるがごとく、和名抄に、釋名を引きて「言、裏脚可(以)跳騰輕便」也とあり、これ専ら行旅の用なりしなるべし、而して古今著聞集に、進士志定茂といへるもの、旅立の時、人より行膝を借りたれど、著用すべき術を知らざりしこと見えれば、平安朝時代の末年に、既に廣く行はれざりしこと明らかなり、されば之に代りて後世に所謂行膝の製も、早く此頃より起りしに似たり、要するに行膝は、古今其名を同じくして、其製を異にせるなれども、古の製は詳かならず、武家時代以後には、武人間に於て、笠懸、小笠懸、流錫馬、犬追物、又は狩獵等の時常に之を著用したり(和訓栞、貞丈雜記、類聚名物考、本朝軍器考)



(載所圖百二器武)

ムカヘカウ 迎講 佛教の講式の一、阿彌陀佛に、衆生の往來を來迎する威儀を演ずるもの、古事類聚に、衆生來迎の講式を行はれりといふ、此名あり、講堂に九段二寸、横一寸二分五厘、東西七厘、面に一兩、光次、花押、武藏の號あり、後陽成天皇文祿四年武藏國江戸にて、之を鑄造す、コバン參看(大日本貨幣史)

ムサシコバン

武藏小判 名義江戸時代に行はれたる金貨の一種、正徳、金又享保金ともいふ、文祿年中鑄造の武藏判を、基としたるを以て此名あり、性質凡銀二寸二分強、横一寸二分五厘強、慶長小判と同品位なり、原價正徳四年四月一分金と共ニ改鑄して慶長の制に復す、小判一分金鑄造の總額二十一萬三千五百兩、同年中を鑄造の年限とす、後年改鑄したる額十九萬六千七百四兩三分なり、コバン參看(大日本貨幣史)

ムサシノクニ

武藏國 東は下總、西は信濃、甲斐、南は相模、北は上野、東北は下野、東南は海に至る、東西凡二十六里、南北凡二十五里、東海道に屬す、形勢利根川北境を繞り、江戸川東方を限り、山脈西より來て秩父多摩諸山となり、地勢東するに隨て南北に開き、平潤數十里、大遠四達、人烟相屬し、其東南隅を東京とす、皆古所謂武藏野の地なり、地原古へ半邪志と稱す、安閑天皇元年武藏國造笠原直使主あり、孝徳天皇の時、我部八國を分ち置く、武藏その一に居り、猶東山道に屬す、元正天皇の御宇高麗郡を置き、孝謙天皇の御宇、新羅郡を建るに及びて、始めて二十一郡あり、光仁天皇寶龜二年十月、改めて東海道に隸す、國府を多摩郡に置く(今の府中野)鎌倉幕府の初、平賀義信守護を以て國府を兼ね、建武中興足利尊氏を守護とす、尊氏の叛する、子義詮をして鎌倉に在て本國を管せしむ、正平四年義詮の弟基氏代て關東管領となり本國を管す、永享の末管領足利持氏亡びし後、上杉氏の

ムサシコバン

武藏小判 名義桃山時代に行はれたる金貨の一種、武藏にて作りたるを以て

ムクワン

添置抄にも、「惠心の先徳、願求淨土の志ねんころなるあまり、聖衆の來迎を心元なきことに思ひ給ひ、迎講の儀式を、華壽院にて執り行はれける云々」とあり、ムクワン 無關 普門(フモン)を見よ、ムクワンノダイフ 無官大夫 「ダイフ」を見よ、ムコノコホリ 武庫郡 攝津國 古へ務古に作る、始めて神功皇后紀に見ゆ、日本紀務古に作り又武庫となす、和名抄に賀美、兒屋、武庫、石井、曾彌、津門、廣田、雄田等の郷あり、明治廿九年英原八部の二郡を併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ムサシアアミ 武藏鎧 名義 鎧の一種、其製作詳かならず(一)伊勢貞丈は「源平盛衰記、新編樂記等に見えたり、天明元年辛丑十二月四日予古鎧を求め得たり、甚だ古くして地肌荒れたり、鐵色紫にて鍔甚だ堅し、全體は作の木鐵に似て小形也、カコクビアチノカズ大にそらず、鳩胸の中少し高し、大に突き出す、肩より柳葉の通り、外の端にキラウメンあり、ササガは佐々木掛の如く無左右なり、ササガの出入の穴はヘウツツ形にすかしたり、カコ頭の下のり、舌先の外稜まで、五六の短に合ひたり、總體無紋の鐵地に、内は朱にぬりたり、カコクビの正面に金澤住と銘あり、今片方の鎧も銘同じく金澤住とあり、金澤は武藏國の地名なり、これ古所謂武藏鎧なり」といひ(二)伴信友は、寄鞍に乗る時、前輪の右爪に鐵を結付、それを馬の胸に懸る、左爪に鐵を懸る、これを足踏の鐵と云ふ、此名あり、持氏の子武藏守武敏に其の鎧を傳へ、後にして山内房親、扇谷持朝等知り、成氏河に奔り關東大に亂る、長祿の初足利義政進川我部を關東探題となし(足立郡)に據り、九州の士命に應ずる者なし、既にして房親は深谷に據り、持朝は川越に居り、本州を分掠し、扇谷の被管太田持資江戸に城き、鉢形岩槻諸城を修め、本國大半扇谷に屬す、後ち持朝の子定正山内顯定を破り、終に全國を取る、大永中北條氏綱兵力盛、遂に澁川川を滅し、州の東南を窺食す、天文中其子氏康、定正の曾孫朝定を滅し盡く其地を併す、天正十八年北條氏亡び、徳川氏關東に遷り、府を江戸城に開く、既にして將軍に任じ、列藩を統御せる事十五世、慶應三年徳川慶喜政權を返し、將軍の職を廢す、明治元年徳川氏を駿河に封じ、乘輿東臨、皇居を江戸城に定め、東京と改稱し、文武院省を設けて庶政を分理し、府を置て都内の民治を掌らしむ、徳川氏の江戸に移る、其の子忠吉を忍に、酒井重忠を川越に封す、忠吉轉封の後、松平信綱、阿部忠秋相代て封せられ、文政中、忠秋九世の孫正權白河に移り、松平忠榮封を受け、川越藩は重忠轉封の後、封を易ゆる者數氏、明和の初松平朝矩を封じ、慶應中其八世孫直克既橋に轉じ、松平康英之に代る、其餘前後封を受ける者、岩槻、初高力清長、後大岡忠光(岡部安部信盛)金澤(米倉昌尹)總て五藩、明治維新都外の地小菅、品川、神奈川、浦和四縣を置き、金澤藩を改めて六浦と稱し、岡部藩を三河に移す、既にして四藩皆改めて縣となし、又悉く之を廢して、東京府及び神奈川、入間、埼玉三縣を改置し、更に入間を廢して熊谷縣を置き又之を廢す、古へより管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各條を見るべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡

ムサシ

武藏國 東は下總、西は信濃、甲斐、南は相模、北は上野、東北は下野、東南は海に至る、東西凡二十六里、南北凡二十五里、東海道に屬す、形勢利根川北境を繞り、江戸川東方を限り、山脈西より來て秩父多摩諸山となり、地勢東するに隨て南北に開き、平潤數十里、大遠四達、人烟相屬し、其東南隅を東京とす、皆古所謂武藏野の地なり、地原古へ半邪志と稱す、安閑天皇元年武藏國造笠原直使主あり、孝徳天皇の時、我部八國を分ち置く、武藏その一に居り、猶東山道に屬す、元正天皇の御宇高麗郡を置き、孝謙天皇の御宇、新羅郡を建るに及びて、始めて二十一郡あり、光仁天皇寶龜二年十月、改めて東海道に隸す、國府を多摩郡に置く(今の府中野)鎌倉幕府の初、平賀義信守護を以て國府を兼ね、建武中興足利尊氏を守護とす、尊氏の叛する、子義詮をして鎌倉に在て本國を管せしむ、正平四年義詮の弟基氏代て關東管領となり本國を管す、永享の末管領足利持氏亡びし後、上杉氏の

ムサシ

武藏國 東は下總、西は信濃、甲斐、南は相模、北は上野、東北は下野、東南は海に至る、東西凡二十六里、南北凡二十五里、東海道に屬す、形勢利根川北境を繞り、江戸川東方を限り、山脈西より來て秩父多摩諸山となり、地勢東するに隨て南北に開き、平潤數十里、大遠四達、人烟相屬し、其東南隅を東京とす、皆古所謂武藏野の地なり、地原古へ半邪志と稱す、安閑天皇元年武藏國造笠原直使主あり、孝徳天皇の時、我部八國を分ち置く、武藏その一に居り、猶東山道に屬す、元正天皇の御宇高麗郡を置き、孝謙天皇の御宇、新羅郡を建るに及びて、始めて二十一郡あり、光仁天皇寶龜二年十月、改めて東海道に隸す、國府を多摩郡に置く(今の府中野)鎌倉幕府の初、平賀義信守護を以て國府を兼ね、建武中興足利尊氏を守護とす、尊氏の叛する、子義詮をして鎌倉に在て本國を管せしむ、正平四年義詮の弟基氏代て關東管領となり本國を管す、永享の末管領足利持氏亡びし後、上杉氏の

ムラサ

に成したるを云ふ、裳ほど色濃き故に名づく、一説に上を紫にして裳を紺にし、裳紺と書くと云へるは誤なり、

ムラサキノムラコ

紫村濃 染色の名、地は白くして所々に飛び散らして紫を染めたる色、村は斑にてムラガルの略語なり、色づきたる所、色づかぬ所もあるなり、袴、鞆、差繩等に之を用ふ〇襲の色目の名、假名裝束抄に「紫匂ひて三ツ青キ濃薄二ツ」と見えたり、

ムラシ

連 姓の一種、古事記傳に群主の義とし、南留別志に村主の義としたり、中田藤氏の可波根考に首長の義とし、今日の韓語に首又は上頭(上長)を u-chu-mori と訓す、邦語主又は守を mori と訓し、頭を Tsu-mori と云ふ、これら日韓兩語根は、元同語なるより推考せば、無良自の無良は此の mori-mori に當り長の義ならん、自は邦語主人の義たるマシ、アルジのシと同じく、主長を指す一の尊稱ならんと云へり、白鳥博士は、國語に於ける敬稱語の原義に就いての論文中、我邦にては、目的語根には、嘆美の意を含みて、種々なる言語となり、kani, omi, amu, ame, yama, mimi, umi, mura, mori 等の如く、大貴、上、高上、根本、衆多等の美稱の意を顯はし、これより轉じて尊貴、強大、珍奇、恐怖、善美等の名となり、連 murai の如きも、亦この尊貴又は尊長と云ふ意の敬稱に用ひたるものにして、必ずしも韓語より出でしものにあらずべしと云へり、ムラシに漢字の連字を充てたるは、中田氏は、韓語にて主長を omu と云ふによりして、彼の連(韓字音 u)の字にて音譯し來れると、國語の murai は韓語の omu と意義に於て均しきを以て、韓語にて使用し來れる連字を借りて、我が尊稱詞に充てしな

ムラシ

らんといひ、白鳥博士は、韓語の現語にて、連結するを murai と云ふ、而して今日の韓語の i 音にて終る言は、三國時代は i 音に響きしもの影からず、故を以て、今日の murai は三國時代には mal(mari) と發音したるならん、然らば韓語にては、我國の如く主を murai 或は mori と云ひしかば、連(muri)の字を借りて之に充てしなるべし、我國の上代にての史官は、多く韓人を採用せしかば、韓人は自國に行はるゝ連の字を以て、亦國語の murai を表はせるものなるべしと云へり、國語 上古より此姓あり、多くは神別の人々に賜ひしがごとし、臣と相並びて、有力の姓にして、これを統管するものを大連と號し、臣姓を統管せる大臣と共に、天下の大政を司り、大臣なきときは、臣姓の人をも統べしが、天武天皇の十三年十月に、八色の姓を改定せられし時、下して第七等の姓となれり、なほ連姓を帯びたる氏を擧ぐれば左のごとし、カバネ 參看(日本紀、古事記傳、姓序考、姓名錄抄、古事類苑姓名部、史學雜誌「可波根考」史學雜誌、國語に於ける敬稱の原義に就いて) 他田 大私 津保江 槻本 志太 散吉 舍人 桃原 中臣 藍 風早 生江 大鳥 河瀬 山前 若倭 山河 爪工 孔子部 弘世 大井 長春 忌部 中跡 藤原 物部 肩野 柏原 柴垣 葛野 大貞 曾禰 長比 平岡 川跡 評 眞神 畝尾 田曾禰 中臣表 中臣 中臣 志斐 殖栗 中村 中臣大 石作 額田部 津大江 吉水 御笠 出水 福富 關生 長野 吹田 身人部 湯母竹 志我間 清道 藤部 廣井 人持前會 履室 廣津

ムラタ

丹比須 長谷置 野野 忍坂 櫻田 野實 高槻 廣田 神前 築柴 宇努 今木 巨椋 竹原 伊吉 神麻績 佐原 廣階 平松 高篠 狭山 志悲 蜂田 殿來 韓國 宇連 不破 廣海 春野 神努 中臣大 鳥見 高室 村山 網部 依 高道 春井 松野 八清水 物集 日奉 岡 大椋置 雄儀 小山 門部 馬工 熊野 吉田 養 阿曇大 栗栖 山田 勇山 中臣葛 寺治山 細津守 椋河原 野上 贊土師 野 子部 高志王 中臣栗 屋 道田 新城 與等 佐伯日 高市 家内 楊津 黃文 仲九子 若倭部 安刺 椋椅部 小家 三枝部 位部 中臣宮 鹽屋 原井 長背 石津 國部韓 楯阿部 大伴山 秦長藏 中臣東 下家 矢集 志斐 前止美 海 伊與部 治田 麻田 大狗 男床 水海 伊與部 治田 麻田 草部 凡海 宇治部 長野中 石野 氷取 坂茂 神好 春日 和太 城篠 豐島 雲掃 天語 佐々爲 佐々瓦 調 草 草 坪 中臣志 大村直 物部依 吉野

ムラタカ

村高 江戸時代、一村の總石高をいふ、一村内の田畑屋敷を檢地し、その品位に應じて、石盛を定めて會計したるなり、地方凡例録に、石高は即ち村高なりといへり、コクダカ(參看(田制篇))

ムラヤクニン

村役人 江戸時代幕

ムラヤ

領に於て、郡代代官支配の下に、地方に關する民政を行ふ公吏をいふ、即ち大庄屋(所により大肝煎、檢斷、大總代、大横目など稱す)名主(關東にては名主、關西にては庄屋といひ、西國にては別當といへる所もあり)組頭(關東にては組頭、關西にては年寄、また所により長百姓と稱す)百姓代の總稱にして、身分は百姓なり、なほ名主以下を村方三役人といふ(村役人はまた諸藩の領地にもあれど、いまは主として幕府に就いて記述したり) 關西支配内の町村の治安を圖り、農工商業を勤め、富を保し、貧を恤み、貢税を立取て、小物成を運上するより、其他用器水、堤防、溜、井堰、樋等の工事に至るまで監督せざる事なし、いま便宜上、各職に就きて記述すべし、名主主職(ミヤウシユシ參看)庄司(シヤウシ參看)等、名または庄を掌りたるもの、遺稱なり、また庄屋ともいふ、其支配せる村落内公務を總理するものにして、やがて其村落の長たり、村内威望あり由緒あるものを補したれども、土地の慣例により、世襲せるもあり、一代限りなるもあり、年番にて一年限りに勤むるもあり、投票を以て推舉するもありて、必ずしも一様ならざりき、然れども多くは、古來より其村に住み來りたる草創の功ある者、累世傳襲せしかば、其村の百姓は、家人奴婢の如き關係を有し、皆その臣下同様なりしがゆゑ、權力甚だ強く、村人のこれを仰ぐこと君父に異ならず、何事も名主(庄屋)の下知といへば、違犯するものなかりき、なほ一代限りの名主(庄屋)退職または死没したる時、其後任を撰ぶには、其子もし適任のものなれば、勿論其子に命ずる事あれども、もし其任にあらざれば、其村の舊例により、總百姓の投票により、多數のものへ申付くることもありしなり、但し投票に

ムラヤ

て多數なりとも、其人稱あしく、又は投票の方法に不正のことありと見定むれば、再び投票を行はしめ、又は二番三番と、投票の少なきものへも命ずることあり、これは其地の郡代代官の權内に屬したり(また土地により、百姓中にて人撰し、始より一人を定め、此者へ名主役申付られたしと願出づる村もありき)而して郡代代官は、常に村方の治り方、私曲の有無等に注意し、もし名主(庄屋)に不正のことあれば、これを糾明して進退處分するを怠らざりき、なほ名主(庄屋)の給米は大抵、村高百石より百五十石までは二俵、二百石より三百石までは四俵、四百石より六百石までは五俵、七百石より千石までは八俵、千二百石より千五百石までは十俵の定めなり、之は年貢と差引にせず、別段平等に取立てたる村年貢米の内より渡したり、また其名主(庄屋)高持なれば、二十石を限り高役を免除し、二十石未満なれば、其持高だけの高役を免除したれども、村方の引付にして、給米のみなるものあり、高引のみにて給米なきもあり、區々にして一定せず、並に舊慣に従へり、されども此事につき訴へ出づることあれば、前のごとく取計ひ、訴出でされば、舊慣により、官より増減の沙汰等はなかりき、大庄屋、名主(庄屋)の上に位し、大抵七八十石より一萬石位まで、數村又は數十村を支配す、而して配下の名主(庄屋)の正邪、村方の利害、一郷一郡の事體にも心を用ひ、代官地頭へ其意見を申出づることを得、品によりて、代官の非違を監督するほどの權力なりしものもあり、地頭より帶刀を許し、苗字を稱へさせ、又は士分の格式などを與へたるもあり、大名旗本の領分知行などの飛地などには、これをおきて代官の事も兼動せしめたる。ありき、元より一般に此職ありしにはあらず、所々よりて

ムラヤ

おきたるものなりしが、郡代代官の手代等と稱せしめて私を稱むものありしを以て、正徳三年村方に告ありとて停められしも、幕領以外の地には、なほ再置したるもありき、組頭、名主(庄屋)を輔けて事務を行ふものなり、また年寄、長百姓ともいふ、もと五人組の筆頭、即ち頭分をいひしが、後々百姓の内、淳良にて材幹あるものを、投票または總百姓會議の上選舉し、名主(庄屋)より申付るもあり、郡代代官より申付くるもあり、唯々名主(庄屋)の屬官の姿なり、給米の定めなし、もし高持なれば、其持高の内、十石または八石五石ほどの引高ありき(名主年寄の得分は、百姓より定りたる禮謝の物ありて、舊慣に準し、これを公然と受納する村方もあり、また百姓を二人づ、常に私宅に召おきて驅使せし例もあり、なほ吉凶又は田植刈取など、多人數を要する時は、其村内の百姓悉く集りて手傳を爲したる例もあり、村々の仕來りにて區々なれば、一定の法ありしにあらず、名主年寄と、其村の百姓と相對することにて、官より一切不問に措きたり) 百姓代、其村にて大高持の内より一人を選擧し、名主(庄屋)以下の職務を監督し、併せて當時村民を代表せしむるものとす、即ち百姓中より出しおくり目付役にして、村費、其外諸割符配當等の際は、これに立ち合ふなり〇名主、組頭、百姓代、即ち村方三役人にて、村方に關する、一切を協議裁決し、代官に申立つることは極めて少なく、また争論等のことも、成るべく和解せしむる様盡力し、出來る丈け訴訟を避けたたり、なほすべて村方より出す書付并に仕置帳宗門帳等には、三役人必ず連印するの規定なりき、要するに、右三役人、井に五人組(ゴニンカミ參看)ありて、大事は惣百姓にも相談し、且つ一村のことは、大小となく、悉く

メイダ

し、其事いまだ決せざるに當り、春日局上落し、三條西實條の妹分として、強て天顏を拜することありしが故に、天皇は益々幕府の所置に憤慨たらず、俄に意を決して位を皇女に譲り給へるなり(中院通村「ナカノケンミチムラ」参看)寛永十一年將軍徳川家光諸大名を率ゐて上洛す、蓋し後水尾上皇讓位の事あり、朝廷の關係圓滿ならざるものあるがゆゑに、兵を以て朝廷を威壓せんとせざるなりき、此時幕府は院御料七千石を増獻せり、在位十四年、寛永二十年十月位を後光明天皇に譲る、元祿九年十一月十日崩す、壽七十四、京都市下京區今熊野町の月輪陵に葬る(野史、陵墓一覽、史學雜誌、御水尾天皇御讓位考)メイダウケクワン

「長聰明治ニ五氣、設ニ五量、撫萬民、度四方」とあるに據る。メイトク 明德 北朝後小松天皇御宇(將軍足利義滿)の年號、康應二年(南朝元中六年)三月廿六日改元す、四年を経て應永と改む(開闢禮記に「明德新皇」とあるに據る、前權大納言藤原資長之を勸申す(國朝年號譜))メイトクノラン 明德亂 山名時熙及び其弟氏幸等數國を領して勢頗る強く、驕奢にして、屢々幕府の命に背く、將軍足利義滿其不遜なるを怒り、山名氏清、山名滿幸をして之を討たしむ、氏清は時熙の伯父にして、滿幸は其從兄弟なり、氏清、時熙と睦しからざるを以て、女を滿幸に配し、舅婿相親しむ、密に時熙を滅して其所領を奪ひ、且滿幸をして氏幸の封を得せしめんとし、屢々譏を義滿に構へて其罪を暴白し、事遂に及ぶ、既にして時熙兄弟間行して京師に入り、清水寺に潛居して義滿に哀訴す、義滿之を開きて憫れみ、二人の舊領を復す、氏清憤憤し、遂に幕府に反きて南朝に下り、明德元年(南朝元中七年)十二月を以て滿幸及び兄弟義理と共に、錦旗を擁して兵を擧ぐ、既にして滿幸は丹波より進みて洛中峰の堂に陣し、氏清は男山八幡に屯す、十二月廿六日義滿は、一色詮範の烟川第に陣し、且諸將を分遣して營を各所に張る、細川頼之は中御門西大宮に、赤松義則は雀森に、畠山基國は神祇官趾の北に陣して東面に當り、大内義弘は二條大宮に陣して氏清に當る、超えて廿日兩軍大に内野に於て戦ふ、先鋒大内義弘激戦して、氏清の部將山名義教、小林重長の軍を敗り、手づから重長を斬り、富永某亦義教を討ち取る、滿幸は前後峰堂を下り、西の京より費め入らんとし、途を誤りて二條

メイト

メイリ

(取野内)に出で、大に細川頼之、畠山基國と戦ひ、内野口に到る、佐々木高詮大督會晤より其側面を攻撃し、春日の西の大宮に打て出づ、土屋黨これと應戦し敗れて退く、滿幸奮闘し、基國の兵稍々敗色あり、義滿馬を馳せて之を救ふ、滿幸の軍遂に敗れて梅津に走り、更に丹波に通る、之より先き氏清は、自ら軍を奮して三條坊門大宮に至り、赤松義則、大内義弘と戦ふ、氏清天下の雄を一戰の下に決せんと欲し、其鋒頗る鋭し、義弘義則等苦戦せりと雖も、遂に敵す可からざるを以て、急を義滿に告げて救を乞ふ、義滿即ち一色詮範をして之を助けしめ、自ら神祇官の西二條に出づ、詮範等奮戦し遂に氏清を斃す、此日合戦卯刻に始まり申の時に終る、賊の首級を獲ること八百七十九、幕軍死するもの亦百六十人なりき、即日命じて氏清等の首を梟す、是を内野の戦といふ(楠本)山名義理は氏清の舉兵に與し、領國紀伊にありて兵を集めしが、未だ發せざるに先ち、氏清等内野に於て敗死せり、義理形勢の非なるを見て降を乞ふ許さず、明德三年(南朝元中九年)二月大内義弘をして之を討たしむ、義理兵潰れて淡路に走り、由良興國寺に入りて僧となる、滿幸は内野に敗れて丹波に走り、更に伯耆に遁れ、青野庄に入りて剃髮す、會々從弟氏家の來襲するを聞き、跡を晦まして九州に走りしが、應永二年途に謀に伏す、亂平々の後、義滿諸將の功を賞し、氏清滿幸義理の舊領を分ちて、畠山基國に山城、細川頼之に丹波、一色詮範に丹後、赤松義則に美作、大内義弘に和泉紀伊、山名時熙に但馬、山名氏幸に伯耆、佐々木高詮に隱岐出雲、一色詮範に若狹今富庄を賜ふ(明德記、大日本史)

越前國足羽郡福井(起原)松平光通、文政二年九月、福井櫻馬場に學問所を設け、正義堂と稱し、前田彦次郎之が總督となり、藩士并に領中の僧俗、貴賤を論ぜず、有志の者をして入學せしむ、安政元年松平慶永、文武兩道を奨励す、同二年頃より三ノ丸廓内に、更に文武學校を建て明道館と名づく、又久年間八軒町士族屋敷に移り、昇年ならずして又木藏町(佐佳枝上町)士族屋敷に移す、明治二年五月、舊藩下馬門内北川某の屋敷に移り、明新館と改稱し、一般士庶の入學を許す、同十二月改革して中小學の制を設け、舊城本丸を中學に、同三ノ丸を小學に充て、始めて生徒の寄宿所を置く、此時より又洋學教師を聘す、明治四年二月、教則を改正し而して學制頒布の時に至る○出版に「ウエンランド」字典あり(日本教育史資料)

所并に賑を賑、金匱古場を威震、歩兵稽古場を懷德、大砲稽古場を天宮、兵學并に算術稽古場を飛雲館と稱し、以て武事を擴張す、後明治政府兵制の改革に依りて經武館を廢す、三年十一月明倫堂の稱を改めて中學校とし、西校と呼ぶ、五年八月學制頒布ありて終に廢す○出版は、欽定四經、四書匯參、鑑本四書(日本教育史資料)

和和 妙雲院 久我廣通の法號、茂原町○漢原寺と稱し、俗に東身延といふ、當在山と號す(宗)日蓮宗、一本山(起原)寺傳に建長五年四月日蓮安房清澄山に於て、始めて南無妙法蓮華經を高唱して一義を主張して、東條某の害に遭はんとし、鎌倉に逃走の途上此地方を過ぎ、郷士高橋某齋藤某の師依を受く、建治二年是等二人各々一寺を建立す、即ち高橋某は墨田に、庭谷山妙源寺を建立し、齋藤某は茂原に當寺を建立す、弘安六年日蓮の弟子身延山の日向當寺を兼帯し、後日秀住持となる、天正中徳川家康寺領三十石を寄附す、第二十三世日蓮幕府の歸依を受け、本堂、庫裡、裏門等を建立し、後五重塔を建立し、寛永年中第二十五世日蓮祖師堂を建立し、尋で二十七日日蓮、三門、鐘樓、大波樓、寶藏、經藏等を建立す、一時大に衰廢したりしが、第七十一世日蓮等再興に力を盡して、今日あるを致したりと云ふ、寶物尤も多く、殊に金剛經は裏面に南朝の文書ありて、有益なる史料なりといふ(本化別頭佛祖統紀、日蓮宗各本山名所圖會)

メイリ

メイリ

メイワ

加賀國石川郡金澤出羽町(現今の公園地内)後ち仙石町に移る(起原)寛政四年前田治衛、前代重教の遺意に據りて金澤出羽町に地を相し、文武兩學校を建築し、同年二月落成す、文學校を明倫堂、武學校を經武館と稱し、規則を掲げ職制を定め、新井白蛾を學頭とし、三月二日開校す、享和三年四月學政を釐革し、職制を補正す、文化三年復職制を更正す、文政二年二月、齊廣兩學校を隣地奥村有輝の別邸に移す、六月經營成る、五年三月更に城西仙石町(現今第四高等學校内)に移す、七月落成して開校す、天保十年二月、齊泰特に兩校の諸制度を改革し、大に文武の道を振興す、又二月仲丁孔子の祭儀を起す、明治元年慶寧壯猶館を經武館に合し、西洋砲術を修練せしむ、是に於て館内を區分し、騎兵熟

所并に賑を賑、金匱古場を威震、歩兵稽古場を懷德、大砲稽古場を天宮、兵學并に算術稽古場を飛雲館と稱し、以て武事を擴張す、後明治政府兵制の改革に依りて經武館を廢す、三年十一月明倫堂の稱を改めて中學校とし、西校と呼ぶ、五年八月學制頒布ありて終に廢す○出版は、欽定四經、四書匯參、鑑本四書(日本教育史資料)

妙心寺 山城國葛野郡花園村○正法山と號す(宗)臨濟宗、妙心寺派の本山○本尊釋迦如來(起原)元と花園天皇の離宮たり、天皇深く禪學を好み、終にこれを捨て、禪寺と爲

メウシ

す、妙超の法嗣慧玄(開山)を以て開祖とす、天皇讓位の後、別に一室を方丈の側に造り、玉鳳院と號し、之に移御し、禪法の要を問ひたまふ、遺像今尚存せり、應永六年大内義弘、足利義滿に叛くや、義弘は妙心寺住持拙堂の禪弟なりしを以て、義弘に黨せりと譏せしものあり、義滿大に怒り、寺院及び寺領を沒收し、之を青蓮院に附し、其後南禪寺の僧廷用に附す、之に依て他門の管理に歸する、と數十年、殿堂荒廢し、唯開山堂を存せるのみ、延用等其復興を謀り、宗舜(日峯)を以て妙心寺の住持とす、宗舜大に力を盡して堂塔を建築し、數年にして稍々舊觀に復す、是れ永享年中なり、應仁の亂に悉く兵火に罹り、住持宗深以下亂を丹波に避く、亂定まるに及び、後土御門天皇勅して再興せしむ、宗深百方計畫し、漸く舊觀に復す、之を本寺の中興とす、永正年中美濃の人齋藤利國の妻利貞尼地を寄附す、即ち今の西部の地なり、此に於て大に其寺域を廣めたり、天正以來諸國の武將歸依するもの益々多く、徳川幕府の初に當り、最も盛大を極む、塔頭の寺院武將の建立するもの三十八、僧の開基せしもの四十一にして、玉鳳院の外多くは天正已來の構造に係る、○南門、街道の北にあり、○勅使門、南門の西にあり、○山門、勅使門の北にあり、○閣上觀世音菩薩、月蓋長者、善財童子及び十六羅漢の像を安置す、○佛殿、南面二重瓦屋にして、殿内は磚を敷けり、中央に釋迦、左右に伽藍、阿羅漢の像を安置し、東西の座上に伽藍神、達摩、懷海、慧賢及び當寺歴代の牌を安置す、○法堂、佛殿の北にあり、明暦二年の建立、○法堂の北にあり、○大方丈、藏堂の東にあり、承應三年の建立、○唐門、大方丈の南にあり、○小方丈、大方丈に接して東にあり、住持の居所なり、○玉鳳院、花園法皇の宸影を奉安す、前

メウシ

壇に總見院(織田信長)大雲院(織田信忠)豐國明神(豐臣秀吉)祥雲院(秀吉の長子藁君)慧林院(武田信玄)等の位牌を安す、明暦二年の再建なり、唐門あり、寛文年間大阪の人産屋某の造營と云ふ、○祖堂、微笑庵と云ふ、玉鳳院の東にあり、開山の木像及び當寺六祖の牌を安置す、唐門あり、應永十六年皇居の門を寄附建立したるものと云ふ、○涅槃堂、祖師堂の東南にあり、黃銅の涅槃像を安置す、一丈三尺餘あり、鑄工吉岡重次の鑄造して寄附したるものなり、○古鐘樓、古鐘の銘に「戊戌四月十三日壬寅收精屋評造春米連廣國鑄鐘」とあり、元睦峨淨金剛院の遺鐘なりと云ふ、國寶となる、○東鐘樓、西鐘樓、浴室、僧堂、經藏、寶藏及び春日局の靈舎等あり、舊寺地十九町八反八畝二歩、今十六町三反一歩となる、○寶物、友松筆三昧寒山拾得圖六曲屏風、同筆呂望商山四詰圖六曲屏風、同筆琴棋書畫圖六曲屏風、同筆花卉圖六曲屏風、同筆殿子院虎溪三笑圖二曲屏風、虛堂大照燈の像三幅(以上國寶)等あり、其別院塔頭子院も今尙三十九ヶ院を存せり、天授院、退藏院、養源院、如是院、衝梅院、龍泉庵、東海庵、靈雲院、聖澤院、慈雲院、通玄院、玉龍院、大法院、大嶺院、春光院、智勝院、天祥院、壽聖院、金手院、天球院、隱華院、雲祥院、桂春院、大雄院、蟠桃院、海福院、雜華院、福壽院、養徳院、大心院、東林院、徳雲院、長興院、光國寺、慈照院、龍華院、大光院、麟祥院にして、寺の内外に相併べり、其舊來廢止せしは三十七ヶ寺なりと云ふ、其寺領は足利氏已前詳ならず、徳川氏の時四百九十一石餘ありたり、末寺は三千六百三十七ヶ寺あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

メウテ

「メウシンジ」リンザイシユウカを見よ、
メウテウ 妙超 名號字は宗峰、花園上皇特に興禪大燈國師の號を賜ひ、後醍醐天皇、高麗正燈國師の號を加賜し、後村上、靈元、櫻町、光格仁孝五帝の朝に、高麗大慈、雲匡眞弘、經常明圓、圓滿常光、大智性海の號を累建し給ふ、關西俗姓は紀氏、關西播磨州揖保の人にして、京都紫野大徳寺の開山なり、十一歳にして書寫山の戒信律師に師事し、落髮受具し、内外の典籍を涉獵したりしが、後ち去



(集菟掛纂編科史)藏所寺徳大城山

りて天下の諸禪師に歴參し、相模萬壽寺の高峯に謁し、機語相契ふ、嘉元二年、大應國師に京都の縮光菴に參し、國師が相模の萬壽長等の諸寺に住するに及び、また之に隨侍せり、其間憤勵參究すること慮らず、一日忽然として大悟す、時に二十六歳なり、尋て國師の衣法を承けて京都に歸り、洛東に遷居して、精修長養するもの二十年に垂なんとす、嘉暦元年洛北の紫野に小菴を構へて居る、縮白參問するもの多く、遂に辭として禪刹となる、龍寶山大徳寺といふ、花園上皇、詔して宮に入らしめ、支那時を移し、後醍醐天皇亦召して、清涼殿に就いて既坐說法せしめ、金鳥莊田を付し、大徳の號を賜ふ、萬壽寺に遷

メウテ

べ、且其菴を修めて、本朝無双菴と號せり、曾て正平中南禪寺に住せしむるの詔命ありたりしが、辭して受けず、尋て筑前に赴き崇福寺に住したりしが、一年にしてまた大徳に歸れり、延元二年十二月二十二日寂す、年五十六、法臘三十四、語録あり、世に貴重せらる(本朝高僧傳、佛教各宗綱要)

メウホ

十四年、丹波の豐門に移り、居る、二十一年にして、康暦元年(天授五年)南禪寺に住し、明年僧録司となる、至徳元年(元中元年)將軍足利義滿相國寺を創して之を附す、妙超即ち師夢窓を請じて開山始祖と爲す、而して備後の天寧寺、伊豫の安國寺、羽後の崇禪寺皆妙超の創する所なり、嘉慶元年(元中四年)秋、微恙あり、鹿王院に歸居し、二年(元中五年)八月十二日寂す、年七十八、語録あり世に行はる(本朝高僧傳、佛教各宗綱要)

メウホ

未だ熟ならず、王政維新、皇門門外參り、其後普通の寺院となり、明治六年より、住職を定む、本堂、大書院(東福門院内の舊殿を賜ひしもの)小書院、護摩堂、庫裏、唐門(櫻町天皇の賜ひしもの)御白河法皇御畫像(國寶)等あり(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要誌)

メウテンジ

妙傳寺 所在 山城國京都市上京區北門前町、日蓮宗、本山の一〇本尊題目、彌多寶佛、願智華文明九年僧日意、一條に一寺を建立し、關西身延山と稱す、初め日意天台の僧なりしが、日明と法論を戦はし、遂に日蓮宗に皈す、天文五年七月比叡山徒の亂を避け、翌年京都に遷り、再び西洞院四條の南に一寺を建立す、天正十九年豐臣秀吉の命に因り京極に移り、寶永五年火災に罹り、更に今の地に移る、舊塔中十二箇院、今七院を存す、諸國末寺三十七箇寺あり(山城名勝志、平安通志)

妙法院 所在 山城國下京區妙法院側町、天台宗、延曆寺別院、本尊普賢菩薩、延曆中(天長)の創立に係るといふ、元正延曆寺三千坊の一にして、比叡山に在りて天台法統繼承の名刹なり、後白河法皇法住寺及び新日吉神社を建立して、之を當院住持昌雲に附せらる、因て法皇を中興の祖とす、實天台座主となり、妙法院と號す、後ち高倉天皇の第二子尊性法親王天台座主に補し、綾小路に移り、綾小路宮と稱す、法皇を中興と仰ぐを以て門跡と稱す、大覺寺仁和寺の例の如し、此より法親王の住坊となる、常胤法親王の時、豐臣氏大佛殿を造營し、其鐘銘の事を以て道澄法親王白川に避け、常胤法親王勅によりて、大佛殿及び豐國社の事を管し、今の地に移り、寺地を廣大にし堂宇を莊麗にし、領地を寄附せられ、寺運此に勃興せり、堯恕法親王天台座主となり、叡山を中興し、本院も益隆盛なり、東福門院の舊殿を賜ひて、寢殿とし、又唐門を賜ふ、其大庫裏は豐國社大祭の千僧供養の建物なり、天明大火、皇后本院に遷御あり、文久三年三條實美等七卿此寢殿にて西奔の議を決す、慶應年間、有栖川宮の第二王子稱宮入院相續の事に決せしが、

メウホフ井

妙法寺 所在 相模國鎌倉郡大町村松葉ヶ谷、楞嚴山蓮華院と號す、日蓮宗、京都本國寺末、開山祖師傳に、建長五年日蓮始めて此地に小菴を結び、後年豆州伊東に謫せられ、赦免の後又此に移り、總て在任十九年の舊跡にて、日蓮宗最初の精舎なりと云ふ、其後大光山本國寺と號し、文永八年日蓮佐渡に配せられし後、一旦廢せしが、同十一年赦免の後、又再建す、文永十一年五月日蓮、當寺より甲州身延山に遷隱す、弘安五年十月附弟日朝に讓る、因て日朝を二世とす、四世日靜は足利尊氏同直義等の叔父なり、徳行俊秀、叔間に達し、嘉暦三年後醍醐天皇勅願寺とす、貞和元年三月詔に據り、當寺諸堂塔頭悉く京都六條堀川に移し、本國寺と號す、因て日靜の弟子日觀の發願にて、延文二年當寺を再興す、是を五世中興と稱す、日靜大に感悅し、觀の功名標殿丸妙法房と稱するを以て、即ち寺山號とし、本國寺末となす(相模國風土記稿)

メウマンジ

妙滿寺 所在 山城國京都市上京區三條南寺町、妙塔山と號す、顯本法華宗(日蓮宗、妙滿寺派)の本山、本尊題目、釋迦佛多寶佛、應永三年僧日什開創して、本迹勝劣の教義を再興し、康應中妙塔山妙滿寺と號す、應永二年に燒亡し、綾小路東洞院に移り、應仁の亂に再び燒亡し、綾小路堀川四に移る、堂塔頗る宏壯なり、天文元年後奈良天皇勅願所の繪旨を賜ふ、天文法皇の

メウハ

と號す、北朝康暦二年(南朝天授五年)後醍醐天皇特に智覺普明國師の勸を賜ふ、夢窓國師疎石の族姪、甲斐の人にして京都相國寺の開山なり、七歳にして美濃茂溪山に赴き、夢窓に投じて出家し、十二歳の時甲州に歸り、慧林寺の道滿に隨ひ、貞和元年(興國六年)また京都に入りて天龍寺に留り、夢窓に參請したりしが、一日圓覺經を見て、忽然として契悟す、夢窓これを印可し、附するに衣法を以てせり、延文二年(正平十二年)出世して等持院に住し、天龍臨川二寺の事を領す、尋て北朝光嚴天皇宮中に引見して法要を問ひ給へり、會々細川勝之河内に光勝院を創し、妙葩を請じて、これに居らしむ、後ち山城の大光寺に遷る、光嚴天皇臨幸して法を聽き、また旨ありて天龍寺に轉す、應安二年(正平二

メウホ

後)高倉天皇の第二子尊性法親王天台座主に補し、綾小路に移り、綾小路宮と稱す、法皇を中興と仰ぐを以て門跡と稱す、大覺寺仁和寺の例の如し、此より法親王の住坊となる、常胤法親王の時、豐臣氏大佛殿を造營し、其鐘銘の事を以て道澄法親王白川に避け、常胤法親王勅によりて、大佛殿及び豐國社の事を管し、今の地に移り、寺地を廣大にし堂宇を莊麗にし、領地を寄附せられ、寺運此に勃興せり、堯恕法親王天台座主となり、叡山を中興し、本院も益隆盛なり、東福門院の舊殿を賜ひて、寢殿とし、又唐門を賜ふ、其大庫裏は豐國社大祭の千僧供養の建物なり、天明大火、皇后本院に遷御あり、文久三年三條實美等七卿此寢殿にて西奔の議を決す、慶應年間、有栖川宮の第二王子稱宮入院相續の事に決せしが、

メウホ

未だ熟ならず、王政維新、皇門門外參り、其後普通の寺院となり、明治六年より、住職を定む、本堂、大書院(東福門院内の舊殿を賜ひしもの)小書院、護摩堂、庫裏、唐門(櫻町天皇の賜ひしもの)御白河法皇御畫像(國寶)等あり(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要誌)

メヤスバコ

目安箱 江戸時代に於て、庶民の直訴を受ける爲め、評定所の門前に出し置きたる箱をいふ、訴状を目安といふより起りたる名也、詳しくは箱訴(ハコソ)及び訴訟(ソシヨウ)の條を見よ、

メレウ

馬寮 名馬ヲツカサとも云ふ、又馬司とも書す、左右あり、唐名典厩(シヨウ)左馬寮は大内裏藻壁門内談天門の北掖、右馬寮は談天門の南掖、南北各八十四丈、東西各三十五丈、官馬の調習養飼及び供御の乗具、鞍草を配合し、飼部の日名簿等の事を掌り、併せて諸國の御牧を監し、御牧より貢上する馬を、左右に均分檢領して之を飼養す、頭頭左右各一人從五位上、後世四位五位の内、勝れたる人を撰任す、尤も重職たり、權頭左右各一人、五位殿上人諸大夫を撰任す、助左右各一人正六位下、權助左右各一人、共に五位諸大夫を撰任す、他司の助より補したり、大允左右各一人正七位下、少允左右各一人從七位上、後世は六位の侍多く之に任す、瀧口に官を給ふ時允に任する例なり、大屬左右各二人從八位上、少屬左右各一人從八位下、馬醫左右各二人從八位上、史生左右各二人騎士左右各十人、馬部左右各六十人、厩舎人なり、馬部は馬を取り扱ふ、後には常に禁中に宿直して、近衛府の吉上と同じく非違を糺したり、或は公卿侍臣等公事の時運參の時にも、召人として馬部を遣す、使部左右各二十人、直丁左右各二人、飼造戸左二百廿六戸、右二百三十戸、馬廿、左右三百二十戸、伴部とも云ふ、御監(コヤシ)ともミカンとも云ふ、左右各一人、頭の上におりて、御厩馬の事を總裁す、厩馬を御監する故に名づくともいへり、一説に厩馬を御し、騎射を監する故に名づくともいへり、後には近衛大將兼任す、厩馬は中古以來諸人尤も重んじを以て、御監

モ

たるものは權勢ありたりき、鎌倉時代中葉以降西園寺氏多く之を兼ねたり、和銅四年十二月從五位葛木王を馬寮監とせしを初見とす、(原)上代厩馬を重んじ、馬寮部ありて之を飼養し、馬寮首及び造ありて之を統領せしが、大寶令制定の時に至りて、左右馬寮を置き、官馬の事を掌らしめ、馬飼造は左右に分屬せしめたり、元明天皇以後御監を置く、按ずるに、寶龜九年二月笠原足名右馬頭とし、同十年九月正月王左馬頭となりしより、左右馬寮の事見えすして、天應元年五月伊勢老人を主馬助とし、安倍祖足名左馬助となしたるを始として、主馬頭、主馬助、主馬權助及び主馬寮公解田五所ありし事等、續紀、三代格等に屢々見えたり、桓武天皇以後は左馬寮を廢して、主馬寮を置きしものなるべく、大同三年六月藤原清主左馬頭となり、坂上石津廣右馬頭となりしを見れば、此時また左右馬寮に復せしものなるべし、後馬寮の公解田を置きたり、久安四年左右各二十五人を定員となし、保元三年左右各三十人と定めらる、鎌倉時代以降は西園寺氏世々馬寮の御監となりたりしが、足利義滿これを兼任したるより以後は、征夷大將軍たる者必ず之を兼ねる事となり、江戸時代まで然り(書紀、續紀、令義解、三代格、西宮記、官職略抄、古事類苑官位部)

モ

喪 人の死をいふ、本居宣長は凶事の略りたるなりといへり、人喪に遇ふ時は喪服を著し



モ

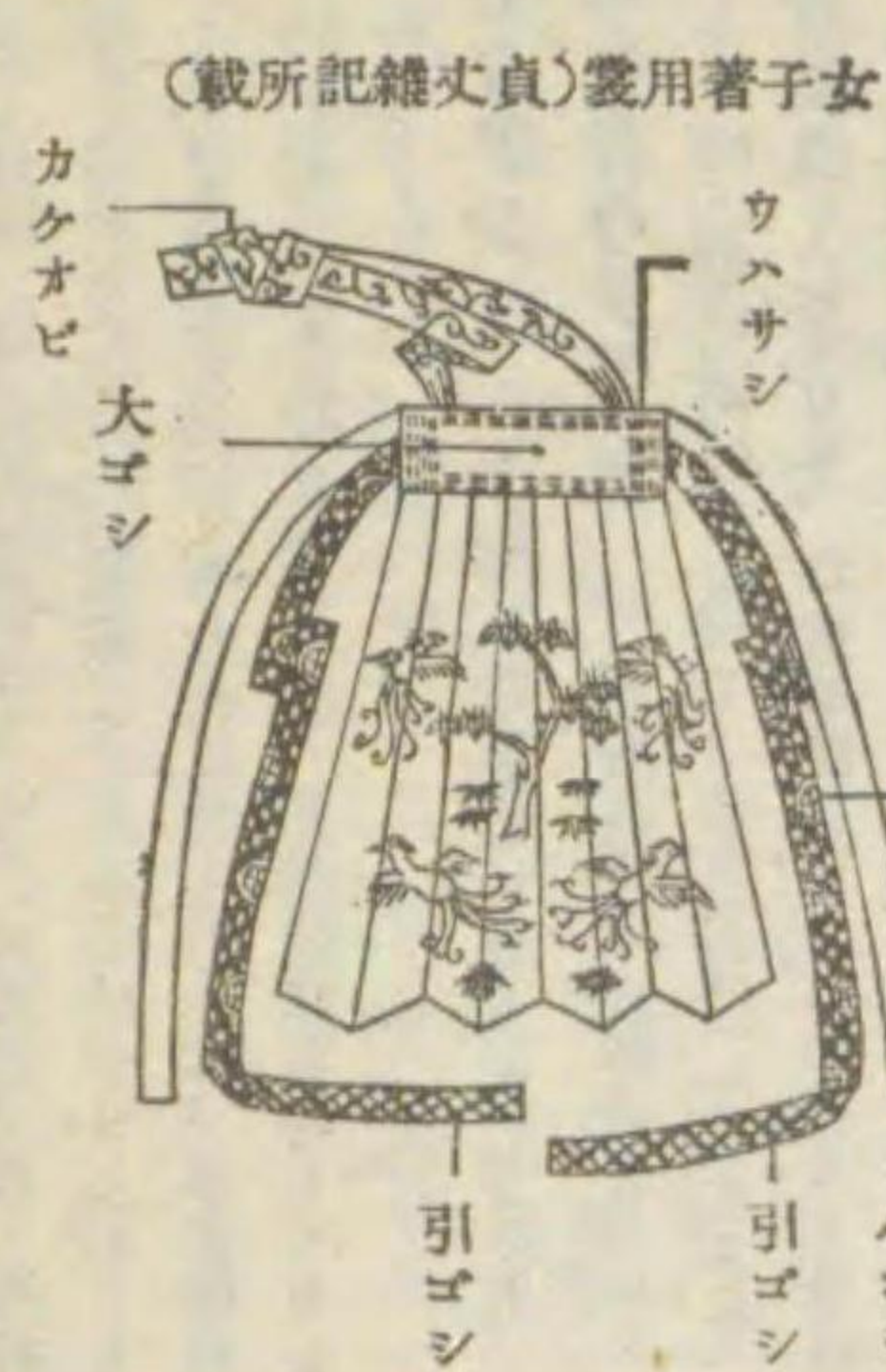
て、或時期の間、舉哀の實を擧ぐ、これを服紀といふ(アツキ)參看)大寶令の制、父母の喪を以て重服とし、其他を輕服とし、重服には、朝廷の官人は、解官して家居し、輕服には假を賜ふ、凡そ父母の喪には、酒を飲まず、肉を食はず、甲せず、賀せず、音樂を作さず、兄弟財を分たざるを以て法となし、又服者の舊役を罷して行はしめ、罪人に假を賜ひて舉哀せしめられしこともあり、また國喪ある時は、固關警固等の事あり、音樂警蹕を停止し、神事侍臣等に、素服を賜ひて居らしむるなり、而して喪中室内の鋪設は、中古以來摺神家において、平日の裝飾を撤し、簾簾を垂れ、其縁を鈍色にす、疊の縁、几帳の帷も亦同色を用ひ、調度は總て黒色にし、床を下して地に至らしめ、此に靜居す、これを土殿といふ、侍處の遺風なるべし、又端午にも、多くは菖蒲を菝かざるの例なりき、なほ眉を掃ふ事は、室町時代の末に起り、摺神家にては、近代まで之を行へり、而して普請鳴物停止の令は、江戸時代にはじまりたるものにして、天皇、上皇、女院または將軍、御養所、公子、公主より、老中等の喪ある時は、此令を江戸もしくは京都に布きて、一般人民の音樂警蹕を作すを禁じたり(アツキ)モフク(リ)ヤウアン(參看)また心衰あり、心中に敬慎するものにして、喪服を著けざるをいふ(古事記傳、令義解、古事類苑神祇部)

モ

裳 名義、腰部より以下、後の方のみに覆ひ著くる服をいふ、男子と女子とにより制異なるなり(別傳)男子の裳は、天皇は藻粉米繡敷四章、臣下は水色紋、女子の裳は、繡物繡物等色あり、染色模樣等は繡繡、目染、下流、地摺、等行はれ

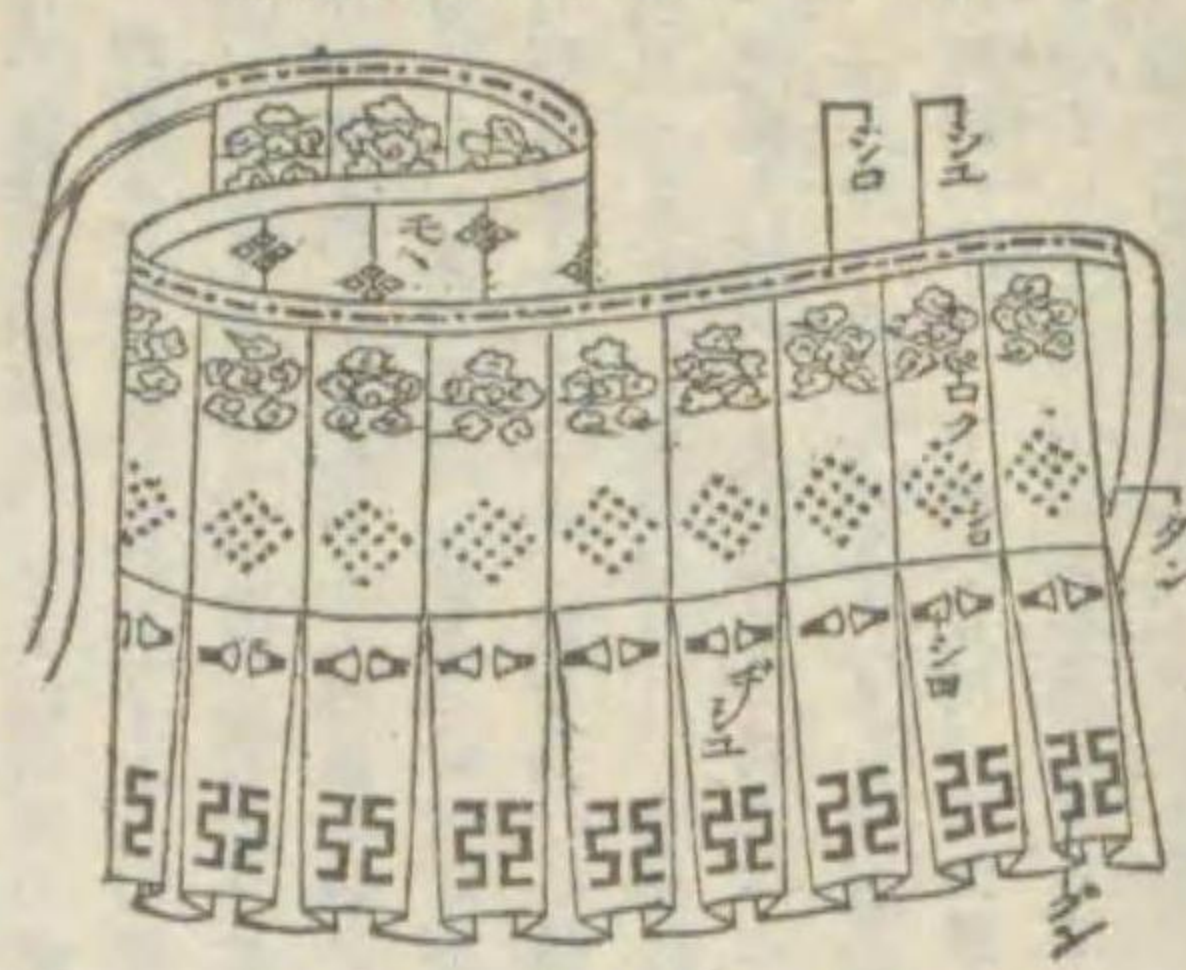
モ

に裳の紋、平緒組の上刺したり、引腰は右のごとく、もと裳の紐にて、前に結び、餘りを裝飾にせしが、



異なる絹にてつくる、もとは同じ幅なる一筋のものなりしを、後には大腰、引腰と別に制することになり、大腰は長さ二尺五寸、幅四寸五分、引腰は長さ六尺五寸、幅二尺五分、左右同じ織物、少きき裁地

(載所記雜丈良)裳用着子男



たり、もとは前の方まで、引き纏ひて、長さも足と均しく、裳の下に、履の鼻のあらはるる程なりしに、後には、殊更に裳を深く疊みて狭くし、後ろの方のみに當て、裾引く様に、長く美はしくしたるなり、腰は裳の紐にして、裳とは

後には、殊更に裳を深く疊みて狭くし、後ろの方のみに當て、裾引く様に、長く美はしくしたるなり、腰は裳の紐にして、裳とは

モ

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂る、裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり(別傳)男子の裳は、禮服用の時用ひ、女子の裳は、正装の時これを著す(裝束要領抄、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)

モ

モエキ 萌黄 裳の色目の名、表は薄青、裏は薄黄、裏の色目をいふ(裝束要領)

モ

モエキニホヒノラトシ 萌木匂絨 露の袖草摺の上を萌黄色にし、次を中黄にし又其次を猶うすき萌黄に、末を白に感したるを云ふ、又萌黄匂絨とも云ふ、(ナドシ)參看、

モ

モカウ 帽額(面額) (一)御帳台の上、又は長押に付けて帛を横に引廻したる調度をいふ、後世の水引の幕の類なり、後には略して御簾の上邊に添へて、帛を横に延ぶるものを云へり、倭訓栞に「本は首服なり、通典に古之人朝而額と見えたり、朝子と抹額とを云ふなるべし、其を借て翠簾の縁に懸る物の名とせるなり」といへり、縁にモツコウの紋(左圖を見よ)の如きを黒く散らし染む、布にてするを布帽額と云ふ、多く侍處に用ふ、帽額の引腰は、假名裝束抄に「つきにもかうをひく、もかうはかたひらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまに、うらあはせに、なかなりにして、わなをしもにして、うとらのすみよりはじめて、うへにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとくに、むかひさまにとるぎあり、またうへにおほひたるいつのかたひらのはしにあて、むかひさまに、かたひだにとるぎあり云々」枕草子に「夏のもかうのあざやかなる云々」徒然草に「諒闇の年ばかり哀なる事ばあらし、倚處の御所のさまなど、

モ

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂る、裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり(別傳)男子の裳は、禮服用の時用ひ、女子の裳は、正装の時これを著す(裝束要領抄、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)

モ

モエキ 萌黄 裳の色目の名、表は薄青、裏は薄黄、裏の色目をいふ(裝束要領)

モ

モエキニホヒノラトシ 萌木匂絨 露の袖草摺の上を萌黄色にし、次を中黄にし又其次を猶うすき萌黄に、末を白に感したるを云ふ、又萌黄匂絨とも云ふ、(ナドシ)參看、

モ

モカウ 帽額(面額) (一)御帳台の上、又は長押に付けて帛を横に引廻したる調度をいふ、後世の水引の幕の類なり、後には略して御簾の上邊に添へて、帛を横に延ぶるものを云へり、倭訓栞に「本は首服なり、通典に古之人朝而額と見えたり、朝子と抹額とを云ふなるべし、其を借て翠簾の縁に懸る物の名とせるなり」といへり、縁にモツコウの紋(左圖を見よ)の如きを黒く散らし染む、布にてするを布帽額と云ふ、多く侍處に用ふ、帽額の引腰は、假名裝束抄に「つきにもかうをひく、もかうはかたひらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまに、うらあはせに、なかなりにして、わなをしもにして、うとらのすみよりはじめて、うへにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとくに、むかひさまにとるぎあり、またうへにおほひたるいつのかたひらのはしにあて、むかひさまに、かたひだにとるぎあり云々」枕草子に「夏のもかうのあざやかなる云々」徒然草に「諒闇の年ばかり哀なる事ばあらし、倚處の御所のさまなど、

モ

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂る、裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり(別傳)男子の裳は、禮服用の時用ひ、女子の裳は、正装の時これを著す(裝束要領抄、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)

モ

モエキ 萌黄 裳の色目の名、表は薄青、裏は薄黄、裏の色目をいふ(裝束要領)

モ

モエキニホヒノラトシ 萌木匂絨 露の袖草摺の上を萌黄色にし、次を中黄にし又其次を猶うすき萌黄に、末を白に感したるを云ふ、又萌黄匂絨とも云ふ、(ナドシ)參看、

モ

モカウ 帽額(面額) (一)御帳台の上、又は長押に付けて帛を横に引廻したる調度をいふ、後世の水引の幕の類なり、後には略して御簾の上邊に添へて、帛を横に延ぶるものを云へり、倭訓栞に「本は首服なり、通典に古之人朝而額と見えたり、朝子と抹額とを云ふなるべし、其を借て翠簾の縁に懸る物の名とせるなり」といへり、縁にモツコウの紋(左圖を見よ)の如きを黒く散らし染む、布にてするを布帽額と云ふ、多く侍處に用ふ、帽額の引腰は、假名裝束抄に「つきにもかうをひく、もかうはかたひらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまに、うらあはせに、なかなりにして、わなをしもにして、うとらのすみよりはじめて、うへにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとくに、むかひさまにとるぎあり、またうへにおほひたるいつのかたひらのはしにあて、むかひさまに、かたひだにとるぎあり云々」枕草子に「夏のもかうのあざやかなる云々」徒然草に「諒闇の年ばかり哀なる事ばあらし、倚處の御所のさまなど、

モ

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂る、裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり(別傳)男子の裳は、禮服用の時用ひ、女子の裳は、正装の時これを著す(裝束要領抄、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)

モ

モエキ 萌黄 裳の色目の名、表は薄青、裏は薄黄、裏の色目をいふ(裝束要領)

モ

モエキニホヒノラトシ 萌木匂絨 露の袖草摺の上を萌黄色にし、次を中黄にし又其次を猶うすき萌黄に、末を白に感したるを云ふ、又萌黄匂絨とも云ふ、(ナドシ)參看、

モ

モカウ 帽額(面額) (一)御帳台の上、又は長押に付けて帛を横に引廻したる調度をいふ、後世の水引の幕の類なり、後には略して御簾の上邊に添へて、帛を横に延ぶるものを云へり、倭訓栞に「本は首服なり、通典に古之人朝而額と見えたり、朝子と抹額とを云ふなるべし、其を借て翠簾の縁に懸る物の名とせるなり」といへり、縁にモツコウの紋(左圖を見よ)の如きを黒く散らし染む、布にてするを布帽額と云ふ、多く侍處に用ふ、帽額の引腰は、假名裝束抄に「つきにもかうをひく、もかうはかたひらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまに、うらあはせに、なかなりにして、わなをしもにして、うとらのすみよりはじめて、うへにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとくに、むかひさまにとるぎあり、またうへにおほひたるいつのかたひらのはしにあて、むかひさまに、かたひだにとるぎあり云々」枕草子に「夏のもかうのあざやかなる云々」徒然草に「諒闇の年ばかり哀なる事ばあらし、倚處の御所のさまなど、

モ

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂る、裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり(別傳)男子の裳は、禮服用の時用ひ、女子の裳は、正装の時これを著す(裝束要領抄、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)

モ

モエキ 萌黄 裳の色目の名、表は薄青、裏は薄黄、裏の色目をいふ(裝束要領)

モ

モエキニホヒノラトシ 萌木匂絨 露の袖草摺の上を萌黄色にし、次を中黄にし又其次を猶うすき萌黄に、末を白に感したるを云ふ、又萌黄匂絨とも云ふ、(ナドシ)參看、

モ

モカウ 帽額(面額) (一)御帳台の上、又は長押に付けて帛を横に引廻したる調度をいふ、後世の水引の幕の類なり、後には略して御簾の上邊に添へて、帛を横に延ぶるものを云へり、倭訓栞に「本は首服なり、通典に古之人朝而額と見えたり、朝子と抹額とを云ふなるべし、其を借て翠簾の縁に懸る物の名とせるなり」といへり、縁にモツコウの紋(左圖を見よ)の如きを黒く散らし染む、布にてするを布帽額と云ふ、多く侍處に用ふ、帽額の引腰は、假名裝束抄に「つきにもかうをひく、もかうはかたひらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまに、うらあはせに、なかなりにして、わなをしもにして、うとらのすみよりはじめて、うへにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとくに、むかひさまにとるぎあり、またうへにおほひたるいつのかたひらのはしにあて、むかひさまに、かたひだにとるぎあり云々」枕草子に「夏のもかうのあざやかなる云々」徒然草に「諒闇の年ばかり哀なる事ばあらし、倚處の御所のさまなど、

モ

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂る、裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり(別傳)男子の裳は、禮服用の時用ひ、女子の裳は、正装の時これを著す(裝束要領抄、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)

モ

モエキ 萌黄 裳の色目の名、表は薄青、裏は薄黄、裏の色目をいふ(裝束要領)

モ

モエキニホヒノラトシ 萌木匂絨 露の袖草摺の上を萌黄色にし、次を中黄にし又其次を猶うすき萌黄に、末を白に感したるを云ふ、又萌黄匂絨とも云ふ、(ナドシ)參看、

モ

モカウ 帽額(面額) (一)御帳台の上、又は長押に付けて帛を横に引廻したる調度をいふ、後世の水引の幕の類なり、後には略して御簾の上邊に添へて、帛を横に延ぶるものを云へり、倭訓栞に「本は首服なり、通典に古之人朝而額と見えたり、朝子と抹額とを云ふなるべし、其を借て翠簾の縁に懸る物の名とせるなり」といへり、縁にモツコウの紋(左圖を見よ)の如きを黒く散らし染む、布にてするを布帽額と云ふ、多く侍處に用ふ、帽額の引腰は、假名裝束抄に「つきにもかうをひく、もかうはかたひらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまに、うらあはせに、なかなりにして、わなをしもにして、うとらのすみよりはじめて、うへにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとくに、むかひさまにとるぎあり、またうへにおほひたるいつのかたひらのはしにあて、むかひさまに、かたひだにとるぎあり云々」枕草子に「夏のもかうのあざやかなる云々」徒然草に「諒闇の年ばかり哀なる事ばあらし、倚處の御所のさまなど、

モ

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂る、裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり(別傳)男子の裳は、禮服用の時用ひ、女子の裳は、正装の時これを著す(裝束要領抄、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)

モ

モエキ 萌黄 裳の色目の名、表は薄青、裏は薄黄、裏の色目をいふ(裝束要領)

モ

モエキニホヒノラトシ 萌木匂絨 露の袖草摺の上を萌黄色にし、次を中黄にし又其次を猶うすき萌黄に、末を白に感したるを云ふ、又萌黄匂絨とも云ふ、(ナドシ)參看、

モ

モカウ 帽額(面額) (一)御帳台の上、又は長押に付けて帛を横に引廻したる調度をいふ、後世の水引の幕の類なり、後には略して御簾の上邊に添へて、帛を横に延ぶるものを云へり、倭訓栞に「本は首服なり、通典に古之人朝而額と見えたり、朝子と抹額とを云ふなるべし、其を借て翠簾の縁に懸る物の名とせるなり」といへり、縁にモツコウの紋(左圖を見よ)の如きを黒く散らし染む、布にてするを布帽額と云ふ、多く侍處に用ふ、帽額の引腰は、假名裝束抄に「つきにもかうをひく、もかうはかたひらのやうにて、おもてばかりあるを、ながさまに、うらあはせに、なかなりにして、わなをしもにして、うとらのすみよりはじめて、うへにひきまはすべし、ひだをすみのはしらのもとごとくに、むかひさまにとるぎあり、またうへにおほひたるいつのかたひらのはしにあて、むかひさまに、かたひだにとるぎあり云々」枕草子に「夏のもかうのあざやかなる云々」徒然草に「諒闇の年ばかり哀なる事ばあらし、倚處の御所のさまなど、

モ

後裳を後ろへのみ長く引くこととなりてより、たゞ裳の左右に沿うて、引き垂る、裝飾となり、別に小腰といふものを作り添へ、これにて結ぶことなれり(別傳)男子の裳は、禮服用の時用ひ、女子の裳は、正装の時これを著す(裝束要領抄、西三條裝束抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、裝束圖式)

モエキ

モカウ

モガミ

モキ

モクア—モクカ

人々の髪を髪上げといひしが、髪著の毛起りてより、遂に髪上げの稱は廢れたり、蓋し髪著の時、髪も同時に結ぶがゆゑなり、なほ此式は、専ら摺神家のみ行はれて、武家には之を行はざりしがことし(古事類苑禮式部)また書に見えたるは、鎌倉時代の初期に限られしを思へば、其以後は衰頽したるものなり、

モクア

性温(シヤウマン)を見よ、モクカウノモン 木瓜紋 紋所の名、モツカウと訓み、朝顔の音にて、木瓜の音にあらざるを、後に訛りたるなり、御旗朝顔に朝顔の紋のあるより起れりとも云ふ(モカウ、クワノモン)参看)朝倉家譜に、朝倉氏の先祖日下部高清射をよくす、源頼朝感嘆し所領を賜ひ、御旗の紋を下されしより、三ツ木瓜(木瓜を三ツ、三角形にふがきたるもの)を家紋とする由見えたり(奥州二本松の丹波氏また用ふ)是にれば朝顔より來れる者の如し○織田氏の木瓜用ふるは、諸家系圖纂に、始め織田氏の義祖軍忠によりて、朝廷より瓜の紋を賜はりしも、中頃漸ありとて之を用ひざりしが、勝久越前の賊徒を征して歸陣の時、勳功を賞し、御前に召して熟瓜を賜ひ、以て家紋となさしむ、又一説に、信長の父信秀軍功に依て將軍より賜はりしとも云ふ、爾來用ひて織田氏の紋となす由見えたり、是に據れば、木瓜に起因するが如し、肥前大村氏、上野館林の秋元氏之を用ふ○庵木瓜、庵の中に木瓜を畫きたるもの、日向飯肥の伊東、備中岡田の伊東、下總小見川の内田諸氏之を用ふ○やまがたに木瓜、山の形を爲したる下に畫きたるもの、備中の伊東氏また用ふ○割木瓜、木瓜を横に切りたる上部のみを畫きたるもの、柳生氏之を用ふ○堀田木瓜、丸の内に木瓜を畫にたるもの、下

モクジ

總佐倉の堀田、下野野の堀田、近江宮川の堀田諸氏家紋とす○石持木瓜、木瓜を横にしたるもの、上總久留里の黒田氏之を用ふ(武鑑、華族諸家傳、諸家紋鑑)

モクラン

木蘭 襲の色目の名、表裏、裏黒なるもの、雜時の襲色に用ふ、カサチノイロメシの挿繪參看(重色目)

モクレーウ

木工寮 名備、コダクミノツカサとも訓む、唐名將作監所、二條ノ南大宮ノ東、備前宮殿の警作採材の事を掌る、又祭器、財具、倚子、床子、案等も此寮にて調進す、宮内省の被管に任ず、權頭一人、助一人正六位下、後には六位諸大夫之に任ず、權助一人、大九一人正七位下、少九二人從七位上、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、史生四人、算師四人、寮掌二人、工部二十人、使部二十人、直丁二人、驅使丁、被官に工部ありて工匠、木工、職工、檜皮工、鍛冶工、石炭工等を指揮す

モクジ

木食寺 圓満寺(エンマンシ)を見よ、

モクラ

文目代は才學優長なるものを以て、貴賤を論ぜず、其道に達したる勤能の人を以て補せしめたりき、今昔物語に伊豆守小野五友は傀儡子にて、筆蹟算數以下事務に堪へたるを以て、目代としたること見えたるが如き其一例なり(朝野群載、吾妻鏡、今昔物語、武家名目抄)

モズ

年遂に持筒組をも廢したり(定例別録、明良尊錄、古事類苑官位部)

モクア—モクカ

る人之を結ぶを髪上げといひしが、髪著の毛起りてより、遂に髪上げの稱は廢れたり、蓋し髪著の時、髪も同時に結ぶがゆゑなり、なほ此式は、専ら摺神家のみ行はれて、武家には之を行はざりしがことし(古事類苑禮式部)また書に見えたるは、鎌倉時代の初期に限られしを思へば、其以後は衰頽したるものなり、

モクア

性温(シヤウマン)を見よ、モクカウノモン 木瓜紋 紋所の名、モツカウと訓み、朝顔の音にて、木瓜の音にあらざるを、後に訛りたるなり、御旗朝顔に朝顔の紋のあるより起れりとも云ふ(モカウ、クワノモン)参看)朝倉家譜に、朝倉氏の先祖日下部高清射をよくす、源頼朝感嘆し所領を賜ひ、御旗の紋を下されしより、三ツ木瓜(木瓜を三ツ、三角形にふがきたるもの)を家紋とする由見えたり(奥州二本松の丹波氏また用ふ)是にれば朝顔より來れる者の如し○織田氏の木瓜用ふるは、諸家系圖纂に、始め織田氏の義祖軍忠によりて、朝廷より瓜の紋を賜はりしも、中頃漸ありとて之を用ひざりしが、勝久越前の賊徒を征して歸陣の時、勳功を賞し、御前に召して熟瓜を賜ひ、以て家紋となさしむ、又一説に、信長の父信秀軍功に依て將軍より賜はりしとも云ふ、爾來用ひて織田氏の紋となす由見えたり、是に據れば、木瓜に起因するが如し、肥前大村氏、上野館林の秋元氏之を用ふ○庵木瓜、庵の中に木瓜を畫きたるもの、日向飯肥の伊東、備中岡田の伊東、下總小見川の内田諸氏之を用ふ○やまがたに木瓜、山の形を爲したる下に畫きたるもの、備中の伊東氏また用ふ○割木瓜、木瓜を横に切りたる上部のみを畫きたるもの、柳生氏之を用ふ○堀田木瓜、丸の内に木瓜を畫にたるもの、下

モクジ

總佐倉の堀田、下野野の堀田、近江宮川の堀田諸氏家紋とす○石持木瓜、木瓜を横にしたるもの、上總久留里の黒田氏之を用ふ(武鑑、華族諸家傳、諸家紋鑑)

モクラン

木蘭 襲の色目の名、表裏、裏黒なるもの、雜時の襲色に用ふ、カサチノイロメシの挿繪參看(重色目)

モクレーウ

木工寮 名備、コダクミノツカサとも訓む、唐名將作監所、二條ノ南大宮ノ東、備前宮殿の警作採材の事を掌る、又祭器、財具、倚子、床子、案等も此寮にて調進す、宮内省の被管に任ず、權頭一人、助一人正六位下、後には六位諸大夫之に任ず、權助一人、大九一人正七位下、少九二人從七位上、大屬一人從八位上、少屬一人從八位下、史生四人、算師四人、寮掌二人、工部二十人、使部二十人、直丁二人、驅使丁、被官に工部ありて工匠、木工、職工、檜皮工、鍛冶工、石炭工等を指揮す

る人之を結ぶを髪上げといひしが、髪著の毛起りてより、遂に髪上げの稱は廢れたり、蓋し髪著の時、髪も同時に結ぶがゆゑなり、なほ此式は、専ら摺神家のみ行はれて、武家には之を行はざりしがことし(古事類苑禮式部)また書に見えたるは、鎌倉時代の初期に限られしを思へば、其以後は衰頽したるものなり、

る人之を結ぶを髪上げといひしが、髪著の毛起りてより、遂に髪上げの稱は廢れたり、蓋し髪著の時、髪も同時に結ぶがゆゑなり、なほ此式は、専ら摺神家のみ行はれて、武家には之を行はざりしがことし(古事類苑禮式部)また書に見えたるは、鎌倉時代の初期に限られしを思へば、其以後は衰頽したるものなり、

る人之を結ぶを髪上げといひしが、髪著の毛起りてより、遂に髪上げの稱は廢れたり、蓋し髪著の時、髪も同時に結ぶがゆゑなり、なほ此式は、専ら摺神家のみ行はれて、武家には之を行はざりしがことし(古事類苑禮式部)また書に見えたるは、鎌倉時代の初期に限られしを思へば、其以後は衰頽したるものなり、

る人之を結ぶを髪上げといひしが、髪著の毛起りてより、遂に髪上げの稱は廢れたり、蓋し髪著の時、髪も同時に結ぶがゆゑなり、なほ此式は、専ら摺神家のみ行はれて、武家には之を行はざりしがことし(古事類苑禮式部)また書に見えたるは、鎌倉時代の初期に限られしを思へば、其以後は衰頽したるものなり、

モズノミミハラノナカノミササキ

吾鳥耳原中陵 仁徳天皇の御陵、土俗に大山陵と云ふ、和泉國泉北郡柳井村に在り○西南面に在り、前方、後圓、高さ五丈、四圍に障あり、三百三十餘丈、兆城東西三町、南北二町、陵戸五烟を置く(延喜式、山陵志、禮樂志、陵墓一覽)

モズノミミハラノミナミノミササキ

吾鳥耳原南陵 履中天皇の御陵、和泉國泉北郡神石村大字上石津に在り○前方、後圓、四圍に障あり、兆城方五町、高さ九丈六尺、周圍三百八十二丈、障の周圍五百三十丈、陵戸五烟を置く(延喜式、山陵志、禮樂志、陵墓一覽)

モチガユノセツク

餅粥節供 正月十五日小豆粥に餅を加へて、祝食するを云ふ、世風記に「正月十五日煮小豆粥、爲天狗、祭庭中案上、則其粥凝時向東方、再拜長跪腹之、終年無疫氣」とある故事によりて、此儀はおこれり、又一説に高辛氏の女、正月十五日菴中にて死す、其魂道路にさまよひて、行人を惱ませり、平生粥を好みたるを以て、此日粥を煮て之を祭れば禍なしとて、此儀はじまれりともいへり、一に小豆粥節供と云ふ、公事根源には御粥を献すること載せ、且つ宇多天皇の寛平年中に始まれる由見えたり、畢竟支那崇拜時代に行はれ

モズノ—モチガ

モチツツガシラ

持小筒組頭 江戶幕府の職名、小筒を持して守備を掌る、老中の支配、千石高とす(國原清胤文久三年正月始めて之を置く、慶應二年に至り、持小筒組頭を撤兵頭、持小筒組を撤兵と改稱す、同三年、撤兵奉行並を置き、撤兵頭、同並、差廻役頭取等を管せしむ、後ち倉橋但馬守を以て撤兵奉行と爲す(官制沿革略史)カシラ)を見よ、

モチツツジ

羊躑躅 襲の色目の名、藻鹽草、胡草抄には、表裏、裏紅、雜事抄には、表薄色、裏濃蘇芳といへり、

モチノカシラ

持之頭 江戶幕府の職名、持弓頭持筒頭の總稱なり、將軍の弓鏡砲を預り、陣中にては將軍の左右に備へ、旗本を警衛し、平時は江戸城本丸の中門、四丸の中仕切門、二丸の銅門等に勤番し、元禄以前は火附盜賊改にも出役したり、若年寄の支配、千五百石高(はじめは役料を給したり)菊間數居詰とす○号筒の兩組に分ちてまた各數組あり、持弓頭、持筒頭ありて之を總へ、與方同心之に屬す、其數一定せざれども、大抵一組に與方十騎、同心五十五人迄を限度とせり、與方は八十石高にして、同心には三十俵三人扶持を給す、四丸にもまた持弓頭持筒頭各一人あり、與方同心之に屬すること本丸のごとし(國原清胤元和九年六月はじめて四人をおき(号一組、筒三組)寛永九年六月増して七人となす(号三組、筒四組)爾後時によりて増減あり、安政六年の武鑑には持弓頭三人、持筒頭五人ありしが、文久二年持弓組を廢して持筒組に合し、慶應二

モチコ—モチノ

年遂に持筒組をも廢したり(定例別録、明良尊錄、古事類苑官位部)

モチヒトワウ

以仁王 名備三條宮又は高倉宮と稱す、後ち自ら最勝親王といふ(國原清胤後白河天皇の第二皇子、御母は藤原成子、權大納言季成女)國原清胤にして聰慧書を能くし、音律に達し、また笛に巧なり、才名夙に著はれ、人頗る望を屬す、然れども母貴龍にあらざるが故に愛せられず、親王となるを得ざりしかば、居常鬱々として樂まざりき、永萬元年密に大宮第に冠す、時に少納言宗綱(姓關)よく人を相したりしが、一日王に見え、大王當に大位に昇るべし、望を天下に絶つべからずといひしを以て、竊に喜べり、會々源賴政、平氏を斃さんことを謀り、治承四年四月遂に王を奉じて謀主と爲す、王仍て自ら最勝親王と稱し、撤を諸國の源氏に傳へて兵を集む、而して其撤令旨と稱す、幾もなくして謀洩る、延禧以仁の名を改めて源以光と爲し、土佐に流さんとす、王即ち賴政と共に園城寺に入り、平氏の軍を防ぎしと雖利なく、將に奈良に走らんとて、光明山鳥居前に至り、流矢に中りて薨す、年三十一(大日本史)

モチヤリ

持鐘 己が持料の鐘を云ふ、其鐘を智鐘と云ひ、足輕の料に數多持たするを數鐘と云ふ、大開記に御持鐘と見えしを初見とす(武家名目抄)

モチユミガシラ

持弓頭 持之頭(モチノカシラ)を見よ、

モチリ

長脚讀(サスマタ)の條を見よ、

モチクワン

沒官 王朝時代の刑名、謀反及謀太逆の人の父子、もしくは家人、資財(奴婢は資財の中に攝す)田宅及び彼此俱罪の贖、及び犯禁の物、

モチヒ—モチク

モツシ

もしくは人の盗みたる倍贓等を官に没収するをいふ、彼此俱罪の賦とは、枉法賦、不枉法賦、受所監...

モツシウ

没収 鎌倉室町兩時代の刑名、罪人の動産、不動産等を幕府に没収するをいふ、領地を没収すると、田宅資財を没収するとの別あり、領地を没収するを召放所領とも、收公所帯とも、改易所帯とも、關所ともいふ、罪の輕重により、十分一、十分五、全部、幾所等を没す、田宅資財も亦、其一を没し、もしくは共に没し、或は單に一部を没する等の差あり、なほ王朝時代には、没官(モツシウ)

モトヲ

モトヲリノリナガ 本居宣長 名譽幼名富之助、通稱彌四郎、後ち健藏、春庵、中衛等と改む、幼名榮貞、後ち宣長と改む、鈴屋と號す、私に隘して、秋津彦美豆櫻根大人といふ、素直小津定利の二子、兄定治の嗣となりて家を嗣ぐ、後ち本姓本居に復す、母は村田豊商の女勝子、享保十五年五月伊勢國飯高郡松坂に生る、寶曆元年入洛して



(載所集全長宣居本)

儒學を畑山に學び、四年また武川幸順に就きて小兒科の醫術を學びしが、七年歸國して醫を業とす、十一年はじめて賀茂真淵の門に入りて古學を研鑽し、明和元年古事記傳の稿を起す、既にして同六年真淵歿してより、古人を師として、身を學事に委れ、名聲漸く著る、寛政六年紀伊治寶の召に應じて紀州に赴き、古書を進講したりしが、此時典醫師の列に加へられ十人扶持を賜ひ、享和元年奥詰に進む、時に宣長の名聲天下に振ひ、刺を通じて門下に列するもの甚だ多く、此年京都に遊びし時のこと、公

モトヲ

卿等争うて其旅館を訪ひ、講義を聴聞すること、殆んど連日に亘れり、九月病に罹り、二十九日歿す、年七十二、伊勢國松坂山室山に葬る、後ち門人等墓側に山室山神社を建て、これを祭る、明治十六年正四位を贈らる、宣長學問博識、識見卓絶にして、當時其右に出づるものなかりき、また夙に天下の酒々たる儒者流が、内外本末の辨を講れるを慨き、之を矯正せんと欲して餘力を遺さず、其嘗て京都にあるや、時の攝政の命によりて馭戎假言を進呈したり、これ尊内卑外の意を明辨したるものなり、直日靈、玉櫛、玉鉞千首等は、我が國神ながらの古道を發揮したるものなり、玉匣別記二冊、藩侯の寵遇を辱し、國政を諮詢せられし時に上りし意見書なり、凡て此等諸書の議論は、當時の弊風を救ふに與りて尤も力ありき、其他古書の注釋、文法音韻等の著述等、先人未發の說紛ならず、特に其學生の大業たる古事記傳は、考證精確、識見卓絶にして、能く千古の疑義を斷じ、以後後人をして闇夜に燈光を得たるがごとくならしむ、其効實に偉なりといふべし、我古史を研究する關論は、此書を措きて他にあらずといふも、決して過言にあらずなり、宣長また從來國學者と稱せられし者が、和歌者流と黨を分ちて相輕侮し、甚しきは、氷炭相容れざりしを陋とし、利山蹈の内

宣長

(署自長宣)

に歐學と國學と、互に關係する處あるを論じたるより、大に學者を感發せしめ、國學者も歌文を兼習し、和歌者流もまた歴史法制等の一斑を窺ふこととなり、以て兩者を調和するに至りしは、事小なるに似て、其實大に文學の進歩に關係あるものなり、而して宣長の、全力を注ぎたるは、古道の闡

モノイミ

物忌 齋戒(サイカイ)を見よ、モノイミ 物忌 齋戒(サイカイ)を見よ、預かる童男女を云ふ、童男は宮守物忌、又大物忌

モノサ

モノサ 物指(度、尺) 名 舊物の長短を量る器具、物を指し度して、長短を度るの義なり、略して單にサシともいふ、原語薩上代は手を以て物の長短を度りたり、即ち兩手を延ばしたる廣さを尋といひ、大指と中指とを擡げたる廣さを咫といひ、物を握みたる四指の廣さを握といへり、而して尺度を用ふるに至れるは、何時なりしか詳かならざれども、支那朝鮮との交通開くるに及びては、其渡來したること想像なきにあらざるを以て、之を使用せることも、早くよりの事なるべし、尋で孝徳天皇の大化の詔を按ずるに、布帛の長さを記して丈尺等の名あり、此時用ひたるものは即ち高麗尺なりき、大寶令の制に至り、大尺小尺の二種を設け、大尺は田穀銀銅を度るに用ひ、其他は小尺を用ひしむ、而して十分を寸とし、十寸を尺とし、小尺の一尺二寸を、大尺の一尺と爲したり、大尺は所謂高麗尺にし

モノサ

て、小尺は唐の大尺即ち曲尺なり、なほ此時の制、銅造の様式を、大藏省及び諸國司に給し、官私用ふる所の度量器をして、毎年省國に就きて題印を受けしめ、然る後ほじめてこれを使用するを聽せり、元明天皇の和銅六年に至り度量を改め、今の小尺を以て大尺となし、其六分五の尺を以て小尺となす、尋で桓武天皇の延暦十七年の勅に、度量權衡先に定制あり、平校して行ひ用ふ、亦令條に具す、然るに所司怠慢にして、曾て遵行せず、大小意に任せ、輕重人に由る、收納濫多、盡害尤も甚し、自今以後宜しく此弊を改めて、升尺の類は、大藏省に就き、法によりて平校し、永く好源を絶つべし、もし此制に違はざれば、科に置けり、以て當時度制の亂れたりしを知べきなり、延喜式の制、官私悉く大尺を用ひ、只魯量を測り湯藥を合するにのみ小尺を用ふとあるは、恐らくは和銅の改定に出づるものならん、なほ交替式によれば、度量權衡は、朝集使に附け、大藏省に就いて依均平校し、官に申して領下するの定めなりき、而して權大納言難波宗建撰する處の養老の大小尺といへるもの、大は曲尺と同じく、小は曲尺八寸三分四厘弱あり、八寸三分四厘弱なるは、即ち唐の小尺にして、和銅以來本朝亦小尺と爲すものなり、また土御門家に永承の鐵尺を藏す、蓋し尺範なり、俗に三種尺といふ、表に二尺を刻す、短きは今の曲尺と同じ、長さは曲尺の一尺二寸五分八厘、裏にまた一尺を刻す、曲尺の一尺二寸なり、一尺二寸なるは、今の度地尺にして、後世裁縫に供し、吳服尺と稱するものにして、一尺二寸五分八厘なるは、後世餘尺と稱するもの、當に此尺なるべし、然れども餘尺は曲尺一尺二寸五分を以て一尺と爲す、蓋し後世曲尺に依準してこれを改めしならん、以て當時既に曲尺

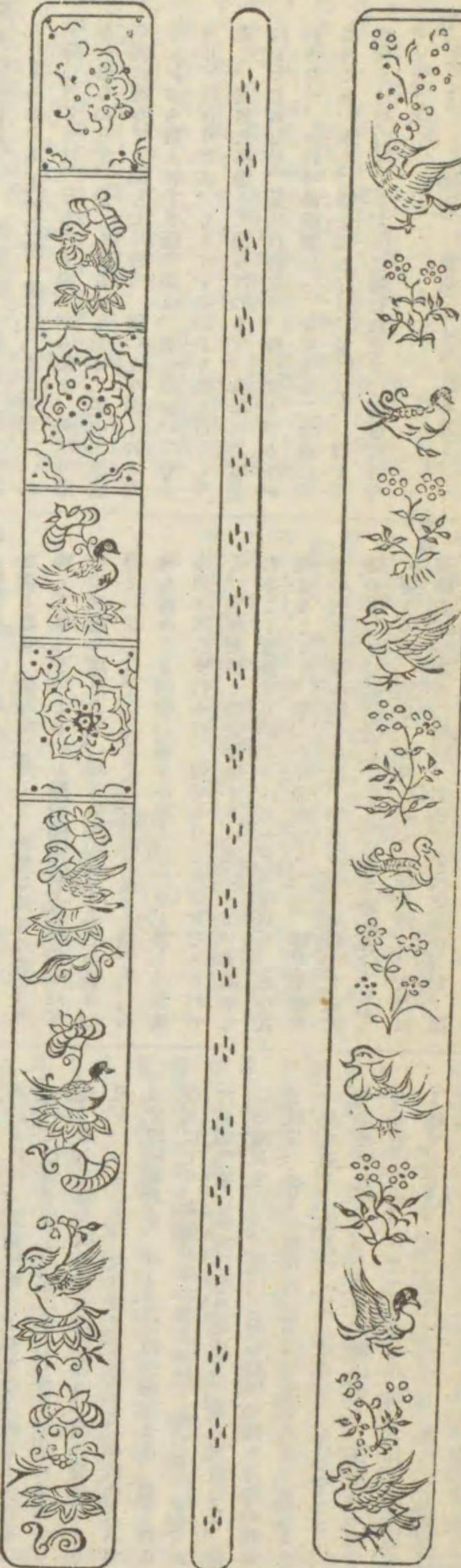
明にありしを以て、歌を詠じ、文を屬するが如きは、意を至したる所にあらずれども、その歌文を檢するに、詞藻富麗、筆力雄健なるもの多し、要するに宣長は國史國文國語神道の各方面に於て、これを大成したるものと稱すべきなり、門人門人帳を檢するに四百八十八人あり、就中、藤井高尚、本居大平、服部中甫、渡邊重名、石原正明、横井千秋、齋藤彦廣、黒澤翁滿、細井貞雄、植松有信、伴信友、平田篤胤(以上二人歿後の門人)等尤も著る、國史古事記傳、直日靈、神代正語、鉗狂人、取戎假言、歷朝詔詞解、玉の小櫛、てにをば組鏡、言葉の玉緒、字音假字用格、管笠日記、玉勝詞、玉匣、臣道、國號考、眞曆考、玉鉞千首、鈴屋集等數十部(鈴屋屋翁略年譜、鈴屋門人録、本居宣長翁傳、國學院雜誌、本居宣長翁著書問題、日本文學史)

モノシゲトウ

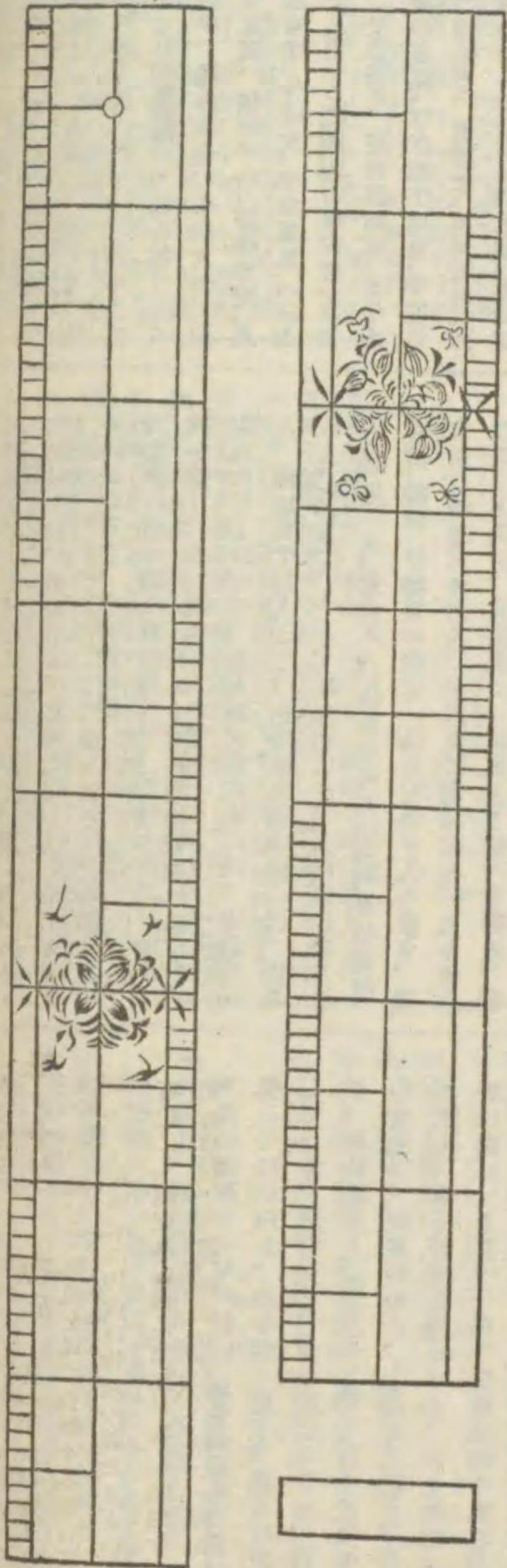
本重藤 握り上を二所藤したる弓をいふ、大將の持つ所なり、貞丈雜記に、「二所藤にするとは、うらはずのかぶら藤と、矢すり藤をば黒くぬらす、白くして置くを云ふ、其の二所藤の間は藤をすき間もなく巻て、藤の上を黒くぬるなり(かぶら藤と矢すり藤の間は、五分程おいて巻くなり)にぎり下は、もとはすのかぶら藤も白くして置く、其外九所巻きて藤をばぬらす、九所は九曜星にかたどるなり、是れ口傳なり、弦はせきづるをかけるなり、また弓馬放實に、「にぎり上を二所藤にする弓の事、本しげ藤と云ふなり、是れは人に寄りて斟酌する弓なり、ただ人は持たぬなり、秘事の弓なり」とあり、

モノサ

(尙古圖錄所載) 法隆寺所傳、鏡牙尺、曲尺九寸八分弱



東大寺正倉院
所傳天平尺
按其一尺當曲
尺九寸七分八
釐



モノナリ

物成

其の年に田畑よりの産出物をいふ、轉じて物成を以て貢納する場合には年貢を云へり、和調粟に物成は物産の義なりといへり、發輪軍記に「關東八ヶ國に上杉召抱の城四十二ヶ城也、其外陣屋と名添、物成取立所、廿三ヶ所有之候へ共云々」と見え、續撰清正記に「噲へば、千石にても五百石にても、其者に相當りたる郷の高を、代官より書出させ、物成の多少、地の上下をかくして、高計御覽ありて、それらに下行有たり」と見えたり、室町時代の末年戰國の頃よりして此稱呼起りたるものならん、江戸時代に入りては、一般に用ひられたりき、また此時代には、物成を詳記したる帳簿を成箇郷帳と呼びたり、ナヤカ參看(牧民金鑑、大日本租稅志)

モノノベウチ

物部氏

神別、朝臣姓、連姓、首姓、無姓あり、又依羅朝臣、依羅連、多藝宿禰、多藝連、匝理宿禰、志陀連、中原宿禰、射園連、肩野連、飛鳥連等の姓あり、并に河内に貫す、無姓は左京及び河内和泉に、肩野連は左京に貫す、饒速日命、天神の命を受けて、大倭島見白庭山に至り居る、神武天皇の東征に及び帥依歸順す、其子可美眞手命天物部を率ゐて、賊を討ち亂を平ぐ、天皇用ひて殿内に宿衛せしむ、之を足尼と謂ふ、垂仁天皇の時大新川十千根始めて姓物部連を賜ふ、其子瞻昨宿禰、仲哀天皇に從て西征す、其五十琴宿禰伊富那履中天皇の世大連となる、これより世々大連となり、門族甚盛なり、世に物部八十氏と云ふ、曾孫守屋崇峻天皇の時力めて佛教を排し、大臣蘇我馬子と隙あり、終に其滅す所とな

モノナ モノノ

を以て常用尺となし、以後變更する處なし、故に小尺のごときは、後世漸く廢絶するに至れり、江戸時代に至り、曲尺に四種あり、所謂享保尺は徳川吉宗が、度法に詭辨長矩あるを正さんか爲め、博く典籍に考へ、其由来を推究し、紀伊國熊野神社の神庫に藏する所の大寶の尺と稱するものを模造して定むる處なり、念佛尺は、近江國伊吹山に於て、堀り出す處の、念佛塔婆に刻せる尺度を模造するものにして、全く享保尺と同じ、又四郎尺は、中葉の度工又四郎といへるもの、多く木匠用ふる處の曲尺を造る、因て名づく、享保尺より短きこと四厘、折衷尺は寛政享和の際、測量家伊能忠敬、享保尺と又四郎尺とを折衷して作る所にして、又四郎尺より長きこと二厘なりといふ、而して工匠の用ふる曲尺の背に刻する一尺は、表面の一尺四寸一分四厘二毫餘に當る、裏尺と稱す、これ表面の一尺を自乗して之を倍し、平方に開いて得る處、即ち方斜尺なり、なほ曲尺の外、吳服尺、鯨尺あり、前にいへるが如く、吳服尺は曲尺の一尺二寸にして、鯨尺は曲尺の一尺二寸五分なり、而して吳服尺は、専ら裁衣の用に供するに由り、吳服を以て名とし、鯨尺は其はじめ鯨骨を以て製せしにより此名を得たるなり、然れども後には一尺二寸五分のものも以て裁衣の用に供し、吳服尺

モノサ

起原が、並に存するを知るべきなり、それ曲尺は古今の常用と爲す處にして、其名はじめて和名抄に見え、マカリカネと調す、造るに鐵を以てしたれば、金尺といひ、屈折して矩の形を爲し、専ら工匠の用に供するを以て、また大工尺ともいへり(カネサシ參看) 同書また竹量あり、竹にて作る、また曲尺なり、これを要するに、和銅改正以來、大尺(即ち曲尺)を以て常用尺となし、以後變更する處なし、故に小尺のごときは、後世漸く廢絶するに至れり、江戸時代に至り、曲尺に四種あり、所謂享保尺は徳川吉宗が、度法に詭辨長矩あるを正さんか爲め、博く典籍に考へ、其由来を推究し、紀伊國熊野神社の神庫に藏する所の大寶の尺と稱するものを模造して定むる處なり、念佛尺は、近江國伊吹山に於て、堀り出す處の、念佛塔婆に刻せる尺度を模造するものにして、全く享保尺と同じ、又四郎尺は、中葉の度工又四郎といへるもの、多く木匠用ふる處の曲尺を造る、因て名づく、享保尺より短きこと四厘、折衷尺は寛政享和の際、測量家伊能忠敬、享保尺と又四郎尺とを折衷して作る所にして、又四郎尺より長きこと二厘なりといふ、而して工匠の用ふる曲尺の背に刻する一尺は、表面の一尺四寸一分四厘二毫餘に當る、裏尺と稱す、これ表面の一尺を自乗して之を倍し、平方に開いて得る處、即ち方斜尺なり、なほ曲尺の外、吳服尺、鯨尺あり、前にいへるが如く、吳服尺は曲尺の一尺二寸にして、鯨尺は曲尺の一尺二寸五分なり、而して吳服尺は、専ら裁衣の用に供するに由り、吳服を以て名とし、鯨尺は其はじめ鯨骨を以て製せしにより此名を得たるなり、然れども後には一尺二寸五分のものも以て裁衣の用に供し、吳服尺

モノサ

モノ

る、物部氏大に衰ふ、其族榎井石上二氏代々興る、天武天皇十一年物部首連姓を賜ひ、十二年連を改めて朝臣を賜ふ、清和天皇の時、伊豫守摩耶郡の人從七位上劉田首倉繼等、物部連を賜ふ、物部連又天連位命より出づる者あり、是異族なり、首系は、孝昭天皇の皇子彦國押人の裔に出で、又物部首あり、なほ詳しき事は氏族志を見よ(姓氏錄、物部氏考証、氏族志)

殺さる(大日本史)
モヒトリノツカサ 主水司 「シユヌキ」を見よ、
モヒトリノツカサ 水司 「スイシ」を見よ、
モフク 喪服 名義喪中に着用する服をいふ、また凶服とも稱す、其事の人生の大凶たるがゆゑなり、なほ藤衣、色などともいへり、藤衣とは、もと藤葉を以て織りたるが爲なるべく、色とは、常服と色を異にせるが故なるべし、(衣類) 錫紵あり、素服あり、諒闇の服あり、心喪の服あり、錫紵は、天皇が、二等以上の親屬の爲めに著し給ふ所なり、錫紵は、布を治めて滑らかならしむるをいひて甲服なるを、吾國にては、淺黒色の名とし、淺黄の細布にて製したる開腹の御袍を錫紵といひて、素服となし、之を尋常の御衣の上に製し、即時に之を脱し給ふなり、素服は凶服の汎稱にして、上古は白布を用ひしがごとし、而して諒闇の時に、天下素服といへるは、列采(五方正色)の衣を去るのみにて、令に、天皇本服三等以下、及び諸臣の爲めに、帛衣を除くの外、雑色を通用すといへるの類か、素服後には黒布を用ひ、更に轉じて袴あり種なき短衣となり之を吉服に製し、或は之を諒闇の服に掩ひ、纒に著して、即ちこれを除くに至る、諒闇の服は、即ち諒闇に用ひる服にして、天皇は錫紵を脱して、侍臣と共に之を着し給ふ、其袍は纒袍にて、また開腹なり、臣下は或は純色を用ふ、心喪の服は、諒闇の服を脱し、一周の間著する所にして、緑色の綾の冠、綾の袍を用ふ、心喪とは心に哀戚を懷きて、凶服を著す、唯用服と麻履麻帶を加ふることなれど、吾國にては、これまた一の凶服の名たりしなり、而して

モヒト

モフク

後、文中にも、喪服を着けたる、と見え、孝徳天皇の大化改新の詔にも、墓を作る制等はあれど、喪服のことなし、されど萬葉集卷二、高市皇子の廣宮にて、柿本人麿の詠じたる長歌の中に、「吾大君皇子の御門を、神宮にそひまつりて、遣はし、御門の人も、白妙の麻衣きて云々」とあれば、葬時には白色の麻布を用ひたりしこと明らかにて、やがてこれ喪服に當れるものなるべし、天智紀にも、「皇太子喪服稱制」とあり、此頃には既に喪服の制も定まり居たりしものならん、尋で大寶の令制に至り、天皇は本服二年以上親喪の爲めには錫紵を着し、三等以下及び諸臣の喪の爲めには、帛衣(白練衣)を除くの外、雑色を通用すと規定せられたり、而して桓武天皇が、延暦八年十月二月皇太后高野新笠の崩し給へる時、錫紵を着し給へることあるを、天皇御の初見と爲す、これより次第に喪服の制行はれ、遂に諒闇の服、心喪の服等を定むるに至り、近代まで、朝廷にては、其制を用ひたり、武家にては、鎌倉幕府にては素服を用ひたること、吾妻鏡建久十年六月卅日の條に見えたり、其制詳ならず、室町幕府また將軍家にては素服を用ひたること見ゆ、此時には朝廷の喪服に倣ひたるものなるや疑ひなきも、其他の諸大名等に至りては、散見する所なし、江戸時代には、特種に喪服の制を設けたることなかりき、故に葬式の當時、男子は麻上下長上下熨斗目上下(熨斗目は鐵色にあらざる無地を用ふ)等を着し、女子は専ら白無垢の衣に白の帯を用ひたり、維新の後、洋式に倣ひ、洋服には左胸帽子、釧等に黒布を纏ふこととなりたれど、和服に至りては、平服と異なるなし、「モ」アツキ」リヤカアン」參看(書紀、續紀、金義解、古事類苑禮式部徳川盛世錄、皇典講究所講演「服忌の説」)

モミチヤマ 紅葉山 江戸城内、西丸と本丸との間に在る小丘をいふ、また楓山とも書す、元和四年三月、徳川家康の廟を構へてより以來、歴代將軍の靈廟みな此地に在り、毎年四月七日は家康の忌日なるを以て、將軍は必ず、紅葉山の東照宮靈廟へ參詣す、これを紅葉山御社參と唱へ、幕府年中行事の一たり、其式朝五ツ時供揃、徒士麻上下にて先に進み、次に小十人、納豆烏帽子、素襖、次に書院番、小性組、次に小性、大紋、次に御納戸(布衣)、次に將軍の乘輿にて、輿は銜色網代の揚輿にて、これを昇く者は皆小素襖を着く、左右には若年寄側衆等從ひ、次で行列奉行、目付、隨身二十人、香持、傘持、臺持、槍持は皆白丁なり、三家及び加賀前田、越前松平家并に其連枝、溜詰、詰代大名四品以上在府の分悉く豫參す、而して他將軍の忌日には、多く代參せしめたり、(徳川實紀、續徳川實紀、風俗畫報、幕府年中行事)

此服は、後世に至り諒闇の服と同一なりといふ説もありて、其別も明かならず、なほ喪服を着するに付きて大に異なるものは、神官僧徒の喪に遇ふなり、神官ははじめより凶服を着けざるもあり、著けて即ち脱するもあり、僧徒は禪服の外は服せざるを例とす、又婦人の服は、男子に似たるものなれど、或は凶服の帯のみを用ひて服に代ふることあり、總べて喪服は、飾を去るを以て主と爲し、束帯衣冠等の類、襷紙青鈍等の色を用ひ、其濃淡を以て喪の輕重を表し、冠は無文を用ひて、或は繩を以て纏とし、或は纒を巻き、袴衣の尻は長く乗る、を以て例とす、其餘牛角の帶黒骨の扇など、都て華美を避くることにて、乗車及び鞍馬具に至るまで、皆然らざるはなし、○除服は喪服を除くをいふ、古くは河原に出で、解除するを當とすれども、門前に於てするあり、家内に於てするありて一ならず、中古以來は、官人は除服の宣下を待ちて出仕すれども、或は宣旨を待たずして出仕せし例なきにあらず、而して父母の喪には、例に後れて除喪し、父現在の時、母の喪にあれば、早く除服することありき、(聖德太子傳) 仁德天皇紀四十二年正月の條に、天皇の崩をきいて、新羅王驚悲し、調船を上りたることをいへる條に、「泊于難波津、則皆素服之、悉捧御調」とあれど、素服したるは新羅人なれば、また證とするに足らず、なほ武烈紀に、神羅臣が死したる時、其影影か敷きてよみたる歌に、「供物の米、水などを手に持ち、泣きつゝ行く状をいへるなど、やゝ哀しきこと知らるるなり、(聖德太子傳) 仁德天皇紀四十二年正月の條に、天皇の崩をきいて、新羅王驚悲し、調船を上りたることをいへる條に、「泊于難波津、則皆素服之、悉捧御調」とあれど、素服したるは新羅人なれば、また證とするに足らず、なほ武烈紀に、神羅臣が死したる時、其影影か敷きてよみたる歌に、「供物の米、水などを手に持ち、泣きつゝ行く状をいへるなど、やゝ哀しきこと知らるるなり、

モノ

モミチヤマ 紅葉山 江戸城内、西丸と本丸との間に在る小丘をいふ、また楓山とも書す、元和四年三月、徳川家康の廟を構へてより以來、歴代將軍の靈廟みな此地に在り、毎年四月七日は家康の忌日なるを以て、將軍は必ず、紅葉山の東照宮靈廟へ參詣す、これを紅葉山御社參と唱へ、幕府年中行事の一たり、其式朝五ツ時供揃、徒士麻上下にて先に進み、次に小十人、納豆烏帽子、素襖、次に書院番、小性組、次に小性、大紋、次に御納戸(布衣)、次に將軍の乘輿にて、輿は銜色網代の揚輿にて、これを昇く者は皆小素襖を着く、左右には若年寄側衆等從ひ、次で行列奉行、目付、隨身二十人、香持、傘持、臺持、槍持は皆白丁なり、三家及び加賀前田、越前松平家并に其連枝、溜詰、詰代大名四品以上在府の分悉く豫參す、而して他將軍の忌日には、多く代參せしめたり、(徳川實紀、續徳川實紀、風俗畫報、幕府年中行事)

モミチヤマ 紅葉山 江戸城内、西丸と本丸との間に在る小丘をいふ、また楓山とも書す、元和四年三月、徳川家康の廟を構へてより以來、歴代將軍の靈廟みな此地に在り、毎年四月七日は家康の忌日なるを以て、將軍は必ず、紅葉山の東照宮靈廟へ參詣す、これを紅葉山御社參と唱へ、幕府年中行事の一たり、其式朝五ツ時供揃、徒士麻上下にて先に進み、次に小十人、納豆烏帽子、素襖、次に書院番、小性組、次に小性、大紋、次に御納戸(布衣)、次に將軍の乘輿にて、輿は銜色網代の揚輿にて、これを昇く者は皆小素襖を着く、左右には若年寄側衆等從ひ、次で行列奉行、目付、隨身二十人、香持、傘持、臺持、槍持は皆白丁なり、三家及び加賀前田、越前松平家并に其連枝、溜詰、詰代大名四品以上在府の分悉く豫參す、而して他將軍の忌日には、多く代參せしめたり、(徳川實紀、續徳川實紀、風俗畫報、幕府年中行事)

モミチヤマ 紅葉山 江戸城内、西丸と本丸との間に在る小丘をいふ、また楓山とも書す、元和四年三月、徳川家康の廟を構へてより以來、歴代將軍の靈廟みな此地に在り、毎年四月七日は家康の忌日なるを以て、將軍は必ず、紅葉山の東照宮靈廟へ參詣す、これを紅葉山御社參と唱へ、幕府年中行事の一たり、其式朝五ツ時供揃、徒士麻上下にて先に進み、次に小十人、納豆烏帽子、素襖、次に書院番、小性組、次に小性、大紋、次に御納戸(布衣)、次に將軍の乘輿にて、輿は銜色網代の揚輿にて、これを昇く者は皆小素襖を着く、左右には若年寄側衆等從ひ、次で行列奉行、目付、隨身二十人、香持、傘持、臺持、槍持は皆白丁なり、三家及び加賀前田、越前松平家并に其連枝、溜詰、詰代大名四品以上在府の分悉く豫參す、而して他將軍の忌日には、多く代參せしめたり、(徳川實紀、續徳川實紀、風俗畫報、幕府年中行事)

モン

つ諸門を造らしむ、朱雀、皇殿、殿、美福、安嘉、俣、漢、待賢、陽明、達智、諫天、郁芳の十二門、これなり、是に於て始めて門に名あり、弘仁九年、嵯峨天皇詔して諸殿門に扁額を懸けしむ、門に扁額あると、また此に始まる、既にして八足門、四足門、棟門、上土門、藥醫門、釘貫門の制あり、後ちまた唐門の制あり、尋で延長の頃佛寺に鳥居門を建てしとみえ、同六年に大和長谷川水溢れし時、長谷寺の鳥居流失せしとあり、嘉承二年に至り、臣下は平門を以て限と爲し、八足門、四足門、棟門は悉に造るべからずと制したり、門の制を立つる事茲に始まる、永仁二年僧忍性攝津四天王寺の鳥居門を改造し、始めて葦葺を造る、降りて天授五年(北朝康暦元年)將軍足利義滿、武人第宅の制を定め、その親族及び重職の者は上土門を建て、その他は冠木門又藥醫門、平門を建てしむ、後花園天皇の御宇、摺紳の門を造るに舊制を遵守せず、或は四足門或は棟門を建て、天正元年織田信長兵馬の權を棄てり以來、上土門を造ること漸少く、後ち遂に廢す、これより武人上土門に代るに五并の棟門を以てせり、徳川家康江戸に幕府を開くや、諸大名各邸宅を江戸に建て、その之を營むや、織田氏以來の制に依る、而して門の左右に、伏舎を置く、之を門番所といふ、或は門の左右に長屋を作る(長屋を或は多門といふ)、之を長屋門といふ、後ち赤くするなり、黒くするなり、民庶の家屋に至ては、長屋門を造るを許さず、然れども初め武人にして、後ち平民に伍する者は、長屋門を造るを許す、後には平民も亦漸之に倣ふ、○なほ江戸時代、江戸城門は凡て三十六あり、其名及び警衛の制の如きは、江戸城門に各門の條に擧げ、また諸大名の邸門は、挿繪に載せられたり、并に就きて見るべし、後世外國の關の及ぶに及ばず、人成は

モン井—モンジ

門を建つるに、外國の風に倣ひ、巨柱を左右に立て、これに門扉を著くるものあり、明治に至り、益々外風を模するもの多きこと、人の知れることし、八足門、四足門(八柱及び四柱の門なり)、棟門(棟を上げたるもの)、平門(二柱を立て、上に届あるもの)、上土門(門の屋の上を、石灰にて塗りたるもの)、アサツチモン(參看藥醫門、巨棟を左右に立て、門となしたるもの)、釘貫門(釘を以て打付けたるもの)、唐門(屋上に唐破風を設け、門扉も亦支那様なるもの)、冠木門(今の制に同じ)、中門(邸内に設けたる門、大門の内庭より、寢殿の前庭に入るべき門)、屏中門(ヘイサエウモン、參看樓門、樓を造りたるもの)、櫓門(櫓を作したるもの)、ヤグラ(參看土門、左右を築地にして、尾根なきもの、内裏の上東門を東の土御門、上西門を西の土御門といひしも、これが爲なり)、五門(屋上を五葺にしたるものにして、別に制あるにあらず)、貫戸門(屏竹篋を打ち付けたるもの)、鐵門(屏竹篋の筋鐵を渡し角鐵具などしたるもの)、鐵石門(鐵門のこと)にして、金具を餘石にしたるもの)、城門(城廓の門、大手にある大手門、搦手にある搦手門といふ)、鳥居門(主として神社に用ふ、トトリキ、參看等あり、挿繪を見よ)、また邸宅の正面にある表門、裏口にある裏門、脇にある脇門と汎稱せり(古事記、書紀、工藝志料、家屋雜考、要覽辨志、青標紙)

モン井 門院 女院(ニヨキン)を見よ、

モンガク 文覺 遠藤盛道(エンドウモリトウ)を見よ、

モンジャウ 問狀 鎌倉室町兩時代訴訟の時、原告の訴狀に對して、被告に陳辯すべきことを要すべしとす(御教書と云ふ、之を陳辯時代にては問狀御教書と云ふ、室町時代にては問狀御教書とも同)

モン

狀奉書といふ、貞永式目、「帶問狀御教書」致三張藉事、右就訴狀被下問狀者定例也、而以三問狀致三張藉事、奸濫之企、難通罪科、所申爲三問狀之傳事、給三問狀事一切可被停止云々」とあり、左に問狀御教書の一例を示す、

豐後國御家人石田四郎守國申、當國野上村地頭職事、書狀別に書遣之、于細具狀、早可令辨申之狀、依仰執達如件、

正嘉元年閏三月二十四日 武藏守(花押) 陸奥守(花押)

モンジャウセ 文章生 「モンジャウハカセ」を見よ、

モンジャウトクキヤウセ 文章得業 生 「モンジャウハカセ」を見よ、

モンジャウハカセ 文章博士 參看大學生の被賞、唐名翰林夫人、又は翰林學士、道及び詩文を掌る、定員二人從五位下、下に文章得業生、文章生あり、相當官、起原清華、始め詳ならず、續紀養老五年正月の條に文章博士從五位上山田御方等四人あるを初見とす、天平二年正七位下の官となし、弘仁十二年從五位下の官となす、次で仁明天皇承和元年紀傳博士及び得業生を停め、文章博士一人を加へて二人と定む、此後文章博士に紀傳道を掌るに至れり、故に後には文章博士を紀傳博士とも唱へしことあり、文章得業生は二人、文章生は二十人にして、文章生は續紀天平二年三月曲水宴の條に初めて見えたり、天平二年勅して雜任及び白丁を撰りて文章生となす、弘仁十一年其家子弟の詩賦に長ずる者を取て之に補す、其業進むものは式部省にて試験し、及第したるものを博士となし、後士の秀なるものを秀才となす、後士五人、秀才一人となす、天長四年

モン

を大學寮にて、史記漢書中五條を試問し、三條以上に通じたるを及第とし、擬文章生となす(又略して擬生と云ふ)、擬生を宣旨によりて、式部の輔、問題を出して詩を作らしむ、及第したるものを文章生となす、この試験を省試と云ひ、出題の博士を問博士と云ふ、文章生をまた文人とも進士とも云ふ、文章生の試問に及第したるものを文章得業生と云ふ、又秀才とも云ふ、得業生は方略宣旨を蒙りて、方略策の論文を出し、及第したるものを博士とし、叙位任官せらるゝなりき、實舉(コウコ)參看(三代格、類聚國史、日本紀略、令義解、本朝文粹、職原鈔、桂林遺芳抄、職官志、文章博士紀傳博士考)

モンジャク 問籍 朝廷にて、宿直勤番の瀧口が、姓名を名のるを云ふ、職人所(クラウドコロ)の瀧口の條、及び名對面(ナダイメン)を見よ、

モンジュ 文殊 「モンジュホサツ」を見よ、

モンジュエ 文殊會 參看每年七月八日 東寺四寺に於て、文殊菩薩を供養する儀式をいふ

起原清華 仁明天皇の天長十年七月八日に、大法師泰善が文殊會を行ひしはじめと爲す、後毎年七月に此事あるべき由、格に定められ恒例となる(公事根源、同集釋)

モンジュハチジホフ 文殊八字法 參看文殊菩薩を本尊として修する法をいふ、菩薩の其真言に、一字五字凡字の別あるにより此名あり、此法七十天供あり、息災に之を行ふ、諸宗儀範に「五星失度、日月傾蝕、彗星數現、四方異國侵境、却毒百姓、大臣反送、用首不利、損害國人、疫病流行、皆作大壇、八字三昧經に「此大壇法爲信法國王」と

モン

門を建つるに、外國の風に倣ひ、巨柱を左右に立て、これに門扉を著くるものあり、明治に至り、益々外風を模するもの多きこと、人の知れることし、八足門、四足門(八柱及び四柱の門なり)、棟門(棟を上げたるもの)、平門(二柱を立て、上に届あるもの)、上土門(門の屋の上を、石灰にて塗りたるもの)、アサツチモン(參看藥醫門、巨棟を左右に立て、門となしたるもの)、釘貫門(釘を以て打付けたるもの)、唐門(屋上に唐破風を設け、門扉も亦支那様なるもの)、冠木門(今の制に同じ)、中門(邸内に設けたる門、大門の内庭より、寢殿の前庭に入るべき門)、屏中門(ヘイサエウモン、參看樓門、樓を造りたるもの)、櫓門(櫓を作したるもの)、ヤグラ(參看土門、左右を築地にして、尾根なきもの、内裏の上東門を東の土御門、上西門を西の土御門といひしも、これが爲なり)、五門(屋上を五葺にしたるものにして、別に制あるにあらず)、貫戸門(屏竹篋を打ち付けたるもの)、鐵門(屏竹篋の筋鐵を渡し角鐵具などしたるもの)、鐵石門(鐵門のこと)にして、金具を餘石にしたるもの)、城門(城廓の門、大手にある大手門、搦手にある搦手門といふ)、鳥居門(主として神社に用ふ、トトリキ、參看等あり、挿繪を見よ)、また邸宅の正面にある表門、裏口にある裏門、脇にある脇門と汎稱せり(古事記、書紀、工藝志料、家屋雜考、要覽辨志、青標紙)

モン井 門院 女院(ニヨキン)を見よ、

モンガク 文覺 遠藤盛道(エンドウモリトウ)を見よ、

モンジャウ 問狀 鎌倉室町兩時代訴訟の時、原告の訴狀に對して、被告に陳辯すべきことを要すべしとす(御教書と云ふ、之を陳辯時代にては問狀御教書と云ふ、室町時代にては問狀御教書とも同)



佛經にて菩薩の一、具には文殊師利(曼殊師利)とも作る)と云ふ、妙吉祥とも、妙徳とも譯す、普賢と一對の菩薩にして、常に大乘の釋迦牟尼の左の傍に在りて智慧を司る、蓮花の中に住し、身の色黄金の如く、頭に五髻を結び

(これ大日の五智を顯はす) 右手に智慧の利劍を持ち、獅子に駕す、また左手に青蓮花を持し、花上に般若梵書あるものあり、文殊に、一字文殊、五字文殊、六字文殊、八字文殊、一字文殊、五髻文殊、兒文殊の種あり、各其形を異にす(翻譯名義集、尊容抄、大日律疏、佛敎いろは辭典)

モンゼキ 門跡 參看寺院に於ける僧侶の門葉門流を言ふ、後に寺院の資格となる、其住持を門主と云ふ、防官故實記に「宇多天皇御讓位御出家の後、仁和寺御室に居住し給ふ、依て之を御門跡と稱し、門跡の號之に始まる、後醍醐天皇に「法親王の居を卜し給ふ寺院を云ふ、寛平法皇の、仁和寺に宸居を據へ給より起り、御門の跡と云ふ義なり」と云へども誤

狀奉書といふ、貞永式目、「帶問狀御教書」致三張藉事、右就訴狀被下問狀者定例也、而以三問狀致三張藉事、奸濫之企、難通罪科、所申爲三問狀之傳事、給三問狀事一切可被停止云々」とあり、左に問狀御教書の一例を示す、

豐後國御家人石田四郎守國申、當國野上村地頭職事、書狀別に書遣之、于細具狀、早可令辨申之狀、依仰執達如件、

正嘉元年閏三月二十四日 武藏守(花押) 陸奥守(花押)

モンジャウセ 文章生 「モンジャウハカセ」を見よ、

モンジャウトクキヤウセ 文章得業 生 「モンジャウハカセ」を見よ、

モンジャウハカセ 文章博士 參看大學生の被賞、唐名翰林夫人、又は翰林學士、道及び詩文を掌る、定員二人從五位下、下に文章得業生、文章生あり、相當官、起原清華、始め詳ならず、續紀養老五年正月の條に文章博士從五位上山田御方等四人あるを初見とす、天平二年正七位下の官となし、弘仁十二年從五位下の官となす、次で仁明天皇承和元年紀傳博士及び得業生を停め、文章博士一人を加へて二人と定む、此後文章博士に紀傳道を掌るに至れり、故に後には文章博士を紀傳博士とも唱へしことあり、文章得業生は二人、文章生は二十人にして、文章生は續紀天平二年三月曲水宴の條に初めて見えたり、天平二年勅して雜任及び白丁を撰りて文章生となす、弘仁十一年其家子弟の詩賦に長ずる者を取て之に補す、其業進むものは式部省にて試験し、及第したるものを博士となし、後士の秀なるものを秀才となす、後士五人、秀才一人となす、天長四年

モリヲ

モリカ

モリヲカシヤウ 盛岡城 所在陸中國
岩手郡盛岡 源清國文治五年源頼朝、藤原泰衡を滅ぼし、葛西清重をして奥羽を統撫せしめ、南部光行を糠部、岩手、閉伊、鹿角、津輕の五郡に封じ之を治せしむ、因て三月城に居り兼治す、子孫相傳ふる

モリカハウチ

森川氏(下總生實) 姓は宇多源氏、佐々木信綱の三男六角泰綱の孫堀部左衛門尉宗綱より出づ、宗綱の九世宗氏、尾張比良郷に移り、織田信秀に仕へ、堀部を堀場と改む、其孫氏俊、母の氏を冒して森川に更む、永祿八年德川家康に仕ふ、文祿元年足輕五十人を預けられ、二千石を賜はる、其子重俊、將軍秀忠に仕へて寵あり、執政職に任じ、西城に徙り、書院番頭を兼ね、慶長十四年三千石を加賜、十九年除封、元和元年大阪の役私に軍に従ふを以て、壹萬石を賜はり、下總生實を治む、享保元年後胤若年寄たるの勳を以て、特に一世中粟米五百石を賜はる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)。

○重俊 重政 重信 俊胤 俊常 俊令 俊季 俊知 俊民 俊位 俊徳 俊方

モリサ

モリナ

モリサタシンワウ 守貞親王 名諡法名行助、世に持明院宮、持明院法皇、また廣瀨院なと稱す、後堀河天皇の時、尊號を上りて後高倉院といふ、高倉院高倉天皇の第二皇子、後鳥羽天皇の皇兄、御母は七條院藤原植子、贈左大臣信隆の女、事關治承三年二月降誕、高倉天皇、平知盛に命じてこれを育せしむ、壽永二年平宗盛の安徳天皇を奉じて西海に走るや、また親王をも具ひ、密に儲貳に擬せり、平氏滅ぶるに及び京師に歸り、上西門院の養ふ處となる、文治五年親王となり、建久二年三品に叙す、然れども居常志を得ざるを以て、爵々として樂まざりき、建暦二年薨斃、建保六年東大寺に受戒す、承久三年北條義時九條天皇を廢するや、親王の皇子茂仁を立つ、後堀河天皇、これなり、九月天皇、生父たるの故を以て、親王に尊號を上りて大上法皇といふ、即ち萬機を預り聞く、位に即かずして太上法皇の號を上ること茲にはじまる、貞應二年五月崩す、壽四十五、北白河に葬り、後高倉院と稱す(大日本史)

モリナガシワウ

護良親王 名諡初め尊法親王といふ、延暦寺の大塔に居りしが故に世に大塔宮と稱す、後遷居して尊那尊形といへることあり、遂に今の名に改む、醍醐後醍醐天皇の第三皇子、御母は源親子、權大納言師親の女、事關後醍醐天皇の北條氏を圍り給ふや、親王また其謀に參與したりしが、まづ近畿諸大寺の僧徒を引いて與黨と爲すの必要を感じたるより、嘉暦元年九月梶井殿即ち梨木門跡となり、大僧都に任じ、二年三月三品に叙し、天台座主に補せらる、是に於て務めて山門衆徒の心を收攬せり、元徳元年四月職を辭し、十二月遷都す、二年勅して延暦寺の大講堂を修し、三月天皇親臨して、これを度し、親王を以て新堂元願師と

モリナ

爲し、二品に進められたり、四月また座主を辭し、専ら密謀を畫策したりしが、元弘元年謀洩れしがゆゑに、天皇は近臣數人を從へて笠置山に幸し、藤原師賢に、天皇の御衣を着して、延暦寺西塔に至らしむ、僧徒以て天皇となし、競うて西塔に集る、親王即ち弟尊澄法親王と共に、別に僧兵を將ゐて八王子に陣す、明日六波羅の兵來り攻むるや、討つて之を卻けしと雖、僧徒漸く眞の天皇に非らざるを知り、稍々散去せるがゆゑに、親王は逼れて楠木正成の赤坂城に入り、尋てまた城を出で、大和十津川より、吉野熊野、高野等の間に出没し、二年遂に吉野の大衆を語らひ、愛染寶塔に城廓を構へて之に據り、また密使を諸國に派し、令旨を傳へて勤王の兵を擧げしむ、應ずるもの多し、三年(正慶二年)北時高時二階堂貞藤をして吉野を攻めしむ、親王防戦せしと雖利なく、逼れて高野山に入る、既にして天皇船上山に幸し、官軍大に振ふ、親王即ち河内信貴山に往き、毘沙門堂に居りしが、赤松則村の兵京師を攻めて利なきを聞き、更に令を延暦寺僧徒に下して、則村を援けしめたり、會々新田義貞高時を斃し、足利尊氏等京師を復せるを以て、車駕宮に歸り給ふ、是に於て六月十三日親王入洛して天顏を拜し、征夷大將軍となり、兵部卿に任ず、然れども同八月に成良親王が征夷大將軍となりたるをおもへば、將軍就職の時日は極めて短かりしがごとし、此時に當り足利尊氏は、累世の名家たるの故を以て、賞諸將の上に出で尤勢力あり、親王密かに之を除かんことを圖り、尊氏もまた親王の威名を忌み、機を見て斃さんと欲し、相互に反目するに至れり、而して親王の企策せる所未だ成らずして謀洩れ京師陥たり、會々准后新待賢門院は、親王の勢力熾んたるを見て、其出な

モログ

モロノフ 師宣 菱川師宣(ヒシカハモロノフ)を見よ、

ヤ

ヤ



成良親王の太子たるを廢せられん、とを恐れ、氏と結託して護良を天皇に讓す、是に於て天皇は、一方には尊氏の心を解かんが爲め、一方には門院の讒に動かされ、建武元年十月親王を捕へて常盤井殿に幽す、翌月に至り鎌倉に護送し足利直義に預けらる、直義即ち二階堂ヶ谷なる東光寺に幽す、二年七月高時の遺子時行蜂起して鎌倉を襲ふや、直義之を拒ぐこと能はずして西奔するに及び、二十二日の夜洲邊善博を遣はして親王を弑せしむ、年二十八、後其地に就いて鎌倉宮を建て、之を祀る○東光寺の御所は、細々要記、神明鏡、太平記には土牢を塗りて置き奉るとし、神明鏡には土樓と記したり、土牢、土樓は、共に塗籠の事にして、即ち東光寺中の、壁を塗りたる室の事なり、世に土窟なりと思へるは大なる誤りなり(梅松論、増鏡、高野春秋、高野山文書、南山巡狩録、大日本史、鎌倉勝覽考)

ヤ 矢 名義 弓の弦に掛けて發射する武器をいふ(一)發射する時に發する掛け聲より名く(二)羽の轉音なり(以上二説和訓栞(三)遺るの義、射で遺るものなればなり(日本紀私記(四)破るの義、射當てたるものを破るが故なり(東雅)(五)其物の尖りたるよりの名にて、切株の尖りたるを、俗にやといへると同じ(古今要覽稿)等の數説ありて詳かならざれども、第五説或は眞に近からんか、又、飛鳥の寶劍とも、調度ともいへり、但調度はテウドと訓じ、貴人の用ふる矢をいふ時にのみ稱す(調度は弓矢の總稱なれど、貴人の弓矢を分けていふ時は、弓をテウラシ、矢をテウドといふなり) 製法 名義 所 矢竹にて幹を作り、本に驚鷹等の羽三片を付け、末に鐵を着く、長さは己が手にて十二束を法とすといへり、されど人により十四五束に及ぶもあり、一束は一握にて、指を四つ並べたる長さをいふ(大指を除く)いま詳しく部分につきて名所及び製作を説明すべし、幹(ヤカシ)の體をいふ、柄とも書す、筈(ハズ)とも稱す、矢竹にて作る、節は普通四節と三節との二種あり、四節にては、第一の節を羽中節、第二の節を袖節(またナツトリ節)第三の節を尾中節、第四の節を露承節(征矢の時捕節、または管節、的矢の時射付節といふ)といふ、三節にては、羽中節なきのみにて名稱これと同じ、管(ヤハズ)弦を受くる所をいふ、節の頭を削りても作り、又別に竹、角

等にて作りて附するもあり、彫(エリ)音の、弦を受くる爲めに彫りたる所、即ち直接弦に當る所をいふ、羽、節に附したる羽根をいふ、三片あり、管巻、管の際を巻きたるをいふ、うら巻、羽の上のくきを巻きたるをいふ、もと巻、羽の下のくきを巻きたるをいふ、下作(モトハギ)本管(モトハズ)とも稱す、根多巻、節の本の方を巻きたるをいふ、金巻とも稱す、管巻、根多巻の下を巻きたるをいふ、口巻、または矢足(クツマキ)とも稱す、節陰、節に竹の枝を取りたる跡の窪みたる所をいふ、此處を黒く漆にて塗るなり、されば漆を塗る事を、節陰をとる、節陰をぬるなどいへど、又轉じて漆にて塗りたるを、直に節陰とのみいへり、節景、または節陰とも書す、鐵、筋に挿みて物を射通すの用に供するもの、矢後の義、また箭先、箭根、矢實ともいふ、後世多く鐵にて作りたれども、上古は石、獸骨等をも用ひたり、筈代、鐵のなかごをいふ、即ち筋に挿りたる部分なり、鐵、天羽々矢(羽の廣く大なるものなるべし)天鹿手矢(獸類を射るに用ふるもの、なほ本居宣長の説に、羽々矢とは、其構造についていひ、鹿手矢とは使用についていへるにて、同物なりといへり)丹塗矢(赤く塗りたる矢、以上三種神代紀に見ゆ)征箭(戦時に使用するもの、征矢とも書す)野矢(獵の時に用ふるもの、また鹿矢、獵箭ともいへり、其製征箭に比して粗糲に、羽もあるに任せて用ひたり)的天(的を射る時に用ふるもの)鑄矢(鐵に鑄を用ひたるもの、カブヤシ(參看)雁股矢(鐵に雁股を用ひたるもの、カリマヤ(參看)鋒矢(トカリヤと訓す、鐵に鋒矢を用ひたるもの、また利雁矢とも書す、同訓なり)墓目矢(鐵に墓目を用ひたるもの、ヒキマ(參看)神頭矢(鐵に神頭を用ひたるもの、また矢頭ともいふ、下

ヤウジ

また入院の手續きは、病者より町奉行所に訴へ出で、其許可を得たる後、名主判鑑を以て、四ツ前後より七ツ時までの間に、養生所に赴かしめ、役人立合の上、判鑑を調査したる後、これを病室に入るゝなり、病人には、それ〴〵手當を附して治療せしめ、死去の際には家族に渡し、無縁のものに同院に埋葬せしめたり。なほ病人の食料衣服等は、皆官より給すれども、其家族より差入るゝものは、役人の手を経て渡すことを許せり、(通ひ療治の手續また之と同じ)されど奉行所に願ひ出ることの煩を厭ひ、入院者少かりしが故、八年七月、直ちに養生所に願ひ出ることに改め、且此時、名主等を召集し、院内治療の状況を縦覧せしめ、其支配の窮民に病者あらば、懇に周旋して入院せしむべき旨を達せらるゝ、これより入院者次第に増加せり、其後寛政天保の二度に、多少の改正ありしも、大體は享保の定めによりて、變更する所なかりき、既にして慶應元年九月町奉行所の支配を除き、多紀養安院、多紀安叔兩名の預となりしが、幕府滅亡の後、明治元年六月鎮府府へ上收せられ、貧病院と改稱し、尋で廢せらるゝ、なほ養生所付醫師は、多くは、小石川附近なる寄合醫師、小普請醫師より出役するものなれども、其間には、御醫醫師、又は藩醫町醫より出づることあり、初めは内科、外科、眼科を合せて、八九名の出役なりしが、享保十八年以後五名となり、從前種痘科として、毎年金五十兩を給せしものには米百俵を給し、二十兩を給せしものには五十俵を給せり、天保十四年醫師の出役を停め、總て町醫の内、所謂御目見醫者より簡選して、養生所附を命じ、出勤中は、種痘科の外十五人扶持を給することとなる、また養生所の經費は、はじり年額七百兩なりしに、後増して八百四十兩と

ヤウゼー ヤウメ

なれり(徳川實紀、小石川志料、江戸會誌)
ヤウゼイテンワウ 陽成天皇 名義 御名は貞明 清和天皇の第一皇子、御母は皇后藤原高子、贈太政大臣長良の女、第五十七代の天皇 聖德太子 貞觀十年十二月染殿院に生る、十一年二月清和天皇の太子となり、十八年十一月受禪、元慶元年正月即位す、然れども天皇御病あり、昏狂日に甚し、攝政藤原基經これを憂ひ、八年遂に廢立の議を決す、在位八年、改元すること一、二月四日位を光孝天皇に譲る、仍て太上天皇の尊號を上る、天曆三年九月晦日崩す、壽八十二、京都市上京區淨土寺町の神樂岡東陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)
ヤウデウ 横笛 横笛の調ウツキなるを、王敵と相通するを思ひてヤウデウと訓みたりといへり(歌謡品目義經記、平家物語等に其名見ゆ、フエ「ウツキ」を看)
ヤウトクモ 養徳院 足利滿澄の法號、門の一、招接堂の北廂廂門にて、嘉樂門の南西通門なり(拾芥抄)
ヤウトクモ 陽徳門 大内實豐院十七子、法名圓覺智、後深草天皇の第五皇女、母は大相國公相の女藤原相子、永仁二年二月内親王宣下、尋で准三宮となる、乾元元年三月院號を賜はり、嘉元四年九月尼と爲る、觀應三年八月十一日薨す、年六十五(女院小傳)
ヤウメイカクハ 陽明學派 名義 明の王陽明が祖述せる良知の學を繼承せる經學の一派をいふ、寛永年中中江藤樹始めて之を首唱し、熊澤蕃山等に傳ふ、爾來三輪執齋、大塚中齋等亦之を主明せり(儒學源流)附録の部參看、

ヤウメ

ヤウメイケ 陽明家 近衛家をいふ、コノエウツシを見よ、
ヤウメイノクワン 揚名官 名義 王朝時代以後、有名無實の官を云ふ、孝經にある揚名とは異にして、名のみ稱へて其實なきこと、即ち虚名をいへるなるべし、原中最秘抄に「宇治殿仰云、揚名關白有「何證」云々、近來執政爲「虚名」之由御述懐云々」とあるにて其意義明らかなり、多くは國司に限る、就中揚名介は古來より尤も著名にして、種々の議論ありて一定せず(原中最秘抄、源語秘訣に、揚名の攝政關白あれども、日記記録等に所見なきを見れば、揚名官になぞらへていへるにて、實際其稱呼のありしものにあらざるべし)(一)源語秘訣に「只名ばかりと云ふ意なり、譬へば其の官になりたれど、職掌もなく、得分もなきをいへり」と云へり、小山田與清、佐藤博士之に従へり(二)原中最秘抄に「やうめいの介の事、無所望仁、除目に作名舉也、吉野春風、三輪車持之類也」と云へり(三)大楓秘抄に知行國「チヤウ」參看の守を揚名守といはれいふべきと云へり(四)原中最秘抄所引の信西入道の説に、正權の外介にて、公解に預らざるものと云へり(五)源中最秘抄の説に、山城介を云ふなどあり(六)源語秘訣所引の或抄には、籤符を給はざる介を云ふと云へり、按ずるに揚名官は、もと年給(ネンキヤ)參看)によりて、公卿以上のものが、年官を賜はりしより起りしものにして、給主は其の國の吏務を知行し、其の子孫又は家臣を以て、守接目等に任官したるが故に、被任者は固より其の職務はありて、其の任國に赴きしとは、源氏物語にて知らる、第一説の、只名ばかりにて得分なきと云へるは可なりと云ふ、職掌なきと云へるは誤なり、第二説は、權記長保四

ヤウメ

年九月廿四日の條に「置給實奉、申上常陸兼、故院御給、揚名」と見え、爲房卿記寛治元年正月三日の條に「攝政御直慮被始除目、内給所依、無所望人、注上揚名之者」とあれば信を置くに足る、然れども後世には、作名の國守あれど、揚名國守の名見えざるは疑ふべし、第三説又捨て難きも、實際に揚名守と稱したる例なきを以て、直に首肯し難し、第四説以下は殆ど取るに足らず、(原語秘訣)除目抄に「正六位上賀茂朝臣忠位、望揚名介、寛弘二年正月五日、揚名問答所收の一書に「正六位上藤原朝臣惟光望揚名介、寛弘二年二月日左大臣正二位藤原朝臣」とあるを、史に見えたる初めとす、又空種物語祭の使卷に「やうめいざえはありがたしやなど云々、源氏物語夕顔の卷に「やうめいのすけなるもの、家になん侍へりける、男は田舎にまかりてなむ云々」と見えたり、其の後本義を失ひて、雖義秘訣として、山城、上野、常陸、近江五國の介を以て、揚名の介と稱するに至れり(揚名問答、史學雜誌、揚名介考、同「揚名介考補」、同「同補之餘」、同「年給考」)

ヤウラ ヤウウ

ヤウメイモン 陽明門 名義 大内裏内廓十二門の一、近衛門ともいふ、所在宮城の東面、待賢門の北に在り、北端より第二の門となす(初め第一門なりしが、東門の作られしを以て第二門となる)
(原語秘訣)恒武天皇延暦十三年、宮城經營の時、備前國之を作り、山氏之を監す、大さ五間、戸三間、左衛府之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年額を改め、勅筆の額を掲ぐ、古より此門前に於て車立の儀あり、所々皆此門の儀を存すべきことなりといふ(拾芥抄、大内裏圖考證)
ヤウメイモン 陽明門院 名義 順子内親王、法名妙法覺、三條天皇の第四皇女、

ヤカタ

ヤカタ 屋形 家屋を云ふ、後世尊稱となりて、屋形號を許されざるものは、稱するを得ざることなり、吾妻鏡建久元年七月廿七日源賴朝の狀に「宿所事、先日言上候畢、東路之邊候歟、廣らかに給候て、家人共の屋形などを指して、可令宿由思給候也云々、平家物語土佐房被斬條に、其外侍ども御内に夜討入りたりとて、あそこの宿所、爰の屋形より馳來る程に、判官程なく六十騎になり給ひぬ云々」と見えたり、三内口訣に、古へ大臣の居所を云へり」といへど、倍々難し、屋形號の尊稱となりしは、土岐家圖書に、かの家の傳へをふるして「當方を屋形と云ふこと、總じて大名の宿所を屋形と申すこと、元弘建武の頃、天下打ちつゝみだれたる時、澁州へ行幸ありけるに、當國小島と云ふところに行宮をたてられけり、定林寺殿(頼具)あつかひ御申あり、世治より、御入浴の時、これを屋形と號し、住居あるべきよし勅定にて、御賜はりあり(中略)然る間土岐は殊に子細あるによりて、其の後かの行宮を土岐郡へひかれ、屋形と號せらるゝなり、皇居の時のみ、丸柱なり、修理ありて、今に至るまで遺るなり、大名の宿所を屋形と云ふこと、是れより始まりて、諸家にも申すよし申したつたり、當家において、子細ある間可(中略)但し他家へ對して、主人を屋形と申す儀は無禮なり、三管領の者も、主人を屋形と、他家へ對して申すことは、斟酌することなり」と云へども疑ふべし、三内口訣に「足利家の末より武家屋々の稱號となれり」といひ、倭訓栞に「古の名家將軍家に屋形號を申請て許さるゝ人まあり、將軍義尹の時、對馬の宗義盛に屋形號を授けし事見ゆ、當時屋形號を得ざれば、召使ふ所の諸士も、烏帽子直垂、或は素襦などを著せしむる事能は

ヤガミ

ざる故に、互に望みて許されけるなりといひ、貞丈雜記に貞衡説を引て「屋形と云ふ事、山名、赤松一色、京極、大内、大友、土岐、河野是等の大名、屋形御許有て、其主人を屋形と稱するなり、屋形御は、其の時々の老人七人づゝ御免候也」と云ひて、室町時代より尊稱となれるが如く云へり、これ又確なる證據なきも、板井日記に「秀純公は元來本庄家にて、當國第一の旗頭の家筋と云、名將の器量仁故に、將軍家御馳走淺からず、則勅許にて當國屋形號をも下されければ、威勢日々に募り云々」とあれば、此頃より云ひ出し、ものなるべし、而して江戸時代には、武鑑によりて按ずるに、幕府より屋形號を許されしは、尾張、紀伊、水月の三家、越前福井の松平、出雲松江の松平、島津、伊達、細川、佐竹、上杉、宗諸氏の本宗なりき。

ヤガミノコホリ

八上郡 所産因幡國 起原古事記に入上比賣見ゆ、蓋し此地に因て名付しものなり、後ち建て、郡となす。藩制和名抄に若櫻、丹比、刑部、巨理、日部、私部、土師、大江、散岐、佐井、曳田、石田等の郷あり、中古此郡の六郷を割て、八東郡を置く、拾芥抄以後二郡たり、地誌提要「ヤガミ」と訓す、今之に従ふ、明治廿九年八東置頭と合して八頭郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) ヤギフウチ 柳生氏 姓は皆原、道眞の四世紀伊守重宣より出づ、其孫永家、藤原頼通の家令たり、長暦元年頼通、春日社に四箇の莊を寄せらるゝ時、永家は小柳生莊を預る、依て子孫世々茲に住し、柳生を氏とす、十一世永珍の時所領を失ふ、建武中興の際、勳功により本領柳生莊を賜ふ、七世宗嚴、三好長慶に仕へ、銀術を以て名あり、後ち織田信長に仕へ、尋で柳生莊に隱居す、豊臣秀吉の時、隱

ヤギフ

田の科に處せられ、累代の地を没收せらるゝ、其子宗矩、父と同じく流浪す、慶長五年徳川家康召して兵を擧げしむ、宗矩大和に歸り兵を擧ぐ、其年功を以て大和柳生の地千石を賜はる、寛永六年叙爵、但馬守と稱す、其後屢々加封ありて、一萬二千五百石を領するに至る、宗矩父祖傳來の兵法を傳へ、徳川家光の師範役たり、正保三年、八千三百石を嫡子三殿に、四千石を三男宗冬に分封す、慶安三年三殿の卒後、弟宗冬宗家を繼ぐ、寛文八年二千石加賜せられて萬石の列に入る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜) 俊平 俊峯 俊則 俊豊 俊章 俊順 俊方 俊郎

ヤギフリウ

柳生流 柳生重兵衛(一)に十兵衛に作る)三殿の始めたる銀術の流派○三殿は宗矩の長子、宗殿の孫なり、宗殿は新隆流銀術の始祖にして、宗矩また其技に達す、正保三年宗矩歿するに及び、遺領大和國柳生の地一萬二千五百石を賜ふ(弟宗冬に四千石を分つ)慶安三年四月卒す、三殿早く家業を承けて奥妙を極め、遂に一派を開く、柳生流、れなり、江戸時代盛んに行はる(徳川實紀、武藝小傳、武術流祖録) ヤキモノ 焼物 俗稱土にて種々なる形を作り、之に釉彩を施して焼きて製したる器具をいふ、太古は、皆土の素焼にして、其名は甕、瓦、瓦、手、鉢、甕など稱し、之を總稱して「ヤキモノ」といふ、諸物を容れて掘置の義なり、また陶器ともいふ(陶器) 注記「上代」神代より既に在りて、皆土の素焼なり、葉巻鳴鶴出雲箆の川上に至られし時、土人脚穿乳、手

ヤキモノ

瘰癧、瘰癧を造り酒を醸しとみえ、また高泉産靈尊、櫛八玉命に命じて毗良迦を造り、珍珠を盛て大己貴神に供せしことあり、また海神豐玉彦の女豐玉姫、玉梳を用ひて井水を汲めるとあり、神武天皇即位三年前、椎根津彦をして天香山の壠を取て、平糞、手、鉢、甕を造らしめ、神祇を祭り給ふ、其神に供するの甕を「イツベ」と稱す、是より先、和泉國大鳥郡に工人あり、能く陶器を作る、因てその地を陶邑と稱す、垂仁天皇三年近江國鏡谷の工人、新羅歸化人の子孫を以て、能く新羅様の陶器を作る、三十二年皇后日葉媛媛薨じ、之を葬る時、墓陵に陶製の人馬を立つ、世人之を埴輪立物といふ、此時初めて土部職を置き、陶器を製する地を定め、野見宿禰をその長官とし、姓土師を賜ふ、是より子孫土師工人を督し朝廷に仕ふ、景行天皇の時、始めて陶製の人馬を以て神を祭る、雄略天皇七年、陶器業を興さんと欲し、百濟の陶工高貴を招き、陶法を傳へしむ、諸國の陶業漸く起る、十七年天皇土師音等詔して、朝夕御膳に供すべき清器を造りて獻せしむ、顯宗天皇の時始めて盤見ゆ、而して古製の陶器には、凡三種の區別あり、一は和製古陶器、一は繩目土器、一は朝鮮陶器なり、繩目土器は、所謂コロボツクル人種の製作品にして、製作の際、繩又は葉蓮などに押付けし模様あるを以て此稱あり、朝鮮土器は、朝鮮より渡りしものと、我邦にて模造せしものとあり、和製古陶器は、邦人の手に成りしものにて、素焼、埴輪、陶磁類、甕瓶等の二三種あり、素焼は焼方十分ならず、緒色を帯びて質脆きものなり、埴輪及び陶磁類は、緒色を帯ぶるもの多きも、焼方稍々硬し、其緒土の質によりて、暗黒色を顯はすものもあり、甕瓶類は焼方十分にして質硬く、色は灰色、又は茶褐色にして光澤あり、中

ヤキモノ

には自然に地質より釉の成分を以て、諸色を顯はるものもあり、降りて大化元年高麗國を遣き、土師の工人を管す、傳へいふ、當時肥前に於て能く陶器を製す、大寶元年陶器を製する工人の戸を定む、三年諸國疾疫あり、始めて土牛の大像を作る(奈長朝時代)稱徳天皇東院の玉殿を構造し給ふや、甚くに瑠璃瓦を以てし、畫くに藻繪の文を以てす、其瑠璃瓦は、瑠璃を施せるものにして、陶器に彩を施すこと、此頃よりやうく盛になり初めしものなるべし(平安朝時代)延暦十三年遷都の時、若瓦(瓦に瑠璃を施せるもの)を造り、大極殿の屋を葺く、當時支那の商賈陶器を賣し來る、其器茶を盛るもの多し、時人因て支那舶來の陶器を「ヤキモノ」といふ、既にして本邦製の陶器も、茶を盛るにあらざる物をも亦「ヤキモノ」と稱す、大同三年筑前司を大膳職に合す、是より後ち陶器は大膳職に於て製造す、嵯峨天皇の朝、造瓷師生尾張山田郡の人三家部乙麿等、韓國の陶法を學び來り、雜生に准じ出仕す、是より韓國の瓷器製造法愈々盛に行はる、王朝時代青色の彩釉を施せるものあるを、秘色と稱して最も珍重せり、村上天皇は供御の御膳に秘色の酒瓶を用ひ給ふ、延喜五年、制して陶器調賣の國を、大和、河内、攝津、和泉、近江、美濃、播磨、備前、讃岐、筑前の十國と爲し、尾張長門の二國をして、年料供御の用に、瓷器をあてしめらる、承平天慶の乱後、製陶業漸く衰へ、工人僅に其法を遵守せしに過ぎず、故に陶器を奉るべき國々も、却りて他物を貢するに至る(鎌倉時代)降りて承久の亂以來、諸國の工人陶器を製すること甚だ尠し、後堀河天皇の時、尾張國に加藤四郎左衛門景正といへる者あり、瀬戸村に窯を開き支那土を用ひて茶壺の類を製し、茶褐色の釉を施し、又其上に斑

ヤキモノ

と稱す、是より裝飾を加へし美術的の作を出すに至れり(セトヤキ、參看)其後陶製發達し、後宇多天皇の時、信樂燒、後醍醐天皇の時、伊賀燒等起れり(室町時代)當代の初期は、多くは支那朝鮮南洋諸島よりの輸入品を愛玩せしが、點茶香道の盛んなるに従ひ、各地に陶工出で、製作するに至れり、即ち志野宗信は尾張にて志野窯を開き、備前燒(當代の末より、花瓶茶器類を作り、古備前と稱す)美濃窯、唐津燒(根拔と稱するは、建武より文明年間、奥高麗と稱するは、文明より天正年間)いづれも製せし所)等あり(桃山時代)豊臣秀吉茶道を好み古器を愛玩す、此際于利休、細川幽齋、古田織部正等の茶人、各々其好む所の陶器を作らしめたり、京都にて長祐樂燒の名品を出だし、又正意、萬右衛門、源十郎、宗伯、備前には三月六日兵衛等各々創意の茶器を製す、又文祿征韓の役、從軍の諸侯、歸降者の陶磁を能くする輩を携へ歸り、各々其封土に於て、陶窯を開かしめ、薩摩の帖佐、筑前の高取、肥後の八代、長門の萩、其他肥前に、豊前に、陶業各地に起る、唐津燒の如きは、慶長以降唐津と稱すべきものをだだし、其實赤土、風土の二種あり、青黄黒を兼れたる釉を施せり、又古田織部の創意にて織部燒を出だし、其實較柔なり、施すに黒褐及び緑色の釉を以てす(江戸時代)前代に於て其基源を開きしを以て、當代に入りては最も盛大となり、京都には野々村仁清ありて仁清燒を出だし、伊萬里には吳洲權兵衛等、薩摩には牧平意等、筑前高取には五十嵐次郎左衛門等の名工顯はる、其他京都の粟田、長門の萩、肥前の唐津等亦奇器を出だせり、江戸時代の中世に業を創し、又窯を中興せしものに、京都の清水、尾

ヤクイ

ヤクイモン 藥師門 モンを見よ、ヤクイモン 藥園司 典藥寮の被管、藥草の性質、形狀、名稱等を詳細に研究し、併せて藥草の採取及び藥園生教授を掌る、人員二人正八位上の官、大寶元年始めて置く(令義解) ヤクシ 藥師寺 所在大和國添下郡(今生駒郡)都跡村大字六條砂村(舊法相宗、大本山、七大寺の一)本尊藥師如來 起原諸國 天武天皇九年、皇后の病氣平愈を祈らんが爲めに、金剛藥師像を作り給ひ、藤原宮(高市郡白檀村高殿)に草創す、元正天皇の朝、平城の右京に移し、聖武天皇天平年中造營成る、五年勅して封五百戸を寄す、天長七年九月勅して、始めて藥師寺に最勝會を行はしめ、爾來毎年恒例となり、播磨國水田七十町を賜ひ、其供養に充てしむ、天延元年火災に罹る、大和伊賀等十ヶ國をして造營せしむ、其後屢々災厄に罹り、三層塔を除く外、江戸時代の建築にかゝる○金堂、延寶二年の再興なり、佛壇は大石にて、長九間、幅二間、高一尺八寸、養老年中百濟國王の獻する所と云ふ、本尊藥師如來座像、台座共一丈四尺、幅三日光光立像、共に金銅にして行基の作と云ふ、天武天皇八年より、前後十七年を経て、造像の功を竣る○講堂、金堂の後後に在り、同じく銅造藥師三尊を安置す、皆共に圓